

史料目録 第97集

信濃国埴科郡松代町八田家文書目録  
(その6)



写真1 不用之古書類綴一括 (え 1563)



写真2 家事規則 (え 1691)

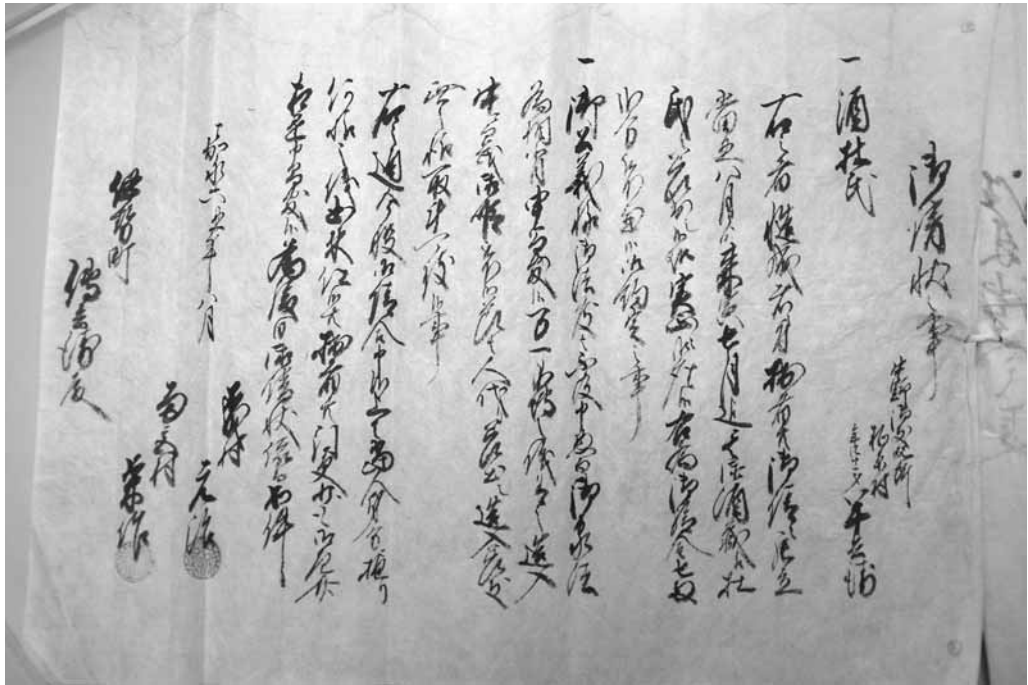


写真3 (酒杜氏) 御請状之事 (え 1359-9)

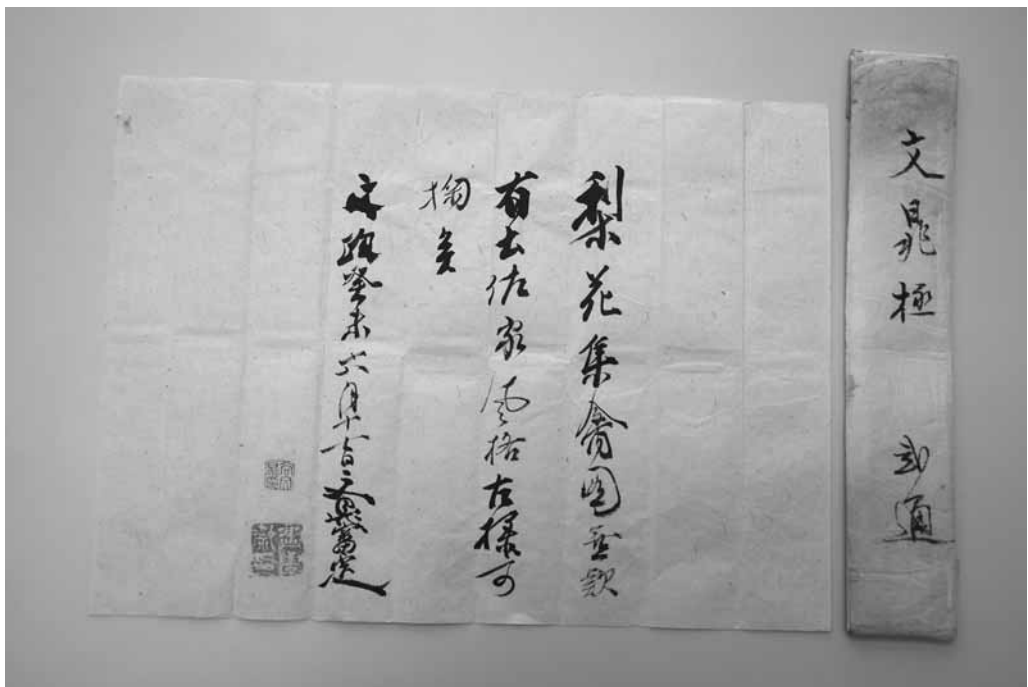


写真4 梨花集禽 文晁極書 (え 1653-2)

## 凡 例

- 1 本目録は『史料目録』第97集として「信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その6）」（文書記号：28B）を取めた。信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書（以下、八田家文書と略）に関しては『史料目録』第41集（1985年）・第48集（1989年）・第50集（1990年）・第94集（2012年）・第96集（2013年）にも収録しており、合わせて参照頂きたい。
- 2 目録編成にあたっては、ISAD（G）（国際標準：記録記述の一般原則）の考え方も参考にしつつ、文書を発生させた組織・集団の役割や活動に留意し、文書群の持つ内的構造を復元することに努めるとともに、上記既刊八田家文書目録の階層構造を生かすように心掛けた。
- 3 袋・包紙などによる一括文書や、袋・包紙を含めた綴り一括文書が非常に多く、当館へ譲渡後の仮整理時に一括されたと推定されるものも含め、その纏まりを尊重し、原則として袋上書や包紙上書の情報に依拠して最も適切と考えられる項目に一括掲載した。
- 4 本文記載は、(1) 表題、(2) 作成者または差出人、(3) 宛名、(4) 作成年月日、(5) 形態・数量、(6) 整理番号の順である。一括情報は、(5) 形態に続けて／（半角スラッシュ）で区切った上で、これを明記した。また紙質や保存状態などの情報も同様に適宜注記した。原文書の欠字や判読不能箇所は、[ ]をもって字数を埋めた。
- 5 表題は原表題のあるものはそれを採り、ないものについては（ ）を付して仮表題を与えた。また、表題のみでは内容が判別できないものについても、簡単な内容摘記を行い、同様に（ ）を付した。
- 6 作成年月日は和年号で示し、干支だけの場合はそれを採録した。推定年次については、（ ）を付した。
- 7 形態は、本目録の大半を占める書付文書の場合、竪紙、折紙、竪切紙、横切紙、竪継紙、横切継紙、小切紙、小紙、札などと表記することで、料紙の使用法の違いを示した。冊子型史料では、半（半紙竪折判）、美（美濃竪折判）、横長半（半紙横折判）、横長美（美濃横折判）、横半半折（半紙横折紙半折判）などの略称によって原書の大概を示した。また絵図類や定形外の印刷物は、縦横の寸法をセンチメートル単位で示し、紙継があるものは鋪、ないもの（1枚もの）は枚とした。
- 8 本目録は研究部山田哲好がこれを担当し、調査収集事業部の清水善仁・日裏祥子・上川准がこれを補佐した。文書の目録データの作成にあたっては、澤村怜薫・芹口真結子・武子裕美・武林弘恵・望月良親、以上の各氏の協力を得た。

---

## 総目次

---

口絵

凡例

総目次

信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その6）本文細目次 .....	1
解題 .....	5
伊勢町八田家文書の伝来と整理方法 .....	5
八田家の来歴 .....	6
文書群の階層構造と内容 .....	7
松代城下商人町町並絵図 .....	16
伊勢町八田家略年表 .....	17
伊勢町八田家系図 .....	18
目録本文 .....	21
内方 .....	21
店方 .....	140
町年寄 .....	150
松代藩御用 .....	165
産物会所 .....	169
商法掌（松代商法社） .....	183
副区長（第13大区4小区） .....	191
第六十三国立銀行頭取 .....	193
内方・店方・産物会所混在文書 .....	195
その他 .....	201

---

信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その6）本文細目次

---

内方	21
系図・由緒	21
相続	22
家訓・規定	23
奉公人	24
土地経営	25
持地	25
下屋敷	27
借家	28
江戸屋敷	29
田地譲渡	29
買取・質取	30
質入	30
小作	31
小作年貢米滞一件	36
材木方	39
金融	41
貸付金	41
借入金	59
預り金	61
他家借財片付	61
家中借財勝手向立直	61
無尽	63
金銭穀物勘定請払	71
金銭勘定	71
金銭払方	78
普請	83
賄	84
諸品請払	84

儀礼	85
献上・寄付	85
離縁	86
葬儀・法事	90
書状	96
寺社奉加	130
菩提寺浄福寺一件	130
蔵書	132
風説書	133
諸芸	133
学校	138
<b>店方</b>	140
酒造方	140
酒株・鑑札	140
仕法	140
使用人	141
手充	143
諸品請払	143
借入金	143
一件	144
道具調	145
書状	145
油店	147
醤油店（松井店）	147
質店	148
<b>町年寄</b>	150
町政	150
御取締	152
殿様御用	153
御巡見様御用	157
貸借	158
社倉	159

町内無尽	160
一件	161
<b>松代藩御用</b>	165
御用金・御用米	165
江戸運送	167
人足	168
<b>産物会所</b>	169
拝借金	169
京都交易	169
大坂交易	172
陶器竈	176
菓草	177
銅山	178
勘定	179
駄送	179
一件	179
諸書類綴	180
<b>商法掌（松代商法社）</b>	183
諸書類綴	183
書状	189
<b>副区長（第13大区4小区）</b>	191
<b>第六十三国立銀行頭取</b>	193
<b>内方・店方・産物会所混在文書</b>	195
<b>その他</b>	201



---

## 信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その6）解題

---

文書群記号 28B

文書群名 信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書

年代 応永 23 (1416) 年 (写) ~ 明治 19 (1886) 年

数量 3,367 点 (レコード)

### 八田家文書の伝来と整理方法

本目録に収めた文書は、信濃国埴科郡松代伊勢町（現、長野県長野市松代町松代）に宝永 6 (1709) 年に居を構えて以来今日に至っている八田家（屋号「菊屋」、松代藩御用達商人、町年寄、松代藩御勝手御用役、給人格、糸会所・産物会所・松代商法社役人、副区長など歴任）に伝来し、昭和 28 (1953) 年、9 代御当主恭平氏より当館（当時は文部省史料館）に譲渡されたものである。

譲渡当時の整理の様相については不明だが、吉永昭氏（元福山大学学長、当時は文部省史料館臨時筆生）によってカード目録が作成された。その後、昭和 33 (1958) 年に吉永氏が愛知教育大学へ転出してしまったため、整理作業が中断されたが、昭和 56 (1981) 年頃、大藤修氏（現東北大学教授、当時は国文学研究資料館史料館助手）によって整理作業が再開され、『史料館所蔵史料目録 第 41 集 信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その 1）』（以下、『八田家文書目録』と略す）が昭和 60 (1985) 年に刊行された。その解題には「総点数は書付類を含めると数万点にのぼり、一度に目録化することは不可能であるため、逐次分冊で刊行していくことにした。今回は〈その一〉として、冊子型史料の大半と、伝存形態の上で冊子と密接に関連している書付型史料若干」を収録するという整理と刊行方法が提示され、下記の目録が刊行された。

その 1 (第 41 集、昭和 60 (1985) 年) 請求番号あ 1 ~ 3411 (中性紙箱 74 箱分)

その 2 (第 48 集、平成元 (1989) 年) 請求番号い 1 ~ 1046 (中性紙箱 10 箱分)

その 3 (第 50 集、平成 2 (1990) 年) 請求番号う 1 ~ 937 (中性紙箱 7 箱分)

このように八田家文書は各『八田家文書目録』ごとに「あ」～「う」の整理番号が冠されることとなった。この 3 冊の目録が刊行されて以来、一紙文書で占められる 35 箱分は未整理状態であったが、平成 22 (2010) 年からのいわばインフラ整備の一環として整理と目録作成を再開した。20 年ぶりの再開であるが、以降継続して未整理分の目録刊行を目指すこととした。

その成果として『八田家文書目録』(その 4) は、平成 24 (2012) 年 3 月に刊行され(編集:研究部西村慎太郎氏)、同年度に(その 5) と本書(その 6) を刊行するものである。本解題は『八田家文書目録』(その 1・3・4) を参照したので、詳細はそれぞれを参照されたい。

本書に収録したのは、整理番号で「え 1343 ~ え 1751」の約 3,300 点余である。八田家文書の未整理分は、衣装箱と目される黒塗りの箱 9 箱、段ボール 3 箱、A F ハードボード箱 23 箱であった。再整理はまず衣装箱

から順に始めることとし、箱7の途中から箱8までを『八田家文書目録』（その6）として収録した。

収録した文書の大方は一紙文書で、袋や包紙に収納されていたものを、袋や包紙を上にして紙縫で綴った状態が現状である（写真1参照）。約3,300点余の内、1点単独のものは僅か212点で、1割にも満たない。この紙縫綴は、和紙の反故紙を用いた紙縫が多用されているが、非常に細い市販の紙縫や紐も用いられていることから、当館に受け入れてから仮整理段階で綴じられた可能性が高く、元当館教授原島陽一氏談でも確認できた。平成22（2010）年から再開した目録刊行作業の処理方法を検討するなかで、当時の仮整理の方法としてその痕跡を尊重し、敢えて綴じを解体せずに、整理作業再開時点での原状として尊重することとした。したがって、端裏書が綴じ目によって判読できないケースもあったことを指摘しておきたい。さらに袋に収納されていた一括文書は、その袋上書に「雑書入」「入用書類」「来状入」「不用之古書類」とあることから推測できるが、内容的にも多種多様な文書が混在している。これらの目録上での編成方法は、「…… 関係書類綴」として纏まりの表題を付与し、原則として最も適切と考えられる項目に一括（枝番付与）して掲載した。したがって文書1点ごとのレベルで見ると当該項目にふさわしくない内容のものも含まれている場合がある。本来、1点ごとにその成立事情と内容が明確な場合は、枝番を付与してそれぞれの項目に編成することも一案ではあるが、その場合には、枝番の何番から何番まで紙縫一括という表記などを全てに付与しなければならないことから、記述の煩瑣は否めない。当該項目以外に関連する内容については、できるだけ本解題にて指摘することとした。

## 八田家の来歴

松代城下町は馬喰町・紙屋町・紺屋町（以上、上三町）、伊勢町・中町・荒神町（以上、本三町）、肴町・鍛冶町（以上、脇二町）があり、商人町として町八町と称された。他に、伊勢町の枝町として木町・鏡町があり、これらの町を統括したのが町年寄4名と検断1名であった。伊勢町八田家は松代城下町の木町に居住した八田家より分家した家である。本家である木町八田家は「甲州産浪人」にして、近世初頭に松代に住した。初代喜兵衛宗重は呉服と酒造を営んだようである。2代目平三郎綱重は「真田隼人正様知行方元メ役」を務めた。この真田隼人正とは、真田信之の三男で2代目埴科藩主の真田信重のことであろう。真田信重は正保4（1647）年に死去し、埴科藩は断絶しているため、平三郎綱重はこの頃の人物であるものと思われる。3代目長左衛門庸重は町年寄を勤めた。長左衛門庸重の二男孫左衛門重以が伊勢町八田家の初代である。なお、本家である木町八田家は給人格に遇されたり、15人扶持を給されたりしたものの、早世や出奔により享保年間には断絶し、以後、伊勢町八田家による養子が継承していった。

次に、伊勢町八田家についてその活動を主に今回の『八田家文書目録』の中心である江戸時代と明治初期に関して見ていきたい（伊勢町八田家の略歴については後掲の「伊勢町八田家系図」「伊勢町八田家略年表」を参照されたい）。

伊勢町八田家は、初代孫左衛門以来、松代城下の町年寄を代々勤める一方、松代藩御用達商人として発展を遂げた。歴代の当主は藩より扶持を下されて給人格となり種々の藩の役職に就いている。本目録収録文書と関わった役職は、町年寄、松代藩御用、産物会所産物御用掛・取締役、松代商法社商法掌、副区長、第六十三国立銀行頭取などである。

## 文書群の階層構造と内容

八田家の組織は、「家」と「店」が分離し、さらに「店」は営業の種類に応じて専門分化していった。これは八田家の諸機能の分化・拡大に伴い、独自の組織が設けられていったことを意味する。さらに、八田家の当主は町年寄や産物会所の役人を勤めたほか、種々の松代藩の御用を果たしていたため、その関係の文書も大量に八田家に伝来している。したがって、八田家伝来の文書群の構造を把握するに際しては、とりわけ組織・役職に基準をおくことが不可欠である。しかしながら、すべての文書に組織・役職が明記されているわけではなく、むしろ記されていない方が多い。したがって八田家文書の目録編成に当たっては、組織・役職を明らかにし、個々の文書がその内のどれに関わっているかを確定することであった。

本目録編成は、文書群の有する階層構造を可能な限り追求することに努めた。即ち八田家内部の組織や役職を基準に大項目(=サブフォンドレベル)を設定してそれぞれの組織体や役職の機能に応じて中項目(=シリーズレベル)以下を編成した。これら大項目や中項目以下については、既刊目録で提示されているので、基本的にそれを踏襲している。

本目録収録の文書内容の概要把握のために、大項目ごとのレコード数と総数(3,367レコード)に占める割合を以下に掲出する。

内方：2,323レコード 69% (割合が1%未満は省略)

店方：141レコード 4%

町年寄：253レコード 8%

松代藩御用：62レコード 2%

産物会所：245レコード 7%

商法掌：153レコード 5%

副区長：36レコード 1%

第六十三国立銀行頭取：29レコード 1%

内方・店方・産物会所混在文書：113レコード 3%

その他：12レコード

以上から、ほぼ7割が内方関係で、店方以下は1割にも満たないことから、内方関係文書が本目録収録文書の中心を占める。

以下、中項目ごとにそれ以下の小項目(=サブシリーズレベル)を含めて階層構造と内容を紹介する。

### 内 方：2,323レコード

内方は家族の生活の場、家政機関であると同時に各店の統轄機関でもあり、そのほか未だ「店」として分離独立するに至っていない営業機能をも内包していた。そして内方の内部でも機能分化が進んでおり、それに伴って種々の掛りが設けられていた。八田家の家政・店政を統轄していたのは元方役であり、内方と各店の金銭請払を管理し、また各店からの意見は必ず元方に報告させ、元方が指図する仕組みになっていた。ただ、元方

が設けられた時期は明らかではない。おそらく、元方を中心とする管理システムが確立されたのは、天保期の家政・店政改革に求められる。八田家の当主は藩に出仕していたため、名代役として役代が置かれ、この役代は18世紀中期には既に設けられていたことが確認でき、役代に就いた者は代々「傳兵衛」を名乗っている。対外的な文書のやりとりは「傳兵衛」の名でされている例が多い。元方役が設けられる以前は、役代が家政・店政の統轄機能も果たしていたと思われる。八田家においても当初は当主が直接統轄していたであろうが、藩の御用に従事するに従い、その機能を重役に委任していったものと思料される。内方に編成した文書は、こうした諸機能に関わって作成ないし授受された文書で、前述したように本書収録の約7割を占めるので、まず中項目（シリーズレベル）の編成概要を示そう。

系図・由緒（25レコード、1%・割合が1%未満は省略）、相続（25レコード、1%）、家訓・規定（1レコード）、奉公人（17レコード）、土地経営（238レコード、10%）、材木方（33レコード、1%）、金融（557レコード、24%）、金銭穀物勘定請払（291レコード、13%）、賄（31レコード、1%）、儀礼（868レコード、37%）、寺社奉加（79レコード、3%）、蔵書（7レコード）、風説書（8レコード）、諸芸（111レコード、5%）、学校（31レコード、1%）

内方全体に占める割合として、儀礼の37%、以下、金融、金銭穀物勘定請払、土地経営に関わる文書で占められる。

#### 内方／系図・由緒 25レコード

本家である松代木町八田家の出自と関連して、尾州神職八田市之丞由緒書、本家2代平三郎宛ての甲斐国八代郡昌寿院からの奉納金受領などの写、伊勢町八田家4代嘉右衛門代の文化11（1814）・12年の家系調査関係書類、文政11（1828）年に給人永格と社倉調役兼帯任命に関わる履歴書類などである。

#### 内方／相続 25レコード

4代嘉右衛門の養弟となった嘉兵衛が文化10（1813）年に別家するに至る家督相続関係文書である。この嘉兵衛も別家と同時に5人扶持となり、御勝手御用役、文政7年社倉調役兼帯、文政9（1826）年糸会所惣元方兼帯、天保4（1833）年産物会所元方などを歴任する。

#### 内方／家訓・規定 1レコード

「家事規則」1通で「寅閏7月」とあるので嘉永7（1854）年と推定される。内容は火盗用心、店方の商方出精、通用口出入、儉約など8カ条を定めたものである（写真2参照）。

#### 内方／奉公人 17レコード

奉公人伊勢屋佐兵衛の御暇乞い、奉公人友吉の損失金一件、奉公人丈助出奔により借金返済処理関係書類である。



#### 内方／金銭穀物勘定請払 291 レコード

小項目として金銭勘定、金銭払方、普請を設定した。金銭勘定関係では、袋上書に「要用之書付類入」とあり、金銭勘定の書上が主であるが、諸品代金の請取りも混在して綴ってある。金銭払方も「入用之書類」「要用書類入」とあり、八田家が諸代金を支払った請取りが主であるも、「書上」も混在する。

#### 内方／賄 31 レコード

賄は食膳に関わる諸品請払関係のものである。

#### 内方／儀礼 868 レコード

内方では最も量が多く、4割弱を占める。小項目は献上・寄付、離縁、葬儀・法事、書状を設定し、特に書状が643レコードを占めた。献上・寄付では、大手御番所への金屏風献上に関わっての見積りや建込み絵図までである。離縁は鉄治郎、義三郎妻、おふさ、葬儀は3代孫左衛門、5代喜助（法事共）、鉄治郎、同妻シゲ、法要では、2代喜助妻の妙源院150年忌、4代嘉右衛門妻の獻光院33年忌に関わるものである。最も点数の多い書状は、袋上書に「不用之古来状」「……来状入」「……書状入」「……来簡入」「……到来要用書状」「……諸方到来状」などの綴一括で、書状の内容が八田家との儀礼に関わるものが含まれるものをここに編成した。また「不用之古書類」（写真1参照）「当用書入」や袋上書がない場合でも、綴一括とした書状が多く、内容が上記に類するものをここに編成した。したがって、全てが書状とは限らず、諸品代金請取・勘定書や様々な願書や和歌なども混在しているので利用に当たり留意されたい。但し、（書状、……）としたのは、書出し・止め文言・書式などから判断した。

#### 内方／寺社奉加 79 レコード

寺社に関わって、『八田家文書目録』（その1・2）では内容が奉加に限定せずに寺社奉加として中項目を設定しているので本目録でもそれを踏襲した。菩提寺浄福寺との金銭貸借や善光寺大勧進正覚院僧正御代良性院慈巖法印御取持に際して献物などに関わる書状類、菩提寺浄福寺一件は、先告知門住職中に寺付の田山や殿堂再建権化金その他寄附金や什物等の紛乱出入などである（『八田家文書目録』（その2）に関連文書あり）。

#### 内方／蔵書 7 レコード

交詢社（相互の知識交換）社則と伝来経緯は不明であるが埼玉県蔵入・歳出簿などがある。

#### 内方／風説書 8 レコード

天明4（1784）年の田沼意知殺害事件に関わるものである。

#### 内方／諸芸 111 レコード

花活けや茶杓製方、漢詩、和歌短冊の他、書画の極書（谷文晁：写真4参照）の他、刀剣極書が特に多く、八田家では刀剣に相当の関心を持っていたことが推測され、『八田家文書目録』（その1）の家財（中項目）に

は刀剣含めた道具目録が多数あることを指摘しておきたい。

#### 内方／学校 31 レコード

教科書関係はなく、教則会議、教則、教則改正などが主である。

#### 店 方：141 レコード

八田家の「店方」は営業の種類に応じて専門分化し、酒蔵方（酒蔵・酒店）・呉服店・油店・醤油店（松井店）・質店が設けられ、各店ごとに営業帳簿が作成されている。本目録では店方の中項目は、酒造方、油店、醤油店、質店を設定した。

#### 店方／酒造方 106 レコード

店方では、この酒造方関係が2/3を占め、小項目として、酒株・鑑札、仕法、使用人、手充、諸品請払、借入金、一件、道具調、書状を設定した。

酒株・鑑札では、天保11(1840)年八田家は株高63石余を荒神町惣吉に代金30両で譲渡している。仕法では、文政11(1828)年頃から酒造の風味が劣ってきたことや御用向きも少ないため利益が薄いので、酒造方の縮小を図った関係文書である。使用人は、酒杜氏(頭司)請状(享保(1722)7年～嘉永6(1853)年)と酒造元方多七の退役関係文書である。酒杜氏は播磨と摂津からで全て1年季で給金は7両2分～12両である(写真3参照)。借入金は安永6(1777)・7年に店名代が造酒仕入金(100両)の借用証文である。一件は森村和七・八郎左衛門が酒造株免許不正、酒御用菊屋金治が不法に高値で売り捌いた掟違反関係、他に八田慎蔵宛の明治3(1870)年～9(1876)年に至る酒造に関わる書状などである。

#### 店方／油店 4 レコード

天明4(1784)年、油店水道や井戸の普請関係文書である。

#### 店方／醤油店(松井店) 10 レコード

八田家では、18世紀中期には味噌・醤油の醸造も行っていたが、未だ独立の店を開設するに至っておらず、鏡屋町店・紺屋町店・伊勢店などで酒や呉服類と一緒に販売されていた。しかし、18世紀後期には中止されたようである。その後、文政初年に醤油店が中町と錦町に開設されている。この両店は松井店とも称しているが、おそらく松井姓の者に経営を請負わせていたためと考えられる。松井店では陶器・塗物・紙なども扱っていた。なお、文政元(1818)年に同じく松井店の名で越後赤倉にも出店しており、ここでは穀店と温泉宿を営んでいた。天保8(1837)～11年の越後赤倉松井店の諸道具調べに関わるものである。

#### 店方／質店 22 レコード

質店は寛政期に開設されている。八田家は早くから利貸を行っており、この機能が拡大して独立の店を設けるに至ったものである。質店開設後も内方でも貸付を行っており、八田家の貸付機能のすべてが質店に集中さ

れたわけではない。しかしながら、質店と内方の貸付機能の関係については明らかではない。文政13(1830)年、三輪村清七が類焼後の質商売再興を八田家に掛け合っただけのもの、質店棚卸関係文書である。

#### 町年寄：253 レコード

初代孫左衛門が宝永6(1709)年に町年寄に就任して以来、当主は代々その職を勤めた。松代城下の町人町には馬喰町・紙屋町・紺屋町の“上三町”、伊勢町・中町・荒神町の“本町三町”、肴町・鍛冶町の“脇二町”が存在し、“町八町”と総称された。このうち伊勢町には枝町として木町と鏡屋町が属していた。町八町にはそれぞれ肝煎が置かれ、これらの統轄機関として町年寄4名と検断1名が置かれていた。そして、各町よりの願書・訴状は町年寄・検断を介して町奉行に達せられ、逆に藩よりの触・達は町年寄・検断を通じて各町の肝煎に廻達された。ここには、町年寄の職務として、あるいは町の構成員として作成ないし受理して八田家に伝来した文書を収め、小項目は、町政、御取締、殿様御用、御巡見様御用、貸借、社倉、町内無尽、一件を設定した。町政は町政一般に関わる内容のもので、天明8(1788)年7月に城下8町の竈数についての御尋ねがあり、各町名主から町年寄・検断に提出された扣があり、この時期の大屋・借家、総軒数が把握できる。御取締は安政7(1860)年博奕取締での出張諸入用関係、5町(上伊勢町・下伊勢町・肴町・中町・鍛冶町)略絵図もここに編成した。殿様御用は量的に最も多く(90レコード)、殿様が恣水園、湧泉亭での野掛けに御入りの節の接待に関わるもので、料理献立や配置する屏風など内容も細部に及ぶ。貸借は文政11(1828)年～慶応2(1866)年間に領内諸村の者が松木東からの借入金証文で、この間に東が勤めた役職は、御目付、御武器奉行、御勝手評義役兼帯、御取次御先手一番組鉄砲頭御使役兼、御物頭、御預所郡奉行、二之丸御留守居、御預所郡奉行(再任)で、文政6(1823)年と安政6(1859)年に不行跡・不正により御役召上げや逼塞処分を受けている(『真田家家中明細書』)人物である。この関係文書には八田家は全く関与していなく、伝来経緯が判然としない。証文の奥書には、各村役人が奥印していることから町年寄として関与したものとしてここに編成した。関連して『八田家文書目録』(その1)に町年寄御用留に「松木東様よりの内借金勘定違いに付諸書類取調の段申し上げる」(弘化4(1847)年)が掲出されている。社倉は文政2(1819)年のもので、4代嘉右衛門が社倉調役に就く(文政7(1824)年)前であるのでここに編成した。町内無尽は、町内名主給発起無尽で、一件は町年寄・検断が関わったものをここに編成した。

#### 松代藩御用：62 レコード

八田家の当主及びその役代傳兵衛は、年貢諸役取立の請負、御用米金の調達・運用、御勝手御用役、産物御用掛、産物売捌方問屋、川船運送方御用等々、松代藩の種々の御用を勤めていた。この大項目にはそうした松代藩の御用に関わる文書を編成した。糸会所・産物会所・商法社の役職勤務も松代藩の御用の一種ではあるが、それらについては別個に大項目を立てて関係文書を編成した。中項目は御用金・御用米、江戸運送、人足の中項目を設定した。

#### 産物会所：245 レコード

産物会所は、天保4(1833)年に糸会所の機構が拡充されて設立されたものである。取締役に八田嘉右衛門



が、元方に別家の八田喜兵衛・同辰三郎が任命されている。その後、嘉右衛門の伴嘉助（5代当主）、さらに嘉助の伴慎蔵（6代当主）も産物会所掛になっている。産物会所の機能は大別して領内産業の育成と統制であり、産物助成金を貸し下げる一方、鑑札制度を広く実施して冥加金を取り立てていた。また、取引をめぐる出入の調停機能も果たしていた。会所の運営資金は藩よりの拝借金（文書では「中借金」と表現）と諸方よりの預り金でもって賄われた。幕末期には、会所組織が領内村々にまで拡大され、鑑札制度も拡大再編されて領内産業に対する統制が強化されている。慶応元（1865）年、領内の23か村に産物会所（産物改所とも称す）が設置され、それぞれ取締役・世話役各数名が任命された。これら会所役人はいずれも村落支配者層に属していた。産物会所は明治4（1871）年まで存続して産物統制機能を果たしており、この機能の上に立って明治2年に松代商法社が設立されている。

中項目は、拝借金、京都交易、大坂交易、陶器竈、薬草、銅山、勘定、駄送、一件、諸書類綴として編成した。拝借金は、産物仕入金入用のための質入証文雛形、京都交易では、京都富小路通六角上町伊勢屋との取引に関わる書状類で、大坂交易関係と共に量的に多い。この大坂取引は、嘉永2（1849）年、同3年には松代領内特産物の甘草・杏仁の専売制が実施されている。この甘草・杏仁を藩が会所を通して統制し、それを北廻り航路で大坂商人炭屋彦五郎に送り、その代わりに炭屋は西国の塩・砂糖等を松代領内に運んで売捌く、というものであったが、その第一義的な目的は甘草・杏仁を引当とした炭屋からの御用金の借入にあった。この政策の発案者は佐久間修理象山である。大坂取引に当たったのは、八田嘉右衛門の役代菊屋傳兵衛と紙屋町の藤屋戸佐久、御預所小布施村の塩屋太三郎であった。甘草・杏仁は越後今町に駄送され、そこから船で日本海を通過して大坂の炭屋に送られ、炭屋の紹介で道修町の薬種問屋小西彦七と鍵屋彦右衛門がその売捌きに当たっていたが、大坂での相場下落により短期間で中止のやむなきに至っている。収録文書は、全て取引に関わって八田慎蔵宛の書状類で、差出人は大坂炭屋をはじめ、産物会所元方である松本嘉十郎が大半を占める。陶器竈は、八田家の店方である陶器方が差配し、陶器竈は荒神町に設けられており、製品は松井陶器店で販売されたので店方に編成するのも一案であるが、この竈場を全て産物方の取扱いにしてほしい旨を役代伝兵衛が願い出ている（『八田家文書目録』（その3）所収、う438）ことや焼竈趣意金請取り関係が多く、この趣意金は産物会所が出金していることからここに編成した。薬草は三角琉球植付けに関わるもの、駄送は松代から越後今町までの道法附で、前述した甘草・杏仁は越後今町に駄送され、そこから船で日本海を通過して大坂に送られるのでここに編成した。諸書類綴は、袋上書に「江府来状入」とあり天保14（1843）年中のもので、内容は江戸での取引に関わるものだが、産物会所の江府掛からの儀礼的書状も含まれるので諸書類綴りとした。

#### 商法掌（松代商法社）：153レコード

松代商法社は、明治2（1869）年に、巨大な外国資本に伍して交易を進めるために、領内商人資本の結集を図って設立されたもので、商法社取締役には横浜交易で財を成した羽尾村の大谷幸蔵（屋号「大黒屋」）が任命された。その下に商法掌9名、商法方22名、商法方補25名によって商法社の役人が構成されていた。伊勢町八田家6代当主慎蔵は明治2年12月に「商法掌」に任命されている。ただ、主体は、松代城下の商人よりも在村の横浜交易商人たちであったようである。松代商法社は羽尾村と松代の伊勢町に設置されていたが、後者は規模が小さく、羽尾商社が中心であった。明治3年、横浜交易の未曾有の大暴落によって商社運営は失敗

し、商法社札の信用が失墜して生産者農民を窮地に追い込むことになった。そして、太政官札と商法社札の引換相場が2割5分引と布告されたのが引き金となって、同年2月末、大規模な商法社反対一揆が起こり、産物会所・商法社は機能を喪失し、翌年4月に廃止されるに至った。中項目は、諸書類綴（139レコード）、書状で、前者は明治3（1870）年の「来状入」「雑書入」と上書された2袋分で、慎蔵作成、宛が約半数を占める、社運営に関わる書類、書状は、袋上書に「明治二巳年十二月中より之書状入」とあり、慎蔵が商法掌に任命された時点から関わった当人宛の書状類が主である。

#### **副区長（第13大区4小区）：36レコード**

第6代慎蔵が明治7（1874）年7月に副戸長に任命されるが、眼病のためわずか1カ月で辞職するまでの関係書類である。袋上書には「明治七戊年 戸長被仰渡候節之一件書類入」とある。

#### **第六十三国立銀行頭取：29レコード**

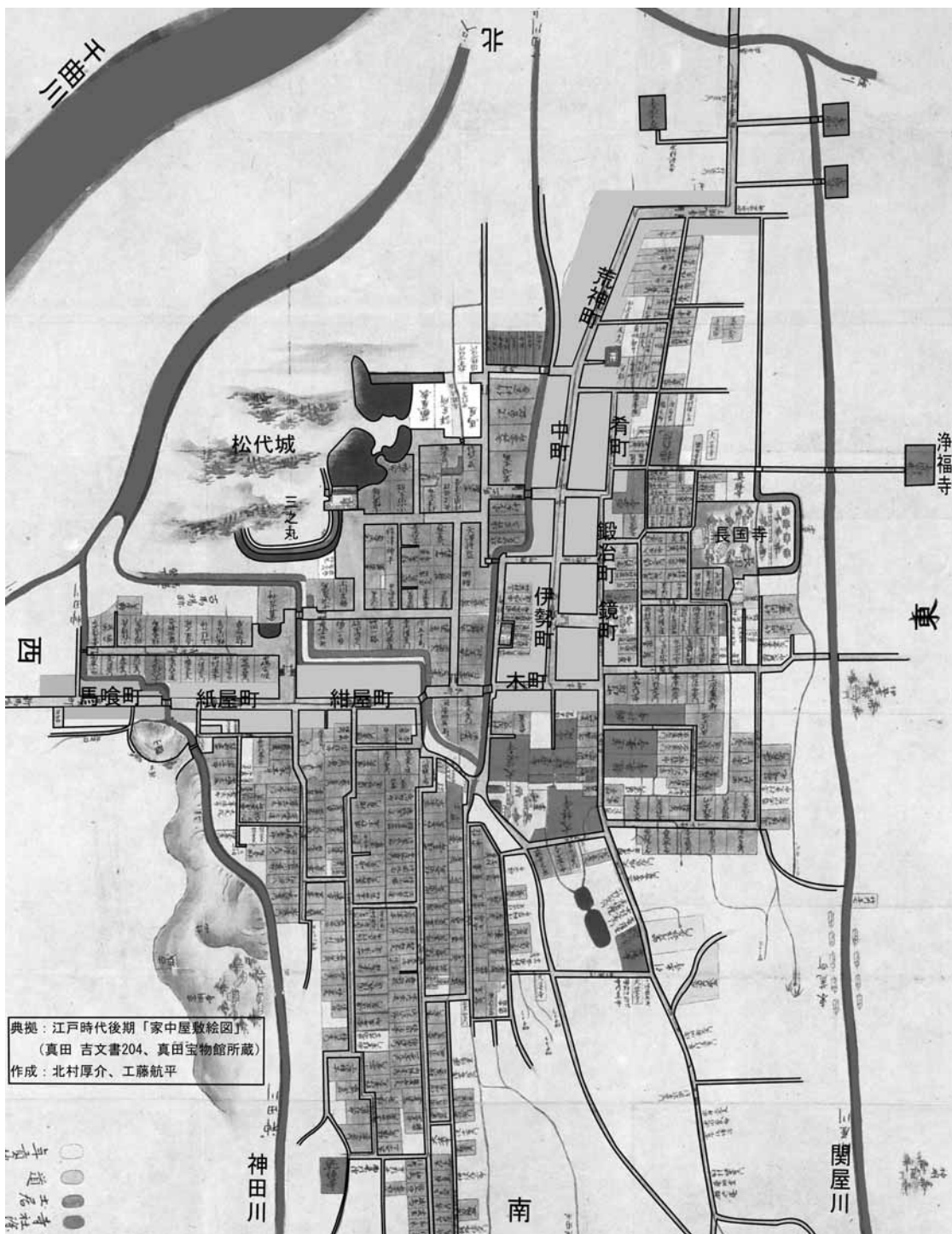
本銀行は明治11（1878）年松代を本店に設立したが、明治24（1891）年の松代大火などで経営危機に陥り、稲荷山に本店を置いていた稲荷山銀行の支援を得て本店を稲荷山町に移転、明治30（1897）年7月に普通銀行に転換して六十三銀行と改称、昭和6（1931）年6月に第十九銀行（本店上田）と合併し八十二（19+63）銀行が誕生する。八田慎蔵が明治12（1879）年7月頭取に就任し、翌年3月に辞任する。袋上書に「従明治十八年五月 銀行江関係之書付入」とあるも、内容は明治12年6月1日～明治18年末で、また「第六十三国立銀行八田知道様」とあることから現職時に関与した文書も含まれるものである。同行長野出張所との交信も含まれる。

#### **内方・店方・産物会所混在文書：113レコード**

2袋の上書は「要用書付類入」「諸方渡金請取書入」とあり、内方・店方・産物会所に関わる文書が混在しているため、編成が確定できないものである。利用に際して留意されたい。

#### **その他：12レコード**

八田家との関係が希薄で、八田家に伝来する経緯が不明のものである。



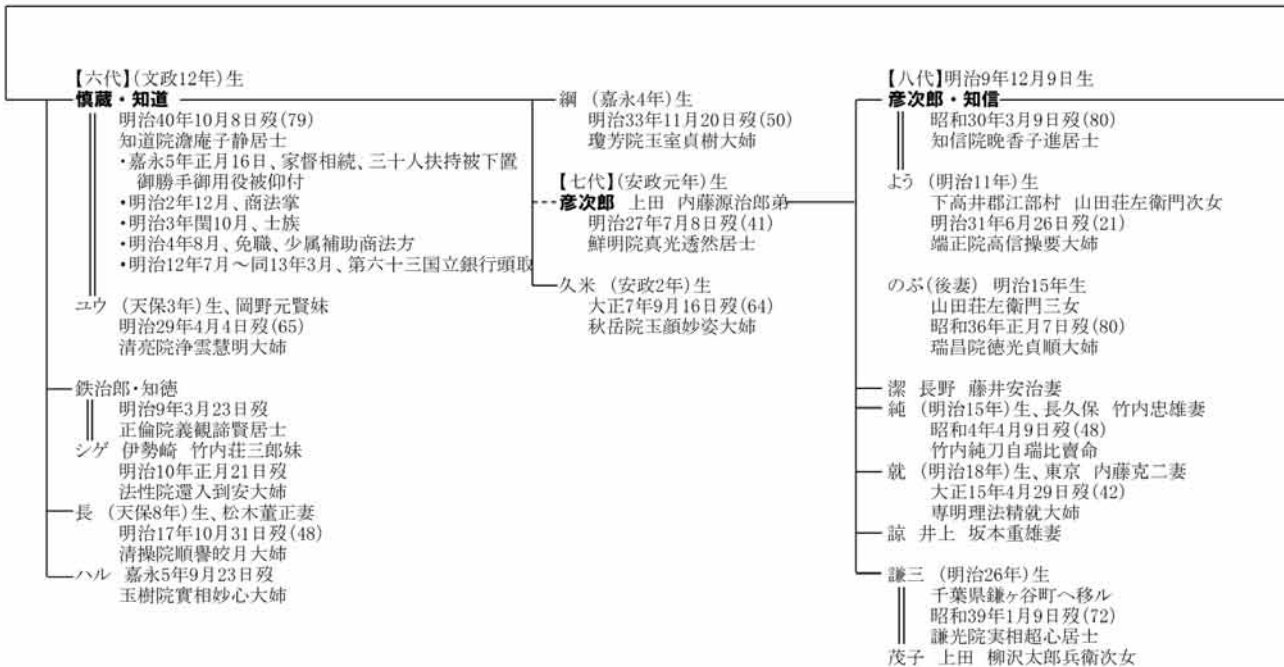
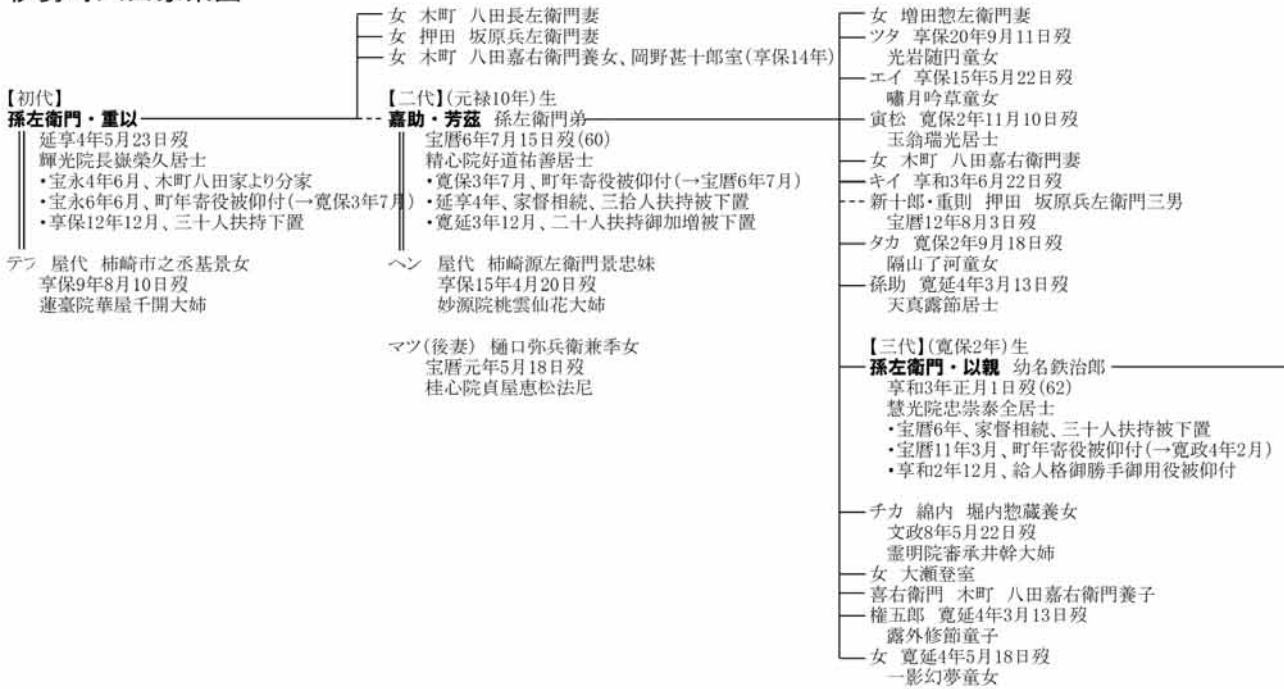
伊勢町八田家略年表

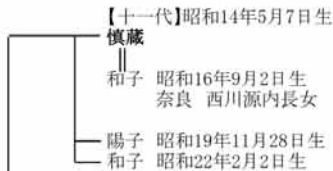
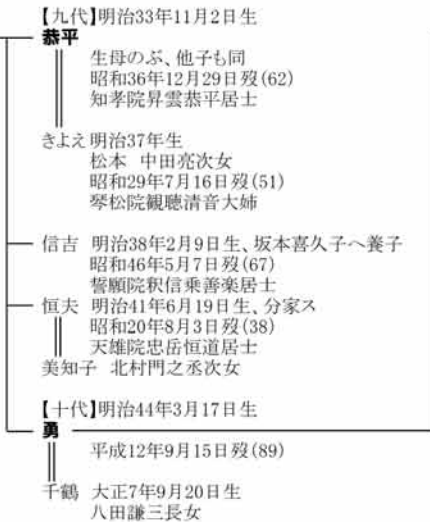
年代	人物	出来事
宝永 4.6	①孫左衛門重以	分家
宝永 6.6	①孫左衛門重以	伊勢町に居住。この年に町年寄就任
享保 11.4.6	①孫左衛門重以	御用金才覚により御目見
享保 12.12.23	①孫左衛門重以	御用金才覚により 30 人扶持
寛保 3.7	①孫左衛門重以	病気により町年寄退任
寛保 3.7	②嘉助芳茲	町年寄就任
延享 4.5.23	①孫左衛門重以	死去
延享 4.7.12	②嘉助芳茲	30 人扶持
寛延 3.12.1	②嘉助芳茲	御用金切り捨てにより 20 人扶持加増（計 50 人扶持）
宝暦 6.7.9	②嘉助芳茲	病気により町年寄退任
宝暦 6.7.15	②嘉助芳茲	死去（60）。鉄治郎（③孫左衛門以親）への相続と 50 人扶持下付を藩へ願ひ出る。ならびに養子嘉右衛門に本家再興を遺言
宝暦 6.9.20	③孫左衛門以親	30 人扶持
宝暦 8.11.28	③孫左衛門以親	元服して鉄治郎より孫左衛門と改める
宝暦 11.3.19	③孫左衛門以親	町年寄就任
寛政 3.3.22	④嘉右衛門知義	町年寄就任
寛政 4.2.15	③孫左衛門以親	病気により町年寄退任
寛政 10.7	③孫左衛門以親	金三百両才覚御用達
享和 2.3.25	③孫左衛門以親	300 両を藩に献上
享和 2.12.25	③孫左衛門以親	祖父以来の出精により給人格御勝手御用役
享和 3.1.1	③孫左衛門以親	死去（62）
享和 3.2.9	④嘉右衛門知義	家督相続の上、30 人扶持・給人格御勝手御用役。ならびに町の人別と別帳になる
文化 3	④嘉右衛門知義	御用金を申し付けられる
文化 4	④嘉右衛門知義	御用金を申し付けられる
文化 10.5.10	④嘉右衛門知義	白鳥宮普請のため 100 両を献上
文化 10.10.7	④嘉右衛門知義	5 人扶持加増（計 35 人扶持）。この年、加増分を義弟喜兵衛に与えて分家させる
文化 13.5.11	④嘉右衛門知義	産物御用掛就任
文化 14.3.28	④嘉右衛門知義	川船運送方御用就任
文政 7. ⑧ .11	④嘉右衛門知義	数代御用を勤めたことにより給人永格
文政 7.11.7	④嘉右衛門知義	社倉調役就任
文政 9.9.10	④嘉右衛門知義	糸会所取締役就任
天保 4	④嘉右衛門知義	産物会所取締役就任
天保 5.3	⑤嘉助知則	御勝手御用役見習就任
天保 8.12.28	④嘉右衛門知義	切米納粉 30 俵下付
嘉永元 .12.9	④嘉右衛門知義	死去（78）
嘉永 2.2	⑤嘉助知則	家督相続の上、30 人扶持・御勝手御用役本役
嘉永 4.11.23	⑤嘉助知則	死去（45）
嘉永 5.1.16	⑥慎蔵知道	家督相続の上、30 人扶持・御勝手御用役
明治 2.12.13	⑥慎蔵知道	商法掌就任
明治 3. ⑩ .11	⑥慎蔵知道	士族に列する
明治 4.8.19	⑥慎蔵知道	商法掌免職。権少属補助商法方就任
明治 7.7	⑥慎蔵知道	第 13 大区 4 小区副区長就任
明治 7.8	⑥慎蔵知道	（同上）免職
明治 12.7	⑥慎蔵知道	第六十三国立銀行頭取就任
明治 13.3	⑥慎蔵知道	第六十三国立銀行頭取退任
明治 40.10.8	⑥慎蔵知道	死去（79）

註：丸数字は当主として何代目かを示したものの。（ ）は享年。

出典：既刊目録第 94 集に補訂した。

伊勢町八田家系図





◎『史料館所蔵史料目録』第41集154頁～157頁に  
基づいて、加筆の上、作成した。  
◎点線は養子・養女・養弟を示す。二重線は夫婦を

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
<b>内方 / 系図・由緒</b>			
由緒書(甲斐国八田村八田市之丞に付) * (包紙上書) 「文化十癸酉年尾州神職八田市之丞殿方家系之趣 公儀返翰此方より差出候下案入 戸田康亮殿へ相 頼甲州八田村御書上写并文化十二亥正月七日 八田知義」 八田市之丞 包紙共		縦継紙・1通	え1369
御寄付(為先祖菩提奉納金5両受領) * (端裏書)「文 政丙戌十一月十五日写留 紋笹リントウ裏紋菊 三十二葉」 甲斐国八代郡昌寿院(花押)印→信州松代八 田平三郎殿	元和2年辰5月3日	縦紙・1通	え1370
(八田家家系調査関係書類)		綴/(え1371-1 ~12は一綴)・1 綴	え1371
(三河記・武鑑より大職冠鎌足後胤記事書上)		横切紙・1通	え1371-1
(八田右衛門亮宗吉、八田平兵衛政房奉仕歴書上)		横切紙・1通	え1371-2
(尾州神職戸田斎宮亮、甲州旦回の節八田村八田市之 丞家系御尋に付)	文化10酉年6月5日	横切継紙・1通	え1371-3
(八田嘉右衛門より何代目か等問合わせ) 依田市右衛 門→新五兵衛様		横切紙・1通	え1371-4
(依田市右衛門家系図)		横切継紙・1通	え1371-5
(八田家系図草稿) * (端裏書)「氷鉋村池翁寺江之草 稿」 (八田)嘉右衛門→(氷鉋村池翁寺)学海様	9月	横切継紙・1通	え1371-6
(小田末流八田五郎左衛門家系図)		横切継紙・1通	え1371-7
(書状、善光寺参詣等に付) * (端裏書)「中稿」 →八田 市之丞様参人々御中	文化12年亥正月8日	横切継紙・1通	え1371-8
(書状、松代長逗留の御礼) 市川五郎兵衛→八田嘉右衛 門様 桃色宿紙	2月16日	横切継紙・1通	え1371-9
(書状、年始祝詞) 市川五郎兵衛真純(花押)→八田嘉右衛 門様人々御中	2月15日	折紙・1通	え1371-10
(書状、御家名の儀に付先達戸田氏再々応古記御尋の 趣委細承知、返答書) 八田市之丞→八田嘉右衛門様	12月26日	横切継紙・1通	え1371-11
(書状、御樽肴頂戴礼) 八田市之丞政武(花押)→八田嘉右 衛門様参人々御中	12月26日	折紙・1通	え1371-12
(役職任命及び履歴関係書類一括)		(え1546-2~9 は包紙一括・一 綴)	え1546
(包紙) * (包紙上書)「明細書 八田嘉右衛門」/ (貼紙)「文政七申年四月廿八日御郡方江差出 西 ノ内紙三ツ切にいたし相認上包大杉原折懸」		包紙・1点	え1546-1
(包紙) * (包紙上書)「明細書 八田嘉右衛門」/ 包紙のみ		包紙・1点	え1546-2
(八田嘉右衛門給人永格仰付の明細) * 下札あり	文政7甲申年閏8月11日	堅切紙・1通	え1546-3
(八田嘉右衛門給人永格仰付の明細) * 下札あり	文政7甲申年閏8月11日	堅切紙・1通	え1546-4

内方 / 系図・由緒

(社倉調役兼務仰付の明細)	文政7甲申年11月9日	豎切紙・1通	え1546-5
(八田嘉助知則役職履歴) * 貼紙あり	天保5午年4月23日	豎切紙・1通	え1546-6
(八田嘉右衛門知義役職履歴)	享和3癸亥年2月9日	豎切紙・1通	え1546-7
(八田嘉右衛門知義役職履歴書付案) * 貼紙あり	享和3癸亥年2月9日	豎切紙・1通	え1546-8
(役職履歴雛形)		豎紙・1通	え1546-9

内方 / 相続

(八田長左衛門跡目相続関係書類綴)		綴/(え1390-1 ~3は一綴)・1 綴	え1390
①乍恐以口上書奉願候御事(長左衛門死去後木町居屋敷御町役代私相勤め、今度長左衛門家苗八田喜兵衛相続の趣、組合共内談に付承服願) * 写、②口上覚(長左衛門家苗相続に付其町抱屋敷役代繁弥差出の旨申達) * 写、③口上覚(長左衛門家苗相続に付其町抱屋敷役代金弥差出の旨申達) * 写、④口上覚(長左衛門家苗相続に付屋敷役代小八、東木町抱屋敷役代庄左衛門両人差出の旨申達) * 写 ①木町小八判、(奥印)木町小八五人組嘉兵衛印他4名・中町金弥五人組杭全常三郎印他9名・紺屋町繁弥五人組喜兵衛印他7名・名主左兵衛印・名主忠三郎印・名主清兵衛印、②③④八田喜兵衛印→①御町年寄衆中檢断伴三郎右衛門殿、②名主清兵衛殿、③名主忠兵衛殿、④名主左兵衛	文政元寅年9月	横長半・1冊	え1390-1
①(八田喜兵衛へ八田慶助幼女縁組に付八田嘉右衛門口上書)、②口上覚(同苗喜兵衛へ先達て私頂戴御加恩御扶持喜兵衛拝領に付分家願)、③口上覚(木町同苗長左衛門娘八田慶助へ養女縁組願う処、喜兵衛私養弟分家願の節続柄不心得に付伺書)、④(八田喜兵衛縁組続柄差障りに付、喜兵衛家主にて同人の役代と罷成るに付御聞濟願) ①②③八田嘉右衛門、④三右衛門→②御郡方連名様、③御郡方様		横長半・1冊	え1390-2
(八田喜兵衛苗跡相続に付内々願書) * 写 八田喜兵衛		横長半・1冊	え1390-3
(八田喜兵衛分家相続関係書類綴)		綴/(え1391-1 ~15は一綴)・1 綴	え1391
覚(關田守之丞より問合せに付八田嘉右衛門家譜書上) 八田嘉右衛門	(文政9年)戊12月	横切継紙・1通	え1391-1
(書状、内談の一紙熟覧の処、至極宜敷に付) 今井(佐源太)拜→中島君貴下	9月11日	横切継紙・1通	え1391-2
(書状、見事の佳魚2尾御恵投礼) 今井左源太→八田嘉右衛門様	9月15日	横切継紙・1通	え1391-3
(書状、御見舞珍しき御肴御恵投礼) (鹿野)外守→(八田)嘉右衛門様	9月16日	横切継紙・1通	え1391-4
(書状、金井左源太殿・鹿野外守殿・片岡主計殿へ進上金品書上) 八田嘉右衛門→金(金井)左源太様	9月15日	横切紙・1通	え1391-5
(大瀬義八郎様他49名名面書) * 6寺含む		折紙・1通	え1391-6
口上覚(同苗喜兵衛分家願い、不行届に付差扣や否伺書) 八田嘉右衛門→御郡方御当番様	9月	横切紙・1通	え1391-7



口上覚(同苗嘉右衛門同居の処、同人所持木町屋敷へ引移りたく御届書) 八田喜兵衛→鹿野外守様	9月29日	横切継紙・1通	え1391-8
①口上覚(同苗喜兵衛、同苗長左衛門家筋の者故相続分家御取成し依頼)、②口上覚(同苗喜兵衛分家願の節不行届にて差扣伺) * (端裏貼紙)「右紙面を以辰三郎罷越及御吹聴候」 八田嘉右衛門→①菅沼九左衛門様・鹿野外守様、②鹿野外守様	9月11日	横切継紙・1通	え1391-9
①口上覚(同苗喜兵衛、同苗長左衛門家筋の者故相続分家聞済に付御町人別御除き願)、②口上覚(喜兵衛へ分家願い郡方伺) * (端裏貼紙)「御町方江指出紙面写」 ①八田嘉右衛門、②名→①今井左源太様・片岡主計様、②右兩人様	9月11日	横切継紙・1通	え1391-10
(嘉右衛門申立て承知、町方役人共へ除帳申間に付、御郡方他示談指示書)		横切紙・1通	え1391-11
(町家の相続を給人にて致す他分地配当難しく、町家相続に付古代の書付調べ返答)	(文政7申年5月27日)	横切継紙・1通	え1391-12
①口上覚(同苗喜兵衛、同苗長左衛門家筋の者ゆえ相続分家御取成し依頼) * 写、 ②口上覚(同苗喜兵衛分家願いの処不行届にて差扣伺) * (端裏貼紙)「御郡方江差出候書面写」 八田嘉右衛門→①菅沼九左衛門様・鹿野外守様、②鹿野外守様	9月11日	横切継紙・1通	え1391-13
木町系譜二書[ ]置候(木町八田喜兵衛系譜に甲州八代郡古関村八田喜兵衛移住より連綿と申立べき旨) (八田嘉右衛門)知義誌之	文政5午年10月	横切継紙・1通	え1391-14
(書状、御差扣義其義に及ばず、早速御開門指示、御名代辰三郎にて宜敷旨報知) * (端裏貼紙)「五ツ半時申来早速御請ニ罷出候」 堤一郎右衛門→八田嘉右衛門様	9月14日	横切継紙・1通	え1391-15
(八田喜兵衛家督相続関係書類綴)		綴/(え1392-1~3は一綴)・1綴	え1392
(袋) * (袋上書)「文政元寅年九月 八田長左衛門贅親名跡同喜兵衛堯得江御聞置被成下候一条一卷入八田知義」 八田知義	文政元寅年9月	袋・1点	え1392-1
口上覚(八田嘉助当年60歳に罷成その上病に罹り快氣仕り難く、拝領50人扶持督伴鐵治郎へ家督願書) * (端裏書)「送書本文扣」 八田嘉助印→御町御奉行所	7月15日	豎継紙・1通	え1392-2
口上覚(八田嘉助当2月より煩いに付所持の家屋敷の内6か所を養子嘉右衛門に、残り居屋敷共6か所を伴轍治郎へ譲渡願書) * (端裏書)「家屋敷引継願書扣 小池五兵衛より前嶋源蔵殿へ被差出候 此願書字佐美清十郎所々名主印形取貰申候」 八田嘉助印、(奥書)伊勢町名主清十郎印・中町名主新三郎印・紺屋町名主三郎治印・長町人惣七印・荒神町名主喜左衛門印・長町人新兵衛印→小池五兵衛殿・中沢半治郎殿・増田宗右衛門殿	(文化13)子年7月	豎継紙・1通	え1392-3
長左衛門家督相続喜兵衛江御聞置被成下候一条(相続に付) (八田嘉右衛門)知義	文政元寅年9月	半・1冊	え1393

内方 / 家訓・規定

家事規則(火盗用心・店商方出精・裏通用口酒店に限る事他儉約に付条々)	(嘉永7年)寅閏7月	豎継紙・1通	え1691
------------------------------------	------------	--------	-------

内方 / 奉公人

(伊勢屋佐兵衛御暇関係書類綴)		綴/(え1557-1 ~3は一綴)・1 綴	え1557
(包紙) * (包紙上書)「松代八田嘉右衛門様御内長崎源吾様 伊勢屋佐兵衛」/(裏書)「江戸浅草御蔵前仲代地伊勢屋清左衛門店」 伊勢屋佐兵衛→八田嘉右衛門様御内長崎源吾様		包紙・1点	え1557-1
(書状、老年に付奉公向勤めがたく御暇下されたき旨) いせ屋佐兵衛→長崎源吾様貴下	(近世)4月15日	横切継紙・1通	え1557-2
乍恐以書附奉願上候事(患父数右衛門老衰にて御奉公仕りがたく御暇下されたきに付) 作吉事佐兵衛→八田嘉右衛門様御内長崎源吾様	天保12丑年4月	縦紙・1通	え1557-3
一札之事(とよ義御暇下され御切米の内金1両返済の筈の処金子出来仕らず抛んどころなく只今金2分指上げ残り金2分は6月中まで御承引下されたきに付) 同心町金子借り主平吉(印)・西条村受人喜左衛門(印)→菊屋平助殿	宝暦12未(ママ)年2月	縦紙・1通	え1558
(奉公人友吉損失金関係書類綴)	(近世)	綴/(え1656-1 ~5は一綴)・1 綴	え1656
覚(閏月27日200文銭貸し他ノ3両2分2朱ト566文書上) 東店	(近世)8月	横切継紙・1通	え1656-1
(去年中友吉損失分金、大坂へ持参入用10両他5件ノ99両書上)	(近世)	横切紙・1通	え1656-2
覚(閏月27日200文銭貸他ノ3両2分ト52匁余書上)	(近世)	横切継紙・1通	え1656-3
口上覚(中村左兵衛詰番出府にて大工職品吉留守番の処時雇い伊勢町傳兵衛手代友吉、女房もと并に鏡屋町修験梅寿院へ手傷負せ出入に付届書) 中村周庵・八田鏡→小老政様	(近世)6月15日	横切継紙・1通	え1656-4
一札之事(私と栄八奉公の処、栄八不束の義出入差止、私も店御仕法替にて御暇、店よりの御内借金御手当と成下され有難きに付) 小布施村友吉→菊屋傳兵衛様	嘉永5子年9月18日	縦紙・1通	え1656-5
以口上書奉申上候(私儀御懸各々様へ失礼の始末に付御託) 清七→佐助様	正月23日	縦紙・1通	え1682
乍憚口上書ヲ以奉願上候(条助行方知れずの上請人等病死し難儀にて、借金110両は丈(ママ)介当人より、横取金50両は国元へ申渡し年々返済の旨) 条助伯父庄右衛門(印)→善五郎殿・嘉兵衛殿	(天明5年)6月	縦紙・1通	え1701
御請申上候御一札之事(丈助去月25日店より出奔、一同始末承知の処、丈助借金・横取金160両余は5月迄本人行方搜索御待ち願) 勢州鈴鹿郡庄野宿丈助弟孫兵衛→八田孫左衛門殿御店傳兵衛殿	天明5年巳3月	縦紙・1通	え1702
御請申上候御一札之事(丈助去月25日店より出奔、一同始末承知の処、丈助借金・横取金160両余は5月迄本人行方搜索御待ち願) 勢州鈴鹿郡庄野宿丈助弟孫兵衛→八田孫左衛門殿御店傳兵衛殿	天明5年巳3月	縦紙・1通	え1703
乍憚書付ヲ以奉願上候(条助行方未だ知れず、親類一同当冬出来の米を売り年々返済願) 丈助伯父庄右	(天明5年)6月	縦紙・1通	え1704

衛門(印)→善五郎殿・嘉兵衛殿 一札之事(丈助引負金并に外様より返済金の儀、金子調達・本人顕出厳しく仰せられ、幾重にも出精判人・親類へ当11月迄訴訟申上の旨) 丈助伯父庄右衛門(印)→八田孫左衛門殿御店伝兵衛殿	天明5年巳年6月14日	縦継紙・1通	え1705
--	-------------	--------	-------

## 内方 / 土地経営 / 持地

(不動産勘定関係書類綴)		綴/(え1356-1~25は一綴)・1綴	え1356
(借財預り金3519両131両余り亥年利息滞り、他金銭書上)		横切紙・1通	え1356-1
(4等宅地1反6畝4歩地価78円9銭他地所・地価書上) 朱色罫紙・9行		横切紙・2通	え1356-2
(札、動不動産勘(マ)査委員へ取調遣し候下調書類)		札・1枚	え1356-3
(何番字何々何等田・畑・宅地何拾何反何拾歩不動産取調雛形) 埴科郡松代伊勢町持主八田知道		堅切紙・1通	え1356-4
(2090 字上十人町 宅地1反2畝18歩、但縦21間・横18間、不動産取調書) * (朱書)「三等三千六拾四番 又廿三」 八田知道(印)		堅切紙・1通	え1356-5
(2092内訳 字上十人町 田2畝25歩、但縦9間3尺・横9間、不動産取調書) * (朱書)「七等 三千五十五番 式千九拾貳番 田壹反四畝歩之内 又十四」 八田知道(印)		堅切紙・1通	え1356-6
(2082 字上十人町 宅地4畝1歩、但縦12間4尺8寸・横9間3尺、不動産取調書) * (朱書)「四等 三千七拾貳番 又三十一」 八田知道(印)		堅切紙・1通	え1356-7
(2092 字上十人町 宅地6畝12歩、但縦16間・横12間、不動産取調書) * (朱書)「三等 三千五拾六番 式千九拾貳番 田壹反四畝歩之内 又十五」 八田知道(印)		堅切紙・1通	え1356-8
(2019内訳 字上十人町 大縄(朱色みせけち「宅地畑儀」)1畝歩、縦12間・横2間3尺、不動産取調書) * (朱書)「十壺等 三千六拾九番 式千八拾九番 宅地四畝歩之内 又廿八」 八田知道(印)		堅切紙・1通	え1356-9
(2091 字上十人町 田3反5畝6歩、但縦66間・横16間、不動産取調書) * (朱書)「五等 三千六拾参番 又廿二」 八田知道(印)		堅切紙・1通	え1356-10
(2084 字上十人町 畑1反歩、但縦75間・横4間、不動産取調書) * (朱書)「十壺等 三千七拾番 又廿九」 八田知道(印)		堅切紙・1通	え1356-11
(2092内訳 字上十人町 田8畝8歩、但縦17間3尺・横14間1尺2寸、不動産取調書) * (朱書)「五等 三千六拾貳番 式千九拾貳番 田壹反四畝歩之内 又廿一」 八田知道(印)		堅切紙・1通	え1356-12
(2083 字上十人町 畑7畝歩、但縦30間・横7間、不動産取調書) * (朱書)「八等 三千七拾壺番 又三十」 八田知道(印)		堅切紙・1通	え1356-13
(2089の内 字上十人町 畑(みせけち「宅地畑儀」)4		堅切紙・1通	え1356-14

内方 / 土地経営 / 持地

畝2歩、不動産取調書) * (朱書)「四等 三千六拾五番 式千八拾九番 宅地四畝歩之内 又廿四」 八田知道(印)			
(2081 字上十人町 宅地3畝22歩、但縦12間3尺・横5間、不動産取調書) * (朱書)「四等 三千七拾三番 又三十二」 八田知道(印)		縦切紙・1通	え1356-15
記(金2円45銭8厘5毛他受取) 第十三大区四小区伊勢街用懸(印)→八田知道殿	明治11年7月25日	横切紙・1通	え1356-16
記(田畑屋敷地住所・地価取調書) * 雛形 何町村住士族平民何之誰印→動不動産勘定委員何之誰殿 青色罫紙・10行	明治11年	半・1冊	え1356-17
見込書(当年現金凡そ商高1万余、諸品売先キヒシクに付東京内産物仕入れ心がけ、旅出の節行状慎方規定格別定等) 青色罫紙・9行		半・1冊	え1356-18
(藩債賞典関係書類綴)		綴/(え1356-19は一綴)・1綴	え1356-19
松代縣ニ被成候とも朝廷御趣意も有之藩印其俣取用候事(士族卒一同へ賞典の儀、本藩藩債莫大にて、賞典の分1万石年限を以て藩債消却方へ差出に付、賞典1万石分も年限を以て藩債消却方へ差出の旨) 松代県庁 茶色罫紙・10行	(明治4年)辛未9月	縦紙・1通	え1356-19-1
旧藩債未年式分と御賞壹万六百七拾石余を以消却壺通分取調(未年御賞典高1万670石余り他金銭書上) 長谷川昭道・佐藤助善・富永新平・佐藤助通 茶色罫紙・10行	明治9年5月	半・1冊	え1356-19-2
(地所地代金関係書類綴)		綴/(え1356-20は一綴)・1綴	え1356-20
記(信濃国埴科郡松代町の内字伊勢町833番屋敷1反5畝28歩地代価116円15銭他当町地付所悉皆記載の旨) 伊勢町住士族八田知道→動不動産勘定委員佐藤利右衛門殿 青色罫紙・10行	明治11年7月28日	半・1通	え1356-20-1
記(信濃国埴科郡田中村の内字外田町第862番屋敷反別6畝27歩地代金15円60銭他地付所悉皆記載の旨) 伊勢町住平民豊田傳兵衛→動不動産勘定委員佐藤利右衛門殿 青色罫紙・10行	明治11年7月28日	縦紙・1通	え1356-20-2
約定之事(延岡中江正直子より解職願に付、当人困難の件100日以内に済めばそのまま在職、100日以外に及ぶ時は解職) 八田知道(印)・荒木佐右衛門(印)・太田藤右衛門(印)・増田徳左衛門(印) 證券界紙	明治12年9月5日	縦紙・1通	え1356-21
(書状、別紙願いの通り御聞き届け成りかねる旨) 宮島嘉織(印)→八田知道殿 茶色罫紙・9行	4月7日	横切紙・1通	え1356-22
町惣代御赦免願(眼病難洪に付戸長より町惣代上申あれども赦免願) 右八田知道(印)・町用懸眞峯常左衛門(印)・戸長宮島嘉織(印)、(奥印)北第十三大区副区長丸山盈定(印)→長野縣権令榑崎寛直殿 茶色罫紙・13行・版心「第十三大区四小区」	明治10年3月27日	縦紙・1通	え1356-23
死去御届(長野縣下北第13大区4小区埴科郡松代町之内字伊勢町第28番屋敷居住士族八田知道弟亡八田知徳妻きむ(ママ)明治10年1月21日死亡にて除籍願) 右八田知道・用懸眞峯常左衛門→戸長副御中 青色罫紙・8行	明治10年1月30日	縦紙・1通	え1356-24
(長野縣第11大区6小区小縣郡上田原町商内藤福松弟内藤彦次郎養子願) 右八田知道(印)・用係眞峯常左衛門(印)・戸長宮島嘉織(印)、(奥印)第13大区副区長丸山盈定	明治9年6月16日	半・1冊	え1356-25

(印)→長野縣権參事松野篤殿			
(年貢等受取関係書類綴)		綴/(え1407-1 ~4は一綴)・1 綴	え1407
(袋) * (袋上書)「持地村々上納配符其外受取切手 之類入」		袋・1点	え1407-1
巳御年貢目録(高4石2升4合・取米2石1升2合他差引金 3両1分3匁5分9厘、巳年年貢小役并に役元年中品々 夫銀とも明細致し勘定皆済の旨) 町方名主平作(印) →伊勢町傳兵衛殿	安政4巳年12月	横切継紙・1通	え1407-2
午御年貢配符(高1石他×1匁3分9厘、年貢小役勘定残 らず請取皆済の旨) 東福寺村御蔵水駒之助→傳兵衛殿	安政5午年12月	横切継紙・1通	え1407-3
覚(金1両祈念料として受取書) 練光寺納所(印)→菊屋 傳兵衛様御使中	(近世)午5月5日	横切継紙・1通	え1407-4
差上申御請一札之事(八田家持山立木伐採に付金20 両にて引受) * (端裏書)「金式拾両桑根井村角左衛 門買証文不用印書」 桑根井村角左衛門(印)→八田嘉右 衛門様御内嶺村吉兵衛様	文化9申年10月	豎紙・1通	え1574
(畑切取坪179坪他田畑水路、御霊屋裏図面) * (包紙 上書)「田中村御高辻之内 御玉屋舗 図面」 包紙 共		60.0×39.0・1鋪	え1605
一札之御事(大屋敷様より御家賃金の儀仰渡され甚 だ心得違い御訴訟御情けを以て相済み有難く、以 来万端相心得筋違いの儀申上ず(付) 辰ミヤ圓藏 (印)→八田競様御取次中様	寛政2年戌10月	豎紙・1通	え1620
(荒町反別書入絵図控) * 「明治五年十一月廿日荒町 江出ス 下扣」と注記	明治5年11月20日	28.0×112.5・1 鋪	え1624
覚(田地開発代銀金4両1分2朱銀4匁6分5厘の引残代 請取) * (端裏貼紙)「田地開発代銀渡証文 田町黒 鋏要左衛門印書」 黒鋏要左衛門(印)→八田嘉右衛門様 御内嶺村吉兵衛殿	文化9申年4月	豎継紙・1通	え1637
内規定一札之事(貴殿所持屋敷店1ヶ所・土蔵3ヶ所・ 建具等、家賃当寅年金15両卯年より金22両ずつ7ヶ 年借受) 小布施村関谷儀助(印)・松代伊勢町勇之助(印) →松代伊勢町伝兵衛殿	天保13寅年4月	豎紙・1通	え1707
(荒町・大日堂絵図関係書類綴)		綴/(え1745-1 ~3は一綴)・1 綴	え1745
(荒町村分地之内大日堂大門向田畑絵図)		27.5×38・1枚	え1745-1
(元方惣取締出席会所配置絵図)		38×27.5・1枚	え1745-2
(荒町田畑絵図)		32×25・1枚	え1745-3

## 内方 / 土地経営 / 下屋敷

差上申御請一札之事(外田町御下屋敷荒地之場所新 田開発并に関屋川除土手御普請×金13両4匁7分 にて請負) 馬喰町彦右衛門(印)→八田嘉右衛門様御内嶺村 吉兵衛様	文化6年巳3月	豎継紙・1通	え1606
--	---------	--------	-------

内方 / 土地経営 / 借家

<p>①乍恐口上書を以奉願候御事(八田家借宅よりの引越願) *下書、②乍恐(八田家借宅よりの引越願) *下書、③乍恐(八田孫左衛門方への引越願) *下書 / * (端裏書)「安永十丑年三月願差出申候 勢州引越願条助 同断願傳兵衛 役本願万助 三人」 ①伊せ町条助、(奥書)五人組喜三郎・与兵衛、②八田孫左衛門抱屋敷役代傳兵衛、(奥書)五人組喜三郎・与兵衛、③万助、(奥書)五人組木町喜右衛門後家役代伊左衛門・廣田太夫他家守新右衛門・木町喜右衛門後家役代太助→①・②・③御町検断</p>	<p>①安永10年丑3月 ②同3月 ③同号3月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え1575</p>
<p>差上申一札之事(私義年来借家にて近年不如意、去る9月中御上より御尋ね重き咎を受け、菩提寺西念寺様に御縫り御許容、年々家賃不納返済したくも金子調達し兼ね、来る申年2月中迄店賃皆済し店明け差上の旨) 鏡屋町御借主大治郎(印)・中町親類請人九兵衛(印)・欠村請人同断彦五郎(印)→八田嘉右衛門様御抱屋敷御役代傳兵衛殿</p>	<p>文化8未年8月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え1577</p>
<p>差上申一札之御事(私義勝手向取続き兼ね御借家返上、中町九兵衛方へ引越別書を以て願う処格別の御憐愍を以て御聞済、不納金10兩3分2朱に付利足分赦免願) 鏡屋町大治郎(印)・中町請人九兵衛(印)→八田嘉右衛門様御内嶺村吉兵衛殿</p>	<p>文化9申年3月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え1578</p>
<p>(紺屋町長屋普請関係書類綴)</p>		<p>綴/(え1587-1~8は一綴)・1綴</p>	<p>え1587</p>
<p>(袋) * (袋上書)「文化十癸酉年 紺屋町長屋致普請候節入用書附一卷入」</p>	<p>文化10癸酉年</p>	<p>袋・1点</p>	<p>え1587-1</p>
<p>覚(2口×金3兩1分2朱633文差引金1兩2分2朱703文樋かに受取) 屋根屋半七(印)→田村昌仙様</p>	<p>(文化10)酉年7月13日</p>	<p>横切紙・1通</p>	<p>え1587-2</p>
<p>覚(針金代・鼠茸手間他惣×金2分2朱銭10文見積り并に受取) 下御安口弥惣治(印)・半七(印)→田村昌仙様</p>	<p>7月12・13日</p>	<p>横切紙・1通</p>	<p>え1587-3</p>
<p>覚(瓦×317枚代金1兩1分2朱書上) 瓦師政七→八田様御役人様</p>	<p>7月11日</p>	<p>横切紙/(え1587-3とえ1587-5に挟込)・1通</p>	<p>え1587-4</p>
<p>覚(金3兩1分2朱41文差引金1兩2分2朱ト111文樋かに請取) 御安口弥惣治(印)→田村昌仙様</p>	<p>7月13日</p>	<p>横切紙・1通</p>	<p>え1587-5</p>
<p>覚(茅・善光寺竹・太縄・ふき手間・賄代・人足代惣×金7兩1分2朱357文こんや町御長屋御普請見積) 御安口弥惣治(印)→田村昌仙様</p>	<p>7月13日</p>	<p>横切紙・1通</p>	<p>え1587-6</p>
<p>覚(萱代金3兩樋かに受取) 御安口弥惣治(印)・半七(印)→田村昌仙様</p>	<p>6月6日</p>	<p>横切紙・1通</p>	<p>え1587-7</p>
<p>覚(坪数36坪2分5厘、萱代・縄代・押木竹代・手間代・賄代・麻から代×金6兩3分、銭134文書上) 屋根屋半七→勝情様 貼紙あり</p>	<p>4月21日</p>	<p>縦紙・1通</p>	<p>え1587-8</p>
<p>借家証文之事(当城下町にて酒造渡世致したく酒造蔵并に酒造株借用に付借家証文雛形) 杭瀬木村・借家人たれ・証人たれ・同たれ→伊勢町傳兵衛殿</p>	<p>年月日</p>	<p>横切紙・1通</p>	<p>え1588</p>
<p>乍恐以書付御請申上候御事(祖父伊七・親市兵衛用向勤めにて抱屋敷・家作拝借致し私名前付替の処、父・家内病死にて差支に付勘定取調・上納御流れの</p>	<p>文久元酉年11月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え1604</p>

旨) * (端裏書)「木町市兵衛」伊勢町市兵衛(印)・親類音吉(印)・右同断中町五兵衛(印)→八田慎蔵様御内御役人中様	天保2卯年6月	縦紙・1通	え1697
内規定一札之事(抱屋敷譲請したく地代金150両見積り承知次第出金の旨) 伊勢町傳兵衛(印)→関田守之丞様			

## 内方 / 土地経営 / 江戸屋敷

(江戸屋敷揚り代金関係書類綴)		綴/(え1467-1~11は一綴)・1綴	え1467
(袋) * (袋上書)「江戸町屋舗代金承合書類」		袋・1点	え1467-1
(町屋舗絵図)		32.0×45.8・1舗	え1467-2
(南伝馬町壱丁目東側表四軒地代書)		横切継紙・1通	え1467-3
(北鞆町川岸通西より貳番地代書)		横切紙・1通	え1467-4
(本銀町四丁目東横町地代書)		横切継紙・1通	え1467-5
(銀町四丁目、品川町湯屋地代書)		横切紙・1通	え1467-6
(金沢町・神田永井町・大伝馬塩町地代書)		縦紙・1通	え1467-7
(馬喰町三丁目・大伝馬塩町・関口町地代書)		縦紙・1通	え1467-8
覚(神田隅町西横町地代書)		横切紙・1通	え1467-9
(富山町貳丁目・紺屋町貳丁目地代書)		横切紙・1通	え1467-10
(新白銀町・神田下白壁町地代書)		横切紙・1通	え1467-11

## 内方 / 土地経営 / 田地譲渡

(矢代村源六田地譲渡関係書類綴)		綴/(え1493-1~7は一綴)・1綴	え1493
(袋) * (袋上書)「矢代村源六田地引請証文水入帳絵図面入」 袋内絵図は紙綴綴を解く		袋・1点	え1493-1-1
(矢代村喜左衛門分田地絵図面) 矢代村源六(印)	文化2丑12月	55.4×77.4・1舗	え1493-1-2
一札之事(喜左衛門一軒分田地譲渡に付) * 覚書墨消紙背使用 八田嘉右衛門役代傳兵衛→矢代村源六殿	文化11戌年7月	横切紙・1通	え1493-2
覚(矢代村源六、入上初6ヶ年分差引に付)	亥正月	横切継紙・1通	え1493-3
覚(矢代村源六、一軒分田地屋敷代等取替にて代金差引に付) 質店	亥正月	横切継紙・1通	え1493-4
借地証文之事(喜左衛門分源左衛門高辻の内永小作居屋舗私借地に付) 借地主源六(印)・受人和吉(印)・同断宇右衛門(印)→八田嘉右衛門様御役人衆中	文化11戌年7月	縦紙・1通	え1493-5
矢代村御高辻之内御水帳名喜左衛門壱軒分水入帳譲り主源六(印)・受人和吉(印)・同人治左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内御役人中	文化11戌年7月	横帳半・1冊	え1493-6
(矢代村田地役代源六引替の儀等に付)		横切・1綴	え1493-7

内方 / 土地経営 / 田地譲渡

譲渡申証文之事(柴町差口屋敷地133坪及び建家2棟、代金65両証文) * 写 伊勢町傳兵衛・木町元治→木町弥右衛門殿		縦紙・1通	え1712
--	--	-------	-------

内方 / 土地経営 / 買取・質取

(家屋敷売渡関係書類綴)		綴/(え1510-1~4は一綴)・1綴	え1510
一札之事(取持の建屋・土蔵等金100両にて寺へ売渡) * (端裏書)「寛政十二申年閏四月北村九兵衛殿より家屋敷調内約束一札 第一」 伊勢町河内屋九兵衛(印)・同町親類萬屋徳兵衛(印)→証蓮寺様	寛政12申年閏4月	縦紙・1通	え1510-1
差上申一札之事(家屋敷・建屋とも残らず譲渡にて私内証差支え須坂親類方へ引移りたきに付) 河内屋仁兵衛(印)→練光寺様・証蓮寺様	寛政12申年7月	縦継紙・1通	え1510-2
一札之事(屋敷・地面売渡に付代金受取証) * (端裏書)「享和元酉年四月河内屋屋敷同組太左衛門内譲渡金子受取候付差出候印書写」 仁兵衛役代伊七・証人伝兵衛、(奥書)証蓮寺→太左衛門殿	享和元年酉3月	縦継紙・1通	え1510-3
(饗応并に金子御礼) 美山→嘉右衛門様不及貴報候	7月15日	横切紙・1通	え1510-4
一札之事(中町大治郎引越に付自身所持の土蔵等売払代金3両受取) 中町大治郎(印)・請人九兵衛(印)→伊勢町菊屋傳兵衛殿	文化9申年5月	縦紙・1通	え1576
差上申一札之御事(円蔵家作金30両売出の処、私義家類焼に付25両にて買取) * (端裏貼紙)「金五両矢代村莊吉木町円蔵家屋敷義付右金を男遣候付右一件一札受取置申候」 矢代村庄吉(印)→八田長左衛門殿	寛政10年午6月	縦紙・1通	え1662
質地証文之事(畑及び住居家質地証文) * 雛形 一領何郡何村質置主誰・親類誰・組合誰、(奥書)右村三役人・頭立 →松代皆神山和合院様御役者衆中	文政2卯年正月	縦継紙・1通	え1672
①覚(誰々質地高年貢役夫銀に付) * 雛形、②覚(小作初代金の儀に付) * 雛形 ①何村名主誰印、②何町村小作人印→①宛所、②一様	①年号	縦紙・1通	え1673
覚(誰質地高御年貢御役夫銀年季中御預り) * 雛形 何村庄屋 → 一殿	何ノ何月日	横切継紙・1通	え1674
覚(誰質地高御年貢御役夫銀年季中御預り) * 雛形 一領何村庄屋 → 宛所	年号月	横切継紙・1通	え1675

内方 / 土地経営 / 質入

質入田地証文之事(無役御本田高5石4斗7升2合他高辻田地を10年間質入、地代金150両受取) * (端裏書)「元治元甲子歳三月帰ル」 伊勢町八田嘉右衛門役代傳兵衛(印墨消)・受人市兵衛(印墨消)、(奥書)東福寺村名主八郎兵衛(印墨消)・組頭弥野右衛門(印墨消)・長百姓藤右衛門(印墨消)・同断(長百姓)彦九郎(印墨消)→堀内与一右衛門様御役代延助殿	天保14卯年12月	縦継紙・1通	え1626
(書状、松本御氏より、振合に付別紙下書差上、速やかに認め御引替願) 色部儀大夫→八田慎蔵様	7月30日	横切継紙・1通	え1742
(書状、鏡屋町御抱屋敷去年御役代傳兵衛殿質入年季明、質入古証文相改め案書差上に付速やかに認め	卯11月25日	横切継紙・1通	え1743



差出すべき旨) 色部儀大夫→八田慎蔵様尊下			
<b>内方 / 土地経営 / 小作</b>			
(小作入揚代年延証文関係書類綴)		綴/(え1366-1 ~9は一綴)・1 綴	え1366
(包紙) * (包紙上書)「西十二月小作入揚代年延証文 壺通 上丸子村」	(文政8年)西12月	包紙・1点	え1366-1
入揚代金年延証文之事(金39両3分2朱永100文、質入 れ田地入揚米代残り分当西12月皆済の処、当秋格 別違作に付来戌11月迄年延願) 上丸子村小作人惣代忠 忠左衛門・代引請人百姓代善左衛門(印)、(奥書)右(上丸子 村名主七左衛門(印)・組頭伴右衛門(印)→松代伊勢町傳兵 衛殿	文政8年西12月	堅継紙・1通	え1366-2
(包紙) * (包紙上書)「西十二月入揚代年延証文壺通 御嵩堂村」	(文政8年)西12月	包紙・1点	え1366-3
入揚代金年延証文之事(金53両1分永50文、質入れ田 地入揚米代金当西11月中皆済の処、当秋格別違作 に付来戌11月迄年延願) 御嵩堂村小作人惣代忠五 郎引受人百姓代幸作(印)、(奥書)右(御嵩堂)村名主与兵衛 (印)・組頭伴治(印)→松代伊勢町傳兵衛殿	文政8年西12月	堅継紙・1通	え1366-4
(包紙) * (包紙上書)「西十二月小作入揚代金年延証 文壺通 飯沼村」	(文政8年)西12月	包紙・1点	え1366-5
入揚代金年延証文之事(金40両、質入れ田地入揚代米 代金等西11月中皆済の処、当秋格別違作に付来戌 11月迄年延願) 飯沼村小作人惣代喜重代引請人百姓代 太左衛門(印)、(奥書)右(飯沼)村名主文之助(印)・組頭宇平 次(印)→松代伊勢町傳兵衛殿	文政8年西12月	堅継紙・1通	え1366-6
(包紙) * (包紙上書)「借用証文壺通 御嵩堂村与兵 衛・伴次・幸作」		包紙・1点	え1366-7
借入金一札之事(来戌年年貢金の内当冬先納申付け にては小前一同難渋に付、当西12月より来る戌4 月迄金53両1分永25文借用受取、1ヶ月銀6分6厘6毛 掛にて返済の旨) 御嵩堂村名主与兵衛(印)・組頭伴治 (印)・百姓代幸作(印)→松代伊勢町傳兵衛殿	文政8年西12月	堅継紙・1通	え1366-8
借入金一札之事(来戌年年貢金の内当冬先納申付け にては小前一同難渋に付、当西12月より来戌4月迄 金40両借用受取、1ヶ月銀6分6厘6毛掛にて返済の 旨) * (端裏貼紙)「文政八西十二月金四拾両、上丸 子村名主七左衛門・請人伴右衛門・百姓代善左衛 門、戌四月迄借証文、尤酉年小作入上初代金之内右 証文二成、和七調」 上丸子村名主借用主七左衛門(印)・ 組頭請人伴右衛門(印)・百姓代請人善左衛門(印)→松代伊 勢町傳兵衛殿	文政8年西12月	堅継紙・1通	え1366-9
(土口村困窮に付上納初関係書類綴)		綴/(え1367-1 ~4は一綴)・1 綴	え1367
乍恐以上書奉願候御事(近年村方困窮にて小作人 も減じ難渋し、先年の通り御屋敷様御見聞御仕立 て願) 土口村願人新右衛門(印)・同又左衛門(印)・同又治 郎(印)・同勇八(印)・同孫三郎(印)・同八郎治(印)、(奥書)土 口村名主政五郎(印)・組頭松右衛門(印)・同断惣蔵(印)・長 百姓卯之助(印)→八田嘉右衛門様御役人中様	文化3寅年10月	堅継紙・1通	え1367-1

内方 / 土地経営 / 小作

差上申一札之事(新右衛門持參田地高7石57斗1合5夕、此度代金60兩にて譲渡し当地にて開作小作耕作の処、村方引請け世話仕る旨) 土口村御世話人たれ・同たれ・同たれ・立合名主たれ・同組頭たれ・同長百姓たれ→八田嘉右衛門様御内中村金七殿	享和3亥年4月	縦継紙・1通	え1367-2
口上書ヲ以奉願候御事(実父奥右衛門難洪にて金子拝借の処病死し、私儀引き続き難洪にて御屋敷様御手当等下さる処、田地小作料入上初実父証文勘弁致し、先達て手入れ上初勘定を年々上納願) 土口村助左衛門(印)・親類惣代彦右衛門(印)・同断松右衛門(印)→八田嘉右衛門様御内御役人中様	文化元子年12月	縦継紙・1通	え1367-3
差上申御請一札之御事(当村人別先年御屋敷様より田畑山譲渡下さるも、困窮・人少にて地所改め通り入下初願いの処、詮議赦免下され入上納め通り皆済すべき旨) 土口村訴訟人惣代仁左衛門(印)・同断友左衛門(印)・地主御預り主新右衛門(印)・同断又左衛門(印)・同断助左衛門(印)・同断又治郎(印)・同断勇八(印)・同断卯左衛門(印)・同断孫三郎(印)・同断八郎治(印)、(奥書)名主惣蔵(印)・組頭清蔵(印)・同断松右衛門(印)・長百姓卯之助(印)→八田嘉右衛門様御内	文化4卯年2月	縦継紙・1通	え1367-4
(矢代村柿崎源左衛門諸代金調帳袋一括)		(え1409-1~3は袋一括)	え1409
(袋) * (袋上書)「矢代村柿崎源左衛門方差引入用書類入」/ * (貼紙)「当時不用之書柿崎家暮方積立帳」		袋・1点	え1409-1
覚(初48俵代金10兩上4人下4人扶持方代金他諸代金調) 源左衛門・文左衛門・丈右衛門・四郎左衛門・三郎右衛門・五郎右衛門・市兵衛	文政6未年11月	横長半・1冊	え1409-2
覚(金1兩1分2朱・銀3匁大工甚蔵・傳蔵・尽左衛門3人分手間賃他諸代金調) 市兵衛(貼紙「外用無印」)・四郎左衛門(印)・丈右衛門(印)・三郎右衛門(印)・五郎右衛門(印)・文左衛門(印)、(奥書)柿崎源左衛門	文政6未年	横長半・1冊	え1409-3
(金子請取関係書類綴)		綴/(え1517-1~6は一綴)・1綴	え1517
覚(千田村19兩の利1兩3分9匁等3兩1分2朱1匁5分錢211文引渡に付) 町田源左衛門(印)→長岡助右衛門殿灰色宿紙	文政元寅年11月28日	横切継紙・1通	え1517-1
(書状、無尽瀧野氏取入のため寅取番積金確に落掌) 八(八田)嘉右衛門→山藤左衛門様	正月4日	横切紙・1通	え1517-2
寅御年貢(ノ8俵4斗2升2合4勺、年貢皆済に付) 東寺尾村名主治五右衛門(印)→四ツヤ長岡助右衛門様御役代音松殿	文政元年寅12月	横切継紙・1通	え1517-3
覚(蔵本上納代等金3兩1分1匁8分1厘金銭書上) 名主嘉傳治(印)→長岡助右衛門様御内	文政元年寅12月	横切紙・1通	え1517-4
寅御年貢配府(ノ8俵2斗8升2合7勺、年貢皆済に付) 西寺尾村御蔵本徳右衛門(印)→長岡助右衛門様	文政元年寅12月	横切継紙・1通	え1517-5
差上申御請之事(金1兩小作世話料として受取) 西寺尾村太平(印)→長岡助右衛門様御内	文政元寅年12月	縦紙・1通	え1517-6
(金子請取関係書類綴)		綴/(え1518-1~3は一綴)・1綴	え1518
覚(金5兩受取) 八田嘉右衛門(印墨消)→長岡助右衛門殿	文化14丑年12月29日	横切継紙・1通	え1518-1

覚(金25両2分2朱受取) 八田嘉右衛門(印墨消)→長岡助右衛門殿	文化14丑年12月23日	横切紙・1通	え1518-2
覚(小作入上初代金5両2分受取) 八田嘉右衛門(印墨消)→長岡助右衛門殿	文化14丑年12月29日	横切継紙・1通	え1518-3
(金子請取関係書類綴)		綴/(え1519-1~4は一綴)・1綴	え1519
(小森村清十郎分15両等金銭書上)		横切紙・1通	え1519-1
覚(御取集金15両1歩2朱受取) 八田嘉右衛門(印墨消)→長岡助右衛門殿	文政5午年12月27日	横切紙・1通	え1519-2
覚(御取集金20両受取) 八田嘉右衛門(印墨消)→長岡助右衛門殿	文政5午年12月23日	横切紙・1通	え1519-3
覚(小作初代金9両受取) * (端裏書)「未六月御差引帳印形相極候付印書取戻 此節桜村証文近藤二郎兵衛どの証文取置申候差引残金田中氏指引残金小作方へ不足之分受取可申候右ニ付午年差引済切二成」 八田嘉右衛門(印)→長岡助右衛門殿	文政5午年12月20日	横切紙・1通	え1519-4
(金子請取関係書類綴)		綴/(え1520-1~3は一綴)・1綴	え1520
覚(小作方取集金7両受取) 八田辰三郎(印)→長岡助右衛門殿	文政4巳年12月晦日	横切紙・1通	え1520-1
覚(御取集金20両受取) 八田嘉右衛門(印墨消)→長岡助右衛門殿	文政4巳年12月24日	横切継紙・1通	え1520-2
覚(御取集金20両受取) * (端裏書)「午十一月七日御差引帳江印形相[ ]此印証取戻年貢差引の方過納有之候得共右者前年差引残金ニ相立候仍而如此」 八田嘉右衛門(印墨消)→長岡助右衛門殿	文政4巳年12月15日	横切紙・1通	え1520-3
(金子受取関係書類綴)		綴/(え1521-1~12は一綴)・1綴	え1521
覚(小作入上初代金3両2分受取) 八田嘉右衛門(印)→長岡助右衛門殿	文政8酉年12月20日	横切紙・1通	え1521-1
覚(御取集金5両受取) 八田嘉右衛門(印)→長岡助右衛門殿	文政8酉年12月20日	横切継紙・1通	え1521-2
覚(御取集金8両受取) 八田嘉右衛門(印)→長岡助右衛門殿	文政8酉年12月29日	横切紙・1通	え1521-3
覚(御取集金10両受取) 八田嘉右衛門(印)→長岡助右衛門殿 後欠	文政8酉年12月24日	横切紙・1通	え1521-4
覚(御取集金10両受取) 八田嘉右衛門(印)→長岡助右衛門殿	文政8酉年12月27日	横切紙・1通	え1521-5
覚(安兵衛殿兩年利分金10両受取) 八田嘉右衛門(印)→長岡助右衛門殿	文政8酉年12月25日	横切紙・1通	え1521-6
覚(小作年貢御取集金5両1分2朱受取) 八田嘉右衛門(印)→長岡助右衛門殿	文政7申年12月20日	横切紙・1通	え1521-7
覚(御取集金10両受取) 八田嘉右衛門(印)→長岡助右衛門殿	文政7申年12月29日	横切紙・1通	え1521-8
覚(小作初代金8両受取) 八田嘉右衛門(印)→長岡助右衛門殿	文政6未年12月20日	横小切紙・1通	え1521-9

内方 / 土地経営 / 小作

覚(御取集金15両受取) 八田嘉右衛門(印)→長岡助右衛門殿	文政6未年12月29日	横切継紙・1通	え1521-10
覚(御口入御取集金15両受取) 八田嘉右衛門(印)→長岡助右衛門殿	文政7申年12月22日	横切継紙・1通	え1521-11
覚(御取集金15両受取) 八田嘉右衛門(印)→長岡助右衛門殿	文政6未年12月25日	横切紙・1通	え1521-12
御借用初証文書(初13俵借用に付当11月15日限り新初1俵目方16貫にて返済) 御借主穀屋与作(印)・請人萬屋喜三郎(印)→八田嘉右衛門様御内御役人中様	天保10亥年7月	堅紙・1通	え1592
(生萱村小作年貢皆済関係綴)		綴/(え1599-1~9は一綴)・1綴	え1599
(包紙) * (包紙上書)「生萱村惣左衛門御高拾貳石五夕代金六拾両ニ而寛政七卯年十二月買取候処難渋付不納ニ相成難取続家名茂及離散候程之儀付 証書一通」/(包紙裏書)「文政三辰十二月金三拾両受取文政四巳年五月十五日先年讓証文差戻ス已後家来ニ致呉候様相頼候得共先出入致候様申渡遣ス焼鯛為礼親類一同持参」		包紙・1点	え1599-1
①辰御年貢皆済(高12石5夕他辰御年貢御小役并に夫錢皆済の旨)、②(御持地田畑小作表ノ辻初52俵辰年分年貢上納皆済并に諸入上初上納役代勤に付) ①生萱村名主権左衛門(印)、②生萱村御持地御役代惣左衛門(印)→①八田孫左衛門殿御役代惣左衛門殿、②八田孫左衛門様御役代傳兵衛殿	①寛政8年辰12月、②辰12月	横切継紙・1通	え1599-2
覚(御持地田畑小作入表ノ辻初52俵、酉年年貢諸役上納皆済并に入上初上納役代勤に付) 生萱村御役代惣左衛門(印)→八田孫左衛門様御役代傳兵衛殿	酉年	横切紙・1通	え1599-3
申御年貢配府(本田高12石5夕他ノ辻1俵1斗9升7合3夕、申年年貢小役并に夫銀皆済) 生萱村名主友弥(印)→八田孫左衛門殿御役代惣左衛門殿	寛政12年申12月	横切紙・1通	え1599-4
①巳御年貢皆済(本田高12石5夕他ノ辻1俵1斗9升7合3夕、巳年貢小役并に夫錢皆済)、②(御持地田畑小作入辻初5俵、巳年分年貢諸役初皆済并に入上初納役代勤に付) ①生萱村名主権左衛門(印)、②生萱村御役代惣左衛門(印)→①八田孫左衛門殿御役代惣左衛門殿、②八田孫左衛門様御役代傳兵衛殿	①寛政9年巳12月、②巳12月	横切継紙・1通	え1599-5
戌御年貢皆済(本田高12石5夕他ノ辻1俵1斗9升7合3夕、戌年年貢小役并に夫銀皆済) 生萱村名主吟右衛門(印)→八田嘉右衛門様御内御役代惣左衛門殿	享和2年戌12月	横切紙・1通	え1599-6
酉御年貢皆済(本田高12石5夕他ノ辻1俵1斗9升7合3夕、酉年年貢小役并に夫錢皆済) 生萱村名主八右衛門(印)→八田孫左衛門殿御役代惣左衛門殿	享和元年酉12月	横切紙・1通	え1599-7
①午御年貢皆済(本田高12石5夕他ノ辻1俵1斗9升7合3夕、午年年貢小役并に夫錢皆済)、②(御持地田畑小作入辻初52俵、午年年貢諸役上納皆済并に田畑入上初上納役代勤に付) ①生萱村名主権左衛門(印)、②生萱村御役代惣左衛門(印)→①八田孫左衛門殿御役代惣左衛門殿、②八田孫左衛門様御役代傳兵衛殿	①寛政10年午12月、②午12月	折紙・1通	え1599-8
覚(金30兩、内願の筋にて請取) 八田嘉右衛門内浦野忠七(印墨消)→生萱村惣左衛門殿	文政3辰年12月	堅紙・1通	え1599-9
(寅年年貢目録一括)		綴/(え1751-1~34は一綴)・1綴	え1751

酉御年貢目録(酉年御年貢皆済小手形) 町方名主平作(印)→伊勢町傳兵衛殿	文久元酉年12月	横切継紙・1通	え1751-1
酉御年貢皆済目録(酉年御年貢皆済小手形) 田中村名主慎平(印)→イセ町傳兵衛殿	文久元酉年12月	横切継紙・1通	え1751-2
酉御年貢目録(酉年御年貢皆済小手形) 荒町村名主吉三郎(印)→伊勢町傳兵衛殿	文久元酉年12月	横切継紙・1通	え1751-3
酉御年貢(酉年御年貢皆済小手形) 東寺尾村名主関治(印)→伊勢町傳兵衛殿	文久元酉年12月	横切継紙・1通	え1751-4
酉御年貢配府(酉年御年貢皆済小手形) 東福寺村名主名左衛門(印)→イセ町傳兵衛殿	文久元酉年12月	横切継紙・1通	え1751-5
矢鳥源左衛門様酉配府(矢鳥源左衛門高2石3斗6升3合御借高皆済小手形) 東福寺村御蔵元長蔵(印)→伊勢町傳兵衛殿	文久元酉年12月	横切継紙・1通	え1751-6
酉御上納配府(無役御本田高1石ほか2件×銀2匁9厘御上納皆済小手形) 菅越太郎様東福寺御蔵本駒之助(印)→伊勢町傳兵衛殿	文久元酉年12月	横切継紙・1通	え1751-7
辰御年貢目録(辰年御年貢皆済小手形) 荒町村名主友右衛門(印)→イセ町傳兵衛殿	安政3年12月	横切継紙・1通	え1751-8
辰御年貢(辰年御年貢皆済小手形) 東寺尾村名主吉郎左衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	安政3辰年12月	横切継紙・1通	え1751-9
覚(当辰月割上納金1両請取) 荒町村名主友右衛門(印)→イセ町傳兵衛殿	安政3辰年12月	横切紙・1通	え1751-10
(明屋敷御年貢銀2匁6分受取) 中嶋渡浪(印)→八田慎蔵殿役代傳兵衛	安政3辰年12月	横切紙・1通	え1751-11
(明屋敷御年貢金1分4匁9分1厘請取) 中嶋渡浪(印)→伊勢町傳兵衛	安政3辰年12月	横切紙・1通	え1751-12
(明屋敷御年貢金1両3分1匁6分4厘請取) 中嶋渡浪(印)→八田喜兵衛殿内田村久蔵殿	安政3辰年12月	横切紙・1通	え1751-13
卯御年貢(卯年御年貢皆済小手形) 東寺尾村名主吉郎左衛門(印)→イセ町傳兵衛殿	安政2卯年12月	横切紙・1通	え1751-14
卯御年貢配府(高2石3斗6升3合銀1匁4分6厘皆済小手形) 矢鳥源左衛門様御蔵本東福寺村長蔵(印)→伊勢町傳兵衛殿	安政2卯年12月	横切継紙・1通	え1751-15
卯御年貢目録(卯年御年貢皆済小手形) 荒町村名主友右衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	安政2卯年12月	横切継紙・1通	え1751-16
卯御年貢目録(卯年御年貢皆済小手形) 町方名主平作(印)→伊勢町傳兵衛殿	安政2卯年12月	横切継紙・1通	え1751-17
卯御年貢配府(卯年御年貢皆済小手形) 東福寺村名主名左衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	安政2卯年12月	横切継紙・1通	え1751-18
未御年貢目録(未年御年貢皆済小手形) 町方名主平作(印)→伊セ町傳兵衛殿	安政6未年12月	横切継紙・1通	え1751-19
未御年貢目録(未年御年貢皆済小手形) 荒町村名主郡兵衛(印)→伊勢町傳兵衛殿	安政6未年12月	横切継紙・1通	え1751-20
菅越太郎様未配府(無役御本田高1石ほか2件×銀1匁4分1厘皆済小手形) 東福寺村御蔵本駒之助(印)→いせ町傳兵衛殿	安政6未年12月	横切紙・1通	え1751-21

内方 / 土地経営 / 小作

(銭428文受取并に高掛り御用金9日持参願) 荒町役元 (印)→いせ町傳兵衛殿	3月	横切紙/(え 1751-21~23間 に挟込み)・1通	え1751-22
未御年貢(未年御年貢皆済小手形) 東寺尾村名主関治 (印)→いせ町傳兵衛殿	安政6未年12月	横切紙・1通	え1751-23
(明屋敷御年貢金2両10匁7分1厘請取) 中島渡浪(印) →八田喜兵衛殿内田村久藏殿	嘉永7寅年12月	横切紙・1通	え1751-24
(明屋敷御年貢金1分9匁4分請取) 中島渡浪(印)→いせ 町傳兵衛殿	嘉永7寅年12月	横切紙・1通	え1751-25
(明屋敷御年貢銀3匁1分9厘請取) 中島渡浪(印)→八田 慎藏殿役代傳兵衛	嘉永7寅年12月	横切紙・1通	え1751-26
河原新田御年貢(金1分7分9厘請取) 中島渡浪(印)→い せ町傳兵衛	嘉永7寅年12月	横切紙・1通	え1751-27
矢鳥源左衛門様配府(矢鳥源左衛門高2石3斗6升3合 銀2匁2分6厘夫銀懸り物皆済) 東福寺村御藏本滝三 郎(印)→傳兵衛殿	安政元寅12月	横切継紙・1通	え1751-28
菅様分寅配府(無役御本田高1石ほか2件ノ銀2匁9分9 厘皆済小手形) 東福寺村御藏本源介(印)→いせ町傳兵 衛殿	嘉永7年12月25日	横切紙・1通	え1751-29
覚(当寅月割上納金1両請取) 荒町村名主友右衛門(印) →いせ町傳兵衛殿	寅7月	横切紙・1通	え1751-30
寅御年貢目録(寅御年御年貢皆済小手形) 荒町村名主 友右衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	嘉永7年12月	横切継紙・1通	え1751-31
寅御年貢配府(寅御年貢皆済小手形) 東福寺村名主名 左衛門(印)→いせ町傳兵衛殿	嘉永7年12月	横切継紙・1通	え1751-32
寅御年貢目録(寅御年貢皆済小手形) 町方名主平作 (印)→伊勢町傳兵衛殿	嘉永7年12月	横切継紙・1通	え1751-33
寅御年貢(寅御年貢皆済小手形) 東寺尾村名主吉郎左 衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	安政元寅年12月	横切継紙・1通	え1751-34
寅御年貢目録(寅御年御年貢皆済小手形) 田中村名主 久兵衛(印)→いせ町傳兵衛殿	安政元寅年	横切継紙・1通	え1751-35

内方 / 土地経営 / 小作年貢米滞一件

(飯山小作年貢滞一件田地質入証文関係書類綴)		綴/(え1350-2 ~5は一綴)・1 綴	え1350
(袋) * (袋上書)「称津差引一卷入用書類入 高拾五 石七斗三升式合八夕右地所質地ニ請取代金式百兩 右周平請江傳兵衛より辰四月晦日相渡外ニ金三百 兩無尽取入預り証文下案并無尽後始末取番書調入 置 文政三庚辰年四月晦日(袋裏書略)」	文政3庚辰年4月晦日	袋・1点	え1350-1
相渡申質地証文之事(地頭所役人中抛所なき要用に て田中佐内田地 1町2反3畝及び依田弥右衛門田地 1町6反6畝16歩質地差出金1000両借用に付) 依田 弥右衛門(印)・田中佐内(印)	文化10癸酉年4月22日	堅継紙(美)・1 通	え1350-2
借入金証文之事(抛所なき入用にて文字金1000両借 用) 依田弥右衛門(印)・田中佐内(印)・比田井文右衛門 (印)・並木甚右衛門・橋原左伸太(印)・落合犀吉(印)・塩川鑑 吉郎(印)・落合弾藏(印)	文化5戊辰年10月24日	堅継紙(美)・1 通	え1350-3

借入金証文之事(拠所なき入用にて文字金1000両借用) 依田弥右衛門(印)・田中佐内(印)・橋原左仲太(印)・落合犀吉(印)・塩川鑑吉郎(印)・落合弾藏(印)	文化10癸酉年4月22日	豎継紙(美)・1通	え1350-4
相渡申質地証文之事(地頭所役人中拠所なき要用にて比田井文右衛門田地8反5畝9歩、田中左内田地1町6反4畝12歩及び依田弥右衛門田地1町1反4畝4歩質地差出金1000両借用) 依田弥右衛門(印)・田中佐内(印)・比田井文右衛門(印)	文化5戊辰年10月24日	豎継紙(美)・1通	え1350-5
(佐久郡質地一条関係書類綴)		綴/(え1422-1~22は一綴)	え1422
袋*(袋上書)「佐久郡一条に付江戸中野氏より到来状并に返書案文其外書類」	天保10亥年9月	袋・1点	え1422-1
(書状、田之口村一件訴状8月20日頃までに江戸着仕るよう取計願、并に一件9分9厘勝利相見えに付) 中野左膳→八田屋傳右衛門様	7月19日	横切継紙・1通	え1422-2
(飲食用心、油断大敵等出訴心積り)	10月	横切継紙・1通	え1422-3
(岩村田一件、熟談調い難く正月15日迄に願 書等取極め、惣代に持たされたきに付) 虫損	12月20日	横切紙・1通	え1422-4
(書状、①年頭挨拶并に岩村田一件出訴に付然るべき御差図願、②年頭挨拶并に岩村田一件出訴に付然るべき御差図願、③年頭挨拶并に岩村田一件出訴、沖八栄八罷出候間、然るべき御差図願) * (端裏書)「出府之者へ相渡候書状下案」 ①八田嘉右衛門(花押)、②③八田嘉右衛門→①中(中野)佐膳様、②座間百人様参人々御中、③善大夫様 灰色宿紙	①②③1月15日	横切継紙・1通	え1422-5
(書状、松平石見守御領分三塚村、田野口村之者共質地流池并に作徳初滞り一件出訴致さず事済み等に付) 彦大夫→(八田)嘉右衛門御取次衆中様 虫損甚大	9月15日	横切継紙・1通	え1422-6
以書取奉申上候(佐久郡岩村田村小作初滞り一件に付滞金に拘わらず極置く証文にて正米にて小作人より受取るべき趣懸合に及ぶべく内々申上書) * 下書	11月	横切継紙・1通	え1422-7
以書取奉申上候(佐久郡岩村田村小作初滞り一件に付滞金に拘わらず極置く証文にて正米にて小作人より受取るべき趣懸合に及ぶべく添翰願) * 下書		横切継紙・1通	え1422-8
(書状、田野口村一件福島宿栄八掛合い内済に付委細承知并に以後恙なく行立仕法に致したきに付) 中野左膳→八田嘉右衛門様	9月19日	横切継紙・1通	え1422-9
覚(田野口出入一件惣雑費高金38両3分3朱425文勘定書) * 下書 久一郎代福島村沖八、同栄八→菊屋傳兵衛殿	天保10亥年9月	横切継紙・1通	え1422-10
田野内済金取計調(一件雑用金39両他6件計金100両勘定書) 勝五郎之助取計	10月	横切紙・1通	え1422-11
(書状、松平石見守御領分三塚村田野口村之者共質地流地及び作徳初滞り町方へ添簡頂戴出訴、傳兵衛病氣にて代沖八差出に付差図願) * 下書 (八田)嘉右衛門→百人様	8月	横切紙・1通	え1422-12
(書状、御内話一条、傳兵衛より貴意を得たきに付) * 下書 八田嘉右衛門→中(中野)左膳様御取次衆中	8月	横切紙・1通	え1422-13
(書状、御内話一条名代沖八栄八にて出府に付然るべき取成願) * 下書 笠井傳兵衛→左膳様御役人中様	8月	横切継紙・1通	え1422-14

内方 / 土地経営 / 小作年貢米滞一件

(書状、一件關田・生島氏に相談にて添翰頂戴し傳兵衛出訴に付) (八田)嘉助→御父上様申上	6月6日	横切継紙・1通	え1422-15
覚(金157兩2分2番会掛金にて残金24兩2分)	未年10月25日	横切継紙・1通	え1422-16
(書状、類焼火事見舞并に岩村田村一件福島兩人出府の節御奉行所へ訴状差出に御厚意を賜るに付) * (端裏書)「子三月廿七日 中野様へ文通下案」 八田嘉右衛門→中(中野)左膳様 虫損	3月	横切継紙・1通	え1422-17
(書状、福島兩人出府土産御礼并に岩村田国元筆頭出府にて掛合至極宜しきに付) 中野左膳→菊屋傳兵衛様	2月10日	横切継紙・1通	え1422-18
(書状、田野口村一件内済片付、尚又岩村田表より沖八栄八遣わされ御掛合の趣承知に付) 中野左膳→八田嘉右衛門様	10月25日	横切継紙・1通	え1422-19
(書状、田野口一件内済大慶御心添え御礼并に岩村田一件出訴、御賢慮蒙り沖八栄八手人平兵衛手配に付下書) 八田嘉右衛門→中左膳様御取次中	10月10日	横切継紙・1通	え1422-20
(縮金30兩1分2匁3分卯11月懸金他書上)		横切継紙・1通	え1422-21
覚(金30兩1分2匁1分2厘并に金29兩3分6匁差引勘定) 灰色宿紙	巳3月	横切紙・1通	え1422-22
乍恐以口上書奉願候御事(当村御持地御役代の内新右衛門分小作入方難渋に付御持地并に御明細御改の上御憐愍下されたきに付) 土口村名主政五郎(印)・組頭松右衛門(印)・同断惣藏(印)・長百姓卯之助(印)・願世話人又左衛門(印)・同断仁左衛門(印)→八田嘉右衛門様御役人中様	文化3寅年6月	豎継紙・1通	え1584
(西寺尾村岡神明組九郎助借財返済関係書類綴)		綴/(え1590-1~3は一綴)・1綴	え1590
乍恐以口上書奉願候御事(御屋敷様御持地御役代九郎助儀年来相勤める処、御入上粗不埒仕り潰れに相成り、組合立入り別家重郎治弁金引受けさせ年賦にて返済、また佐大夫実体なる者へ諸役御付けられたく願上并に上納届日迄上納無くば重郎治男子1人召連下さり御勘弁御情けの儀に付) 西寺尾村岡神明組九郎助(印)・重郎治(印)→八田嘉右衛門様御内	文政2卯年3月	豎継紙・1通	え1590-1
乍恐以口上書奉願候御事(御役代勤め九郎助潰れ不埒一言の申訳無く、持地引負金共親類弁納引請け役代の儀は親類重郎治へ仰付けられたく并に重郎治借金2兩8か年賦願) 西寺尾村岡神明組九郎助(印)・重郎治(印)→八田嘉右衛門様御役人中様	文政2卯年8月	豎継紙・1通	え1590-2
差出申一札之事(貴所様御役代九郎助衰え難渋し、立行兼ね居宅家財立木まで売払えども引足申さず貴所様小作入粗御預分売払い難渋凌ぐも旧冬滞り催促に及び申訳なく私所持土蔵1か所差出、残り日延願) *控/(端裏書)「享和元酉年三月神明村九郎助与右衛門より年貢滞二付誤一札」 岡神明村与右衛門印・九郎助印→伊勢町傳兵衛殿	享和元酉年3月	豎継紙・1通	え1590-3
(佐久郡岩村田領分7ヶ村小作年貢滞一件関係書類綴)		綴/(え1621-1~4は一綴)・1綴	え1621
(書状、大旦那様へ時候窺一件始末は、愚書申上ず失敬の段、大旦那様報知願) 花井沖八→笠井和七様	(天保10亥年)10月晦日	豎継紙・1通	え1621-1



(書状、一件始末の儀御向は赤坂御旅館へ書状差上ず失敬の段、并に先月16日吟味後は今もって沙汰なき旨) 花井沖八・丸澤栄八→菊屋御内笠井和七様平安用事	(天保10亥年)10月晦日	豎継紙・1通	え1621-2
乍恐以書付奉申上候(佐久郡岩村田領分7ヶ村に懸かる一件は、去冬より懸合あり、今度の出訴日延願) 伝兵衛代(花井)沖八・(丸澤)栄八、(奥書)(花井)沖八・(丸澤)栄八→御留主居様御役所、(奥書)(笠井)和七様	天保11子年正月26日	豎継紙・1通	え1621-3
(書状、一件始末の儀、若旦那より細々仰遣わされ大悦の旨、并に先月16日以来吟味はないが油断しない旨) 花井沖八 後欠	(天保10亥年10月)晦日	豎継紙・1通	え1621-4
(書状、岩村田一件吟味向は、数度日延願の懸合示談行届ず、再日延願の示談懸合申入、元金高取調の旨等に付) 花井沖八、(奥書)花井沖八→角御屋鋪様御内(笠井)和七様・市兵衛様・源吾様、(奥書)笠井和七様	9月26日	横切継紙(1枚)・豎紙(5枚)・1通(6枚)	え1622
乍恐以口上書奉申上候(岩村田領分村々出入に付御呼出あり、示談出来兼ねに付裁許願) *裏書に蒔絵平盆他10点書上あり 伊勢町傳兵衛→御奉行所	天保12丑年4月	豎紙・1通	え1732
乍恐以書付奉願候(内藤豊後守様領分村々より作徳滞一件は最早日延限、私代沖八・栄八が出立するので添状下されたきに付) 伊勢町傳兵衛→御奉行所	天保12丑年2月	豎紙・1通	え1733

内方 / 材木方

(袋) * (袋上書)「才木方之書類入」/「天保五午年五月より 産物方書類」は墨消		袋・1点	え1344
(才木売捌関係書類綴)		綴/(え1345-1~8は一綴)・1綴	え1345
心扣(才木売捌一件約定書) 甚十郎 灰色宿紙	亥2月	横切継紙・1通	え1345-1
覚(卯~辰年才木代金差引金444両程書付)		横切継紙・1通	え1345-2
(書状、御救米・才薪方差入置く金子処理、御入用金探索仕法等に付) * (端裏書)「九月十日中嶋[ ]下案」	9月10日	横切継紙・1通	え1345-3
(書状、御品御恵頂戴御礼、大嶋氏より才木方御内借調達返上承知、河筋御普請に付船通用御差留の件御尋下されるよう申上に付) * (端裏書)「九月四日片葉へ遣候下案」	9月4日	横切継紙・1通	え1345-4
(書状、別副:川筋御普請に付船乗下げの義出来兼ね迷惑、今度返納の儀御尤に存知候得共前段の仕合誠に倒惑に付御賢討願)		横切継紙・1通	え1345-5
覚(卯年才木代金4口分金515両2分差引)		横切継紙・1通	え1345-6
(書状、丈助殿へ此趣の伺書面添差遣わす処別紙の通り申越し、又々明日人遣わす儀御見合に付) 隠居→いせ丁様申上	19日	横切紙・1通	え1345-7
(書状、当14日より難儀の処、明日御役所へも是非罷出て御勝手方についても申上げるに付) 丈助→三右衛門様	19日	横切継紙・1通	え1345-8
善光寺役人江才木方之儀付音物伺(善光寺領役人等へ才木方から音物を寄贈する件に付) 三右衛門	11月	半・1綴	え1346

内方 / 材木方

<p>黒色罫紙・10行</p> <p>乍恐以口上書奉申上候(才薪売捌一件、入料金後町村書上分・妻科村分・深美甚十郎手之分では引足しでき兼ねるため、都合150兩宛6ヶ年間川船方御会所に差出し追々償方取計い下さる様) 才木元方関川村大石彦四郎代大石清右衛門・同断加判須坂町牧七郎右衛門→道橋御役所</p>	<p>文政6末年3月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え1347</p>
<p>手扣 安河①内談掛合(才木売捌人数右衛門・世話人重兵衛召抱置く 柚和左衛門、才木売捌方の儀間違いの取計い御託)、②(和左衛門、極印才木間違いにて売捌き、欠落仕の件御託)、③差出申一札之事(無極印の才薪隠売、欠落和左衛門の仕業申訳なく、残木の分私共助成荷物に引受けにて才木売捌方等に付)、④(売捌人引替無極印差出さざる件、村役人共より厳しく申聞かせ、拾式ヶ村に対し少しも差支えにならぬよう取計らう旨下書)、⑤右日延書・頼一札之事(無極印才木一件善光寺両町役人立合の上見届け相違無く、中野御役所へ願立てられ御託び日延べ願)、⑦諸方御礼金(明細書) ①②才木世話人妻科村重兵衛、③松代御領分水内郡妻科村世話人重兵衛(奥書)妻科村名主重左衛門・組頭伊兵衛・百姓代与市、④水内郡妻科村名主、⑤才木世話人妻科村重兵衛・弟重助→①②北山拾式ヶ村御惣代政右衛門殿・同断茂左衛門殿、③北山拾式ヶ村坂平新田名主政右衛門殿・同断茂左衛門、⑤北山拾式ヶ村御惣代政右衛門殿・同断茂左衛門殿</p>	<p>天保2卯年12月</p>	<p>半・1綴</p>	<p>え1348</p>
<p>文政13寅年10月15日善光寺深美甚十郎方ニ而中島三右衛門御渡被成下候書面写、尤も才木出入郷府において甚十郎書留(文政5午年3月9日～4月25日才木出入に付書留) 横谷総右衛門扣</p>	<p>(文政13年)</p>	<p>半・1冊</p>	<p>え1349</p>
<p>(才木等差引勘定関係書類綴)</p>		<p>綴/(え1351-1～3は一綴)・1綴</p>	<p>え1351</p>
<p>(袋) * (袋上書)「才木差引御勘定差出帳 式冊」 柚頭吉助・差添文蔵</p>	<p>卯12月</p>	<p>袋・1点</p>	<p>え1351-1</p>
<p>両土場普請諸色御取替物書上帳(妻科村曾兵衛へ木山代金4兩他ノ金827兩3朱銭80貫370文金銭書上) 柚頭吉助(印)・文蔵(印)</p>	<p>天保2卯年12月</p>	<p>横長半・1冊</p>	<p>え1351-2</p>
<p>才木差引御勘定帳(妻科村土場着材木代金666兩1分3朱銀3匁3厘他金銭書上) 柚頭吉助(印)・文蔵(印)</p>	<p>天保2卯年12月</p>	<p>横長半・1冊</p>	<p>え1351-3</p>
<p>才木方金出入扣書上帳(才木支払代金他金銭書上) 才木方 下札あり</p>	<p>天保3辰年4月</p>	<p>横長半・1冊</p>	<p>え1352</p>
<p>(袋) * (袋上書)「才木方書類」</p>		<p>袋・1点</p>	<p>え1353</p>
<p>(借用金関係書類綴)</p>		<p>綴/(え1354-1～12は一綴)・1綴</p>	<p>え1354</p>
<p>①覚(箸立及び三田鉢代銭424文他ノ金1兩銭144文買物上納代金書上)、②覚(才木取上金1兩3分上納に付)</p>	<p>辰年5月</p>	<p>横切継紙・1通</p>	<p>え1354-1</p>
<p>覚(惣勘定調書上帳面金、柚冥加銀取替貸金他ノ金125兩2分銀3匁8厘の内金125兩請取に付)</p>	<p>12月10日</p>	<p>横切紙・1通</p>	<p>え1354-2</p>
<p>(金20兩他金銭書上)</p>		<p>横切継紙・1通</p>	<p>え1354-3</p>
<p>覚(数右衛門寅年夏冬服代他書上)</p>		<p>横切継紙・1通</p>	<p>え1354-4</p>

(金267両2分3朱銭15文才木方にて袖頭へ今年仕切金渡方覚)		横切紙・1通	え1354-5
手合金受取証文之事(御領分鬼無里村御林より糸方融通木伐出に付、御抱1人金1両ずつ手合金40両受取) 高田中屋敷袖頭吉助(印)・越中蛭谷村小頭九郎三郎(印)・代印和左衛門(印)→松代数右衛門殿・得治殿	天保3辰年正月	堅紙・1通	え1354-6
以書付御請申上候(才木御請負方にて請負書に背かず才木伐方、着木丈、棚積及び袖職人選び方等に付請書) 高田中屋敷町袖頭吉助(印)・越中蛭谷村小頭九郎三郎(印)・代印和左衛門(印)→糸方御会所	天保3辰年正月	堅継紙・1通	え1354-7
御中借金請取一札之事(鬼無里村才木伐り出し袖50人御抱金50両請取) 袖頭吉助(印)・同断文蔵(印)→才木方御役所	天保2卯年9月	堅紙・1通	え1354-8
御中借金請取証文之事(下木流し方袖共小払方入用金、袖1人に金1分宛計金15両願い、聞済み請取) 袖頭吉助(印)・同断文蔵(印)→才木御懸り御役所	天保2卯年9月	堅紙・1通	え1354-9
御借入金証文之事(入用の儀に付金10両借用) 袖頭吉助(印)・同断文蔵(印)→才木御懸り御役所	天保2卯年9月	堅紙・1通	え1354-10
御中借金請取一札之事(鬼無里村御林伐り出し袖52人、1人に金3分宛計金39両請取) 袖頭吉助(印)・文蔵(印)→才木御掛り御役所	天保2卯年7月	堅紙・1通	え1354-11
覚(袖方小払万事差支に付金6両借用請取) 袖頭吉助(印)・文蔵(印)→才木御掛り御役人衆中	天保2卯年7月	堅紙・1通	え1354-12

内方 / 金融 / 貸付金

(廣田筑後普請借用金関係書類綴)		綴/(え1363-1~20は一綴)・1綴	え1363
一札之事(廣田筑後普請一件は筑後代吉村嘉右衛門と八田孫左衛門申分異論にて、宇佐美清十郎殿・伴伊右衛門殿懸取にて双方内済得心に付写)* (端裏貼紙)「内済為取替証文孫左衛門方より差出候証文之写」 八田孫左衛門・八田喜右衛門、(奥書)伴伊右衛門・宇佐美清十郎・原彦五郎・山本彦四郎→廣田筑後殿	明和8卯年10月	堅継紙・1通	え1363-1
乍恐以口上書奉願上候御事(信州松城佐藤則通伊兵衛、廣田筑後普請一件に付廣田手代岩出六右衛門信州へ同道致したく願書)* (端裏書)「八田孫左衛門同喜右衛門宇佐美清十郎夫為惣代左藤伊兵衛御役所へ差上候願書」 信州松城佐藤伊兵衛幸春(花押)→三方御会合所	明和6丑年12月	堅継紙・1通	え1363-2
(借用金返済に付取延願)* 下書 廣田筑後世話人高井郡吉田村彦五郎→玉井惣三郎殿・吉野屋卯右衛門殿「八田孫左衛門殿」(墨消)	已正月	堅継紙・1通	え1363-3
(帰国の上、筑後へ申達し及び無尽取立に付書留)		横切紙・1通	え1363-4
口上覚(筑後権化後普請借用金、八田孫左衛門異論に及び内済後、扱ひ証文申合の儀世柄悪しく出来兼ね及び勢州混難にて筑後方難渋し、金301両4分5厘無尽金2口懸金済方に付口上書)* 写 廣田筑後代吉村嘉右衛門→玉井惣三郎殿・吉野屋卯右衛門殿	安永2年巳正月	堅紙・1通	え1363-5
金子証文之事(岩出六右衛門拝借金他出入り内済の処、済切出来ず筑後家難渋し、正金100両差出、本金50両10ヶ年賦証文)* 下書、裏書あり 願人吉村→	年号月	堅紙・1通	え1363-6

内方 / 金融 / 貸付金

八田孫左衛門殿・八田喜右衛門殿			
口上覚(筑後方勝手向不如意に付八田孫左衛門殿御世話を以て取続きたく願書) *写/(端裏貼紙)「掃部嘉右衛門徳左衛門より清十郎伊右衛門殿口上書」 廣田筑後親類松垣掃部・廣田筑後名代吉村嘉右衛門・廣田筑後家来喜多村徳左衛門→宇佐美清十郎殿・伴伊右衛門殿	10月	縦継紙・1通	え1363-7
借用申金子年賦証文之事(筑後金30兩借用、6年賦にて返済) *写/(端裏貼紙)「年賦金三拾兩筑後殿より之証文之写」 廣田筑後・松垣掃部・吉村嘉右衛門・岩出六右衛門・喜多村徳左衛門→八田孫左衛門殿	明和8辛卯年10月	縦継紙・1通	え1363-8
一札之事(岩出六右衛門御拝借金、諸向借用金及び年賦金出入り片付後返済金多く済切べき時節相見ず、金49兩借用10ヶ年賦にて返済すべき処六右衛門、廣田家差引懸合相成らず、年賦証文戻さるに付) *下書 吉村嘉右衛門・たれ	年号月	縦継紙・1通	え1363-9
済切極メ証文之事(岩出六右衛門所々借用金御取替金及び杭全平左衛門殿無尽掛戻し金その他年賦金出入りにて内済時の金子借用証文の帳面、内済極証文、年賦証文受取に付) *下書 廣田筑後代判吉村嘉右衛門、(奥書)宇佐美清十郎・伴伊右衛門→八田孫左衛門殿・八田喜右衛門殿 貼紙あり	年号月	縦継紙・1通	え1363-10
以口上書奉願候御事(廣田筑後普請入料金出入り内済後、御拝借上納金にて筑後手代岩出六右衛門寺社奉行所へ欠込訴いたし、及び高井郡奉加金の内にて請取和談に付願書御下げ願) *下書(端裏書)「貫下ヶ願書」		縦紙・1通	え1363-11
借用申金子年賦証文之事(筑後要用により重ねて金49兩拝借、10ヶ年賦にて返済証文) * (端裏貼紙)「年賦金四十九兩筑後殿より之証文之写」 廣田筑後・松垣掃部・吉村嘉右衛門・岩出六右衛門・喜多村徳左衛門→八田孫左衛門殿	明和8辛卯年10月	縦継紙・1通	え1363-12
借用申金子之事(廣田筑後手代岩出六右衛門帰役諸事扱方并に路用金差詰まり、鈴木安兵衛殿より重ねて金子借用の処返済出来兼ね金30兩御無心借用し、返済方下郷無尽并に勸化金にて返済証文) 御預り主佐藤伊兵衛(印)→八田孫左衛門殿	明和8卯年1月21日	縦継紙・1通	え1363-13
(書状、勢州御師筑後権化普請出入りにて筑後手代岩出六右衛門退役等に付) *断簡/前後欠		縦紙・1通(2枚)	え1363-14
(廣田御師・六右衛門相立の儀順達願) 福島平・須坂平・小布施平・中野平岩出六右衛門世話人→岩野村・土口村・兩宮村他13ヶ村	辰7月	横切紙・1通	え1363-15
借用申金子之事(鈴木安兵衛方へ金27兩内金10兩請取) 佐藤伊兵衛(印)・増田団右衛門(印)→八田孫左衛門殿	明和8辛卯年2月22日	縦切紙・1通	え1363-16
乍恐口上書を以奉願候御事(信州松城佐藤則通伊兵衛、廣田筑後普請一件に付廣田手代岩出六右衛門信州へ同道致したく願書) 信州松代旦中惣代伊兵衛幸春(花押)→三方御会合所	明和6丑年12月	縦切継紙・1通	え1363-17
為取替証文之事(廣田筑後殿名代吉村嘉右衛門殿と八田孫左衛門出入一件、嘉右衛門出訴に及び、宇佐美清十郎殿及び伴伊右衛門殿取懸双方内済箇条証文写) 本人八田孫左衛門・親類八田喜右衛門、(奥書)扱人伴伊右衛門・同断宇佐美清十郎→廣田筑後殿 下札あり	明和8辛卯年8月	縦継紙・1通	え1363-18
一札(金子返済方出来兼ね寅3月まで日延願) 廣田内	明和6己丑年12月	縦紙・1通	え1363-19

小林伊左衛門[印]→八田平助殿			
口上書を以申上候御事(牧野越中守様より差紙到来出府、御白州にて出入り内済申し渡され、内済方に付) * 下書 下札あり		縦紙(3枚)・1通	え1363-20
(金子借用に付、酒蔵・室屋・水流・物置・隠宅間数図面差出連印一札) 借用主山極八郎右衛門(印)・親類辰右衛門(印)・組合久米右衛門(印)・証人甲田勝太郎(印)・庄屋市之丞(印)・組頭庄左衛門(印)・長百姓幸右衛門(印)→松代御城下町傳兵衛殿 裏打あり	文化8末年4月	縦継紙・1通	え1375
(上田領小県郡手塚村山極八郎右衛門証文酒造株質入関係書類) * 写		半・1冊	え1376
(証文関係書類綴)		綴/(え1378-1~5は一綴)・1綴	え1378
酒株譲渡申一札之事(天明8年御改以後酒造株300石、酒造蔵諸道具并に隠居家屋敷別紙証文の通り金300両にて質入) 上田領小県郡手塚村譲渡主山極八郎右衛門(印)・親類辰右衛門(印)・組合久米右衛門(印)・庄屋市之丞(印)・組頭庄左衛門(印)・長百姓幸右衛門(印)・五加村証人甲田勝太郎(印)→松代御城下町傳兵衛殿 裏打あり・破損甚大	文化8末年4月	縦紙・1通	え1378-1
質入証文之事(酒造蔵1ヶ所、家1ヶ所、酒造道具等、酒造株300石、御高永500文の内永156文及び酒蔵并に惣敷地坪数264坪絵図面添、当末年より酉年まで15年季質入) 上田領小県郡手塚村質置主山極八郎右衛門(印)・右親類辰右衛門(印)・右組合久米右衛門(印)・証人五加村甲田勝太郎(印)、(奥書)右村庄屋市之丞(印)・同村組頭庄左衛門(印)・同村長百姓幸右衛門(印)→松代御城下町傳兵衛殿 裏打あり・破損甚大	文化8末年4月	縦継紙・1通	え1378-2
覚(山極八郎右衛門質地264坪、御高156文年季中御預りに付) 上田領小県郡手塚村庄屋市之丞(印)→松代御城下町傳兵衛殿 虫損	文化8末年4月	縦紙・1通	え1378-3
借用物証文之事(酒造株高300石、酒造蔵1ヶ所、井戸、家1軒、下水払、室屋釜屋、人馬通、酒造道具書面の通り御高500石の内150文借入) 上田領小県郡手塚村借用主山極八郎右衛門(印)・同村親類辰右衛門(印)・同組合久米右衛門(印)・同村庄屋市之丞(印)・同村組頭庄左衛門(印)・同村長百姓幸右衛門(印)・証人五加村甲田勝太郎(印)→松代御城下町傳兵衛殿 裏打あり	文化8末年4月	縦紙・1通	え1378-4
御借入金証文之事(商売仕入差支にて御祠堂金の内金50両借用、引当として上田4反8畝6歩の小作米42俵差出すに付) 小県郡手塚村借用主八郎右衛門(印)・同所請人嘉右衛門(印)、(奥書)手塚村庄屋七郎右衛門(印)・組頭庄左衛門(印)・同政七(印)・長百姓傳右衛門(印)→松代皆神山和合院様御役人中様 裏打あり	文政6末年12月	縦継紙・1通	え1378-5
(醤油方仕入金借用関係書類綴)		綴/(え1400-1~3は一綴)・1綴	え1400
仕入金借用証文之事(醤油方仕入金差支えのため金25両月1割の利息にて借用、当12月中返済) * (端裏貼紙)「申正月 金式拾五両仕入金 利壺割月掛り 醤油方平兵衛」 中町平兵衛(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保7申年正月	縦紙・1通	え1400-1
仕入金借用証文之事(醤油方仕入金差支えのため金25両月1割の利息にて借用、当12月中返済) * (端裏貼紙)「申正月 金式拾五両仕入金受書 利壺割月掛り 醤油方平兵衛」 中町平兵衛(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保7申年正月	縦紙・1通	え1400-2

内方 / 金融 / 貸付金

殿			
借用申金子之事(醤油仕入金として金25両借用、当月晦日迄に返済) 中町平兵衛(印)→菊屋勝之助殿御執次金	天保8酉年12月	縦紙・1通	え1400-3
借用申金子之事(醤油仕入金として金25両借用、当月晦日迄に返済) 中町平兵衛印→菊屋勝之助殿御執次金	天保8酉年12月	縦紙・1通	え1401
(廣田筑後中村知行所収納物成請取関係書類綴)		綴/(え1405-1~8は一綴)・1綴	え1405
(袋) * (袋上書)「廣田請取切手入」 * (使用袋「取次所信州松本本町濱松屋彦右衛門・同 同松代八田出店 正野法橋玄三調合万病妙薬一剤入 巨勝子圓」)		袋・1点	え1405-1
覚(金71両1分銀8匁4分3厘、巳年中村知行所収納物成代金請取) 八田孫左衛門判→廣田筑後殿御代吉村嘉右衛門殿	安永3午年3月6日	折紙・1通	え1405-2
覚(金74両2分銀14匁8分4厘、未年中村知行所収納物成代金請取) 八田孫左衛門→廣田筑後殿御代吉村嘉右衛門殿	安永5年申3月5日	折紙・1通	え1405-3
(向八幡の内中村分本知高200石内訳) * (端裏書)「安永三年午横帳」 祢津要左衛門・成沢勘左衛門・小川多次→廣田筑後殿	(安永3)午12月	横切紙・1通	え1405-4
覚(金72両2分錢876文、午年中村知行所収納物成代金請取) * (端裏書)「午ノ歳御物成請取」 八田孫左衛門→廣田筑後殿御代吉村嘉右衛門殿	安永4年未2月18日	横切継紙・1通	え1405-5
(向八幡村分本知高200石内訳) 祢津要左衛門・小川多次	(安永4)未閏12月	横切継紙・1通	え1405-6
(不足初代金17両3分1匁7分8厘他代金の内35両未12月請取、差引残金3両2分1匁5分4厘金銭書上)		横切継紙・1通	え1405-7
覚(金40両申合わせの通り請取) 廣田筑後代吉村嘉右衛門(印)→八田孫左衛門殿	午9月	縦紙・1通	え1405-8
(八田義三郎借入金関係書類綴)		綴/(え1406-1~59は一綴)・1綴	え1406
(袋) * (袋上書)「八田本之進殿方々差引之書類入」		袋・1点	え1406-1
覚(天保15辰年12月春日儀左衛門口入代金30両ほか片桐重之助取替にて周蔵へ返済の旨)	午12月調	横切継紙・1通	え1406-2
(書状、佐竹殿への御差曳き残何分か借用願) (八田)辰三郎→(八田)嘉助殿	2日	横切紙・1通	え1406-3
(金子1両拝借願) (八田)辰三郎→十助様(八田嘉助カ)	18日	横切継紙・1通	え1406-4
覚(金3両2分拝借金請取、返済来る14日まで) 八田辰三郎(印)→八田嘉助殿	3月10日	横切紙・1通	え1406-5
覚(金3両拝借金請取、返済当12月21日まで) * (端裏綴紙)「弘化二巳年三月十日かし内巻両五分十四日受取」 八田義三郎(印)→八田嘉助殿	(弘化2)巳4月	横切継紙・1通	え1406-6
覚(天保9戌年10月金5両、天保12年閏正月金4両借用金書上)		横切継紙・1通	え1406-7
覚(天保12丑年12月金2両他ノ17両の内ノ3両利分滞		横切継紙・1通	え1406-8

り、内金2両は弘化3巳年12月29日請取勘定書)			
覚(天保12丑年12月迄滞りメ金9両3分2朱1匁3分7厘 ほか金銭勘定書)		横切継紙・1通	え1406-9
(内借金65両他メ金166両金銭書上)		横切紙・1通	え1406-10
(拵付脇差1本・女綿入1つ他諸品書上) 灰色宿紙	2月16日	横切継紙・1通	え1406-11
覚(金1両2分御無心金請取、当月末に返上) 長谷川満 右衛門(印)→八田嘉助様	弘化3丙午年9月	横切紙・1通	え1406-12
覚(金5両要用金請取、来12月中旬返済) 八田義三郎 (印)→八田嘉助殿	天保14卯年11月	横切継紙・1通	え1406-13
覚(金2両要用の儀に付拝借金請取、当暮返上の旨) 八田辰三郎(印)→八田嘉助殿	午7月	横切継紙・1通	え1406-14
覚(金5両拝借金請取、来末年3月返済) 松木彦蔵・松木 東→八田嘉助殿	弘化3午年12月29日	横切継紙・1通	え1406-15
覚(晒木綿上下1つ代金10匁他メ3両1分9厘2匁3分9厘1 貫147文請取) 角みせ→御下屋敷様	卯極月	横切継紙・1通	え1406-16
(先刻の義は如何用済みに相成る様子か伺書) (岡 野)陽之助→(八田)慎蔵様	30日	横切継紙・1通	え1406-17
[ ]取調(下屋敷9間口地代金160両内訳金銭書上)		横切継紙・1通	え1406-18
覚(下屋敷地売払代金160両、此払方内訳書上)		横切継紙・1通	え1406-19
(屋敷地図面)		36.0×15.1・1鋪	え1406-20
(下屋敷町内金借入の処利分滞り、下屋敷組合連印、 源之助・傳兵衛へ差出、日延願いの手段も無く名主 にても願立ての義等御賢慮伺)	6月30日	横切継紙・1通	え1406-21
(書状、当月はいずれの手当もなく、親類共寺町へ内 御勘弁願)		横切継紙・1通	え1406-22
(6月16日金1分他金銭書上)		折紙・1通	え1406-23
(屋敷地家作売り払い取り片付に付、市兵衛・源之助 へこれまでの義申し込み、片付け致すべき旨) (岡 野)陽之助→(八田)慎蔵様内々御答	30日	横切継紙・1通	え1406-24
(書状、町内借入金催促、御承知御賢慮願) (八田)慎蔵 →五百人様・熊三郎様・(岡野)陽之助様・忠治蔵様	6月晦日	横切継紙・1通	え1406-25
覚(4月3日矢代へ人足2人代金300文ほかメ1貫865文 金銭書上) 酒店→御下屋鋪	酉7月	横切継紙・1通	え1406-26
(書状、下屋敷借財の内酒蔵酒店出来にて別紙帳面并 に書出し1通都合7通借財廻し、調べ方御覧下され たきに付)	2月8日	横切継紙・1通	え1406-27
(書状、元之進殿与兵衛過日御書立の分200疋程余、御 纏りの処評議御賢慮願) 寺町→いせ町様急内容 灰 色宿紙	22日	横切継紙・1通	え1406-28
(町内伝馬駕籠人足両人頼み遣わす処、数度取りに参 り当惑に付、御勘弁願) (八田)義三郎→(八田)慎蔵様 要用	正月8日	横切継紙・1通	え1406-29
(伝馬人足御雇、手元の義もなくかねてより当惑、此 の者拝借願) (八田)義三郎→(八田)慎蔵様	3月9日	横切継紙・1通	え1406-30

内方 / 金融 / 貸付金

(天保銭此者へ拝借下さるべく、町方伝馬人足料取りに参り当惑、勘弁願) * (端裏書)「御返事此者へ被願上候」 (八田)義三郎→(八田)慎蔵様御返事此着被願上候	3月5日	横切継紙・1通	え1406-31
口上(1升御無心申上たく、田中宿より小山田芳兵衛と申す人参り1杯差し遣わしたくに付) (八田)義三郎→(八田)慎蔵様	4月10日	横切紙・1通	え1406-32
(駕籠人足数度に参り困り勘弁願) * (端裏書)「申上」(八田)義三郎	七種	横切紙・1通	え1406-33
(大小1両1分他諸品金銭書上)		横切継紙・1通	え1406-34
(旦那様へ申上金2朱拝借下されたきに付)	27日	横切紙・1通	え1406-35
(書状、御手の方へ紬冥加銀都合にて何程に相成る哉、尤も瀬戸の方は庫之助よりも承り、金4両2分切手頂戴の由申聞くに付) (八田)慎蔵→(八田)義三郎様貴報	2月12日	横切継紙・1通	え1406-36
(書状、当年智証院年回に付今度飛脚差立て返事認め直さずその俣差廻し御宥免下されたきに付) 六左衛門→(八田)慎蔵様・(八田)喜兵衛様貴下	7月5日	横切継紙・1通	え1406-37
(竹山丁一条、山越公立入何れにも七種後に致す様、手元難渋に付勘弁を以て尚又2朱拝借したく、町内人足等も差出すに付) (八田)義三郎→(八田)慎蔵様	正月七種	横切継紙・1通	え1406-38
(先刻御願いの鳥目、此者へ拝借願いに付) (八田)義三郎→(八田)慎蔵様	4月	横切継紙・1通	え1406-39
(書状、下屋敷へ数日人足差出しの処差支え、人足料伺書) 松山町様→(八田)慎蔵書入御受内用 勘返状	5月4日	横切継紙・1通	え1406-40
(2朱拝借の処遣切、間違いなく請取返上に付、拝借御賢慮願) (八田)義三郎→(八田)慎蔵様内々申上	29日	横切紙・1通	え1406-41
(書状、去秋中約定の金子拝借に付間違いなく返上、来月13日までに拝借願) (八田)義三郎→(八田)慎蔵様貴答奉願候	正月28日	横切継紙・1通	え1406-42
(子7月より袴代金2朱利息280文他、金1両2朱792文金銭書上)		横切紙・1通	え1406-43
(拝借金に付一刻も早く埒明け願) * (端裏書)「申上」(八田)義三郎	3月10日	横切紙・1通	え1406-44
(献上物代金1分200文他金銭書上)		横切紙・1通	え1406-45
(其節御話の一件250銅に御座候哉忘に付伺書) (八田)慎蔵→(八田)義三郎様	5月4日	横切継紙・1通	え1406-46
(書状、今朝神戸氏参り当人今夕尊宅へ参り願うべき処、当人伺わず参上迄勘弁に付) * (端裏書)「申上」(八田)義三郎	3月9日	横切紙・1通	え1406-47
(子7月より袴代金2朱280文他品物金銭書上) 下札あり	3月10日	横切紙・1通	え1406-48
(拝借ものの義いずれ取片付けずには済まざる儀、後刻参上申上げに付) * (端裏書)「御請申上」 栄治		横切紙・1通	え1406-49
(書状、義三郎勝手向評議差留仰付られ勝手向繰合わず才覚金等申付られ当惑致し、徳田様等宜敷取成願) 六左衛門→(八田)慎蔵様・(八田)喜兵衛様貴答	7月2日	横切継紙・1通	え1406-50



(尊宅へ伺うべき処今以て参らず、昨今返上の儀も当人今以て不参にて何卒取寄願) * (端裏書)「御請申上」 (八田)義三郎	10日	横切紙・1通	え1406-51
(近来不調法にて、夜遊び宜しからず、不行届きに付後悔勘弁願) (八田)義三郎	11月	横切紙・1通	え1406-52
(正月13日金10両ほか3月24日より八田嘉助様へ引渡の処25日済まず、29日まで日延願)		横切紙・1通	え1406-53
口上覚(金子借入の儀に付不容易の始末にて後悔致し、勝手向難渋は私不行届にて、嘉助厄介かけざるよう含み置き、父辰三郎病躰にて家内和合心掛念書) 八田義三郎→松木束様・徳田五百人様	嘉永元申年4月	横切紙・1通	え1406-54
(一刻も御取計らい取寄願) (八田)義三郎→(八田)慎蔵様	3月8日	横切紙・1通	え1406-55
(赤銅大刀拵大小1通他拵物書上)		横切紙・1通	え1406-56
(書状、神戸忠兵衛殿一条、如何取計らうか一刻も早く取寄せ下さるようお願いの処、元之進義羽織等困窮に付300疋半拝借願) (八田)義三郎→(八田)慎蔵様	3月8日	横切紙・1通	え1406-57
(御願いの儀御聞済み下さるよう御縫り申上げ、御勘弁願) (八田)義三郎→(八田)慎蔵様	9日	横切紙・1通	え1406-58
(書状、先年叔父様より神戸忠兵衛殿へ赤銅大刀拵大小1通貸置きの処、その後一向沙汰も無く、取戻したき旨) (八田)義三郎→(八田)慎蔵様内要用	3月5日	横切紙・1通	え1406-59
(上松村昌禅寺寄附領状綴)		綴/(え1433-1~8は一綴)・1綴	え1433
包紙 * (包紙上書)「上松村昌禅寺江御寄附領状」		包紙・1点	え1433-1
覚(金5両御取替金元利の内受取) 八田嘉右衛門(印)→昌禅寺御内宗準大和尚	文化7午年7月20日	横切紙・1通	え1433-2
覚(福岡新田薬蔵院願立一件、御役諸向入用差詰り無心御助成御断仰付られ、菩提所昌禅寺へ御取替金10両証文御渡下され慥かに落手、内金200疋草湯御回向とし残金9両2分拝受に付) * 下書 問啓十郎・坂原兵左衛門無印→八田嘉右衛門様	天保2年6月何日	横切紙・1通	え1433-3
御借用申金子証文之事(昌禅寺庫体普請金差支、金30両御内借) 上松村昌禅寺→八田嘉右衛門様	文化5辰年11月	横切紙・1通	え1433-4
覚(金25両他借用金利息勘定書)	文化5辰年10月~11月	折紙・1通	え1433-5
御恩借申金子之事(普請入用金差支、金50両御恩借用) 上松村昌禅寺→八田嘉右衛門殿	文化5戊辰年10月	堅紙・1通	え1433-6
差上申一札之事(金50両内御恩借受取、他25両は受取らず、証文穿鑿相見え申さず、この一札にて御済成下されたく願書) 昌禅寺(印)→八田嘉右衛門様	天保4 癸巳年6月	堅紙・1通	え1433-7
御寄附領状之事(金70両昌禅寺再建御三霊御回向料請取) 昌禅寺(印)→八田嘉右衛門殿	天保4 癸巳年6月	堅紙・1通	え1433-8
(岡川左十郎拝借金関係書類綴)		綴/(え1434-1~21は一綴)・1綴	え1434
(書状、拝借金御渡下され忝なく、尚又30金を願人当村甚三郎拝借願) 忠左衛門→(八田)嘉右衛門様	7月16日	横切紙・1通	え1434-1

内方 / 金融 / 貸付金

①(書状、拝借金は貴君様よりの形にて決して伊勢町へは御咄無用になされたきに付)、②覚(金25両時借受取) ②岡川左十郎(印)→②中嶋三右衛門殿	②文政2卯7月	横切継紙・1通	え1434-2
(書状、会所の方上納金融通は内借せぬ積りの処、柏崎塩等積登着船に船賃渡遣わず等に付借用願) * (端裏書)「申上」 カタ葉	12日	横切継紙・1通	え1434-3
①(私切手証文引当として15両拝借願等に付)、②覚(時借金15両受取) ②岡川左十郎(印)→②八田嘉右衛門殿	②3月7日	横切継紙・1通	え1434-4
(15両仰せの通り差出すので、証文は手元に差置かれ御印書御遣わし願) * 下書 →(岡川左十郎)		横切継紙・1通	え1434-5
(15両仰せの通り差出すので、証文は手元に差置かれ御印書御遣願) * 控/(端裏書)「三月八日右之趣二而印書遣ス 是又御高免可被下候」 →(岡川左十郎)		横切継紙・1通	え1434-6
①(書状、金子5両拝借願)、②覚(金5両借用証文) ②岡川左十郎(印)→②八田嘉右衛門殿	①②3月13日	横切継紙・1通	え1434-7
(書状、甚三郎・重左衛門拝借願、猶又中嶋を以て願う処聞き済み下され諸払い滞り無く済み、尤も重左衛門屋敷引当の方11両願い置くも少々不都合にて金12両拝借願) 野 忠左衛門→八(八田)嘉右衛門様	12月23日	横切継紙・1通	え1434-8
覚(要用にて金5両内借) 岡川左十郎(印)→八田嘉右衛門殿	文化6巳年9月10日	横切継紙・1通	え1434-9
(書状、内借上納差引等は別帳の趣何分願い上げ、正金8両1分2朱ト銭の札へ合印なされ、頂戴したきに付) * (端裏書)「申上」 片羽	10月24日	横切紙・1通	え1434-10
①(書状、片端へ兼ねての金談約定差懸り、金子拝借願)、②覚(時借金25両受取) ①吐愚痴、②岡川左十郎(印)→①神都徳様、②八田嘉右衛門殿	①8月17日、②文政2卯8月17日	横切継紙・1通	え1434-11
覚(要用にて金20両無心借用受取) * (端裏貼紙)「文化六巳十二月金貳拾両」岡川左十郎様証文」 岡川左十郎(印)→八田嘉右衛門殿	文化6己巳年12月	横切紙・1通	え1434-12
岡川様御分御摺米(午年玄米21石余差引并に貸金勘定書)	未正月	横切継紙・1通	え1434-13
(書状、昨日無心金子15両拝借御礼、何れ近日可児罷出次第返上申すべく等に付) (岡川)左十郎→(八田)嘉右衛門様	3月8日	横切継紙・1通	え1434-14
覚(金6両借用) 岡川太郎(印)→八田嘉右衛門殿	文政3辰年7月	横切紙・1通	え1434-15
(書状、年貢今年指出し出来兼ね、御日延願等に付) (岡川)左十郎→(八田)嘉右衛門様尊稟	25日	横切継紙・1通	え1434-16
(関屋へ催促申遣わすべきか伺)		横切紙・1通	え1434-17
(御次男君御嫡子願を昨日仰せ蒙られ大悦の旨等に付) 吐愚痴→馬声石齋君 灰色宿紙	2月19日	横切継紙・1通	え1434-18
覚(50両他2通済切証文、追って見出し返進に付) 八田嘉右衛門(印)→岡川左十郎殿	文政4巳12月4日	横切継紙・1通	え1434-19
(書状、此度的一条只々合掌、何分悪しからず汲分け願) 土口村→伊勢町様御受 灰色宿紙	12月4日	横切継紙・1通	え1434-20

覚(要用にて金5両受取) * (端裏貼紙)「文化六巳年十二月金五両」 岡川左十郎(印)→八田嘉右衛門殿	文化6巳12月	横切継紙・1通	え1434-21
(袋) * (袋上書)「岡川左十郎殿差引書類入 其外要用之書類 金六拾円徳間村傳右衛門利右衛門田地開発ニ付壱割年賦借附済切之節入用証文有」		袋・1点	え1435
(借用証文及び受取関係書類綴)		綴/(え1436-1~5は一綴)・1綴	え1436
御借入金証文之御事(要用にて金15両内借) * (端裏書)「矢代村栄吉」 矢代村御借主栄吉(印)・請人恒治郎(印)・口入勇三郎(印)・名主彦三郎(印)・組頭壽吉(印)・同恒治郎(印)・長百姓直之丞(印)→岡川左十郎様御役代与三郎殿	文化6巳12月	縦継紙・1通	え1436-1
御内借被成下御口入候金子証文之事(要用にて金12両借用) * (端裏書)「上徳間村銀治郎」 上徳間村金子借主銀次郎(印)・受人直左衛門(印)・名主儀左衛門(印)・組頭傳次郎(印)・長百姓銀右衛門(印)→岡川佐十郎様	文化6巳12月	縦継紙・1通	え1436-2
①御口入金御内借被成下候証文之御事(要用にて金10両借用)、②覚(要用にて内借金10両拝借受取) * (端裏貼紙)「文化七午年四月 金拾両 岡川公」 / (端裏書)「矢代村鉄次郎」 ①矢代村御借主鉄次郎(印)・請人武兵衛(印)・口入勇三郎(印)・名主彦三郎(印)・組頭恒次郎(印)・同断壽吉(印)・長百姓直之丞(印)、②岡川左十郎(印)→①岡川左十郎様御内御役代与三郎殿、②八田嘉右衛門殿	①文化6巳年12月、②文化7庚午5月	縦継紙・1通	え1436-3
覚(大の方無銘左文字吉貞、小の方備前行光、大小刀極書) 岡川左十郎(印)→八田嘉右衛門殿	文化13子12月	横切紙・1通	え1436-4
覚(要用にて刀大小極書1通引当として金25両借用受取) 岡川左十郎(印)→八田嘉右衛門殿	文化13子12月	縦継紙・1通	え1436-5
(関田守之丞借用金関係書類綴)		綴/(え1466-1~6は一綴)・1綴	え1466
(袋) * (袋上書)「要用帳面入 関田守之丞 (朱書)「守之丞様御差引帳入外二半紙ニ而御差引書式通入」 関田守之丞		袋・1点	え1466-1
御恩借覚 (関田)守之丞・(関田)慶左衛門	閏正月	横長半・1冊	え1466-2
(書状、天保14年証文六通落手) * (端裏書)「天保十四卯年証文六通返し候挨拶」 (関田)守之丞→(八田)嘉助様 灰色宿紙	6月18日	横切継紙・1通	え1466-3
覚(金3両2分未暮御預り御印書他、金22両金銭差引きに付) (関田)守之丞→(八田)嘉助様 灰色宿紙	子6月	横切継紙・1通	え1466-4
酉年御差引(金2分12匁ほか、銀1両1分7匁5分及び銀1朱2匁2分5厘差引)并戌年御差引(銀1匁6分5厘ほか、銀3分3匁5分3厘差引) (関田)守之丞 下札あり・灰色宿紙	亥6月	横切継紙・1通	え1466-5
覚(金3両御恩借受取) 関田守之丞(印)・加判関田慶左衛門(印)→八田嘉助殿	天保8年酉10月	縦紙・1通	え1466-6
(浄福寺庫裏建立借用金関係書類袋一括)		(え1479-1~14は袋一括)	え1479
(袋) * (袋上書)「壱印 浄福寺庫裏建立付取替証文 其外勸物請取印書普請之節通帳外取替金証文入 文化元子年丑元金百七拾六両拾匁九分八厘調元帳		袋・1点	え1479-1

内方 / 金融 / 貸付金

関田庄助殿懸り合差引帳入)			
一札之事(庫裏建立のため100両借用) * (端裏貼紙)「西七月 貸付内方 金百両 浄福寺様」 浄福寺(印)・世話人勇左衛門(印)・三郎右衛門・平蔵(印)・惣吉(印)・善右衛門(印)・伊惣太(印)→八田孫左衛門殿	享和元酉年7月	縦紙・1通	え1479-2
覚(金子2両借用証) * (端裏貼紙朱書)「金式両 浄福寺様」 浄福寺→八田嘉右衛門様	申3月29日	横切紙・1通	え1479-3
覚(金17両余但檀中勸物の内寄高金銀調辻の内正金の分5両差出) * (端裏貼紙)「金五両 田中より申大晦日受取候節添書此方よりも添手形遣す」 浄福寺鑑司(印「浄福寺役僧」)・要左衛門(印)・伊惣太(印)・善右衛門(印)・惣吉(印)・平蔵・三郎右衛門→八田孫左衛門殿	寛政12年申12月	縦紙・1通	え1479-4
(庫裏建立に付金子借用証一括)		(え1479-5包紙一括)	え1479-5
(包紙) * (包紙上書)「証文二通 金九拾六両式歩銀五匁 寛政十二申年三月借証文一通 金百両 享和元酉年四月借証文壹通」		包紙・1点	え1479-5-1
一札之事(庫裏建立のため100両借用) 浄福寺(印「浄福」)・世話人勇左衛門(印)・伊惣太(印)・善右衛門(印)・惣吉(印)・平蔵(印)→八田孫左衛門殿	享和元酉年4月	縦紙・1通	え1479-5-2
一札之事(庫裏建立のため96両2分ト銀5匁借用) 浄福寺(印「浄福」)・世話人平蔵(印)・惣吉(印)・善右衛門(印)・伊惣太(印)・勇左衛門(印)→八田孫左衛門殿	寛政12申年12月	縦紙・1通	え1479-5-3
(殿堂再建に付金子受取証一括)		(え1479-6包紙一括)	え1479-6
(包紙) * (包紙上書)「請取二通 寛政十二申十二月 金三拾両当家金五両同名長左衛門方請取 印書式通」		包紙・1点	え1479-6-1
覚(殿堂再建割合合金の内30両受取) 浄福寺(印「浄福」)→八田孫左衛門様	寛政12年申12月	縦切紙・1通	え1479-6-2
覚(殿堂再建割合合金の内5両受取) 浄福寺(印「浄福」)・世話人勇左衛門(印)・伊惣太(印)・善右衛門(印)・惣吉(印)・平蔵(印)→八田長左衛門様	寛政12年申12月	縦切紙・1通	え1479-6-3
(包紙) * (包紙上書)「証文壹通 金式拾両 田中御寺江貸」		包紙・1点	え1479-7-1
一札之事(庫裏建立のため20両借用) 浄福寺(印「浄福」)→八田孫左衛門殿 包紙共	享和2戌年7月	縦紙・1通	え1479-7-2
借用申金子証文之事(無抛金17両借用受取) 浄福寺鑑司(印「浄福寺役僧」)・檀中受人伊惣太(印)→八田嘉右衛門殿	寛政13年酉正月	縦紙・1通	え1479-8
金請取之通(請取金銭書上)	寛政12年申6月	横半半・1冊	え1479-9
覚(浄福寺内借金并寅暮諸払金銭勘定書) * (裏表紙貼紙)「浄福寺差引帳面」 浄福寺世話人	寅2月	横長半・1冊	え1479-10
覚(八田嘉右衛門より借入金差引) * (貼紙)「壹」 浄福寺(印「浄福」)→八田嘉右衛門殿	文化元子年12月	横長半・1冊	え1479-11
覚(浄福寺御差引覚) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	文化4卯年5月	横長半・1冊	え1479-12
借用申金子之事(金5両借用) * (端裏貼紙)「未十二月 金五両 浄福寺様」 浄福寺(印「浄福」)→八田嘉右衛門殿	寛政11未年12月	縦切紙・1通	え1479-13

(包紙) * (包紙上書)「文化八末年十月金三拾五両善光寺上人様御内柄沢孝左衛門殿へ借付証文入 右者内濟ニ付帰リ証文不用之印書」		包紙/(え1479-14包紙一括)・1点	え1479-14-1
覚(金35両借用) 善光寺上人内柄澤孝左衛門(印)・吉村富右衛門(印)・柄沢彦太夫(印)、(奥書)上人内宗光寺(印)→八田嘉右衛門殿	文化8末年10月	縦紙・1通	え1479-14-2
(片桐元吉金銭差引関係書類一括)		(え1494-1~2は袋一括)	え1494
(袋) * (袋上書)「片桐元吉殿方同人口入大瀬義八郎殿方八田慶助殿方差引印書入」		袋・1点	え1494-1
覚(子9月23日金7両他金銭書上)		横切紙・1通	え1494-2
(片桐元吉金子借用関係書類綴)		綴/(え1495-1~3は一綴)・1綴	え1495
覚(金6両2分借用) * (端裏貼紙)「子三月 片桐元吉殿 金六両貳分 大瀬行」 片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	文化13子年3月	横切紙・1通	え1495-1
覚(金5両借用) * (端裏貼紙)「文化十三子六月 金五両 片桐元吉殿 大瀬行」 片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	文化13子年6月	横切紙・1通	え1495-2
覚(金7両借用) * (端裏貼紙)「子九月 大瀬行 金七両 片桐元吉殿」 片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	子9月26日	横切紙・1通	え1495-3
(片桐元吉金子借用関係書類綴)		綴/(え1496-1~6は一綴)・1綴	え1496
覚(金4両借用) * (端裏貼紙)「亥十月 金四両 片桐元吉殿」 片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	文化12亥年10月	横切継紙・1通	え1496-1
覚(金1両2分借用) * (端裏貼紙)「子三月 片桐元吉殿 金壹両貳分 休借」 片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	文化13子年3月	横切継紙・1通	え1496-2
覚(金9両借用) * (端裏貼紙)「子三月 金九両 片桐元吉殿」 片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	文化13子年3月	横切紙・1通	え1496-3
覚(金1両2分借用) * (端裏貼紙)「子四月六日 片桐元吉殿 金壹両貳分」 片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	(文化13年)子4月	横切紙・1通	え1496-4
覚(金2両借用) * (端裏貼紙)「文化十三子五月廿九日 金貳両 片桐元吉殿」 片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	文化13子年5月	横切紙・1通	え1496-5
覚(金4両借用) * (端裏貼紙)「子七月 金四両 片桐元吉殿」 片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	文化13子年7月	横切紙・1通	え1496-6
(片桐元吉金子借用関係書類綴)		綴/(え1497-1~4は一綴)・1綴	え1497
覚(金5両御無心に付) * (端裏書)「片桐元吉殿」 八田慶助(印)→片桐元吉殿	文化12年亥12月29日	横切紙・1通	え1497-1
覚(金5両借用) * (端裏貼紙)「子九月廿九日 馬場丁行 金五両 片桐氏」 片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	9月29日	横切紙・1通	え1497-2
覚(金2両2分借用) * (端裏貼紙)「丑三月 馬場丁行 金貳両貳分 片桐元吉殿」 片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	文化14丑年3月	横切継紙・1通	え1497-3
覚(金4両借用) * (端裏貼紙)「丑七月 馬場丁入用ニ付 金四両 片桐元吉殿」 片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	文化14丑年7月	横切紙・1通	え1497-4

内方 / 金融 / 貸付金

殿 (片桐元吉金子貸借関係書類綴)		綴/(え1498-1 ~3は一綴)・1 綴	え1498
片桐氏掛り御調書写(片桐元吉へ貸借金子書上)		横切継紙・1通	え1498-1
覚(借入金130両差引正金御渡しに付)		横切継紙・1通	え1498-2
覚(大瀬公時借金10両等金銭書上)	亥12月	横切継紙・1通	え1498-3
(片桐元吉金子貸借関係書類綴)		綴/(え1499-1 ~3は一綴)・1 綴	え1499
御借入金証文之御事(上納差滞り、金5両を年利1割5分にて内借) * (端裏貼紙)「文化十二亥十二月 金五両 宮平村重左衛門 片桐氏口入候」/(端裏書)「宮平組重左衛門」 宮平組借主重左衛門(印)・請人久右衛門(印)・口入彦右衛門(印)・名主初右衛門(印)・組頭八郎右衛門(印)・長百姓五郎兵衛(印)、(奥書)片桐元吉(印)→片桐元吉様、(奥書)八田嘉右衛門殿	文化12亥年12月	縦継紙・1通	え1499-1
御内借金証文之御事(要用にて、金7両年利1割5分にて内借) * (端裏貼紙)「文化十二亥十二月 金七両 片桐氏御口入 小河原新田組三役人」/(端裏書)「小河原村新田組」 小河原村新田組御借主名主惣蔵(印)・組頭長四郎(印)・頭立藤九郎(印)、(奥書)片桐元吉(印)→片桐元吉様、青柳十郎治様、(奥書)八田嘉右衛門殿	文化12亥年12月	縦紙・1通	え1499-2
御借入金証文之御事(年貢上納金差詰り、金10両年利1割5分にて借用) * (端裏貼紙)「文化十二亥十二月 金拾両 保科村兵太郎 片桐氏御口入」/(端裏書)「保科村兵太郎」 保科村御借主兵太郎(印)・受人八十八(印)・名主儀右衛門(印)・組頭常五郎(印)・同園右衛門(印)・長百姓茂右衛門(印)、(奥書)片桐元吉(印)→片桐元吉様、(奥書)八田嘉右衛門殿	文化12亥年12月	縦継紙・1通	え1499-3
(片桐元吉金子借用関係書類綴)		綴/(え1500-1 ~4は一綴)・1 綴	え1500
覚(金10両借用) * (端裏貼紙)「亥二月 金拾両 片桐氏」 片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	文化12亥年2月	縦紙・1通	え1500-1
覚(金1両借用証) * (端裏貼紙)「亥二月廿九日 金壹両 馬場丁入用 片桐氏」 片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	亥2月29日	縦紙・1通	え1500-2
覚(金2両借用) * (端裏貼紙)「四月廿四日 金貳両 片桐元吉殿 三」 片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	4月24日	縦紙・1通	え1500-3
覚(金4両2分借用) * (端裏貼紙)「亥七月 片桐元吉殿 金四両貳分 四」 片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	亥7月	縦紙・1通	え1500-4
(大瀬義八郎借入金関係書類綴)		綴/(え1504-1 ~19は一綴)・1 綴	え1504
(袋) * (袋上書)「大瀬義八郎殿方差引印書」		袋・1点	え1504-1
覚(文化2丑12月26日金20兩ト14匁他金銭書上)		横切継紙・1通	え1504-2
覚(戌12月26日御発起無尽金10両他文化2戌年12月金3両まで無尽支払金書上)		横切継紙・1通	え1504-3
覚(寅正月11日金8両ほか辰11月13日金10両まで受取		横切継紙・1通	え1504-4

金書上) 貼紙あり			
覚(金15両元金済切、年賦証文早速見かね、見出し次第早速返し遣わず旨) 八田嘉右衛門(印墨消)→大瀬義八郎殿	文政2卯年3月	横切継紙・1通	え1504-5
(書状、借用金別紙の通り返上にて落手願、毎度御厚情を以て都合の件御礼) (大瀬)義八郎→(八田)嘉右衛門様金子添	25日	横切継紙・1通	え1504-6
①覚(七金20両文政2卯年12月八田辰三郎他金銭書上)、②覚(壹金3両文化10酉年12月26日八田嘉右衛門他金銭書上) ①八田嘉右衛門	①文化2丑年12月26日	横切継紙・1通	え1504-7
(文政元年寅年正月中8両他金銭書上)		横切紙・1通	え1504-8
覚(金5両大瀬義八郎殿元金15両当子割合受取) 八田嘉右衛門(印)→八田鏡殿	文化14丑年正月13日	横切紙・1通	え1504-9
覚(金5両大瀬義八郎殿取替、当亥年賦割合請取) 八田嘉右衛門(印)→八田鏡殿	文化12亥年12月29日	横切紙・1通	え1504-10
覚(金13両発起無尽積金の内請取) *墨消あり 八田嘉右衛門(印)→大瀬義八郎殿	文政元寅年12月26日	横切紙・1通	え1504-11
覚(金20両の内口の取替他ノ金27両受取書) 八田嘉右衛門(印)→大瀬義八郎殿	文政元寅年12月25日	横切継紙・1通	え1504-12
覚(金25両但し年中1割2分にて大瀬茂八郎殿発起頼母敷に付池村元之輔殿より預り金の由、当秋中義八郎殿江府より帰る迄御頼みに付請取) *墨消あり 八田嘉右衛門(印墨消)→八田鏡殿	文化15寅年3月28日	横切継紙・1通	え1504-13
覚(金4両請取) 八田嘉右衛門(印墨消)→大瀬義八郎殿	文政2年卯正月17日	横切継紙・1通	え1504-14
(金8両1分2朱4匁1分請取) *(裏書)「金四両文政元寅三月大瀬義八郎殿御取替印証入」 八田嘉右衛門(印墨消)→大瀬義八郎殿	文政元寅年12月29日	横切紙・1通	え1504-15
(元金50両の内金40両大室村拝借金として他ノ金66両金銭書上) 貼紙あり		横切紙・1通	え1504-16
覚(金10両出府に付無心承知下さり請取) 大瀬義八郎(印)→八田嘉右衛門殿 貼紙あり	文化12亥5月	横切紙・1通	え1504-17
覚(金5両要用にて無心承知下さり請取) 大瀬義八郎(印)→八田嘉右衛門殿 貼紙あり	文化12亥5月	横切継紙・1通	え1504-18
覚(出府に付金10両無心承知下さり請取) 大瀬義八郎(印)→八田嘉右衛門殿 貼紙あり	丑9月	横切継紙・1通	え1504-19
(樋口民衛他借用金関係書類綴)		綴/(え1512-2~16は一綴)・1綴	え1512
(包紙) * (包紙上書)「樋口民衛様年延証文其外時貸数通入置其外堀田覚兵衛殿証文有」		包紙・1点	え1512-1
覚(金5両借用) 樋口民衛(印)→八田孫左衛門殿	寛政4子年4月6日	横切紙・1通	え1512-2
覚(金18両2分無尽懸戻滞金に付) 樋口民衛(印)→八田孫左衛門殿	寛政4子年4月6日	横切紙・1通	え1512-3
覚(金5両借用) 樋口民衛(印)→八田孫左衛門殿	未7月	横切継紙・1通	え1512-4
覚(金2両借用) 樋口民衛(印)→八田嘉右衛門殿	正月25日	横切紙・1通	え1512-5

内方 / 金融 / 貸付金

(書状、差懸り入料時借願等に付) (樋口)民衛→(八田)孫左衛門様	8月19日	横切継紙・1通	え1512-6
覚(金3兩2分受取) * (端裏書)「北長池村金子遣し候節請取書」 (樋口)民衛(印)→(八田)孫左衛門様	12月19日	横切紙・1通	え1512-7
覚(金3兩借用) 樋口民衛(印)→八田孫左衛門殿	12月29日	横切継紙・1通	え1512-8
覚(金2兩借用) 樋口民衛(印)→八田孫左衛門殿	12月27日	横切紙・1通	え1512-9
覚(金3分借用) 里見多膳(印)→八田孫左衛門殿	寛政2年戌2月12日	横切紙・1通	え1512-10
覚(金3兩受取) 堀田新助(印)→八田孫左衛門殿	天明6年巳4月26日	横切紙・1通	え1512-11
(書状、要用にて金1兩1分拝借願) 金左衛門→(八田)孫左衛門様	4月2日	横切紙・1通	え1512-12
覚(金1分借用) 堀田金左衛門(印)→八田孫左衛門殿	天明6年午4月18日	横切紙・1通	え1512-13
(書状、其節懸合にて証文指越落手願、山田氏の儀承知下さり参会も懸合い願) 七郎→(八田)孫左衛門様 灰色宿紙	5月13日	横切継紙・1通	え1512-14
(書状、先頃清助へ御内々御心懸け工面願) 喜[ ]右衛門→(八田)孫左衛門殿御内方	4月26日	横切紙・1通	え1512-15
覚(金1兩2分借用) 樋口角兵衛(印)→八田孫左衛門殿	巳7月11日	横切紙・1通	え1512-16
(袋) * (袋上書)「長岡助右衛門殿方差引入用紙面」		袋・1点	え1513
(包紙) * (包紙上書)「長岡氏金子渡通帳」		包紙・1点	え1514
金子受取帳	文化4丁卯年8月	横半半・1冊	え1515
(長岡家への金銭借用関係書類綴)		綴/(え1516-1~12は一綴)・1綴	え1516
(長岡銀右衛門、200兩預り相違無きか御聞合せに付)		横切紙・1通	え1516-1
(長岡氏へ金70兩御渡に付)	文化13年4月21日	横切紙・1通	え1516-2
覚(金受取) * 雛形 一印、(奥書)(八田)嘉右衛門→一殿、(奥書)(長岡)助右衛門殿	4月7日	横切継紙・1通	え1516-3
覚(長岡銀右衛門妻死去のため長岡助右衛門へ金160兩御渡に付) 長岡助右衛門(印)・井上式人(印)・近藤最角(印)、(奥書)長岡助右衛門(印)→八田嘉右衛門殿、(奥書)八田嘉右衛門殿	文化13子年4月	横切継紙・1通	え1516-4
(書状、小嶋田村田地名目引替願にて預り金利息引下に付) * 下案 (八田)嘉右衛門→(長岡)助右衛門様	正月23日	横切継紙・1通	え1516-5
(網掛村三郎左衛門・上小嶋田村紋右衛門等4名名面)		横切紙・1通	え1516-6
覚(金11兩1分9朱受取) 長おか隠居→八田嘉右衛門様	12月	横切紙・1通	え1516-7
覚(金5兩受取) 長岡隠居(印)→八田嘉右衛門様	7月10日	横切紙・1通	え1516-8
(金5兩拝借願) ながをか隠居より→八田嘉右衛門様	7月10日	横切紙・1通	え1516-9
覚(金5兩受取) 長岡母	5月29日	横切継紙・1通	え1516-10
(書状、金5兩借用願) 長岡母→八田嘉右衛門様		横切継紙・1通	え1516-11
覚(金11兩1分2朱巳利分受取) 長岡助右衛門母(印)→八田嘉右衛門殿	巳12月16日	横切継紙・1通	え1516-12



(森村八郎左衛門金子借用一件関係書類綴)		綴/(え1550-1 ~21は一綴)・1 綴	え1550
(袋) * (袋上書)「森八一件」		袋・1点	え1550-1
覚(万吉殿へ真綿代金・嶋1反代金13両、助弥殿へ花色縮代・酒代他金13両3分等金銭書上)		折紙・1通	え1550-2
(紬・縞・真綿等金子9両2分ほど書上)		横切紙・1通	え1550-3
(金子326両3分2朱内訳書上) 虫損		横切紙・1通	え1550-4
覚(小倉2本・吉野織3筋・絹他×462匁8分5厘差引に付) 伊勢屋助弥→中津屋久米吉様 虫損甚大	寅8月	横切継紙・1通	え1550-5
覚(亥・子・丑年初差引書上)		折紙・1通	え1550-6
覚(万吉殿方紬14疋他6件書上)		折紙・1通	え1550-7
(亥12月6日借附金50両及び丑寅両年分滞金14両2分10匁5分8厘書上) 虫損		横切継紙・1通	え1550-8
(森八一件いずれ証文5通に取極めにて篤と御考弁御加筆いたすように付) 左十郎→和七様	8月14日	横切継紙・1通	え1550-9
(八郎左衛門願之趣、酒蔵敷8両及び居屋敷下年貢・耕作場年貢計20表上納したき旨申聞き右不埒に付) 旭山→書鳩様		横切継紙・1通	え1550-10
(八郎左衛門蔵敷8両及び畑年貢20表初納めにて成下されたく其上助弥殿・万吉殿・半兵衛殿差引の義は分散にて相払い度何分下拙の心底にて旦那様思召しの処御勘弁の上214両2分の金高にて御請引きに付)	8月12日	横切継紙・1通	え1550-11
(書状、木町様御忌中甚だ恐入りながら先達中申上げの通り当人御願の趣成下されたくに付) 西村弥兵衛→いせ町菊屋和七様貴下専用 虫損	8月15日	横切継紙・1通	え1550-12
覚(丑8月金13両まわた代差引)	8月	横切継紙・1通	え1550-13
(書状、森村八郎左衛門一件和七方突合せ片付き方金214両2分外にて御承知下さるべくに付) 旭山→書鳩様	8月12日	横切継紙・1通	え1550-14
((八郎左衛門所持)畑・屋敷絵見取図・高書上)		28.0×39.0・1通	え1550-15
覚(丑8月晦日金13両まわた代差引元利共書上)	寅年8月	横切継紙・1通	え1550-16
譲渡申畠地証文之御事 * 雛形 森村地所譲主八郎左衛門印・同所親類唯七印・同所伴久米吉印・御受人戸左久印・金兵衛印・民左衛門印・三役人印・年番頭之印→八田嘉右衛門様御内何之誰様 虫損	文政元寅年8月	堅紙・1通	え1550-17
売渡申一札之御事 * 雛形 森村地売主八郎左衛門印・親類唯七印・同伴久米吉印・世話人佐久郡野沢村孫兵衛印・受人戸左久印・金兵衛印・民左衛門印・三役人印・年番頭之印→八田嘉右衛門様御内何之誰様	文政元寅年8月	堅紙・1通	え1550-18
乍恐以書付奉願候御事 * 雛形 森村願人八郎左衛門印・已下連印本証之通→八田嘉右衛門様御内何之誰様	文政元寅年8月	堅紙・1通	え1550-19
御借蔵并御借道具規定書之御事 * 雛形 森村一卷御借主八郎左衛門印・已下本証文通連印→八田嘉右衛門様御内何之誰様	文政元寅年8月	堅紙・1通	え1550-20

内方 / 金融 / 貸付金

差上申小作扣規定書之御事 * 雛形 森村小作地扣入八郎左衛門 末連印本証之通→八田嘉右衛門様御内何之誰様	文政元寅年8月	縦紙・1通	え1550-21
乍恐以書付奉願候(網掛村欠落人熊三郎当御屋敷様より借入金高ノ637両55匁8分3厘、親類・組合・加判人にて返済方願) 網懸村欠落熊三郎加判人惣代九郎兵衛(印)・同親類新八・同断三郎左衛門・彦兵衛・仁兵衛・忠右衛門・三郎右衛門→八田嘉右衛門様御内	弘化2巳年11月	縦継紙・1通	え1586
覚(金13両、北村家相続金、今般慶吉跡式嘉蔵家作普請願に付返済金子請取、嘉蔵へ相渡す旨) * (端裏貼紙)「文化七午年四月金拾三両北村家相続金証蓮寺江相渡候付印書」 証蓮寺(印)、(奥書)伊勢町慶吉跡式嘉蔵(印)・立合御着屋角左衛門(印)→八田嘉右衛門殿	文化7午年4月	縦継紙・1通	え1600
覚(金4両仲借金子請取) 瓦師安兵衛(印)→八田嘉右衛門様御内嶺村吉兵衛様	未7月12日	縦紙・1通	え1603
(金子借用関係書類綴)		綴/(え1607-1~5は一綴)・1綴	え1607
覚(重箱2組・更紗1枚・三重硯文庫共代金ノ金2両1分 慥かに受取) 手塚村山極八郎右衛門代三右衛門(印)→松代町傳兵衛殿	文政3辰年2月	横切紙・1通	え1607-1
覚(鉢1枚、掛物1幅、小徳利1つ 慥かに受取) 手塚村山極八郎右衛門代三右衛門(印)→松代町傳兵衛殿	文政3辰年2月	横切紙・1通	え1607-2
覚(金17両文化12年無利息御取替金慥かに受取) 松代町傳兵衛→山極八郎右衛門殿	文政3辰年2月	横切紙・1通	え1607-3
覚(探幽八景1幅、硯箱1面、青江次廣刀1腰等ノ8品書上) * (端裏貼紙)「右は当時不用之証文 金拾五両山極氏分借印書引当之品調書」 山極八郎左衛門(印)	文化14丑年5月	縦紙・1通	え1607-4
覚(金15両御無心に付金子借用) * (端裏貼紙)「丑五月廿九日 金拾五両 山極氏へ無利息向五ヶ年過巳年返済約定ニ而借印書」 借用主山極八郎右衛門(印)、右証人甲田十左衛門(印)→松代町傳兵衛殿	文化14丑年5月	縦紙・1通	え1607-5
借用申年賦証文(金450両、要用にて年賦返済借用) 金子御用主佐久郡三塚村瀬下七左衛門(印)・同郡同村右□□(受人か)瀬下多作(印)・同郡同村右同断瀬下猶右衛門(印)・同郡同村右同断瀬下宗兵衛(印)・同郡野沢村右同断並木太兵衛(印)・小泉郡手塚村右同断山極八郎右衛門(印)→松代町傳兵衛殿 虫損甚大/一部裏打	文化14丑年11月18日	縦継紙・1通	え1614
差上申御日延一札之事(御借入金返済引当田地無きに付返済御日延願) * (端裏貼紙)「去ル丑年村崎平九郎殿取替金一条諸事給度呉候処其後等閑ニ相成候付尚又当辰六月下旬より刀懸合候処日延一条之証文」 矢代村平九郎(印)→八田嘉右衛門様御内	天保3辰年7月	縦紙・1通	え1615
差出申御請一札之事(養父平左衛門儀綿問屋仕るにて御上様へ金130両拝借、建物土蔵3ヶ所頂戴、其後平左衛門勝手向き不如意にて拝借金返済出来ずに付年賦返済并に建家其俣貫下げ、屋敷2階2間祭礼時見物棧敷として差出に付) 杭全鉄之助(印)→八田嘉右衛門様	天保14卯年4月	縦継紙・1通	え1616
差上申御中借証文之御事(金2両、金具細工代金之内御中借願慥に受取) 紙屋町太吉(印)→八田嘉右衛門様御内嶺村吉兵衛様	文化6巳年4月	縦紙・1通	え1619
覚(金125両1割利付借用の処、戌年元金55両返済の節切手申請け不明にて、今度切手受取の書替証文) 成沢縫殿衛門(印)→関田庄助殿・八田嘉右衛門殿	文化13年子11月	縦紙・1通	え1627-1

覚(口入金返済残金70両請取) 関田庄助(印)→成沢縫殿 右衛門殿	文化12亥年12月14日	横切紙/ (1627-1に結 付)・1通	え1627-2
日延証文之事(借入金返済期限日延依頼) 借主志村 定右衛門(印)・請人峯村治郎右衛門(印)・請人峯村与右衛門 (印)→八田孫左衛門様	宝暦9年卯閏7月	縦紙・1通	え1638
差上申御中借金証文之御事(御下屋敷普請に付御中 借金4両受取) 馬喰町彦右衛門(印)→八田嘉右衛門様御 内嶺村吉兵衛殿	文化6巳年5月	縦紙・1通	え1639
差上申御中借金証文之御事(御下屋敷普請に付御中借 金4両受取) 馬喰町彦右衛門(印)→八田嘉右衛門様御内 嶺村吉兵衛殿	文化6巳年5月	縦紙・1通	え1640
覚(借入金20両請取) * (端裏貼紙)「金式拾両木村 縫殿助殿」き 御口入関田庄助(印) 木村縫殿 助(印)・(奥印)出浦半平(印)・矢野半左衛門(印)・片岡要人 (印)・澤勇紀(印)・柁津要三郎(印)・源三郎助(印)→関田庄 助殿	文化2丑年12月	縦継紙・1通	え1645
差上申一札之事(八田様より飯山両村への貸付金済 方和談、粉1000俵にて皆済仰せの旨) 福嶋村栄八 (貼紙「印形御日延奉願候」)・同所平野彦兵衛(印)→関田専 之丞様	天保9戌年12月	縦継紙・1通	え1650
(佐々木隆廣借金証文関係書類綴)	(近世)	綴/(え1652-1 ~8は一綴)・1 綴	え1652
(包紙) * (包紙上書)「佐々木隆廣老借附証文」	(近世)	包紙・1点	え1652-1
一札之事(金7両取替下さるに付) 佐々木友三(印)→八 田嘉右衛門様	文政6癸未年12月28日	横切紙・1通	え1652-2
覚(辰12月金9両・午2月金7両2分拝借) * (端裏書)「辰 十二月金九兩巳年薬代午2月貸金七兩式分佐々木 隆廣迄かし」 佐々木隆廣(印)→八田嘉右衛門様	文化7庚午年2月	横切紙・1通	え1652-3
覚(金2両御時借) 佐々木隆廣(印)→八田嘉右衛門様	(近世)12月2日	横切紙・1通	え1652-4
一札(金7両2分借用) 佐々木隆廣(印)→八田嘉右衛門様	文化5年7月	横切紙・1通	え1652-5
添証文之事(家伝薬法相弘めたく金22両借用、返済方 滞りの節は家屋敷内6間5尺御引取、残間口3間御渡 下されたく) 佐々木隆廣(印)、(奥印)平林縫殿進(印)→ 八田孫左衛門殿	享和元年辛酉4月	縦継紙・1通	え1652-6
御借用証文之事(家伝薬法弘めたく金22両借用、5年 賦返済証文) * (端裏貼紙)「西金式拾貳両佐々木 氏」佐々木隆廣老当時友三老無尽終会二而差引相 極候而新証文相極可申事」 佐々木隆廣(印)、(奥印)平 林縫殿進(印)→八田孫左衛門様 破損甚大	享和元年辛酉4月	縦継紙・1通	え1652-7
覚(東都観象齋先生此表へ御出、格別の奇法療治御 伝授にて右入用并に薬品調えたく金12両借用請 取) * (端裏貼紙)「文化五戊辰六月十二日金拾貳兩 佐々木隆廣迄療用二付」 佐々木隆廣(印)、(奥印)平林 縫殿進(印)→八田嘉右衛門様	文化5戊辰年6月12日	縦紙・1通	え1652-8
(大嶋磯右衛門借金猶予願関係書類一括)	(天保2年)	(え1664-2~4 は包紙一括)	え1664
(包紙) * (包紙上書)「天保二卯年十月五日 大嶋磯 右衛門殿江差出候書面之下案」	天保2卯年10月5日	包紙・1点	え1664-1

内方 / 金融 / 貸付金

(昨夕仰せの趣、別紙を待ち書取にて明朝にも大島へ御頼みしては如何の旨等に付)	(天保2年)4日	横切紙/(え1664-2に3~4を巻込み一括)・1通	え1664-2
(預金利足時借は才木方売払にて返済の処、湯水にて才木川下り叶わず繰合方差支に付利足上納猶予願) *下書	(天保2年)	折紙・1通	え1664-3
(書状、去暮預金利子39兩当11月迄時拜借の趣を印書にて取計いの処、当節片付けたき旨) (大嶋)磯右衛門→(八田)嘉右衛門様 灰色宿紙	(天保2年)10月2日	横切紙・1通	え1664-4
覚(借入金20兩利金6兩返済の処上田へ引越物入に付御取延願) 市郎右衛門(印)→八田嘉助様	寛延2年巳2月	縦紙	え1677
(拝借金証文関係書類綴)		綴/(え1685-1~2は一綴)・1綴	え1685
覚(弥勒村祖助持分居宅并に諸道具入土蔵3か所他4件改めの上請取) 北原多蔵(印)・矢部通俊(印)→八田喜右衛門殿	(安永3)午3月	横切継紙・1通	え1685-1
覚(御地頭様年貢差詰金300兩借用) * (裏書)「青山七蔵(印)・岡村藤十郎(印)・矢部通俊(印)」 信州伊那郡弥勒村祖助(印)・右同断中村衆助(印)、(奥書)大和田理右衛門(印)・高田六右衛門(印)・北原覚左衛門(印)・北原多蔵(印)→更級郡八幡村神宮寺様御役僧宗眼寺様・御口入八田喜右衛門殿	安永3年甲午年12月	縦紙・1通	え1685-2
御時借金証文之事(入用に付時借金17兩2分受取、来る12月中旬元利共返済) 清野村竹花富之進役代御かり主重三郎(印)・受人喜左衛門(印)・名主喜右衛門(印)・組頭喜左衛門(印)・同嘉一郎(印)・長百姓喜惣二(印)→八田嘉助様御内	天保10亥年11月	縦継紙・1通	え1708
(三輪村・南堀村借金証文関係書類綴)		綴/(え1722-1~6は一綴)・1綴	え1722
(袋) * (袋上書)「金五拾兩 大塚村東組久右衛門金八拾五兩 南堀村・三輪村 右之外御預り金利潤御渡申候御受取通帳并和田中村請取帳入置申候恩田靱負殿御内和田九郎右衛門・中村富治」		袋・1点	え1722-1
(包紙) * (包紙上書)「金拾兩式分銀拾式匁手形 みわ村南堀村」		包紙・1点	え1722-2
覚(申利息金10兩12匁受取) 北澤平蔵(印)→三輪村弥惣治殿・南堀村藤蔵殿	申11月15日	横切紙・1通	え1722-3
(三輪村・南堀村本証文取極に付古証文引替の旨) 和田九郎右衛門・中村与三左衛門→菊屋六右衛門様 灰色宿紙	12月15日	横切継紙・1通	え1722-4
御借用申金子証文之事(当年貢上納差詰り出入の出家様出精金の内30兩請取、利息は年中8分にて返済) 南堀村御借主藤蔵(印)・請人政右衛門(印)・同権左衛門(印)・同惣兵衛(印)・同幸左衛門(印)・同村名主半兵衛(印)・組頭七左衛門(印)・長百姓利兵衛(印)→和田九郎右衛門様・中村与三左衛門様	文政11子年12月	縦継紙・1通	え1722-5
御借用申金子証文之事(上納金差詰り御出入の出家様出精金の内金55兩請取、利息年中8分にて返済) 三輪村借主吉左衛門(印)・受人源之丞(印)・同幸左衛門(印)・同常八(印)・同大五郎(印)・同長吉(印)・同嘉左衛門(印)・同藤助(印)・同久兵衛(印)・利兵衛(印)・名主和兵衛	文政11子年12月	縦継紙・1通	え1722-6

(印)・組頭三郎右衛門(印)・長百姓源右衛門(印)→和田九郎右衛門様・中村与三郎左衛門様			
拝借金証文之御事(要用のため私所持家屋敷引当に金5両拝借) 西條村[ ]組安左衛門(印)・親類受人門右衛門(印)・組合受人芳左衛門(印)→八田嘉助様御内長崎源吾殿	天保11子年12月	縦紙/(え1737~1738は巻込一括)・1通	え1737
覚(要用のため金1両借用証文) 神戸忠兵衛(印)→菊屋傳兵衛殿	天保11子年4月	縦紙・1通	え1738
覚(要用のため金3両借用証文) 御平川村宝昌寺(印)・鍛冶町御受人源兵衛(印)→八田嘉右衛門様御内長崎源吾殿	天保11子年12月	堅切継紙・1通	え1739
借用申金子証文之事(要用のため金5両借用) 福島村借用人栄八(印)・同断(借用人)沖八(印)→傳兵衛殿	天保11子年12月28日	縦紙・1通	え1740

内方 / 金融 / 借入金

(八田孫左衛門書入内借証文関係書類綴)		綴/(え1384-1~12は一綴)・1綴	え1384
覚(商売仕入金御寺院様御隠居様金主都合100両借用、八田孫左衛門書入) 借り主菊屋儀兵衛(印)・右同断菊屋平助(印)・右同断菊屋兵助(印)→江戸浅草一乗院様・御口入伊木善五右衛門殿・美濃屋茂兵衛殿	明和7年寅閏6月27日	縦紙・1通	え1384-1
覚(内借金100両請取) 御内借主八田孫左衛門・代判八田喜右衛門・御請合青柳善兵衛→佐藤軍治様	明和9辰年11月	縦紙・1通	え1384-2
覚(商売仕入金100両内借、八田孫左衛門書入) 八田孫左衛門手代菊屋大八→三井九郎左衛門様・白川八右衛門様	安永2巳年10月	縦紙・1通	え1384-3
覚(八田孫左衛門商売仕入金100両内借受取) *写 八田孫左衛門手代伝兵衛・請負人八田喜右衛門→関口佐助様	安永2年巳10月	横切紙・1通	え1384-4
覚(内借金50両請取) 借主菊屋伝兵衛・請人八田喜右衛門→成沢勘左衛門様	安永2巳年11月	縦紙・1通	え1384-5
借用申金子之事(商売仕入金50両借用、東条村高辻10石書入) 借主菊屋又次郎・請人菊屋佐助→高田善左衛門様御内衆中	安永2巳年10月	縦紙・1通	え1384-6
覚(内借金50両請取) *写 御内借主八田孫左衛門・御請合八田喜右衛門→佐藤軍治様	安永2巳年11月	横切紙・1通	え1384-7
覚(商売仕入金100両内借、八田孫左衛門家屋敷書入) *写 八田孫左衛門手代菊屋大八→三井九郎左衛門様・白川八右衛門様	安永2巳年10月	横切紙・1通	え1384-8
差上申証文之事(商売仕入金100両日限取延、八田孫左衛門書入) *写 菊屋たれ→御金御奉行所	安永2巳年12月	横切紙・1通	え1384-9
(八田孫左衛門内借金請取証文) *雛形 八田孫左衛門番頭たれ	巳10月	横切紙・1通	え1384-10
覚(銀12貫333匁1厘証文請取) 京都富小路三条下ル所伊勢屋茂兵衛・久五郎→信州松代菊屋佐助・加賀屋清五郎	安永2巳年6月	横切紙・1通	え1384-11
覚(商売仕入金銀12貫333匁1厘内借、八田孫左衛門書入) *写 信州松代菊屋佐助・同所加賀屋清五郎→京都富小路三条下ル所伊勢屋茂兵衛殿	安永2年巳6月	縦継紙・1通	え1384-12

内方 / 金融 / 借入金

(慎蔵拝借金歎願関係書類綴)		綴/(え1394-1 ~7は一綴)・1 綴	え1394
(袋) * (袋上書)「御内々奉歎願 安政五年十一月奉 歎願候扣式帳入 慎蔵」 (八田)慎蔵 灰色宿紙	安政5年年11月	袋・1点	え1394-1
慎蔵差出候別帳御用立候金高書抜 * (袖貼紙)「一」 「慎蔵差出候別帳御用立候金高書抜/下札あり」	宝永~天保8年	横長半・1冊	え1394-2
源吾無尽取入差引		横長半・1冊	え1394-3
別手段とし百両無尽発記之調		横長半・1冊	え1394-4
(慎蔵拝借金歎願他関係書類写) * 天部に「二」~ 「十三止」の墨書あり		横長半・1綴	え1394-5
御内々御趣申上(八田嘉右衛門義近年御内証向差支、 私取計らいにては行届き申さず御勘弁願及び金銭 書上) 忠蔵	12月	横長半・1冊	え1394-6
勝手向取復二付御内々奉歎願候(拝借金御内借御元 金締并返済方書上) * (端裏書)「御内々奉歎願」 下札あり	10月	横長半・1冊	え1394-7
(藤岡覚之進宛金子借用証文綴)		綴/(え1524-1 ~8は一綴)1綴	え1524
(袋) * (袋上書)「泰全様御代初より段々御内証御願 合不宜候而追々御借財倍高相成無御機店向等御仕 廻被成候処木町潰相立候付御内分有之候而御拝 借被成下酒造相初右返証文不用之品有之候得共御 在世之節御苦勞被為遊候義二付為心得仕廻置申候 事」 (八田)知義	享和4子正月	袋・1点	え1524-1
(包紙) * (包紙上書)「其明様御死去後藤岡覚之進殿 より大借有之候処泰全様段々御心勞被遊右金子片 付方出来二付善左衛門殿御休体代本証文御帰被下候 尤泰全様より右印書御申受被成候付受取書被差出 候」		包紙・1点	え1524-2
借用申金子証文之事(商売庭の為150両) 菊屋嘉兵衛 (印墨消)、(奥書)八田喜右衛門(印墨消)→藤岡覚之進様	安永3年午3月	縦紙・1通	え1524-3
借用申金子証文之事(30両) 八田喜右衛門(印墨消)→藤 岡覚之進様	安永2巳閏3月	縦紙・1通	え1524-4
覚(金200両借用) * (端裏書)「申十二月」 八田喜右衛 門(印墨消)→藤岡覚之進様	安永5年申12月	縦紙・1通	え1524-5
覚(金100両借用) * (端裏書)「申十二月」 菊屋嘉兵衛 (印墨消)、(奥書)八田喜右衛門(印墨消)→藤岡覚之進様御 内衆中	安永5年申12月	縦紙・1通	え1524-6
覚(金50両受取) 八田喜右衛門(印墨消)→藤岡覚之進様	安永6年西3月28日	横切継紙・1通	え1524-7
覚(加藤武右衛門様御発起御無尽金10両受取証) 八 田喜右衛門(印墨消)→藤岡覚之進様	安永3年2月	横切継紙・1通	え1524-8
金子借用証文之事(無抛き入用に付御無心金25両借 用) * (端裏書)「文久二壬戌年四月帰る」 上州坂本 宿金井鉄治郎知(花押墨消)、(奥書)八田慎蔵(印墨消)→信 州松代松木源八殿	安政6末年2月	縦紙・1通	え1610
役代請負証文之事(家屋敷・酒造蔵・葺サケ・穀蔵10ヶ 年季質地差入代金500両受取雛形) 松代伊勢町傳兵 衛・受人傳右衛門→杭瀬下村儀大夫殿		横切継紙・1通	え1612

借用仕金子証文之事(当町内要用にて拝借金48両請取、利息は8ヶ年賦・名主持借地3ヶ所差出す旨) * (端裏貼紙)「紙屋長より倉田氏へ差出候証文」紙屋町名主市郎左衛門(印)・長町人甚左衛門(印)・菊屋伝兵衛(印)→倉田當助殿	文化12亥年12月	縦紙・1通	え1693
御借用申金子之事(金9両2分銀6匁借用、年中2割利息にて来正月下旬返上の旨) 菊屋大八(印)・宇佐美清十郎(印)→大瀬登様	安永9年子12月	縦紙・1通	え1696
覚(御厚意の御預金名目にて借入金150両請取) * (裏書)「文久四甲子年正月帰る」 八田嘉右衛門(印墨消)・八田嘉助(印墨消)→堀内与一右衛門殿・堀内太一郎殿	天保14卯年12月	縦紙・1通	え1720

## 内方 / 金融 / 預り金

(金子預置関係書類綴)		綴/(え1377-1・2は一綴)・1綴	え1377
覚(金200両甲田氏発起頼母敷加入金貴殿に繰替え、金子預りに付) * (端裏書)「文政五午年十二月十四日受取別紙印書替遣候」 八田嘉右衛門(印)→山極八郎右衛門殿 裏打・貼紙あり	文政5午年5月[ ]日	横切紙・1通	え1377-1
(書状、毎年無理なる御取計等に付) 山極八郎右衛門→八田嘉右衛門様 破損甚大・裏打あり	12月10日	横切紙・1通	え1377-2
(松代町傳兵衛金錢預り証文関係書類一括)		(え1735-1~4は折畳一括)	え1735
覚(金150両預り) * 反故 松代町傳兵衛・和七	(近世)西12月	横切紙・1通	え1735-1
覚(錢337貫500文預り) * 墨消 松代町傳兵衛・和七	(近世)西12月	横切紙・1通	え1735-2
覚(錢337貫500文預り) * 墨消 松代町傳兵衛・和七	(近世)西12月	横切紙・1通	え1735-3
覚(錢337貫500文預り) * 墨消 松代町傳兵衛・和七	(近世)西12月	横切紙・1通	え1735-4

## 内方 / 金融 / 他家借財片付

覚(金93両3分銀13匁2厘右名主弁金、政五郎弁金の儀当8月中御蔵へ召出され御吟味の上、已8月迄の利分加えて差出す儀、仰付けらるに付願書) * (端裏書)「岡神明村」 岡神明村御役代与右衛門(印)・御役代九郎助(印)→八田嘉右衛門様御内嶺村吉兵衛様	文化10酉年11月	縦紙・1通	え1595
差上申一札之御事(銀99匁5分9厘、右利銀10匁7分6厘、為金1両3分5匁3分5厘、西寺尾村欠落名主政五郎弁金別紙願の通り御聴済下され、御弁金儘に請取) 岡神明村御役代与右衛門(印)・同断九郎助(印)→八田嘉右衛門様御内嶺村吉兵衛殿	文化10酉年11月	縦紙・1通	え1596

## 内方 / 金融 / 家中借財勝手向立直

(関田庄助口入金引当初代金受取関係書類綴)		綴/(え1698-1~23は一綴)・1綴	え1698
覚(口入金利初代金5両2分7匁9分7厘受取) 関田庄助(印)→森村八右衛門殿	文化5辰年12月20日	横切紙・1通	え1698-1
覚(取初代金5両、当辰利息請取) 関田庄助(印)→森村八右衛門殿	文化5辰年12月15日	横切紙・1通	え1698-2

内方 / 金融 / 家中借財勝手向立直

覚(取入上初代金3両請取) 関田庄助(印)→森村八右衛門殿	文化5辰年11月14日	横切紙・1通	え1698-3
覚(口入金初代金10両請取) 関田庄助(印)→森村八右衛門殿	文化5辰年12月5日	横切紙・1通	え1698-4
覚(口入金引当初代金6両3分3匁8分9厘請取) 関田庄助(印)→森村八右衛門殿	文化6巳年12月20日	横切紙・1通	え1698-5
覚(已引当初代金4両請取) 関田庄助(印)→森村八右衛門殿	文化6巳年11月20日	横切紙・1通	え1698-6
覚(口入金引当初代金6両請取) 関田庄助(印)→森村八右衛門殿	文化6巳年12月5日	横切紙・1通	え1698-7
覚(口入引当初代金5両請取) 関田庄助(印)→森村八右衛門殿	文化6巳年12月16日	横切紙・1通	え1698-8
覚(口入金引当初代金4両1分5匁1分5厘受取) 関田庄助(印)→森村孫左衛門殿・又左衛門殿	文化7午年12月15日	横切紙・1通	え1698-9
覚(引当初代金8両当年利息請取) 関田庄助(印)→森村孫左衛門殿	文化7午年11月27日	横切紙・1通	え1698-10
覚(口入金引当初代金7両請取) 関田庄助(印)→森村孫左衛門殿・又左衛門殿	文化7午年12月5日	横切紙・1通	え1698-11
覚(金1両2朱、口入金午利息請取) 関田庄助(印)→森村又左衛門殿・孫左衛門殿	文化7午年12月20日	横切紙・1通	え1698-12
覚(口入金引当初代受取揃金4両1分4分受取) 関田庄助(印)→森村孫左衛門殿	文化8未年12月16日	横切紙・1通	え1698-13
覚(口入金引当初代金4両請取) 関田庄助(印)→森村孫左衛門殿	文化8未年12月5日	横切紙・1通	え1698-14
覚(口入金引当初代未年分の内金3両受取) 関田庄助(印)→森村又左衛門殿・孫左衛門殿	文化8未年12月7日	横切紙・1通	え1698-15
覚(口入金引当初代金9両請取) 関田庄助(印)→森村孫左衛門殿	文化8未年12月朔日	横切紙・1通	え1698-16
覚(当未利息金1両2分受取) 関田庄助(印)→森村又左衛門殿・孫左衛門殿	文化8未年12月7日	横切紙・1通	え1698-17
覚(口入金当申利息金1両2分請取) 関田庄助(印)→森村又左衛門殿・孫左衛門殿	文化9申年12月20日	横切紙・1通	え1698-18
覚(口入金当申利息金3両請取) 関田庄助(印)→森村又左衛門殿	文化9申年12月20日	横切紙・1通	え1698-19
覚(初代の内金5両、口入金年賦当申年分請取) 関田庄助(印)→森村彦三郎殿・孫左衛門殿	文化9申年11月20日	横切紙・1通	え1698-20
覚(初代金7両1分4分、口入金年賦当申年分請取) 関田庄助(印)→森村	文化9申年12月17日	横切紙・1通	え1698-21
覚(引当初代の内金5両、口入金当申利息請取) 関田庄助(印)→森村	文化9申年12月5日	横切紙・1通	え1698-22
覚(口入金利息金1両2分請取) 関田庄助(印)→森村又左衛門殿・孫左衛門殿	文化10酉年閏11月4日	横切紙・1通	え1698-23
(小林唯蔵貸金利息請取関係書類綴)		綴/(え1725-1~16は一綴)・1綴	え1725
覚(利息の内金5両請取) 小林唯蔵内小田治右衛門(印)→郡村和田与惣右衛門殿・小森村重蔵殿 破損あり	天保5午年12月29日	横切紙・1通	え1725-1



覚(去巳年利息金の内5両請取) 小林唯蔵(印)→郡村和田与惣右衛門殿・小森村重蔵殿	天保5午年正月2日	横切紙・1通	え1725-2
覚(当辰利息金7両3分銀5匁4分請取) 小林唯蔵内小田治右衛門(印)→郡村和田与惣右衛門殿・小森村重蔵殿 破損・黴あり	天保3辰12月26日	縦紙・1通	え1725-3
覚(当卯利息金7両3分5匁4分請取) 小林唯蔵内小田治右衛門(印)→郡村和田与惣右衛門殿・小森村重蔵殿	天保2年12月19日	横切紙・1通	え1725-4
覚(当寅利息金7両3分銀5匁4分請取) 小林唯蔵(印)→郡村和田与惣右衛門殿・小森村重蔵殿	文政13年12月20日	横切紙・1通	え1725-5
覚(当丑利息金7両3分銀5匁4分請取) 小林唯蔵内小田治右衛門(印)→郡村和田与惣右衛門殿・小森村重蔵殿	文政12年丑12月20日	横切紙・1通	え1725-6
覚(当子利息金7両3分銀5匁4分請取) 小林唯蔵内小田治右衛門(印)→郡村和田与惣右衛門殿・小森村重蔵殿	文政11戊子年12月12日	横切紙・1通	え1725-7
覚(口合金当亥年利息金8両請取) 小林内蔵太(印)→郡村和田与惣右衛門殿・長治郎殿・権三郎殿・志川村喜太郎殿・小森村重蔵殿 破損あり	文政10亥年12月13日	横切紙・1通	え1725-8
覚(金8両、口合金当戌年利息請取) 小林内蔵太(印)→小森村重蔵殿・和佐尾村惣左衛門殿	文政9戌年11月27日	横切紙・1通	え1725-9
覚(当酉利息金8両請取) 小林内蔵太(印)→郡村和田与惣右衛門・小森村重蔵殿・和佐尾村惣右衛門	文政8酉年12月16日	横切紙・1通	え1725-10
覚(五ヶ村へ口合金当申利分、金18両1分9匁請取) 小林内蔵太内田中治右衛門(印)→松木源八様御内市川友八殿 破損あり	文政8申年12月19日	横切紙・1通	え1725-11
覚(当未利息金2両請取) 小林内蔵太内富田治右衛門(印)→妻科村市左衛門殿	文政6年未12月23日	横切紙・1通	え1725-12
覚(当未利息金5両銀6匁請取) 小林内蔵太内富田治右衛門(印)→和佐尾村惣右衛門殿	文政6年未12月23日	横切紙・1通	え1725-13
覚(当未利息金2両1分請取) 小林内蔵太内富田治右衛門(印)→上八町村清吉殿	文政6年未12月23日	横切紙・1通	え1725-14
覚(当未利息金3両1分7匁5分請取) 小林内蔵太内富田治右衛門(印)→小森村重蔵殿	文政6年未12月23日	横切紙・1通	え1725-15
覚(当未利息金3両3分13匁5分請取) 小林内蔵太内富田治右衛門(印)→郡村和田与惣右衛門殿・志川村喜右衛門殿	文政6年未12月23日	横切紙・1通	え1725-16

内方 / 金融 / 無尽

(無尽他関係書類綴)		綴/(え1413-1~18は一綴)・1綴	え1413
(袋) * (袋上書)「寅年卯年無尽調帳 卯年正月内方金子指引調帳 文政三庚辰年無尽調帳」		袋・1点	え1413-1
(書状、仁礼村貸付金200両・上初代金元金20両落手に付) 千吾郎→(八田)嘉右衛門様	3月11日	横切紙・1通	え1413-2
(八田嘉右衛門参加無尽8口配当金書上)		横切紙・1通	え1413-3
①覚(メ金447両1分、銀2分5厘差引金13両2分、銀6匁7分4厘売出し利分にて辰春改めの節会所へ上納に付)、②覚(産物塗物の義出来方善し悪し并に捌方不案内にて仕切り一兩年見合わせたきに付) ②中町店 下札あり	②辰5月	横切紙・1通	え1413-4

内方 / 金融 / 無尽

(書状、年玉貰い寺町御老人へそのまま送りとく、また年始の御勤め御尋ねに付) 片葉ゑん居→いせ町様 金添尤御内披可被成下候	正月2日	横切紙・1通	え1413-5
覚(無尽寄金17両3分と銀5匁受取) 八田嘉右衛門(印) →森木唱殿	文化13子年12月27日	横切紙・1通	え1413-6
覚(金71両3分と銀9匁2分2厘1毛他無尽関連金銭書上) *(端裏貼紙)「矢代村柿崎平九郎借附金無尽方預金差引調書借附金証文之内入置可申事」	卯～戊	横切継紙・1通	え1413-7
(御預所御用向助兼生糸蚕種改心得申達) 八田慎蔵	慶応3卯年5月7日	横切紙・1通	え1413-8
(向々へ御賄被下、大勢に成り御差支に付右御用可被勤申達) *(端裏貼紙)「八田慎蔵」 八田慎蔵	慶応4辰年4月	横切紙・1通	え1413-9
(産物会所御普請中仮役所に御借入の処、入費多分に付御手充金10両下賜) 八田慎蔵	明治3年午12月29日	横切紙・1通	え1413-10
(産物会所懸り申達) 八田慎蔵	元治2丑年6月11日	横切紙・1通	え1413-11
(産物懸申達) 八田慎蔵		横切紙・1通	え1413-12
覚(金187両辰4月より10月迄相渡に付)		折紙・1通	え1413-13
覚(辰4月より未5月までメ金17両2分9匁と銀1分8厘返済金勘定)		横切継紙・1通	え1413-14
(3月2日の鬘斗匏三方他献立書付)		横切継紙・1通	え1413-15
口上覚(居宅普請願) 八田嘉右衛門→金井左源太様	5月8日	横切紙・1通	え1413-16
(書状、此程の御聞置建替は新規でない旨) 惣之進→(八田)嘉右衛門様	5月	横切継紙・1通	え1413-17
口上覚(此程普請御聞置被成下候処、猶又居宅の内北の方柱土台等朽損に付御聞置願) 八田嘉右衛門→金井左源太様	5月22日	横切紙・1通	え1413-18
(善光寺無尽勘定書関係書類綴)		綴/(え1416-1～5は一綴)・1綴	え1416
(寅年100両、但し1割2分の割合を以て1ヶ年に120両ずつ懸戻し他無尽に付金銭書上)		横長半・1冊	え1416-1
(脇11人1人20両掛発当懸戻15両取、掛戻1割2分にメ、1口分年々懸金いかほどか無尽に付差引金銭書上)		横長半・1冊	え1416-2
覚(籤番初会金130両人数13人1人10両懸他寅年極番まで無尽金銭書上)		横長半・1冊	え1416-3
(1口50両懸無尽、脇11人懸戻50両、2番より取り、1割2分懸戻にて極番まで取り積もり差引勘定書上)		横長半・1冊	え1416-4
(発当懸借入1割2分他2番以下同断にてメ1口2分5厘にて当たり金額書上)		横長半・1冊	え1416-5
拾壹之割世話方持内勘定下書(皆済金・世話方内勘定・三番会・四番会・五番会における金銭書上)		横長半・1冊	え1417
覚(寅初会金150両他各年請取金銭書上) 貼紙あり		横切継紙・1通	え1418
拾壹之割頼母子勘定下書(拾壹割未取懸金・二番会籤当り御方終会迄勘定他拾壹番会まで金銭書上)		横長半・1冊	え1419

(善光寺無尽勘定書関係書類綴)		綴/(え1420-1 ~7は一綴)・1 綴	え1420
覚(寅番金500両他金銭書上)		横切継紙・1通	え1420-1
覚(寅寄金1000両内岩村田預り金500両・上田預かり 500両順番に2分の利息にて、卯年より子年まで持 ち村書上) 貼紙あり		横切継紙・1通	え1420-2
覚(金2682両余、他頼母子に付徳用金書上)		横切紙・1通	え1420-3
申四会目(懸房会主八田嘉右衛門金50両他ノ金500両 籤金にて金銭書上)	11月21日	横切継紙・1通	え1420-4
覚(金7両銭309文、1000両無尽16番の分請取書) 無尽 取立方→八田嘉右衛門殿	亥4月28日	横切継紙・1通	え1420-5
(無尽に付当たり番人名書上)		横切紙・1通	え1420-6
(寅・寺嶋半左衛門他亥年まで無尽に付人名書上)		堅切紙・1通	え1420-7
(袋) * (袋上書)「無尽勘定仕方取調書附」/(薬屋か茶 屋の袋再利用)		袋・1点	え1421
(無尽関係書類綴)		綴/(え1481-1 ~17は一綴)・1 綴	え1481
覚(去寅年100両無尽、当子年掛不足にて筋違いなが ら金6両懸合願) 山寺藤左衛門→八田嘉右衛門様	12月23日	横切継紙・1通	え1481-1
覚(無尽金40両借用他金銭勘定書)	11月29日	横切紙・1通	え1481-2
(書状、証文切手認出し、無尽帳に寺嶋半左衛門終会 取番名前、七左衛門実父の由、此節のっぴき相成り 兼ね仕合、一向引替別紙趣に改め披見取計い願) (山寺)藤左衛門→(八田)嘉右衛門様	23日	横切継紙・1通	え1481-3
覚(池村与兵衛殿掛金1両出来兼ね正月15日迄日延 願) * (端裏貼紙)「子十二月金壱両池村与兵衛 殿」 山越市之丞(印)→八田嘉右衛門殿	子12月24日	横切紙・1通	え1481-4
覚(金11両3分、当寺発起無尽懸不足分急度取立返済 の旨) * (端裏貼紙)「亥十二月十九日金拾壱両壱 分大林寺より無尽日延証文」 大林寺(印)→田村昌証 さま	亥12月18日	横切紙・1通	え1481-5
覚(金4両1分畑小藤太殿無尽4会目懸金受取) 小野唯 右衛門(印)→八田嘉右衛門殿	子正月	横切紙・1通	え1481-6
覚(金50両他無尽金勘定書)		横切継紙・1通	え1481-7
覚(金1両3分桜井半右衛門懸不足他懸不足金取立近 日渡すべく) 小林三左衛門(印)→八田嘉右衛門殿	12月22日	横切紙・1通	え1481-8
覚(金2両2分柿崎源左衛門殿無尽懸金拝借願) 江戸 屋金作(印)→八田嘉右衛門様御内	子12月	横切継紙・1通	え1481-9
(戌元金1両ほかノ金1両1分8匁2分、戌年大坂屋儀右 衛門他懸不足元利受取に付証文引替の旨) 八田嘉 右衛門内和七→田中井左衛門様 灰色宿紙	子年月日	横切紙・1通	え1481-10
覚(金18両源左衛門無尽当子掛金請取) 矢代村平九郎 (印)→八田嘉左衛門様御役人中様	文化13年子12月	横切継紙・1通	え1481-11
覚(金12両預金利分請取) 柿崎源左衛門(印)→八田嘉右 衛門様	文化13子年12月	横切紙・1通	え1481-12

内方 / 金融 / 無尽

覚(金12両御手元へ差上げ、割合金下されに付請取) 矢代村柿崎四郎左衛門(印)→八田嘉右衛門様御役人中様	文化13子年12月	横切紙・1通	え1481-13
(金40両1分5匁2分5厘正金ほか、金200両金銭勘定書)		横切紙・1通	え1481-14
覚(金33両1分7匁9分5厘、私発起無尽年々懸出し積金受取) 倉田常助(印)→八田嘉右衛門殿	文化13子年12月	横切紙・1通	え1481-15
覚(金4両、松本源八殿懸戻金他金銭勘定書)		折紙・1通	え1481-16
(袋) * (袋上書)「当用無尽之方入用書類入」 (無尽金銭書上関係書類綴)		袋・1点	え1481-17
(袋) * (袋上書)「代官町文化八未年差引書 其外返証文入用書入」	文化8未年	綴/(え1490-1~8は一綴)・1綴 袋・1点	え1490
覚(12月19日金45両銀13匁7分5厘他、金141両1分9匁2分3厘、未12月より申3月まで勘定書)	5月26日	横切継紙・1通	え1490-2
覚(五十里村幸左衛門、元金6両3分13匁、金4両3分11匁5分9厘他、金43両46匁2分8厘、頼母敷金銭勘定書)	5月26日	横切継紙・1通	え1490-3
覚(金115両2分他、金274両3分銀7匁6分5厘銭1貫250文他御貸付金銭勘定)	亥3月26日	横切継紙・1通	え1490-4
覚(金55両1分2朱受取) 八田嘉右衛門(印墨消)→平林縫殿進様	享和2戌年12月	横切紙・1通	え1490-5
覚(金30両戌年取集金受取) 八田嘉右衛門(印墨消)→平林縫殿進様	享和2戌年12月7日	横切紙・1通	え1490-6
覚(金27両1分他、金39両1分取集金受取) 八田嘉右衛門(印墨消)→平林縫殿進様	享和2戌年12月	横切紙・1通	え1490-7
覚(金38両取集金受取) * (端裏書)「平林縫殿進殿御差引書入」 八田嘉右衛門(印墨消)→平林縫殿進様 (無尽関係書類綴)	享和2戌年12月	横切紙・1通	え1490-8
(袋) * (袋上書)「子年当番之節御無尽証文写拾通」		綴/(え1511-2~12は一綴)・1綴 袋・1点	え1511
預り申金子手形之事(金943両3分永59文3分受取) 佐久郡赤岩村金預り主池田清兵衛判・三条(カ)村証人高柳具藏判・小諸荒町証人大井祖助判	宝暦5年亥4月	縦継紙・1通	え1511-2
覚(金48両1分及び永81文3分受取) 池田清兵衛判→八田嘉助殿・宮下七左衛門殿・塩野入久右衛門殿・宮下喜八殿	宝暦6年子5月	縦紙・1通	え1511-3
預り申金子証文之事(金222両及び永190文7分受取) 佐久郡赤岩村金預り主池田清兵衛印・小諸荒町証人大井祖助印	宝暦6年子5月	縦紙・1通	え1511-4
為取替申一札之事(戌年松城御発起無尽池田清兵衛2番会合の節落鬮対応顛末に付) 内藤美濃守内池田権左衛門印・小諸荒町大井祖助印	宝暦6年子5月	縦継紙・1通	え1511-5
覚(証文預り明年4月6日持参に付) 内藤美濃守内池田清兵衛印→真田伊豆守様御内山岸文大夫殿・八田競殿・奥村弥一左衛門殿	宝暦6年子5月	縦継紙・1通	え1511-6

預り申金子手形之事(金520両受取) 池田清兵衛判・大井祖助判	宝暦6年子5月	縦紙・1通	え1511-7
覚(無尽に付金217両と8匁5步7厘受取) 八田鉄次郎・宮下七郎右衛門・塩野入久右衛門・宮下喜八・綿内→山岸文太夫様・奥村弥一左衛門様・藤田右中様	宝暦7年丑8月20日	縦紙・1通	え1511-8
覚(無尽に付金48両3分と8匁2步7厘受取) 八田鉄次郎→左藤軍治殿・大嶋武左衛門殿・水井久大夫殿	宝暦7年丑10月	縦紙・1通	え1511-9
子年掛金覚(赤岩組無尽掛金500両内訳書上)	子5月28日	縦継紙・1通	え1511-10
覚(無尽金63両預り) 菊屋儀兵衛(印墨消)→大嶋武左衛門殿様・水井久大夫様	丑8月	縦紙・1通	え1511-11
一札之事(無尽掛金193両1分及び永75文3分4厘滞りに付) 池田清兵衛印	亥4月6日	縦紙・1通	え1511-12
(無尽金関係書類綴)		綴/(え1544-1~14は一綴)・1綴	え1544
(袋) * (袋上書)「上田御領小縣郡五加村甲田十左衛門方発起頼母鋪年々掛出金并指書入用書類入」		袋・1点	え1544-1
覚(当9日上納すべき金30両調達仕兼ねるに付取替下され慥かに受取) * (端裏貼紙)「文化十三子年十一月八日金三拾両 五加村甲田十左衛門」 五加村庄屋甲田清右衛門(印)→松代伊勢町傳兵衛殿	文化13年子11月8日	横切紙・1通	え1544-2
覚(元金30両の利分金3両受取) 松代町傳兵衛(印)→甲田清右衛門殿	文化14丑年5月29日	横切継紙・1通	え1544-3
覚(金50両受取) 瀬下七左衛門代並木太兵衛(印)・同瀬下惣兵衛(印)・証人山極八郎右衛門(印)→松代町菊屋傳兵衛殿	(文化14年)丑年11月21日	横切紙・1通	え1544-4
一札之事(金50両掛出連中12人にて都合600両頼母子企て御加入下され有難く、発起取入金600両御預り願いたくはに付) 五加村甲田十左衛門(印)→八田嘉右衛門殿	文化12年亥4月	縦紙・1通	え1544-5
借用申年割返済金証文之事(金600両要用に付無心の処慥かに受取、毎年年割りの通り金50両ずつ返金) 借用主五加村甲田十左衛門(印)・受合松代家中八田嘉右衛門(印)・受人五加村甲田勝五郎(印)・(奥書)五加村庄屋甲田清右衛門(印)・同村組頭源兵衛(印)・惣三郎(印)・武平次(印)・富右衛門(印)	文化12年亥4月	縦継紙・1通	え1544-6
預金一札之事(発起無尽預り金600両慥かに請取、返済取計いの儀は1ヶ年金50両ずつ来る12ヶ年にて懸戻しの旨) * (端裏貼紙)「文化三亥年四月十九日五加村甲田十左衛門発起無尽預り金願二付差出候書面名代喜兵衛附人和七此書遣ス」 八田嘉右衛門→甲田十左衛門殿・甲田清右衛門殿	文化12亥年4月	縦紙・1通	え1544-7
金子請取一札(金136両松代八田氏より廻り金受取) 甲田繁太郎(印墨消)・同勝太郎(下札「中吉田村へ出役ニ付無印」)→山極八郎右衛門殿	文化11年戌3月18日	縦継紙・1通	え1544-8
覚(金30両済切印書見えかね、追って返却の旨) 八田嘉右衛門(印)→甲田清右衛門殿	文化14丑年3月20日	縦紙・1通	え1544-9
覚(金127両発起頼母子金慥かに受取) * 下書 八田嘉右衛門内浦野忠七→殿	文政8酉年5月18日	縦切紙・1通	え1544-10
覚(金300両内10両十左衛門預け金利息他金銭差引書上) 甲田無尽連中→八田嘉右衛門様	酉4月29日	縦紙・1通	え1544-11

内方 / 金融 / 無尽

借入金手形之事(金400両入用にて口入れ下さり、金1両に付1ヶ月銀5分にて返済の旨) 塩田組五加村借主甲田十左衛門(印)・請人同村甲田勝五郎(印)、(奥書)松平伊賀守領塩田組五加村庄屋甲田清右衛門(印)→松代御城下伊勢町傳兵衛殿	文化14年丑4月	縦継紙・1通	え1544-12
借入金金子証文之事(金170両入用に付借用下さり慥かに受取、金1両に1ヶ月銀6分掛にて12月元利返済の旨) 五加村借用人甲田十左衛門(印)・同村引請甲田清右衛門(印)・同村加判源兵衛(印)	文化14年丑3月	縦継紙・1通	え1544-13
借入金手形之事(金100両入用にて口入れ下さり、金1両に付1ヶ月銀6分にて已の4月25日限り元利共返済の旨) 塩田組鈴子村小野七郎右衛門(印)・請人五加村甲田十左衛門(印)、(奥書)塩田組鈴子村組頭利七(印)・同断亥左衛門(印)→松代御城下伊勢町傳兵衛殿	文政3年辰4月	縦継紙・1通	え1544-14
(甲田氏頼母子関係書類綴)		綴/(え1545-1~22は一綴)・1綴	え1545
覚(甲田清右衛門方頼母子拙者都合2口加入并に金200両別所にて借用致したく甲田氏奥印ある筈の旨) 虫損甚大	4月19日	横切継紙・1通	え1545-1
覚(亥4月無尽金1両2分10匁他差引ノ金2両上納の旨金銭書上) 虫損甚大	子4月	横切継紙・1通	え1545-2
覚(十左衛門利金40両他ノ金88両利金御渡しの旨金銭書上) 甲田十左衛門→八田嘉右衛門様御名代笠井和七様 虫損甚大	巳4月19日	横切継紙・1通	え1545-3
覚(甲田十左衛門殿丑3回に付懸出金他115両1分5匁にて元金利分等差引27両1分5匁の旨金銭書上) 虫損甚大	丑4月19日	横切継紙・1通	え1545-4
覚(金25両他甲田氏無尽ノ800両加入に付金銭書上) 虫損甚大	丑4月19日	横切紙・1通	え1545-5
覚(6番50両御掛だし下さる内8両1分5匁松平様他ノ41両2分10匁他金銭書上) 虫損甚大		横切紙・1通	え1545-6
(割合その外会両金無利息にて渡す旨書付) 虫損甚大		横切紙・1通	え1545-7
覚(金600両内200両南籙・400両小判和吉様・吉左衛門様他へ渡す旨書上) 虫損甚大	文化12年亥4月20日	縦紙・1通	え1545-8
覚(金200両利金24両内訳差引残金150両1分2匁7分7厘銭32文無尽掛金差引にて返済御渡しの旨) 甲田十左衛門→八田嘉右衛門様御名代浦野忠七殿 虫損	文化15年寅4月20日	縦継紙・1通	え1545-9
覚(200両取口の内差引受取金133両銀5匁7分1厘他ノ金210両金銭書上) 虫損甚大	文政3卯年(ママ)4月	横切紙・1通	え1545-10
甲田氏無尽懸合向書取(金300両当辰年取入他山極氏取番200両八番目にて取入れなるべき約束にて印形認めるべき旨) *下札あり / 虫損甚大		横切継紙・1通	え1545-11
(元利ノ56両1年金300両預り金にて卯7月小野七郎右衛門殿金100両受取証文の他山極八郎左衛門殿金300両利息受取の処預り金200両にて差引預りの旨) 虫損甚大	辰4月	横切継紙・1通	え1545-12
覚(金50両去る卯春御恩借金の他差引残金52両受取) 甲田十左衛門→八田嘉右衛門様御内浦野忠七様 虫損	辰4月	横切継紙・1通	え1545-13
覚(金200両に去卯年預り金利足引き他差引133両銀5	文政3辰年4月19日	縦継紙・1通	え1545-14

<p>匁7分1厘錢673匁御渡し(の旨) 無尽連中→八田御氏 御名代浦野忠七殿 虫損</p>			
<p>覚(取り口500兩懸戻金50兩他差引57兩2分13匁3分3厘金銭書上) 虫損甚大</p>	<p>文政4巳年4月19日</p>	<p>横切紙・1通</p>	<p>え 1545-15</p>
<p>覚(小野七郎左衛門借入金100兩他受取り下さるよう願書) 五加村甲田清右衛門→八田嘉右衛門様 虫損甚大</p>	<p>巳5月</p>	<p>横切紙・1通</p>	<p>え 1545-16</p>
<p>覚(金10兩他差引金57兩2分13匁3分3厘小野七郎左衛門殿へ貸付金100兩の内差引のはず甲田重左衛門殿巳春金差引の旨金銭書上) 虫損</p>		<p>横切継紙・1通</p>	<p>え 1545-17</p>
<p>(辰6番月金200兩取入れるとも貸付金引替の他金銭書上) * (端裏書)「文政五午年五月拾日甲田氏」 虫損</p>		<p>横切継紙・1通</p>	<p>え 1545-18</p>
<p>覚(金200兩甲田氏発起頼母子加入金願いにて私方預り証文遣わすべき旨) 八田嘉右衛門→山極八郎右衛門殿 虫損</p>	<p>文政5巳年(マ)5月9日</p>	<p>横切継紙・1通</p>	<p>え 1545-19</p>
<p>覚(午七番掛金48兩3分利息引去り残金34兩余り飛脚にて御渡し下され受取) 山極八郎右衛門→浦野忠七殿 虫損甚大</p>	<p>未4月20日</p>	<p>横切継紙・1通</p>	<p>え 1545-20</p>
<p>覚(申10番会金200兩差引金146兩1分5匁錢548文御渡し(の旨) * (端裏貼紙)「文政七甲申四月十九日五加村甲田十左衛門頼母敷懸出金書附忠七差遣候」連中→八田嘉右衛門様御名代浦野忠七様 虫損甚大</p>	<p>申4月19日</p>	<p>縦紙・1通</p>	<p>え 1545-21</p>
<p>覚(金10兩十左衛門預金利分他金銭書上) * (端裏書)「甲田頼母布入用書類」 虫損甚大</p>		<p>縦紙・1通</p>	<p>え 1545-22</p>
<p>(無尽関係書類綴)</p>	<p>(近世)</p>	<p>綴/(え1560-1~6(は一綴)・1綴</p>	<p>え 1560</p>
<p>午十一月十二日式会目金寄(無尽蘭金寄ノ500兩書上)</p>	<p>午年11月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え 1560-1</p>
<p>巳十一月廿四日初会(無尽蘭金寄ノ550兩書上)</p>	<p>巳年11月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え 1560-2</p>
<p>(落合代掛出し金21兩3分3匁3分4厘他持出金ノ28兩3分2朱5匁5厘書上差出) 総吉・竹右衛門→八田嘉右衛門様</p>	<p>未11月22日</p>	<p>縦紙・1通</p>	<p>え 1560-3</p>
<p>文化八未三會目(無尽金寄ノ金500兩書上)</p>	<p>文化8未年</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え 1560-4</p>
<p>過金割返覚(無尽金10番から18番まで割返し金額)</p>		<p>縦継紙・1通</p>	<p>え 1560-5</p>
<p>文化九年申十一月四會目(無尽金寄ノ金500兩書上)</p>	<p>文化9申年</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え 1560-6</p>
<p>巳二月改弥惣右衛門殿分懸金不足差引覚(取分7兩2分不取分2兩2分ノ丑年懸金8兩3分他元利金ノ47兩3匁7分得5厘、差引残金12兩3分11匁2分5厘余金辻書上)</p>	<p>巳年2月6日</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え 1579</p>
<p>覚(金7兩2分弥惣右衛門他ノ金67兩2分掛金金銭書上)</p>		<p>縦紙・1通</p>	<p>え 1580</p>
<p>(午年会合差引余金12兩3分11匁2分5厘他ノ小以金12兩3分11匁5分3厘差引書上)</p>		<p>横切継紙・1通</p>	<p>え 1581</p>
<p>(無尽懸金差出兼に付金子借用関係書類綴)</p>		<p>綴/(え1613-1~7(は一綴)・1綴</p>	<p>え 1613</p>

内方 / 金融 / 無尽

覚(私共兩人寄合無尽発起初会・2会目掛金メ金14両3分不足し和合院名前にて掛出す処、懸繼難法にて初発金2分5厘御加入とも都合1口御加入下されたきに付) * (端裏貼紙)「米山磯治郎より発起無尽為取替一札」 米山磯治郎(印)・宇佐美清十郎(印)→八田孫左衛門様	天明4辰年4月	縦紙・1通	え1613-1
覚(銀4匁5厘、伴三郎右衛門発起無尽西念寺分惣連中持自分差出すべき処出来兼ねに付借用) 山越六郎右衛門(印)→八田孫左衛門殿	天明5巳年2月	横切紙・1通	え1613-2
覚(金3分9匁、伴三郎右衛門発起無尽自分懸金差出し出来兼ねに付借用) * (端裏貼紙)「金三分九匁山越様無尽懸不足」 山越六郎右衛門(印)→八田孫左衛門殿	天明5巳年2月	縦紙・1通	え1613-3
覚(金3両但し発当懸戻し分引請、伴三郎右衛門発起無尽自分引請分出金致すべき処、近年不勝手不如意にて出来兼ねに付無利息3ヶ年取延べ借用) * (端裏書)「金3分両山越様無尽懸不足印書」 山越六郎右衛門(印)→八田孫左衛門殿	天明5巳年2月	縦紙・1通	え1613-4
借入金証文之事(金3分但し利目懸り1割5分、堀田氏発当の無尽私懸戻金出来兼ねに付借用) * (端裏貼紙)「金三分長谷川傳左衛門様(後欠)」 長谷川傳左衛門(印)・請合堀田七郎(印)→八田孫左衛門殿	天明7年未4月	縦紙・1通	え1613-5
一札之事(金21両3分13匁1分4厘、且那発起無尽鬮当り懸戻損金請取) * (端裏貼紙)「未十二月赤沢助之進様無尽積金証文」 前沢助之進内依田吉弥(印)→八田孫左衛門殿	寛政11未年12月	縦紙・1通	え1613-6
覚(金5両、発起無尽当会懸戻金調兼ね年延御無心、5か年返済) * (端裏貼紙)「寛政三亥年金五両立田玄道様御発記懸戻年延」 立田玄道(印)→八田孫左衛門殿	寛政3亥年12月	縦紙・1通	え1613-7
覚(大林寺無尽金のうち当子取金57兩預り) 山(山越)六郎右衛門(印)→木町喜右衛門後家役代大八へ	安永9子年12月	縦紙・1通	え1625
覚(発起無尽掛金10兩借用証文) 大嶋磯右衛門(印)→八田嘉右衛門殿	天保6未年12月	縦紙・1通	え1630
(借財返済頼母講関係書類一括)		(え1631-1~2は包紙一括)	え1631
(包紙) * (包紙上書)「一札 飯山小山傳右衛門」		包紙・1点	え1631-1
差上申一札之事(借財返済にかかわる金500兩頼母講にて加入願) 飯山小山傳右衛門(印)→八田嘉右衛門様	文政6未11月	縦紙・1通	え1631-2
口上覚(八田孫左衛門発起無尽終会ながら北村幸助懸戻金調達叶ず、15年以前無尽懸戻金等を引合に出すが受入難く、本無尽取番兵助より訴出あるも私と幸助双方重き役儀勤める故争い避けたく内済願) * (端裏書)「十一月廿九日差上ル」 八田孫左衛門→宇佐美清十郎殿・杭全平左衛門殿・伴三郎右衛門殿	(近世)寅年12月	縦紙・1通	え1654
口上覚(先月29日口上の処又々認差上、双方無難に内済したく各方へ御頼みのため経過等に付) * (端裏書)「十二月四日差上ル」 八田孫左衛門→宇佐美清十郎殿・杭全平左衛門殿・伴三郎右衛門殿	(近世)寅年12月	縦紙・1通	え1655
口上覚(拙寺無尽会世話人へ任せ置き不行届に付詫一札) 田中村浄福寺(印)、(奥書)同寺世話人浅井栄吉(印)・紺屋名右衛門(印)・鍵屋伴之助(印)・沼田屋丈蔵(印)→八田嘉助殿・八田喜兵衛殿	嘉永4亥年8月	縦紙・1通	え1715
覚(無尽当亥の懸金11両2分用意でき兼ね、来る晦日まで御取延願) * (端裏貼紙)「寛政三亥年 金拾壹	寛政3年亥12月28日	縦紙・1通	え1750



両式分字佐美氏發記懸日延」 宇佐美清十郎(印)→御連中様			
------------------------------	--	--	--

## 内方 / 金銭穀物勘定請払 / 金銭勘定

(金銭勘定請払関係書類綴)			
		綴/(え1355-1~49は一綴)・1綴	え1355
(袋) * (袋上書)「要用之書付類入」		袋・1点	え1355-1
(酉年分金3円寅七、他戌年分・亥年分金銭書上)	(近代)	横切継紙・1通	え1355-2
(八田知道 17石2斗2升3合代金の内55円80銭書上)	(近代)	横切紙・1通	え1355-3
(高5石内訳の他、道具当用入物等書上)		横切継紙・1通	え1355-4
をほへ(2分2朱木曾名所7冊他ノ4両2分1朱金銭書上) 美張や徳治郎→上	11月	横切紙・1通	え1355-5
御預ケ金記(安政4巳年11月23日金2両2分他小計金26両1分1朱21文金銭書上) 現金屋祖吉→水井忠治様	子6月	折紙・1通	え1355-6
(現金屋祖吉、金30両3分3朱銭437文内5両支払の旨書上)	辰2月10日	横切紙・1通	え1355-7
(八田知道 金15両書付)		横切紙・1通	え1355-8
(白紬1反300疋位他書上)		横切紙・1通	え1355-9
記(鉄物置代金2両他ノ金7両3朱請取書) 銅や清次郎(印)「大門□油町□銅清」→菊屋善次様	10月30日	横切継紙・1通	え1355-10
記(箆筭等図入り寸法書) * え1355-10の寸法カ		横切継紙・1通	え1355-11
(札、4両2朱 小たんす)		札・1枚	え1355-12
(札、6両2分 長持)		札・1枚	え1355-13
(札、6両3分 たんす)		札・1枚	え1355-14
(札、7両3分 重たんす)		札・1枚	え1355-15
(札、金50銭 八田知道)		札・1枚	え1355-16
覚(手持9人半95匁他ノ2円67銭6厘他金銭品物書上) あと町喜十郎→上	子4月	折紙・1通	え1355-17
記(はり銅代金14匁3分5厘他ノ39匁7分5厘金銭書上)		横切紙・1通	え1355-18
記(石堤尺角2ツ台1本代金3円の内金50銭受取) 石工林右衛門→上	4月6日	横切紙・1通	え1355-19
御願之分(5円14銭5厘他ノ8円と17銭他金銭書上)		折紙・1通	え1355-20
記(しいら550本代金48銭他ノ50銭受取) 八万や万二郎→上	10月13日	横切紙・1通	え1355-21
覚(御酒肴代金32銭5厘他ノ48銭5厘請取) 清監楼(印「善光寺上□町鳥善」)→上	10月12日	横切紙・1通	え1355-22
記(白紙代金31銭2厘5毛他ノ63銭7厘5毛受取) 麻屋久吉→上	10月11日	横切継紙・1通	え1355-23
記(四人様御宿料54銭他ノ59銭受取) 江戸屋茂左衛門(印「信州善光寺江戸屋」)→御客様 桃色宿紙	10月11日	横切継紙・1通	え1355-24

内方 / 金銭穀物勘定請払 / 金銭勘定

覚(卜治代金600文他ノ15銭受取) 八百屋庄七→上	10月12日	横切紙・1通	え1355-25
記(すごもり1升代金25銭他ノ68銭3厘5毛受取) 高田や茂一兵衛(印「善光寺大門町高田屋」)→上 朱色罫紙・19行	極月12日	横切紙・1通	え1355-26
記(早蒔絵玉入2本代金75銭他ノ2円80銭8厘請取) 宿助(印「<△>現金かけ値なし小間物呉服太物唐物信州長野善光寺町海老屋正左衛門」)→上	10月12日	横切継紙・1通	え1355-27
覚(肴代金45銭他ノ1円2厘5毛受取) きいや→上 朱色罫紙・10行		横切紙・1通	え1355-28
(書状、当暮までに証書并に年賦金至急御取計い返済願) 水野拜→八田様	12月28日	横切紙・1通	え1355-29
(書状、年賦証文并に割合の内10両返済願) 水野拜→八田様几下	12月18日	横切継紙・1通	え1355-30
記(金10円当亥割合金として請取) 水野清左衛門(印)→八田知道殿	明治8年12月29日	横切継紙・1通	え1355-31
(書状、10円の切手差上に付落掌下さるべく且つ新証札私の手に置き序に病人様如何や一向見舞いにも参上仕らずに付) 表柴丁拜→伊勢町様	12月29日	横切継紙・1通	え1355-32
(元金253円にて利息損得勘定書上)		横切紙・1通	え1355-33
(辰年元金253円にて利息差引ノ571円10銭9毛金銭書上)		横切継紙・1通	え1355-34
(安政6未年12月出す金5両他金銭書上)		横切継紙・1通	え1355-35
(金166両2分他ノ459両7分6厘金銭書上) 桃色宿紙	亥1月調	横切継紙・1通	え1355-36
借用証(年々12月25日限りにて返済に付金子借用) * 雛形 借主印・加判印→水野影殿 桃色宿紙	明治7年何月	横切継紙・1通	え1355-37
借用証(金何拾何両借用) * 雛形 何の誰印→何の誰殿	明治8亥年1月	横切継紙・1通	え1355-38
(産物方附安川柔兵衛・柳島亀太郎・内山亀之助・峯村孝助金7両2分ずつ他、産物方附等年々手充の処、当年は格別御用多く引替等心配にて頭書の通り御手充下さるよう伺) * (端裏書)「産物方附等御手充被下候儀伺 商法掌」	12月	横切継紙・1通	え1355-39
(書状、書2通御回し下さり、代料の儀は追って当方より遣わず旨に付) 富永→坂本様	2月8日	横切継紙・1通	え1355-40
(書状、かねて願いの間札一包御遣し下さるに付) 忠一郎→慎蔵様奉復	12月13日	横切継紙・1通	え1355-41
覚(金1両去年暮払いの内請取) 南澤善右衛門(印)→八田慎蔵様	明治4未12月	横切紙・1通	え1355-42
(書状、当御屋敷続き河原新田の内対談の上貸長屋建て候場所、絵図面墨引の通り永く御貸地に取極繕に付何年より書面小作俵辻相場を以て12月中旬納るべきに付) * 下書 八田喜兵衛組御内惣兵衛印、(奥書)八田喜兵衛→八田嘉右衛門様御内傳兵衛殿	丑年12月	横切継紙・1通	え1355-43
記(金54円9銭5厘他金銭書上)		横切紙・1通	え1355-44
おほえ(寺尾大根56本2両1分2朱ト6分2厘5毛他ノ1210本金高ノ6両1分2朱ト416文金銭書上)		横切紙・1通	え1355-45

(利息・返済規定書)		横切継紙・1通	え1355-46
(書状、別紙願いの通御聞届け承知の旨) 河原理助 (印)・宮島嘉織(印)→八田知道殿	(明治)9年6月17日	横切紙・1通	え1355-47
(金3519両 131両余り亥年分利共滞他金銭書上) * (端裏書)「明治九年五月井之上坂本之調也」	(明治9年)(5月)	横切継紙・1通	え1355-48
(貸金及び利息書上)		横切紙・1通	え1355-49
(金銭受取関係書類綴)		綴/(え1396-1 ~67は一綴)・1 綴	え1396
(袋)* (袋上書)「嘉永六丑歳正月より品々差引書類 八田知衛」 八田知衛		袋・1点	え1396-1
覚(無尽懸金九会目1両2分2朱1匁5分、終会1両6匁受 取) 藤田内大前民治→八田様御内		横切紙・1通	え1396-2
(栄吉分、金10両2分6匁3分5厘他無尽金勘定書)		横切紙・1通	え1396-3
覚(肴屋等他、使用人給金勘定書)		横切継紙・1通	え1396-4
覚(無尽金勘定書)		横切紙・1通	え1396-5
覚(元利締金103両1匁8分6厘、引替金高書上)* 無尽 金カ	丑年8月晦日	横切継紙・1通	え1396-6
覚(締金93両2分13匁1分4厘、1割利息にて御預り) 水 井忠蔵→八田慎蔵殿	嘉永6丑年8月	横切紙・1通	え1396-7
(金1両3分江戸屋他4件金銭書上)		横切紙・1通	え1396-8
(金3分他6件金銭書上) 桃色宿紙		横切紙・1通	え1396-9
(金12両80匁他3件金銭書上)	6月15日	横切紙・1通	え1396-10
(金397両7匁1分5厘預り)		横切継紙・1通	え1396-11
覚(御切米13俵2升5合代金4両2分2朱と銀2匁1分4 厘金銭書上) 重蔵		横切紙・1通	え1396-12
(嘉永5子年調、締金79両2分他メ金79両2分金銭書上)		横切紙・1通	え1396-13
覚(小判9枚但目方4匁9分他7件預り) 忠治	子年3月	横切継紙・1通	え1396-14
(戌10月24日金500両受取に付覚)	戌年10月24日	横切紙・1通	え1396-15
覚(辰6会目鬮金25両及び内訳書上)		横切継紙・1通	え1396-16
(去巳年借入金4両1分1匁5分返上辻并に当午無尽懸 戻金4両1分1匁5分返上辻他金銭書上)		横切継紙・1通	え1396-17
覚(鬮金25両及び内訳書上) 灰色宿紙		横切紙・1通	え1396-18
覚(御矢数25本代金3両3分受取) 甲州屋善兵衛[印]→ 松木様御内御役人中様 灰色宿紙	午年2月27日	横切継紙・1通	え1396-19
(御内借金11月金100両并に12月金100両、締金200 両差引書上)		横切継紙・1通	え1396-20
(式左衛門より5両、先日よりの師岡無尽へ5両合わせ 10両処理方法書上) →藤田外記様		横切紙・1通	え1396-21
(金2両1分5匁6分3厘無尽当戌年懸金借用) 八田慎蔵 (印)→藤田外記様	嘉永3戌年12月	横切紙・1通	え1396-22

内方 / 金銭穀物勘定請払 / 金銭勘定

(金3両5匁差引)		横切紙・1通	え1396-23
竹村菊之進殿無尽割取帳写(金33両1分5匁差引)		横切継紙・1通	え1396-24
覚(御礼金預り3両2朱4匁5分差引残金2分2匁御返し)		横切紙・1通	え1396-25
(金7両216文差引御一覧されたきに付) * (端裏書)「大塚廣三郎殿差引」 廣三郎→伊勢町様	寅年正月	横切継紙・1通	え1396-26
覚(20両無尽の方金4両3分差引残金1分并に10両無尽之方金1両1分2朱差引残金1分2朱御入手成されたきに付) * (端裏書)「嘉永六年癸丑十二月差引書」 重大夫→(八田)慎蔵様	嘉永6癸丑年12月	横切継紙・1通	え1396-27
(源吾預り金利足金3両3分3匁金銭書上)		横切紙・1通	え1396-28
覚(子11月御内借金ノ金200両差引并に御取替金ノ金100両差引) * (端裏書)「酒造方内借金并御取替金差引書」		横切継紙・1通	え1396-29
(7会目金2両2朱3匁2分2厘藤岡様へ、8会目金1両3分12匁5分藤田又蔵様へ、無尽金書上)		横切継紙・1通	え1396-30
(錢148貫600文但5貫束28把、金23両1貫400文改書)	子年5月19日	横切継紙・1通	え1396-31
覚(御冥加金亥年分金11両1分2朱他金銭書上)	7月13日	横切紙・1通	え1396-32
(金3分他金銭書上)	6月3日	横切紙・1通	え1396-33
(金4両3分他金銭書上) * 墨消		横切継紙・1通	え1396-34
(3石1斗6升6合代金3両1分2朱3匁8厘金銭書上)		横切紙・1通	え1396-35
(師岡敬治郎殿御礼金1両1分11匁4分書上覚) 灰色宿紙		横切紙・1通	え1396-36
亥年中会所冥加手元へ請取置候分如此(冥加請取金24両5匁差引)		横切紙・1通	え1396-37
(未年より亥年迄総冥加受取高金76両1分5匁9分6厘差引)	嘉永6年正月	横切継紙・1通	え1396-38
(古壺分金15両2分他6件、ノ金79両2分金銭書上)		横切継紙・1通	え1396-39
覚(2月1日上納金18両他7月5日金15両、ノ金158両書上) 酒店	7月17日	横切継紙・1通	え1396-40
(1月12日金25両他8月10日金5両、ノ金221両金銭書上)		横切継紙・1通	え1396-41
覚(上納金48両3分9匁8分7厘差引) 角店佐助・正助	亥年4月14日	横切継紙・1通	え1396-42
覚(赤池へ金1両2分他4件締金40両金銭書上)	正月23日	横切継紙・1通	え1396-43
御下ヶ金奉願候(金1両日々遣払代他4件、ノ金23両書上)		横切紙・1通	え1396-44
覚(去戌半口御取入当亥御懸金2分6匁3分他1件ノ金1両10匁2分差引金銭書上)		横切紙・1通	え1396-45
覚(古南鐮4つ他2件、匁方29匁6分、ノ1両1分2朱6匁3分金銭書上)		横切紙・1通	え1396-46
覚(8月18日金3両1分色部儀大夫殿利分の内他6件書上) 金兵衛→藤五郎殿		横切継紙・1通	え1396-47

(金7両余他4件ノ金72両金銭書上)		横切紙・1通	え1396-48
覚(弓1張代2歩他ノ1両400文受取) 弓師松井清衛門 (印)→三村源五右衛門様	11月	横切継紙・1通	え1396-49
覚(御押手代金1分2朱受取) 野定□郎(印)→三村(源五 右衛門)様	10月27日	横切紙・1通	え1396-50
覚(九会日懸戻金5両他無尽金ノ14両1分332文差引)		横切継紙・1通	え1396-51
(巳年7月13日金7両2分他申2月14日金3分まで7件締 金14両3分金銭書上)		横切継紙・1通	え1396-52
(金13両2分差引金銭書上)		横切継紙・1通	え1396-53
覚(去卯暮師岡氏無尽懸戻滞の内金6両2分受取) 磯 田音門(印)→八田慎蔵殿	安政3辰年12月	横切紙・1通	え1396-54
(書状、柴町無尽懸戻金元利締16両2分残金10両出金 されたきに付) (磯田)音門→(松木)東様	正月17日	横切継紙・1通	え1396-55
覚(松山町名面金20両他ノ金21両2分無尽懸戻金差 引)		横切継紙・1通	え1396-56
(松山名面20両無尽金差引金銭書上)		横切継紙・1通	え1396-57
覚(金100両鬮金内訳差引書上)		横切継紙・1通	え1396-58
覚(金6両発当他3件ノ金40両3分4匁金銭書上)	戊年12月24日	横切継紙・1通	え1396-59
覚(金15両3分6匁7分9厘他1件締金17両1分208文無尽 金内訳)		横切継紙・1通	え1396-60
(除地、軍役、御扶持等仕法書上)		折紙・1通	え1396-61
(八田慎蔵様御懸不足寅年懸戻の分金23両2分他卯年 懸不足金23両2分、辰年終会分23両2分差引)		横切継紙・1通	え1396-62
(増田様御差引金48両2分并に磯田様御差引金48両2 分書上)		折紙・1通	え1396-63
覚(鬮合せ金97両内訳) * (端裏書)「師岡妹御無尽寄 金差引覚」 鷹左衛門→(八田)慎蔵様 灰色宿紙	12月24日	横切継紙・1通	え1396-64
(天保3辰年発起50両如何相成や并に嘉永元年より弘 化4年まで種々金銭書上)		横切継紙・1通	え1396-65
覚(掛戻借用金12両并に掛不足金3両2分) 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1396-66
(書状、小森村証文調印相調い差出にて落手願) 松 木拜→才村様内用	12月25日	横切紙・1通	え1396-67
(金銭書上綴)		綴/(え1502-1 ~17は一綴)・1 綴	え1502
(袋) * (袋上書)「要用之書付類入 明治三午年八 月 八田子静」		袋・1点	え1502-1
覚(水野より参るべく分金31両ト470文他ノ金37両2分 3朱ト銀9匁1貫359文金銭書上)		横切紙・1通	え1502-2
(紙屋町常五郎文政10亥年10月28日金30両辰12月皆 済の旨他金銭書上)	(文政)	横切継紙・1通	え1502-3
(書状、俵数不足納付に付) (八田)慎蔵→増太郎様	11日	横切継紙・1通	え1502-4

内方 / 金銭穀物勘定請払 / 金銭勘定

(831俵5分8厘他ノ2081俵1分6厘金銭書上)		横切紙・1通	え1502-5
(3月14日1割5分金50両他金銭書上)		横切紙・1通	え1502-6
(金214両2分4月より9月まで6ヶ月利息16両5匁2分5厘金銭書上)		横切紙・1通	え1502-7
八月十五日より売込候場(信州松代在川中嶋中津村出来、58番引込、小数5500昏、納分代金866両2分8厘他書上) * (端裏書)「明治三午年八月」 鈴木保兵衛代書喜吉→須坂御客様	(明治3午年)8月20日	横切紙・1通	え1502-8
覚(とき1分1朱他ノ金2両1分1朱2匁5厘金銭書上)		横切紙・1通	え1502-9
(現米4斗1升6合6夕代金3両2分11匁3分4厘金銭書上) →八田慎蔵殿		横切紙・1通	え1502-10
(3月朔日より7月晦日まで148日分白米16石2斗8升、但1日1斗1升ずつにて内訳差引金19両1分2朱と490文不足書上)		折紙・1通	え1502-11
(書状、昨日着米の分仕分け相違なく、今日引替に付) 増太郎→(八田)慎蔵様	10月7日	横切紙・1通	え1502-12
(商法掌山崎彦之進・商法方紙屋町飯島彦兵衛他商法掌・商法方名面)	(明治3)庚午閏10月15日	折紙・1通	え1502-13
(幸七1両他ノ金25両3分2朱金銭書上)		横切紙・1通	え1502-14
壁仕上凡積(手間手伝共金30両他ノ金47両程金銭書上)		横切紙・1通	え1502-15
覚(大工手間賃30両他ノ75両見積り) 大工治作→上	6月26日	折紙・1通	え1502-16
(上石すえ方20人他ノ手間代6日1両、人数金銭書上) →松代八田様		折紙・1通	え1502-17
(諸取引関係書類綴)		綴/(え1529-1~36は一綴)・1綴	え1529
覚(女中乗物1挺他代金3両3分7匁3分他駄賃共代金差引金1両2匁8分7厘不足金銭書上) 紀六→(八田)嘉右衛門様 灰色宿紙	10月15日夜	横切紙・1通	え1529-1
(書状、見事の一箱御厚情御礼旁寒気御尋として参上したきに付) 山口善助→八田孫左衛門様	12月27日	横切紙・1通	え1529-2
(書状、鯨進上御厚志忝なく、手製の苦茗御笑味されたきに付) 市川四郎兵衛真剛(花押)→八田孫左衛門様人々御中	極月16日	折紙・1通	え1529-3
(16匁8分払書上) 二軒茶屋	5月	横切紙・1通	え1529-4
覚(玄米6石4斗9升7合3勺佐野村役人より相納候筈にて御納置下されたきに付) 馬場町→伊勢町様	亥10月	横切紙・1通	え1529-5
(吉原大八他5名名面)		横切紙・1通	え1529-6
口上(昨日道中差障り無く御帰宅目出度、参上致すべき処、感冒気味にて引込に付) 佐々木友三→八田孫左衛門様	10月24日	横切紙・1通	え1529-7
(郡代寺社奉行奥津紋左右衛門・坂本孫八他元締方名面)		横切紙・1通	え1529-8

(書状、養父郷左衛門儀3月下旬西国巡礼に罷出、未帰国仕らず、7月中に帰村の由和州郡山より書状到来にて御安心下さるべく并に暑中見舞に付) 市川周治→八田孫左衛門様貴報	6月23日	折紙・1通	え1529-9
(盗賊稲葉小僧事武州無宿入墨新助、16日一ツ橋持場東土手犬走にて捕らえられ、松平薩摩守他新助夜盗に入り候13か所、山村信濃守様御尋に付書上覚)	9月17日	折紙・1通	え1529-10
(今の先生江戸にて2月茶事の節入さいるう随分遣うとの事一寸申上げ并に御炉ふちはぬり炉ふちか覚違い哉に付) 六十郎→(八田)嘉右衛門様	3月23日	切紙・1通	え1529-11
覚(孫左衛門様・喜八様36匁他32件メ381匁8分此金5両3分8匁5分慥かに受取) いつつ屋太郎兵衛→イセ屋茂兵衛様・御客様	5月	横切継紙・1通	え1529-12
(喜八様、8匁御酒、同11匁6分メ19匁6分慥かに受取) 扇屋九左衛門→伊勢屋茂兵衛様・御客様	5月	横切紙・1通	え1529-13
覚(4月13日沢むら下1間17匁8分他2件メ35匁受取) 直違屋 五郎右衛門→伊せ屋茂兵衛様・御客様	4月27日	横切継紙・1通	え1529-14
(町年寄帯刀御免の儀御尋に付私覚回答) 仁兵衛→孫左衛門様	7月27日	横切継紙・1通	え1529-15
(乾徳院様御刀一腰御拵仕様書上) 灰色宿紙	5月25日	横切継紙・1通	え1529-16
(望月治部左衛門伴監物妻義、宝鏡院様御存生の節化粧料一生の内御蔵米100石下され且乾徳院様御伝来の御刀一腰孫由五郎へ下さる由他、監物妻へ申通さるべくに付) 望月治部左衛門 灰色宿紙	5月25日	横切継紙/(え1529-16と18の間に挟込)・1通	え1529-17
覚(申10月中品々代、巳7月中御指引残銀預り金共差引残り金3分10匁3分7厘他3件メ金1両2分3厘返上済切に付) 渡辺紀右→八田嘉右衛門様 灰色宿紙	西6月	横切継紙・1通	え1529-18
(書状、去秋中仰下さる御指引一件、調差上にて御落掌願) 渡辺紀右→八田嘉右衛門様 灰色宿紙	4月5日	横切継紙・1通	え1529-19
(書状、金106両寿作願立て為替上納にて御金奉行所受取証文1通并に御郡方への御用状寿作へ相渡にて孫兵衛へ宜敷仰渡されたきに付) 江府懸→御在所御懸様	正月16日	折紙・1通	え1529-20
覚(小御鯨1本金5両1分・横谷柳の御目貫金1両1分メ金6両2分慥かに請取) 鍵屋泰七(印)→松木源八様御用	3月15日	横切継紙・1通	え1529-21
(遊行上人御越之節始終留書に仕り望月治部左衛門様へ差上等覚書)		折紙・1通	え1529-22
(八田孫左衛門年始御礼等行事、金井甚五左衛門様へ覚書にいたし上る) *扣	未年6月	折紙・1通	え1529-23
(京都御普請にて松平越中守名代細川喜十郎及び松平豊後守御用金差出す旨并に御用金仰付られ、江戸7町7人名前書上并に白川と云う人の数え歌等書上)	天明8申年11月	横切継紙・1通	え1529-24
①(清浄光寺・遊行金光寺并に諸末寺国々の守護人仰付けに付御教書写)、②(清浄光寺・遊行金光寺并に諸末寺、三井寺関所勤めに付写)、③(遊行上人廻国の条、国々守護人賄賂調えに付写)、④(国家安全祈禱繪旨文言写) ①・②沙弥印、③左京太夫義奥印、④左少弁経奥判(墨消)→①・②当寺、③諸国守護中、④他何上人御房	①応永23年4月3日、② ③ ④ 永正10年正月15日、④ 月日	横切継紙・1通	え1529-25

内方 / 金銭穀物勘定請払 / 金銭勘定

(遊行上人室暦年中当所願行寺逗留中御朱印写下さるに付)	宝暦9年卯閏7月28日	横切紙/(え1529-25とえ1529-27の間に挟み込み)・1通	え1529-26
(町屋敷大木立置間敷事他6件書上)		横切紙・1通	え1529-27
(御法事の節料理人給仕人差出すべき事等取決控) 継目剥離		横切継紙・1通	え1529-28
(寛政改元仰出され書写)	2月10日	横切紙・1通	え1529-29
菓餅之仕様(此度関東筋村々損毛の趣、夫食として菓餅の仕様書作成写取るべきに付) 御役所→高井郡水内郡村々	卯10月8日	横切継紙/(え1529-29とえ1529-31の間に挟み込み)・1通	え1529-30
覚(4合入用12匁4分他御酒メ12匁9分金銭書上) 酒や六右衛門	4月21日	横切紙/(え1529-29とえ1529-31の間に挟み込み)・1通	え1529-31
覚(4月25日16匁他3件メ92匁4分、5月分此金1両1分12匁4分金銭書上) 扇屋九左衛門→イセ屋治右衛門様・御客様		横切継紙・1通	え1529-32
(書状、同姓道寿相果て御香代白銀1包送り下さる御礼) 市川五郎兵衛真純・市川四郎兵衛真剛(花押)→八田孫左衛門様	閏10月19日	折紙・1通	え1529-33
(羽衣、羽之舞譜)		横切継紙・1通	え1529-34
覚(卯月10日76匁十市屋他21件メ526匁9分の内此金8両2分受取) 木屋新助(印)代新兵衛→イセ屋治右衛門様	辰年5月	横切継紙・1通	え1529-35
亡母遠方忌追福(発句集)		横切継紙・1通	え1529-36
(書状及び金銭書上関係書類綴)		綴/(え1554-1~3は一綴)・1綴	え1554
(袋) * (袋上書)「文政七甲申五月十七日 金銭書立扣 知義」(八田)知義	文政7甲申7月17日	袋・1点	え1554-1
(書状、竹山町様の御勝手向片付方差引書を仕立てたので御覧に入れる旨に付) 庄助→(八田)嘉右衛門様	正月29日	横切継紙・1通	え1554-2
覚(初42表家内6人扶持米引当他17件書上)		折紙・1通	え1554-3
(大豆・小麦・塩売立代金凡28両2分程差引利潤8両書上)		横切継紙・1通	え1611

内方 / 金銭穀物勘定請払 / 金銭払方

(金銭勘定・請取関係書類綴)		綴/(え1485-1~29は一綴)・1綴	え1485
(袋) * (袋上書)「天保十三寅年入用之書類入」		袋・1点	え1485-1
覚(7月12日山ハ2本代銀4匁他メ金3分錢339文銭勘定) 山屋松五郎→八田嘉右衛門様御内 綴外れ	丑極月	横切継紙・1通	え1485-2
(書状、来る25日無尽会合案内) (松木)東→(八田)嘉助様	12月23日	横切継紙・1通	え1485-3
覚(2月分金17両1分2朱1匁5分、上納金請取) 貞蔵(印)	子3月1日	横切継紙・1通	え1485-4



「信州松代藤貞」→傳兵衛殿			
覚(文政3辰年金20両、天保9年迄19年にて利金27両2分12匁5分他金銭勘定書)	天保10亥年7月	横切継紙・1通	え1485-5
覚(金5両請取書) 八田義三郎(印)	12月25日	横切紙・1通	え1485-6
覚(金5両2分割増御預金当支利潤請取) 伴栄作(印)・北村茂兵衛(印)→八田嘉右衛門様	天保10亥年12月	横切継紙・1通	え1485-7
覚(金2両請取、来る15日迄に返済の旨) 八田義三郎(印)	亥12月8日	横切紙・1通	え1485-8
覚(本口粗5俵1斗7升9合2夕代銀82匁4分4厘他当子御年貢品々小役受取) 大林寺蔵元助治(印)→八田様御役代傳兵衛殿	天保11子年12月日	横切紙・1通	え1485-9
覚(荒町村方高1石取米4斗5升他高1石に付上納の旨) 荒町村役元 灰色宿紙	(天保12年)閏正月9日	横切継紙・1通	え1485-10
覚(治兵衛1両他×5両2分2朱上納) 寺町甚五左衛門	天保12丑年12月	横切継紙・1通	え1485-11
(東福寺方瀬畑新田高5斗2升8合小作粗4俵1斗2合5夕他俵数書上) 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1485-12
覚(荒町村分高1石他、蔵元払、御郡役代粗、1割郡役粗銭数書上) 灰色宿紙		横切紙・1通	え1485-13
覚(孫左衛門分高4斗5升他×11石7斗7升3合明細書) 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1485-14
覚(2月より7月迄6ヶ月掛金1分2朱、年中入用割467文受取) 穀屋行司→菊屋傳兵衛様	寅12月	横切紙・1通	え1485-15
覚(6匁7分5厘180文他金銭勘定書) 萬や弥左衛門→菊屋傳兵衛様	寅12月	横切紙・1通	え1485-16
覚(佐渡奉行様御通問掛銭242文他×金1兩ト251文受取) 松井→菊や傳兵衛様		横切継紙・1通	え1485-17
覚(金7兩2分当丑懸辰金受取) 吉原慎吾(印)→八田嘉助様	丑12月	横切紙・1通	え1485-18
覚(山代金4兩2分の内金1兩2分請取) 東条村豊蔵(印)→傳兵衛様	極月17日	横切紙・1通	え1485-19
覚(名所瀬関東無役本田木立、東條村南組御高辻、地代金25兩にて譲渡したき旨) 瀬関村孝左衛門		横切紙・1通	え1485-20
(柴町133歩屋敷小作粗2俵1斗8合3夕他口米勘定書)		折紙・1通	え1485-21
(湯殿預り品打湯桶1本他品物書上)		横切継紙・1通	え1485-22
(唐銅小鍋他預り品返却)	5月12日	横切継紙・1通	え1485-23
(御料理所諸道具品書上)		折紙・1通	え1485-24
(蔵炭取・湯水手桶他品物書上)		折紙・1通	え1485-25
おほへ(手伝い人足2人他×金2分1朱ト銭406文書上) 瓦や→菊屋傳兵衛様	11月	横切継紙・1通	え1485-26
(物×金6兩2分ト銀72匁他金銭書上) *前欠カ 飛脚周蔵→菊屋傳兵衛様 灰色宿紙・綴外れ	丑8月	横切継紙・1通	え1485-27
覚(普請人足手間代材料費書上) 灰色宿紙・破損大		横切継紙・1通	え1485-28

内方 / 金銭穀物勘定請払 / 金銭払方

(当年11月10日より15日迄八幡宮神事祭に付、七郷組合村名書上)		横切継紙・1通	え1485-29
(請取・金銭処理関係書類綴)		綴/(え1503-1 ~11は一綴)・1 綴	え1503
(袋) * (袋上書)「天保八酉年十二月要用書類入」/紙背文書使用		袋・1点	え1503-1
覚(金5両、冥加上納に付受取) 池田良右衛門(印)→森村和七	天保8酉年12月26日	横切紙・1通	え1503-2
(役所100匹・片桐100疋他書上)		横切紙・1通	え1503-3
覚(福嶋出張中品々御取替物2貫110文他、13貫518文金銭書上) 福嶋村柳屋音八→松代御用穀御掛り様 灰色宿紙	(天保8年)酉7月	横切継紙・1通	え1503-4
覚(金100両の内、内方無尽掛り差引残り取替分金15両ト1貫408文他、内訳書上) 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1503-5
覚(去申年より酉年まで飯山より融通買入取計にて減金不調法に付残金私引受にて相違なき旨、金銭取調等) 和七(印)→傳兵衛殿	天保9戌年正月	横切継紙・1通	え1503-6
覚(7月18日昼白米代金1貫文他、1金1両3朱ト3文金銭書上) 忠左衛門→和七様	(天保8年)酉12月	横切継紙・1通	え1503-7
(書状、今般西寺尾村徳左衛門へ御内差引の趣甚だ不筋の訳柄に付三郎兵衛方より船方役所へ御届の趣船元へ御尋ねあり、如何とも申開き罷成らずに付) 松代船元和七→正龍寺様	12月16日	折紙・1通	え1503-8
覚(初代金100両内訳金銭書上) 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1503-9
覚(申年六賄分500文・酒代残り756文他、4両1分2朱ト210文請取) 福嶋村柳屋音八(印「<に止>信州福嶋柳屋」)→松代町御役人衆中様・穀屋衆中様	(天保8年)酉極月19日	折紙・1通	え1503-10
(書付の通り今日此者へ勘定の旨) 和泉屋忠左衛門→菊屋和七様		横切継紙・1通	え1503-11
(買物金銭書上関係書類綴)		綴/(え1547-1 ~3は一綴)・1 綴	え1547
細工日用万扣帳(大縄1筆5包他買物控) 袋町只吉(印)	天保15年辰4月	横長半・1冊	え1547-1
覚(只吉分人足代金他総、1金1両1分355文差引、只吉渡すに付)		横切継紙・1通	え1547-2
覚(只吉分人足1人2匁2分5厘、清蔵分1人172文、429文5分5厘渡すに付)	7月5日	横切紙・1通	え1547-3
(品物買入料金・請求関係書類綴)		綴/(え1548-1 ~32は一綴)・1 綴	え1548
覚(代金359文他2件3匁380文受取) 三又藤良→菊屋傳兵衛様	辰7月	横切紙・1通	え1548-1
覚(飯山表8枚代18匁8分受取) 柏屋藤左衛門→八田嘉右衛門様御内	辰7月	横切紙・1通	え1548-2
覚(初6斗代金1分769匁他2件、1金1両2分ト469文栄八取替払に付) 灰色宿紙		横切紙・1通	え1548-3

覚(5月9日分古金豆1斗代2匁6分に付) 府野屋仙吉→御茶ノ間様	辰7月	横切紙・1通	え1548-4
覚(2月24日分酒10本18文受取) 升屋甲三郎→八田嘉右衛門様御内	辰7月	横切紙・1通	え1548-5
覚(3口ノ15人半此代金1分2朱ト銀7分5厘7月11日渡すに付) 柚工仙吉→いせ町八田様 灰色宿紙	辰7月	横切継紙・1通	え1548-6
覚(表替7枚中鍵畳1枚糸手間代4匁4分他1件ノ6匁8分5厘受取) 義左衛門→八田嘉助様御内	辰7月	横切紙・1通	え1548-7
覚(3月17日分丈長3枚100文他4件ノ15匁4分100文に付) かさ屋伴之助→八田嘉助様御内	辰7月	横切紙・1通	え1548-8
覚(232文1本他13件筆代金ノ2貫580文受取) 寺町筆助→伊勢町八田様御内御役人中様	辰7月	横切紙・1通	え1548-9
覚(3月12日分折釘代12文他2件ノ176文に付) 鍛冶屋倉吉→八田嘉助様御内 灰色宿紙	辰7月	横切継紙・1通	え1548-10
覚(赤銅ひしゃく直し代64文他6件ノ14匁と162文受取) 筋屋北五郎→八田嘉右衛門様御内	辰7月	横切継紙・1通	え1548-11
覚(正月28日分本国織3匁3分他9件ノ13匁9分1厘に付) きくや音吉→御茶ノ間	辰7月	横切継紙・1通	え1548-12
覚(2月24日分白毛1匁2分他1件ノ1匁4分と24文に付) 筆屋文藏→八田嘉助様御内	辰7月	横切継紙・1通	え1548-13
覚(3月朔日分上白糶5枚500文他1件ノ1貫640文に付) 富田屋藤吉→八田嘉右衛門様御内	辰7月	横切紙・1通	え1548-14
覚(5月3日分針金32文に付) ふだや和兵衛→八田嘉助様御内	辰7月	横切紙・1通	え1548-15
覚(糶花170匁代2匁他6件ノ18匁4分に付) つる屋清八郎→八田嘉助様・御役人衆様	辰7月	横切継紙・1通	え1548-16
覚(3月4日分ふふき筒1匁他8件ノ11匁6分76文に付) 戸隠屋藤右衛門→八田嘉助様御内	辰7月	横切紙・1通	え1548-17
覚(抱花72文に付) ミノヤ与兵衛→八田嘉助様御内長崎源吾様	辰7月	横切継紙・1通	え1548-18
覚(5月5日分せんべい100文他1件ノ200文に付) 大坂屋才助→八田様御内御役人中様	辰7月	横切継紙・1通	え1548-19
覚(4月25日分石持386文に付) えとや新五郎→八田嘉右衛門様御内	辰7月	横切紙・1通	え1548-20
覚(裏打紙代1匁3分8厘他7件ノ19匁1分3厘御入用に付) 表具師重治→長崎源吾様	辰7月	横切継紙・1通	え1548-21
覚(正月27日分口金ぬりなおし40せん代100文他2件ノ135文に付) みのや八百吉→八田嘉助様御内	辰7月	横切紙・1通	え1548-22
覚(正月2日分はね2つ代12文他19件ノ1貫944文に付) 蔦や嘉吉→八田嘉助様御内	辰7月	横切継紙・1通	え1548-23
覚(正月15日分とうふ17丁代424文他16件ノ2貫文内54文引に付) 藤屋豆平→八田様御内御役人中様 灰色宿紙	辰7月	横切継紙・1通	え1548-24
覚(2月13日分2匁5厘他6件ノ22匁5厘203文に付) 玉川万吉→八田嘉助様御内長崎源吾様	辰7月	横切継紙・1通	え1548-25

内方 / 金銭穀物勘定請払 / 金銭払方

覚(正月20日分100文他4件×700文に付) 丸太屋安兵衛→八田様御茶之間	辰7月	横切継紙・1通	え1548-26
覚(15表代金1両2朱3匁1分7厘に付) 藤屋戸佐久→菊屋傳兵衛様	辰7月	横切継紙・1通	え1548-27
覚(5月17日分つりはり36文、同23日分24文に付) 江戸屋平七→八田嘉助様	辰7月	横切継紙・1通	え1548-28
覚(正月25日分米ときおけ代72文他9件×644文に付) 酒井屋平五郎→八田嘉助様	辰7月	横切継紙・1通	え1548-29
覚(2日3日より12日迄13人此内5人は酒店分、3月27日より4月朔日迄4人に付) 袋町清蔵→上		横切紙・1通	え1548-30
覚(2月2日分あふら鍋直し代136文に付) 鍋屋平右衛門→八田様御内	辰7月	横切紙・1通	え1548-31
覚(正月10日分わらじ5足60文他22件×1貫849文に付) 大沢や喜兵衛→八田様御役中	辰7月	横切継紙・1通	え1548-32
(金銭受取・請求関係書類綴)		綴/(え1549-1~8は一綴)・1綴	え1549
(袋)* (袋上書)「辰七月書出し入」		袋・1点	え1549-1
覚(寺尾村49人半人足他惣×金3両1分ト334文の内3両請取) 畔鞆兵蔵→八田嘉助様御内御役人様	辰7月13日	折紙・1通	え1549-2
覚(4匁5分25文他4件×7匁3分172文受取) 刺物屋惣三郎→菊屋傳兵衛様	辰7月	横切継紙・1通	え1549-3
覚(2月27日分竹1わ代378文受取) 吉井作兵衛→八田様御内	辰7月	横切紙・1通	え1549-4
覚(金1分2朱ト7分5厘受取) 柚工仙吉→いせ町八田様灰色宿紙	辰7月11日	横切継紙・1通	え1549-5
覚(戌御差引残35匁200文に付) 鍵屋伴之助→師岡源兵衛様御内	辰7月	横切継紙・1通	え1549-6
覚(予兵衛髪すり代1匁8分他1件×312文に付) 灰色宿紙		横切紙・1通	え1549-7
覚(清右衛門金2両他7人×11両3分給金御下ヶ金願いに付) 灰色宿紙	辰7月	横切継紙・1通	え1549-8
覚(弁天様持分瓦20坪5合金2両1分4匁7分5厘他×金7両1分243文、別紙書面明細の通り請取) 瓦師円右衛門(印)→八田嘉右衛門様御内嶺村吉兵衛様	文化6巳年11月	堅継紙・1通	え1641
(品物代金受取関係書類綴)		綴/(え1660-1~3は一綴)・1綴	え1660
(せった類品々地傘間屋三河屋ちらし并に蛇の目傘代8匁他×23匁5分受取) (摺)「芝神明前三嶋町三河や茂兵衛」	6月3日	堅切紙・1通	え1660-1
覚(藤倉男3足代712文他2点×1貫512文受取) 八幡や利八(印)→上	6月6日	横切継紙・1通	え1660-2
(駄賃348文他覚)		横切紙・1通	え1660-3
覚(江府本八丁堀中野左膳殿より飯田村惣兵衛への差送金12両受取) 高井郡大嶋村久兵衛(印)→松代八田嘉助殿	天保11子12月9日	堅切継紙・1通	え1741

(申~丑5ヶ年の御茶極上半丸、極揃半折代金メ金3歩2朱、昨丑年分計6か年代金5両1歩を日本橋西川岸万屋太兵衛方まで送金依頼) 河村宗順(印)→八田嘉助様	嘉永7寅年11月	堅紙・1通	え1747
(御茶極上半丸、極揃半折メ金3歩2朱、外に申~子5ヶ年分御茶料含め、計5両1歩請求書) 河村宗順(印)→八田嘉助様	嘉永6丑年8月	堅紙・1通	え1748

## 内方 / 金銭穀物勘定請払 / 普請

(家普請関係書類袋一括)		(え1365-2~11は袋一括)	え1365
(袋)* (袋上書)「文政三庚辰歳五月ヨリ台所春屋釜場浦之方引移台所建替座鋪外両戸仕附表之方二階棚仕附座鋪次天井張玄関取次式台門口長屋其外座鋪雪隠板塀等迄家内惣手入板之間迄不用之書類二候得共残置申候、大工棟梁瀬左衛門座鋪玄関之方台所之方越後国市振文七寅蔵門口瀬左衛門七右衛門長屋之方新田河合村仁兵衛右時節懸り合六右衛門無滞已三月迄皆出来ニ相成申候」		袋・1点	え1365-1
(玄関図面)		38.4×79.4・1枚	え1365-2
(柱図面)		25.6×32.3・1枚	え1365-3
(軒図面)		38.3×27.9/(え1365-5を巻込)・1枚	え1365-4
(西側惣間数17間3尺にて「猿病」等割り振り図)		24.5×30.8/(え1365-4に巻込)・1枚	え1365-5
(引き戸図面)		24.8×30.0・1枚	え1365-6
(雪隠他平面図)		28.0×39.7・1枚	え1365-7
覚(部材書上) 大工文七	辰5月吉日	横長半/(え1365-8~11は巻込)・1冊	え1365-8
杉木附立帳(1番5尺廻り杉木1両2朱他メ51本代金31両3分、杉木代金書上)		横長半・1冊	え1365-9
覚(左御土蔵土台45角1丁代銀4匁5分他部材代金メ銀267匁3分7厘5毛銭500文等普請代金書上) 大工七右衛門→菊屋六右衛門様	8月	横長半・1冊	え1365-10
覚(部材書上)		横長半・1冊	え1365-11
(瓦代金関係書類綴)		/(え1593-1~4は一綴)・1綴	え1593
(南の方かんき葺直し瓦メ114枚他メ代銀118匁8分請取) 瓦師円右衛門(印)→岸村吉兵衛様	巳11月	横切継紙・1通	え1593-1
(鏡屋町分かし町瓦代64匁他代金書上) 円右衛門→吉兵衛様	巳7月	横切紙・1通	え1593-2
(弁才天様御宮分五寸足瓦、角瓦6枚他1153枚の内代金2両1分ト銀4匁7分5厘代金書上) 瓦師→吉兵衛様	巳5月	横切継紙・1通	え1593-3
(木町西の方2間2尺5寸、角瓦2枚他メ156枚他瓦代金書上) 円右衛門(印)→吉兵衛様	巳7月	横切継紙・1通	え1593-4

内方 / 賄 / 諸品請払

(雑書類綴)		綴/(え1505-1 ~20は一綴)・1 綴	え1505
(袋) *「品々書類入」		袋・1点	え1505-1
(書状、御祝儀の献上物省略に付) 西沢軍治	4月15日	横切紙・1通	え1505-2
覚(おり酒2石等書上)	4月22日	横切紙・1通	え1505-3
「左五六一男九四八…」		横切継紙・1通	え1505-4
(夜飯等献立書上) *法事カ		折紙・1通	え1505-5
覚(鳥居入料・中条神主へ初尾料等金1分700文書上) 灰色宿紙		横切紙・1通	え1505-6
(炭代60俵代4両2分2朱460文等書上)		折紙・1通	え1505-7
(生姜漬代等25匁請求) 横町店→いせ町御茶之間	6月11日	横切紙・1通	え1505-8
覚(神事に付昼賄金錢書上) 御町御同心小林甚蔵・中村 周作・田中彦左衛門・鬮方御同心小嶋幾五郎・介添周兵衛		横切紙・1通	え1505-9
覚(白砂糖代金1分受取) 藤や忠左衛門(印「藤忠」)→八田 様御使様	卯2月27日	横切紙・1通	え1505-10
覚(石塔代金1両2朱1匁5分等ノ金1両2朱6匁5分受取) 石工政四郎→八田様御内 灰色宿紙	卯5月27日	横切紙・1通	え1505-11
覚(白米11石6斗・糶1石1斗代等代金差引書上) 酒店	卯11月7日	横切継紙・1通	え1505-12
覚(塩6匁代受取) 久米蔵→栄八様	12月10日	横切継紙・1通	え1505-13
覚(小本5冊代等2匁4分481文受取) 菊屋寅吉→上	11月16日	横切継紙・1通	え1505-14
覚(油子代差引ノ3歩2朱ト450文受取) 油屋秀吉(印) →八田様御茶之間	4月26日	横切継紙・1通	え1505-15
覚(9月9日ゆつり葉代5匁2分他ノ25匁4分5厘書上に 付) 菊屋傳右衛門→御上屋敷様	とらの極月	横切継紙・1通	え1505-16
覚(御下ケ金として金28両2分2匁受取) 小船山村幸吉 →八田嘉助様御内 灰色宿紙	天保14卯年8月	横切継紙・1通	え1505-17
(書状、明七日詩経に付光来願いたきに付) 春喜久→ 八田御兄弟様	6日	横切継紙・1通	え1505-18
(書状、祢津公罷出でに付光来願) 友喜頓首拜→孫太郎 様	6日	横切紙・1通	え1505-19
(馬名と乗手名書上)		横切継紙・1通	え1505-20
(米穀調書関係書類綴)		綴/(え1582-1 ~8は一綴)・1 綴	え1582
(18石4斗8升他石高及び金錢書上)		横切紙・1通	え1582-1
(証文認に付押印の上返信願) (八田)喜兵衛→(八田)嘉 助様	7月22日	横切継紙・1通	え1582-2
(俵数書上)	11月2日	横切紙・1通	え1582-3

(米穀塩味ソ薪貯えの儀は日用心配、それぞれ手当付置申すべき処、近来高値故怠けに相成り、既に此節高値に相成り差支等の時節、右等弁え肝要に付)	2月	横切紙・1通	え1582-4
覚(極御内々米御蔵入の儀変約に付) * え1582-7の下書カ 灰色宿紙	年号月	横切継紙・1通	え1582-5
(包紙) * (包紙上書)「天保四巳年七月中御扶持方森山藤助殿継合間違之儀ニ付無余儀同氏喜兵衛を以被相頼頂戴御物成之内玄米拾八石四斗八升封金預り貸米致候処同年十月右森山氏御扶持米一件ニ付御伺被仰付御役御免ニ被相成候付預り金ニ而取切ニ致候右貸米之印書苞通」		包紙・1点	え1582-6
覚(極御内々米御蔵入の儀変約に付引当金25両受取) 八田嘉右衛門→森山藤助殿	天保4巳年7月	堅紙・1通	え1582-7
覚(玄米18石4斗8升借用受取) 森山藤助(印)→八田嘉右衛門殿	天保4巳年7月	堅継紙・1通	え1582-8
(半切48枚、3尺8本、右ハ直分)		横切紙・1通	え1699

## 内方 / 儀礼 / 献上・寄付

次之方 御屏風之積(屏風見積)	未ノ10月	半・1冊	え1468
中仕立之分 御屏風之積(屏風見積)	未ノ10月	半・1冊	え1469
上々仕立之分 御屏風之積(屏風見積)	未ノ10月	半・1冊	え1470
(大手番所金屏風献上関係書類綴)		綴/(え1471-1~3は一綴)・1綴	え1471
(波金屏風六枚折1双他メ7双片々書上) * (端裏貼紙)「樋口庄司江申談候処差出候書付御極可相成方 鹿野外守」 下札あり		横切継紙・1通	え1471-1
覚(上々仕立六枚折御金屏風1双代53両3分2朱他メ金148両余見積)		横切継紙・1通	え1471-2
①御内沙汰書取(大手御番所御用金屏風献上、金箔置方手抜等なきよう詮議御内沙汰書)、②覚(金屏風下地等差図書) * (貼紙)「樋口庄司江申談候処差出候書付 鹿野外守」、③(波金屏風六枚折1双他メ7双片々書上) * (貼紙)「樋口庄司江申談候処差出候御極可相成方 鹿野外守」、④(面番上ノ間寸法書付) * (貼紙)「樋口庄司江申談候処此書綿差出候 鹿野外守」、⑤(大手御番所絵図面2枚他関係書類書上) ①高山内蔵之進、②橋詰専吉 下札あり	①8月26日	横切継紙・1通	え1471-3
(大手御番所金屏風献上関係書類一括)		(え1272-1~3封筒一括)	え1472
大手御番所平日御屏風建込絵図面 * (端裏貼紙)「樋口庄司江申談候処此絵図ニ而申聞候 鹿野外守」		38.7×55.8・1鋪	え1472-1
中仕切之所寸法		帯・1点(2枚)	え1472-2
中仕切戸式本建之処寸法		帯・1点(2枚)	え1472-3
大手御番所御成之節御屏風建込絵図面 * (貼紙)「樋口庄司江申談候処此絵図ニ而申聞候 鹿野外守」		38.2×55.7・1鋪	え1473
請取申金子証文之事(金60両末女縁組により御助力)	文政4巳年5月	堅紙・1通	え1602

内方 / 儀礼 / 献上・寄付

元金受取) * (端裏貼紙)「金六拾兩文政四巳六月廿二日追々取替金一紙証文ニ相成受取申候追々書訳小切手送進可申事」 八田競(印)→八田嘉右衛門殿			
(座本岩都屋敷代金寄付関係書類一括)		(え1628-2~3は包紙一括)	え1628
(包紙) * (包紙上書)「文政八乙酉年九月廿九日座本岩都屋敷代金拾兩致寄附遣候証文旧来長谷川善兵衛殿御取懸ニ而岩都城房兩人罷越受取申候、右ニ付長谷川氏石倉氏段々厄介ニ罷越候付右為挨拶十月朔日罷越以來如何様手重之吉凶有之候共二十区限り余者致省略遣可申事」	文政8乙酉年	包紙・1点	え1628-1
覚(仲間弁才天守護屋敷地并に御除地のため岩一屋敷地を拝領の処、今度惣座中へ寄附に付、地代金として金10兩受取) 竹山同心町座元岩一・中町加判城房→八田嘉右衛門様御内	文政8年酉9月	縦継紙・1通	え1628-2
(書状、座本岩都願出一件は不容易の処、岩都は八田氏方より以來吉凶事等願いがましく申す心得はなき旨を申聞に付) 源五左衛門→(長谷川)善兵衛様内用	(文政8年)8月15日	横切継紙・1通	え1628-3
口上覚(持地内安置の金比羅堂零落、今度角力興行にて祝儀を修復料に充てたく、承知願) 新御安口正覚院(印)・合地彦弥(印)・組合徳治(印)・同興右衛門(貼紙)「御用ニ付他出仕、印形無御座候」、(奥印)大林寺役僧(印)→伊勢町傳兵衛殿 下札あり	天保11子年10月	縦継紙・1通	え1700
覚(御祝儀200文受取) 桑名御用達銭屋又左衛門(印「桑名船場ぜにや」)→信州松代八田嘉右衛門様	申正月18日	縦切紙・1通	え1723
(長野警察署松代分署建築費寄付賞関係書類一括)		(え1749-2~4は包紙一括)	え1749
(包紙) * (包紙上書)「松代警察署新築費之内へ上金賞書 御書付 二通 明治十九年十月廿八日」		包紙・1点	え1749-1
(長野警察署松代分署新築費金30円寄付に付木杯1個下賜状) 長野県令従五位勲四等木梨精一郎(印「長野県会木梨精一郎印」)→長野県信濃国埴科郡松代町八田知道	明治19年3月30日	縦紙・1通	え1749-2
(長野警察署松代分署新築費金1円寄付に付賞状) 長野県令従五位勲四等木梨精一郎(印「長野県会木梨精一郎印」)→長野県信濃国埴科郡松代町豊田傳兵衛	明治19年3月30日	縦紙・1通	え1749-3
(墨書)「八田知道」		横切紙・1通	え1749-4

内方 / 儀礼 / 離縁

(鐵治郎離縁関係書状綴)		綴/(え1368-1~9は一綴)・1綴	え1368
(袋) * (袋上書)「嘉永七甲寅年四月 鐵次郎離縁一条ニ付専用書類入」 茶色野紙・9行	嘉永7甲寅年4月	袋・1点	え1368-1
(書状、仲人源兵衛当地に在り、離縁なるとも相談の旨) 市兵衛	9月11日	横切継紙・1通	え1368-2
(書状、鐵治郎不身持募る様子、慎蔵方に通達あり当方・貴所様心配にて相談の処、長々引籠り難渋の病にて老母手放しかね、出府も不參にて延引となり、改心もなくは国元へ差戻しの旨、離縁勘当と申し、佐久間様・貴家様へ懇意もあり、離縁の儀掛合御願)		横切継紙・1通	え1368-3



(書状、年始祝詞) 松屋店久蔵・清八→菊屋市兵衛様人々御中	正月22日	折紙・1通	え1368-4
(書状、近日鐵治郎様引渡にて小間物・奉公人万端、委細当人様より書状あり、奥へ宜敷申上げるべき旨) 源兵衛	21日	横切継紙・1通	え1368-5
(書状、鐵治郎儀追々家風も承知に付、幼年の名前先月4日吉辰を選び、町内・代官へ披露致し秀次郎と改め等に付) 松屋新兵衛→菊屋市兵衛様	12月3日	横切継紙・1通	え1368-6
(書状、伴鐵治郎儀追々家風も承知、幼年の名前先月4日吉辰を選び、代官・町内へ披露し、秀次郎と改め、息女様へ差上げに付、まずは寒中御見舞) 松村新兵衛→八(八田)慎蔵様	12月3日	横切継紙・1通	え1368-7
極内々(当人様の為に宜しからず儀にて心得至極、書状にても面談にても至極の儀一応源兵衛へ申聞かせ、今日内談の儀、内々御心得の儀に付) 内々より	20日	横切継紙・1通	え1368-8
(書状、鐵治郎様引移り後御機嫌良く親子仲睦まじく、近日見世も引受の儀御尊慮にて目出度き旨) 久寿田源兵衛→八田様御奥御披露	9月21日	横切継紙・1通	え1368-9
(義三郎妻離縁関係書類綴)		綴/(え1410-1~14は一綴)・1綴	え1410
嘉永5壬子年11月 離縁一條之書類 茶色罫紙・12行		堅切紙・1通	え1410-1
(書状、下屋敷の儀いずれ親類共にて立入申さねば片付け相成らずに付猶予并に厄介願) *(端裏書) 「十一月廿日高井迄印遣し候手簡下案」		横切紙・1通	え1410-2
(亀吉殿とりなし書面にも認め委細承知の旨)		横切紙・1通	え1410-3
(書状、義三郎妻離縁に付荷物御返し御頼みの条、御聞置願) (八田)慎蔵→(高井)善左衛門様	12月7日	横切継紙・1通	え1410-4
(書状、工藤太沖中々聞き入れず扱なく8日迄に延引に及ぶとも最早片付け下さる様願) (高井)善左衛門→八(八田)慎蔵様	12月3日	横切継紙・1通	え1410-5
(書状、下屋敷一条に付先達で差上げの帳面御見せ下され、委細承知にて今日明日の内工藤氏方へ相談の旨) (高井)善左衛門→八(八田)慎蔵様	12月7日	横切継紙・1通	え1410-6
(書状、亀吉より口達もあり、9月1日同人工藤太沖方へ掛合、息女長く預けたき旨演説するも預り出来かねるとし、世に例無きに付離縁下されたく、離縁状・引越荷物・雑具残らず御返し下さる様願、伺いに付返答願) (高井)善左衛門→八田慎蔵様	9月13日	横切継紙・1通	え1410-7
(書状、昨日使者を以て太沖より申す趣は先日書状差遣わずに返答無く、松代表に出返答致すべき処、今日同居の又十郎御用にて罷出に付、工藤方へ何と返事致すべきか指図願) 改名善太左衛門→八(八田)慎蔵様	4月25日	横切継紙・1通	え1410-8
(書状、工藤太沖帰国に付、私方へ差し向く旨書状遣わずにて熟覧の上御返事下されたく并に手形も私預りにて差上げる旨) (高井)善左衛門→八(八田)慎蔵様	4月15日	横切継紙・1通	え1410-9
(書状、離縁に付まず仲人御勘考下され、祖父嘉右衛門様存命中本家工藤周助へも御挨拶あり、舅父辰三郎様も病中御見送り致し、嘉助様より里方御預	4月10日	横切継紙・1通	え1410-10

内方 / 儀礼 / 離縁

けの書面、離縁の趣、縁女持参の品差支えと申す儀、5両2分100文の手形は差替え、本家へ掛りの事一応慎蔵様へ達し、手切りの御挨拶とも思い申入れの旨) 工藤太沖→高井善左衛門様下			
口上(申し来る旨御賢察願) 高井(善左衛門)拜→八田様	6月25日	横切紙・1通	え1410-11
(書状、旧冬御調べの通り5両2分100文未だ八田より御渡下さらず迷惑、自身罷出、八田義三郎・慎蔵両家へ掛合滞りの趣意決意致し、離縁に付荷物差滞りの趣意にて一切承服なり兼ね、書面1通八田慎蔵殿方へ届け当月中掛合の旨) 工藤太沖→高井善左衛門様玉床下	6月14日	横切継紙・1通	え1410-12
(書状、離縁に付縁女荷物返却の内、貸受品5両2分100文貸受にて、受取書高井善左衛門殿へ達し返却申し入れの処、今以て滞りに付、高井氏同道にて掛合したく承知下さるべく、縁女は義三郎殿へ遣わし諸賄いは嘉助様・辰三郎様より書類を以て本家へ掛合の旨) 工藤太沖→八田慎蔵様玉床下	6月14日	横切紙・1通	え1410-13
(書状、義三郎妻離縁に付荷物御返しの処、貸受の品滞りにて、上田へ訴え仲人同道にて掛合、理解有りに付当月の内太沖方挨拶方々松代役場へ掛合、仲人のことに付落着願) (八田)慎蔵→(高井)善左衛門様		横長半・1冊	え1410-14
(おふさ離縁関係書類綴)		綴/(え1482-1~21は一綴)・1綴	え1482
(袋) *(袋上書)「海野一件入」		袋・1点	え1482-1
(問い合せの趣意、傳兵衛出張等あり、勝手次第引取にて、傳兵衛へ掛合に及び委細挨拶罷出る旨傳兵衛へ申達し、この方より問合せの旨)	11月	横切継紙・1通	え1482-2
(おふさ離縁の儀兩人相談の縁談にて松代皆々様相談の上早々兩人引受下さるよう願) *(端裏書)「答之写」 傳兵衛	11月21日	横切継紙・1通	え1482-3
(温山殿へ掛合の処、先日傳兵衛殿・傳左衛門殿出向にて熟談し、おふさ殿納得、離縁承知の旨)		横切継紙・1通	え1482-4
口上文書取(おふさ殿不縁一条に付離縁迷惑の儀なれども不縁致し方無く、この段傳左衛門殿へ申し願) *(端裏書)「案詞」 破損甚大	12月	横切継紙・1通	え1482-5
(温山様へ離縁取計い下さる趣、子供も多く傳左衛門より銭別50金・1人扶持下さらねばおふさ不承知にて、傳左衛門へ申入れ下さる様願) →上		横切継紙・1通	え1482-6
(書状、おふさ離縁の儀、荷物は今晚私方へ引取、貴殿様も仲人のことにて何卒御会い下さる様願) 傳兵衛→八田嘉右衛門様人々御中	12月10日	横切継紙・1通	え1482-7
(書状、傳左衛門よりおふさ殿不縁に付、離縁の儀私方より同苗方へ申入れ、双方熟談にて取片付けの旨) *(端裏書)「十一月六日昼時藤田温山殿江飛脚を以申越候案書状」	11月日	横切継紙・1通	え1482-8
(書状、おふさ殿離縁の儀、余りなきことにて傳左衛門・傳兵衛・樹一郎罷越し、熟談にて私も承知し、おふさ殿へも仰聞かせ、早速離縁取計い承知の旨) 藤田隠山→八田嘉右衛門様	11月17日	横切継紙・1通	え1482-9
(おふさ離縁の儀兩人熟談の上松代皆々様へも御咄	11月21日	横切継紙・1通	え1482-10

し、兩人引受下さりたく、私方も長々致し方迷惑にて、早速御聞濟願) * (端裏書)「御答 傳兵衛殿より挨拶之書取返却致候写」 傳兵衛			
(書状、傳兵衛書取一覽致し同苗へも廻し、傳兵衛長々出張迷惑の由にて引取に出向たく、早速離縁承知の旨) (八田)嘉右衛門→樹一郎様	11月	横切継紙・1通	え1482-11
(書状、おふさ殿離縁の儀、余りなきことにて傳左衛門・傳兵衛・樹一郎罷越し、熟談にて私も承知し、おふさ殿へも仰聞かせ、早速離縁取計らうよう承知の旨) 藤田温山→八田嘉右衛門様	12月17日	横切継紙・1通	え1482-12
(書状、御心配の回覧離縁一条同苗へ申入れ、傳兵衛殿へ挨拶の旨、心配下さるに付御知らせ) * (端裏書)「海野一条 離縁承知之旨傳兵衛殿江及挨拶二付綿内江為御知之案文」 御名→樹一郎様	11月15日	横切継紙・1通	え1482-13
(書状、おふさ不縁にて傳兵衛より傳左衛門へ申入れにて、成沢甚五兵衛方へ貰いたく申入れども見合せ、私よりは諸事御承知下さる様願) (藤田)温山→書齋様玉床下(八田嘉右衛門)	霜月8日	横切継紙・1通	え1482-14
(おふさ申すには事実と違う由にても傳兵衛おふさに参会し、不縁に付離縁の儀承知致す様申すにて事実と受ず、離縁承知の御挨拶御助け願) 陽之助→嘉右衛門様御用	12月13日	横切継紙・1通	え1482-15
(書状、おふさ余りの御厄介になり弥離縁致す儀、同人取計らわず聞済し難く、御纏りの旨) 八田慶助→石和志摩様	11月17日	折紙・1通	え1482-16
(傳兵衛挨拶無く、挨拶如何すべきかに付) 喜兵衛→(八田)嘉助様	25日	横切紙・1通	え1482-17
(書状、傳兵衛へ挨拶の書取拜見仰付けられ痛み入り、御心配の処、無是非次第の旨報知) 桜兆拜具→奉復書齋様足下	17日	横切継紙・1通	え1482-18
(書状、宮津勝三内儀不縁にて二宮家・宮津家心配の処挨拶に達し、工藤氏返事の旨) も一郎→(八田)嘉右衛門様	極月6日	横切継紙・1通	え1482-19
口上書(右一条如何御届けか伺いにて御台所まで参った処、御二人様御留守にて罷帰り、何卒御様子伺い度旨) 工藤傳兵衛→八田嘉右衛門様尊下	12月13日	横切紙・1通	え1482-20
(書状、傳左衛門殿よりおふさ殿不縁に付離別、兩人詮議にて納得、傳兵衛殿同伴にて御挨拶の処、私へ離別承知の挨拶不審にて、行違訳柄に付様子委細報知願) * (端裏書)「十一月六日藤田温山左迄差越候書状下案」	11月16日	横切継紙・1通	え1482-21
(鉄治郎離縁一件関係書類綴)		綴/(え1531-1~7は一綴)・1綴	え1531
(袋) * (袋上書)「嘉永七甲寅年江戸鉄治郎離縁一条之書類入 二袋之内」	嘉永7甲寅年	袋・1点	え1531-1
(勘当を含めざれば両親始め当人も納得せざる等に付) * 端裏書「○印」/「副状二 玉碎」あり 鉄治郎→(岡野)陽之助様 貼紙あり・1日2匁ずつ御渡し等陽之助よりの返答・貼紙灰色宿紙	6月7日	横長半・1冊	え1531-2
(書状、鉄治郎儀段々厄介になり評議にて先ず一通り勘弁にて、その後小林も世話致し、同人并に十八屋	8月28日	豎・1冊	え1531-3

内方 / 儀礼 / 離縁

談じ、15金遣し一札取申せども不足等申し、問答の上25金にて相談の旨) (岡野)陽之助→(松木)東様			
(市兵衛へ懸合の次第、親子の情にて返事のこと、また母の疑いを取替えねば心持ち悪く、御容赦下さる様貴殿へ御繰合せ下されたき旨) *端裏書「○印之後参候状」 犀十八屋→岡野陽之助様御取次中	12日	横切継紙・1通	え1531-4
(竹村等の理論にて迷惑とのこと残念だが、自身としては是非とも財産を計り、300両くらい有れば商売の元手に致す旨、国元に帰れども尊君隠密にて宜敷下さる旨) * (端裏書)「六月廿日付 □印」 鉄治郎→(岡野)陽之助様 薄萌葱色宿紙	20日	横切継紙・1冊	え1531-5
(愈世間吹聴致し見苦しき趣にて金子の義は少々都合下されたく、昨日源兵衛宅へ参り喜兵衛立腹致し十八屋も迷惑の様子にて、離別致すべき処、拙者手段何卒取成し願) * (端裏書)「六月廿日付 □印一同参り候状」	20日	横切継紙・1通	え1531-6
一之巻(書状、鉄治郎一件に付大概書) * 下書 (岡野)陽之助→(八田)慎蔵様	6月30日	横切継紙・1冊	え1531-7

内方 / 儀礼 / 葬儀・法事

(八田孫左衛門死去関係書類袋一括)			え1427
(袋) * (袋上書)「享和二戌三月 御為知帳」/(反故紙使用)		袋・1点	え1427-1
(享和2年戌4月24日八田長左衛門死去に付、各人へ差し出すべき口上覚) * (端裏書)「大々用書」/下書 八田孫左衛門	9月10日	横切継紙/(え1427-2~12は袋一括)・1通	え1427-2
(八田孫左衛門死去御焼香関係書類綴)		綴・1綴	え1427-3
口上覚(この程は御焼香、霊前へ御茶1袋下され有難き旨) 八田嘉右衛門→宗眼寺様	正月14日	横切紙/(え1427-3-1~3は一綴)・1通	え1427-3-1
口上覚(八田孫左衛門死去に付早速御尋ね下され、霊前へ御茶2袋・御酒下され幸せにて、菓子1箱呈上) 八田嘉右衛門→神宮寺様	正月14日	横切紙・1通	え1427-3-2
(書状、来る6日夕より7日朝まで初七日法会にて御焼香下さる処、御祝式中にて差控え下され、追って御来光下さるよう申上に付)	月日	横切紙・1通	え1427-3-3
(孫左衛門(以親)死去関係書類綴)	(享和3年)	綴/(え1427-4-1~3は一綴)・1綴	え1427-4
死去為御知(勝亦五郎兵衛他名面書)		横切継紙・1通	え1427-4-1
為知文言(今般給人格下され小役人末席に仰付けの旨報知)		横長半・1冊	え1427-4-2
(伊東様・寺内様・富永様済他名面書) * 2月9日付八田嘉右衛門知義→菅沼九左衛門様宛書状の紙背使用		横長半・1冊	え1427-4-3
嘉右衛門家督之節為御知 口上覚(亡父孫左衛門願の通り家督相違なき旨報知) * 下書 貼紙あり		横長半・1冊	え1427-5

(孫左衛門死去に付御礼状他家督相続関係書類綴)		綴/(え1427-6-1~10は一綴)・1綴	え1427-6
(書状、孫左衛門死去の節は早速御悔として霊前へ一品下され、忌明けに付御礼) * 墨消 八田嘉右衛門→布施五明村宇都宮弥治兵衛様	閏正月23日	横切紙・1通	え1427-6-1
(書状、孫左衛門死去の節は御尋下さり、忌明けに付御礼) * 墨消 八田嘉右衛門→丸山岩右衛門様人々御中	閏正月22日	横切紙・1通	え1427-6-2
(書状、孫左衛門死去の節は御悔として御尋ね下さり、忌明けに付御礼) 八田嘉右衛門→堀田覚兵衛様参人々御中	閏正月22日	横切紙・1通	え1427-6-3
(書状、孫左衛門死去の節青物下され、忌明けに付御礼) →内村惣兵衛様		横切紙・1通	え1427-6-4
(書状、孫左衛門死去の節青物下され、忌明けに付御礼、柿崎幸吉殿他名面書あり)	閏正月23日	横切紙・1通	え1427-6-5
(書状、孫左衛門死去の節御悔御尋下さり忝なく、忌明けに付御礼) * 墨消 →柿崎平九郎様	閏正月23日	横切紙・1通	え1427-6-6
(書状、孫左衛門死去の節、御尋下さり青物下さり、忌明けに付御礼) →武田角兵衛様・武田新右衛門様人々御中	閏正月23日	横切紙・1通	え1427-6-7
(書状、孫左衛門死去の節、御悔として御尋下さり青物下さり、忌明けに付御礼) →岡川		横切紙・1通	え1427-6-8
(書状、今般給人申付けらるるに付報知) * 墨消 八田孫左衛門以親(花押)→赤沢嘉治摩様人々御中	12月25日	横切紙・1通	え1427-6-9
(書状、孫左衛門死去の節は霊前へ兩種下さり、忌明けに付御礼) * 墨消/(裏書)「孫左衛門死去に付使僧御焼香の御礼状下」 八田嘉右衛門知義(花押)→赤沢嘉司馬様人々御中	閏正月23日	横切紙・1通	え1427-6-10
(書状、孫左衛門死去の節御挨拶下され霊前へ御参り下さり、忌明けに付御礼) (八田)知義(花押)→良性院様		横切紙・1通	え1427-7
(会葬礼宛名別文案)	(亥)12月25日	横長半・1冊	え1427-8
口上覚(孫左衛門不幸の節霊前へ御煎茶2袋下され、これにより菓子1箱呈上) 八田嘉右衛門→神宮寺様侍者御中	正月何日	横切紙・1通	え1427-9
(亡父孫左衛門願に付家督相続にて給人格御勝手御用向任命関係書類綴)		綴/(え1427-10-1~4は一綴)・1綴	え1427-10
江戸状 口上覚(亡父孫左衛門願の通家督相違なく下され、給人格御勝手御用向御用役被仰付の旨報知) 八田嘉右衛門→菅沼九左衛門様参人々御中	2月9日	横切紙・1通	え1427-10-1
口上覚(亡父孫左衛門預置き家督相違なく、給人格御勝手御用向被仰付旨報知) 八田嘉右衛門→綿貫五郎兵衛様	2月9日	横切紙・1通	え1427-10-2
(書状、亡父孫左衛門願の通り家督相違、給人格御勝手御用向被仰付旨報知) 書判	2月9日	横切紙・1通	え1427-10-3
江戸(書状、亡父孫左衛門～報知) * 下書 →望河殿・矢沢帯刀様		横切紙・1通	え1427-10-4

内方 / 儀礼 / 葬儀・法事

(家督御礼申上関係書類綴)		綴/(え1427-11-1~3は一綴)・1綴	え1427-11
二月家督御礼申上(町方、勘定吟味方等へ家督相続の旨口上書) * 下書		横長半・1冊	え1427-11-1
(書状、家督御礼報知) * (端裏書)「江戸行」 八田嘉右衛門書判→菅沼九左衛門様参人々御中	2月15日	横切紙・1通	え1427-11-2
(書状、家督御礼報知) * 下書 書判→一喜六様	月日	横切紙・1通	え1427-11-3
(孫左衛門病氣にて死去報知関係書類綴)		綴/(え1427-12-1~4は一綴)・1綴	え1427-12
御差立方様口上覚(孫左衛門病氣にて養生叶わず死去報知) * 下書 八田嘉右衛門	正月2日	横切継紙・1通	え1427-12-1
(書状、孫左衛門病氣用状叶わず死去報知) * 下書 八田嘉右衛門書判→片名何たれ様	月日	横切紙・1通	え1427-12-2
右御目付迄(八田嘉右衛門御礼にて目付以下給人格・小頭衆等へ使者遣わす旨) * 下書 貼紙あり		折紙・1通	え1427-12-3
(書状、孫左衛門病氣養生叶わず死去報知) * 下書 名書判→片苗御用席様		横切紙・1通	え1427-12-4
(玄曠院(知則)御葬式御法事関係書類綴)		綴/(え1429-1~27は一綴)・1綴	え1429
(袋) * (袋上書)「玄曠院様御葬式御法事諸事一件之書類入 嘉永四辛亥年十一月」	嘉永4亥年11月	袋・1点	え1429-1
(書状、過日追悼、此品不礼ながら御供下され度) (山寺)源大夫→(八田)慎蔵様	霜月28日	横切継紙・1通	え1429-2
(恩田頼母様御供他参列者人名書上)		横長半・1冊	え1429-3
(玄曠院様仰せの趣にて御遺品御投恵謝辞) (竹村)金吾→(八田)慎蔵様	正月8日	横切継紙・1通	え1429-4
(御卒様仰遣わし御品恵投謝辞)	正月 9日	横切継紙・1通	え1429-5
(書状、玄曠院より仰遣わされの趣贈品如何とも痛み入り、誠に落涙拝受) * (端裏書)「拝復」 信龍	正月10日	横切継紙・1通	え1429-6
口上覚(父嘉助病氣にて死去、八田嘉兵衛御届け忌服日数報知) 八田慎蔵→山寺源大夫様	11月24日	折紙・1通	え1429-7
(50日八田慎蔵他忌服日数人名書上) 貼紙あり		横切継紙・1通	え1429-8
(鎌原石見様他御礼28日喜兵衛名代勤め人名書上)		横切紙・1通	え1429-9
口上覚(私今年45歳になり、去西9月中より持病痼痛にて養生の処、当月中旬より風邪にて疲労相増し快気仕り難く、伴慎蔵当年23歳になり、私宛行の切米等下されたく、家督願) * 下書 八田嘉助印→竹村金吾殿・菅沼九兵衛殿・山寺源大夫殿・長谷川源次殿	11月24日	横切継紙・1通	え1429-10
(悟達院様仰せ置きの由にて見事の双幅恵投謝辞) (竹村)金吾→(八田)嘉助様 御請	正月19日	横切継紙・1通	え1429-11
(書状、御追悼の義、御見舞い申したき処、新年来当番にて取紛れ、殊に眼病煩い他行見合わせ御仁宥願) * (端裏書)「拝復」 信龍	正月17日	横切継紙・1通	え1429-12

(書状、先日の御礼未だ罷出られず本意に背き、此品 鹿末ながら御供願い) (山寺)源大夫→(八田)嘉助様	正月28日	横切継紙・1通	え 1429-13
(村田覚兵衛様・御奥様・三沢刑部丞様・御新造様他人 名書上)		横切継紙・1通	え 1429-14
(11月25日御礼、慎蔵他人名書上)		横切紙・1通	え 1429-15
(24日御沐浴懸り、市兵衛他人名書上)		横切紙・1通	え 1429-16
(大日向正司様他人名書上) * (端裏書)「要用書付」		横切継紙・1通	え 1429-17
(書状、玄曠院法事にて御焼香の上御供物下されに付 礼状) * 下書 (八田)慎蔵拜		横切継紙・1通	え 1429-18
(11月24日の沐浴案内、水井忠治様他人名書上)		横切紙・1通	え 1429-19
(野布施・御布施・衣服代・道具代金書上)		横切紙・1通	え 1429-20
覚(御布施金200匹他百ヶ日御法事御施物受取) 浄福 寺納所→八田慎蔵様御内瀧澤藤五郎様	閏2月3日	横切紙・1通	え 1429-21
覚(御香奠八田喜兵衛様他確かに請取) 浄福寺納所→ 八田慎蔵様御内瀧澤藤五郎様	11月29日	横切継紙・1通	え 1429-22
覚(御布施金他五七日御布施御供物料受取) 浄福寺納 所→八田慎蔵様御内瀧澤藤五郎様	12月26日	横切紙・1通	え 1429-23
覚(野御布施他金銭受取) 浄福寺納所→八田慎蔵様御内 瀧澤藤五郎様	11月29日	横切継紙・1通	え 1429-24
覚(御香奠八田競様他香奠受取献備に付) 浄福寺納所 →八田慎蔵様御内瀧澤藤五郎様 灰色宿紙	正月13日	横切継紙・1通	え 1429-25
覚(御布施金他金銭受取) 浄福寺納所→八田慎蔵様御内 瀧澤藤五郎様 灰色宿紙	正月13日	横切継紙・1通	え 1429-26
忌掛(50日八田慎蔵他日数人名書上)	11月24日	横切継紙・1通	え 1429-27
(玄曠院(知則)法事関係書類綴)		綴/(え1430-1 ~5は一綴)・1 綴	え 1430
玄曠院様御初七日御法事御執行ニ付御備物(長いも 他供物書上)	嘉永4亥年11月28日夕 ~29日朝	横長半・1冊	え 1430-1
玄曠院様御七々日御法事執行ニ付取調帳(寄附者他 取調書上)	嘉永5子年正月12日~ 13日朝	横長半・1冊	え 1430-2
玄曠院様四十九日 御饅配り調(村別人名書上)	嘉永5子年正月12日	横長半・1冊	え 1430-3
不幸返礼調(返礼に付町別人名書上)		横長半・1冊	え 1430-4
玄曠院様御遺物配当調(遺物及び人名書上)		横長半・1冊	え 1430-5
(八田知徳死去葬式関係書類綴)	(明治9年3月)	綴/(え1459-1 ~16は一綴)・1 綴	え 1459
(2朱他ノ9両3分2朱余金銭書上)	(明治9年3月)	折紙・1通	え 1459-1
記(野御布施代100疋他受納書) 浄福寺→八田知道 様	(明治9年)3月23日	横切継紙・1通	え 1459-2
(山越・徳田他19名名面書) 八田知道	(明治9年3月)	横切紙・1通	え 1459-3
(大根卸・揚豆腐等3月19日昼献立)	(明治9年3月)	横切紙・1通	え 1459-4

内方 / 儀礼 / 葬儀・法事

(徳田二郎左衛門他15名名面書)	(明治9年3月)	横切紙・1通	え1459-5
(片羽山越一様他14名名面書)	(明治9年3月)	横切継紙・1通	え1459-6
(書状、鉄次郎様死去御悔状) 伊藤源太郎→八田知道様 青色罫入	(明治9年)3月19日	横切紙・1通	え1459-7
(鍛冶町伊兵衛他44名名面書)	(明治9年3月)	折紙・1通	え1459-8
死去御届(八田知徳病死下書) 右(第十三大区四小区松 代伊勢町何番地何土族)八田知道・右用懸り→四小区戸長御 中	(明治9年)3月	横切継紙・1通	え1459-9
(知徳年齢44年9月書付)	(明治9年3月)	横切紙・1通	え1459-10
(地摺・灯笼・位牌等葬式役割人名書)	(明治9年3月)	横切継紙・1通	え1459-11
(徳兵衛他4名葬式手伝人名面書)	(明治9年3月)	横切継紙・1通	え1459-12
(吉原一庵他6名名面書)	(明治9年3月)	横切紙・1通	え1459-13
(葬式道具の事等の事案書付)	(明治9年3月)	横切紙・1通	え1459-14
記(御布施100疋他五七日御布施受納書) 浄福寺→八 田知道様	(明治9年)3月23日	横切継紙・1通	え1459-15
(墓所見取図)	(明治9年3月)	横切継紙・1通	え1459-16
(八田知徳死去葬式関係書類一括)		(え1460-1~10 は袋一括)	え1460
(袋)* (袋上書)「明治九丙子年三月十八日知徳死去 二付葬式其外種々入用書類入」	(明治9年3月)	袋・1点	え1460-1
臨時買物帳 三番 三帳之内 伊勢町八田	明治9子年3月19日	横長半・1冊	え1460-2
臨時買物帳 壱番 三帳之内 伊勢町八田	明治9子年3月19日	横長半・1冊	え1460-3
臨時買物帳 弐番 三帳之内 伊勢町八田	明治9子年3月19日	横長半・1冊	え1460-4
正倫院初七日備物到来控	明治9丙子年3月23日	横長半・1冊	え1460-5
行列帳	(明治9年3月)	横長半・1冊	え1460-6
不幸ニ付為悔被置候人別控 ○印之分備物到来之事 *(表紙朱書)「忌明後為礼罷越候二付調帳也」	明治9丙子年3月19日	横長半・1冊	え1460-7
正倫院遺物配当控 *(表紙朱書)「本帳」	明治8(??)丙子年4月	横長半・1冊	え1460-8
野帳(安川平治様他27名名面書等)		横長半/(え 1460-9-1~4は 一綴)・1冊	え1460-9-1
野帳(菅沼良蔵他43名名面書)		横長半・1冊	え1460-9-2
野帳(小村亀太郎他25名名面書)		横長半・1冊	え1460-9-3
野帳(常弥他31名名面書)	明治9年	横長半・1冊	え1460-9-4
正倫院五拾ヶ日百ヶ日法事ニ付御備控	明治9丙子5月5日	横長半・1冊	え1460-10
数之餅配箇所調 *(表紙朱書)「本帳」	明治9年4月	横長半・1冊	え1460-11
(鉄次郎妻シゲ死去関係書類一括)		(え1461-1~7 は袋一括)	え1461
(袋)* (袋上書)「明治十年丁丑一月廿一日お重伊勢 崎におゐて死去右一卷用書類」	(明治10年1月)	袋・1点	え1461-1



(書状、鉄次郎妻里方伊勢崎にて去る21日病死し、同所において葬送報知)	(明治10年)2月3日	横切紙・1通	え1461-2
(死亡関係書状紙綴一括)		(え1461-3紙綴一括)	え1461-3
(書状、去る21日急病にて死去、昨24日仮葬に付) (上州伊勢崎町)竹内庄三郎・同勝司→八田知道様貴下(信州松代伊勢町八田知道様大至急用) 包紙共	(明治10年)第1月25日	横切紙綴・1通	え1461-3-1
(書状、妹おきん急病にて死去報知) (上州伊勢崎)竹内庄三郎→八田新蔵様貴下(信州松代伊勢町菊屋傳兵衛様大至急) 包紙共	(明治10年)1月21日	横切紙・1通	え1461-3-2
(書状、おきん殿死去御悔状) * 下書	(明治10年)	折紙・1通	え1461-3-3
(書状、伊勢崎への返書、もう少々此の方の思召し認めの方よろしきや別紙草稿いたすに付)	(明治10年)	横切紙・1通	え1461-3-4
(書状、おしげ殿死去、参上し拝顔を期す旨) 八田知道→竹内庄三郎様	(明治10年)1月23日	横切紙・1通	え1461-3-5
記(御布施金3円他受取披露) 浄福寺納所→八田知道様御使中	(明治10年)2月22日	横切紙・1通	え1461-4
(袋) * (袋上書)「八田知道様 佐藤則忠」 佐藤則忠→八田知道様	(明治10年)	袋・1点	え1461-5
(書状、御死去届は御実家にて葬送なら別紙の通りにて宜しき旨) (佐藤)則忠九拜→伊勢町様 茶色罫紙・9行・版心「第十三大区四小区」	(明治10年)2月8日	縦紙・1通	え1461-6
(鉄次郎妻シゲ死去関係書状紙綴一括)		(え1461-7紙綴一括)	え1461-7
(書状、鉄次郎妻が里方伊勢崎にて去る21日病死し、同所において葬送の旨)	(明治10年)2月3日	横切紙・1通	え1461-7-1
(書状、鉄次郎妻が里方伊勢崎にて去る22日病死し、同所において葬送の旨)	(明治10年)2月	横切紙・1通	え1461-7-2
(書状、鉄次郎妻が里方伊勢崎にて去る22日病死し、同所において葬送の旨)	(明治10年)2月	横切紙・1通	え1461-7-3
(書状、鉄次郎妻が里方伊勢崎にて去る22日病死し、同所において葬送の旨)	(明治10年)2月	横切紙・1通	え1461-7-4
(書状、鉄次郎妻が里方伊勢崎にて去る21日病死し、同所において葬送の旨) (八田)知道→知礼様	(明治10年)2月3日	横切紙・1通	え1461-7-5
(法事案件書付)		横切紙・1通	え1461-8
鉄次郎死去関係帳簿一括		(え1462-1~3は袋一括)	え1462
(袋) * (袋上書)「鉄次郎死去ニ付明治八(??)丙子年三月 悔帳 音信到来物帳」袋一括	明治8(??)丙子年3月	袋・1点	え1462-1
悔帳(御悔人名及び日付書)	明治9年子3月	横長半・1冊	え1462-2
雑日記(御悔音信到来物書上)	明治9丙子年3月18日	横長半・1冊	え1462-3
(玉樹院(ハル)・正倫院(知徳)・法性院(シゲ)法事関係書類袋一括)		(え1465-1~3は袋一括)	え1465
(袋) * (袋上書)「玉樹院廿七回正倫院三回法性院三回忌一同十一月八日一夕法事執行調書入」	明治11年11月上旬	袋・1点	え1465-1

内方 / 儀礼 / 葬儀・法事

玉樹院27回正倫院3回法性院3回忌一同11月8日一夕 法事執行諸事扣(参列者人名・献立書)	明治11年寅11月	横長半・1冊	え1465-2
明治11年11月8日法事ニ付(参列者・供物書上)	明治11年11月8日	折紙・1通	え1465-3
(獻光院(ナカ)33回忌法要関係書類綴)	(明治)	綴/(え1487-1 ~7は一綴)・1 綴	え1487
(袋) * (袋上書)「獻光院様三十三回御忌御相当ニ付 三月卅一日夕より四月一日朝まで於浄福寺御法事 執行取調一卷入 明治八乙亥年三月(朱書)三月差 支ニ付九月卅日」	明治8乙亥年3月	袋・1点	え1487-1
(寺町2人他法事人数ノ86人書上) * (端裏朱書)「明治 八亥年三月」	(明治)	横切継紙・1通	え1487-2
(さつ芋・人参・岩たけ他27品食材書上) * (端裏書) 「明治六癸酉年十月廿二日之調也」	(明治)	横切継紙・1通	え1487-3
(町名人書上)	(明治)	横切紙・1通	え1487-4
(大根・松茸・こんにゃく他19品食材書上)	(明治)	横切継紙・1通	え1487-5
(万作他人書上)	(明治)	横切紙・1通	え1487-6
口上(獻光院33回は明夕御案内の処、差支えに付追っ て連絡) (八田)知道	(明治)	横切紙・1通	え1487-7
(妙源院150年法事関係袋一括)		(え1501-1~4 は袋一括)	え1501
(袋) * (袋上書)「妙源院百五拾ヶ年ニ付十一月九 日一夕法事一卷 明治十二年 卯十一月九日」	明治12年卯11月9日	袋・1点	え1501-1
妙源院百五拾ヶ年ニ付十一月九日法事執行諸事扣 (参列者人名書上他)	明治12年卯11月	横長半/(え 1501-3~4を卷 込)・1冊	え1501-2
(井・大平・皿・平献立55人前分書上)		横切紙・1通	え1501-3
(金5錢と花徳田・金10錢水沢他金銭書上)		折紙・1通	え1501-4

内方 / 儀礼 / 書状

(来状関係書類綴)		綴/(え1362-1 ~15は一綴)・1 綴	え1362
(袋) * (袋上書)「不用之古来状 天保14年卯年7月調」	天保14卯年7月	袋・1点	え1362-1
(書状、越中泊宿洗心と申す茶事行脚、今般善光寺参 詣に付紹介状) 倉石甚五郎→八田嘉右衛門様玉座下	6月6日	横切継紙・1通	え1362-2
(書状、太田摂津守様江訴答一同召出され候一件、訴 訟済まし方等に付申上) 兩人→御掛様	8月23日	横切継紙・1通	え1362-3
(書状、公蒙斎の間直し懸物を払い武器に致したく御 預けに付) 鎌原→八田君極内用 灰色宿紙	9月21日	横切継紙・1通	え1362-4
(書状、先日御尋ねの段、御礼) 与一右衛門→(八田)嘉右 衛門様 桃色宿紙	9月朔日	横切紙・1通	え1362-5
(書状、法報応三身如来等に付) たミより→しんしう力 石村山崎先生様御もとへ	11月19日	横切継紙・1通	え1362-6

口上覚(挽茶、茶道具の件に付)	3日	横切継紙・1通	え1362-7
(申・戌・亥年大嶋湊殿金銭差引書上)		横切継紙・1通	え1362-8
(書状、御内話の筆差上に付) (八田)嘉右衛門→藤五郎様	26日	横切紙・1通	え1362-9
(春の歌、2首) 斎田御隠士		横切紙・1通	え1362-10
(書状、仏都拝見の件、1樽持参等に付) * (端裏書)「奉復 [ ]」	25日	横切紙・1通	え1362-11
(大嶋承左衛門殿方金銭差引書上)		横切継紙・1通	え1362-12
(書状、賀々井村佐兵衛談、雷雨にて老夫婦正気なき一件顛末書)		横切紙・1通	え1362-13
(書状、拝領物礼状) * 下書 →杉原勝実様人々御中	6月 日	横切紙・1通	え1362-14
(書状、御郡方下書き職方下書き文面相違、村方并方々儀は役人奥印差支えなき旨にては迷惑に付文面相直り候様等に付)	6月17日	横切紙・1通	え1362-15
(八田嘉右衛門宛書状関係書類綴)		綴/(え1415-1~24は一綴・1綴)	え1415
(袋) * (袋上書)「文政十二丑年十二月 入用書類」/ (袋再利用「御菓子 松代伊勢町 富田屋吉左衛門御折詰袋入品々」)	文政12丑年12月	袋・1点	え1415-1
(縁女儀来11日引取、婚姻の旨) 畑新左衛門→八田嘉右衛門様・八田鉄之助様 灰色宿紙	11月5日	横切紙・1通	え1415-2
香語(漢詩七言絶句)		横切紙・1通	え1415-3
(書状、年尾の御挨拶として鴨1羽・小杉五把献上) 堀之内樹一郎泰禮(花押)→八田嘉右衛門様人々御中	12月29日	折紙・1通	え1415-4
(書状、11日中村家へ年賦金を持って願いたく、質地片付け等閑に致すまじき儀等諸事御伝え御返事頂戴したき旨)	29日	横切継紙・1通	え1415-5
(中村家年賦金此者へ御下げ願) 深美申上→中島様	臘月(12月)28日	横切紙・1通	え1415-6
(書状、上田御領手塚の八郎右衛門と申す者貴宅へ参り候か、万一御朱印・巻物預り置き仕らず候やに付問合せ) 大善大夫→八(八田)嘉右衛門様 灰色宿紙	12月10日	横切継紙・1通	え1415-7
(書状、融通講、来18日馬喰町長井屋倉左衛門方にて寄合の処、延引にていずれ明細帳持参の旨) 唱→(八田)嘉右衛門様	12月15日	横切紙・1通	え1415-8
(書状、歳末御祝儀として小杉5束進上) (岡川)太一郎→(八田)嘉右衛門様	12月28日	横切紙・1通	え1415-9
(中島三右衛門様・岡川太一郎様・御郡奉行4名ほか名面書)		横切紙・1通	え1415-10
(五兵衛昨晚罷越入用御不審に付私へ頼りたき旨の処、不出来にて心痛の旨) * (端裏書)「奉復」片葉灰色宿紙	晦日	横切紙・1通	え1415-11
(書状、歳暮御祝儀として雉子1羽進上) 惣之進→(八田)嘉右衛門様	12月27日認置	横切紙・1通	え1415-12

内方 / 儀礼 / 書状

覚(金46両12匁3分3厘の内御手元分・増田氏半口分他差引金銭書上) 灰色宿紙		横切紙・1通	え1415-13
覚(金19両2分内訳揃物膳椀等品物代金書上)		横切紙・1通	え1415-14
(金子3両1分2朱差上げ、落手なされ、別紙受取の印形遣わすべき旨) 磯右衛門→(八田)嘉右衛門様 灰色宿紙	12月28日	横切継紙・1通	え1415-15
(書状、先達て瀧村氏を以て大神宮へ金2両奉納の儀御願候処、早速世話人共へ仰含められ、并に此度遷宮に付御祓御供物世話人方より廻しくれ候段御礼) 玉川嘉仲太→八田嘉右衛門様	10月10日	横切継紙・1通	え1415-16
(書状、三つ葉少々進め置き、他にみかん差上げ金子方へ配分願) 哲堂→八田嘉右衛門様御参人々御中	12月21日	横切紙・1通	え1415-17
(拙者召出され帰役の御礼、江府名代を以て首尾良く申上げの趣意) 恩田頼母→八田嘉右衛門様 灰色宿紙	12月25日	横切紙・1通	え1415-18
(書状、孫太郎様疱瘡の処、快方にて目出度、歳暮の御祝儀進上) 藤田傳左衛門→八田嘉右衛門様人々御中	12月24日	横切継紙・1通	え1415-19
(書状、此一封先方へ御届け下さりたく賃銭差上げ候旨) 浄福寺→いせ町八田嘉右衛門様	臘月(12月)7日	横切継紙・1通	え1415-20
(書状、下横田村より返済の割合金、何ヶ年滞り居候哉、此度取調の旨) 藤八郎→(八田)嘉右衛門様当内用 灰色宿紙	極月12日	横切継紙・1通	え1415-21
(書状、横田村金子の儀早速詮議の処、一兩年滞り昨年滞りの分相済み無利息年賦割合延ばしくれ候様願入れの旨)	3月12日	横切紙・1通	え1415-22
(書状、近年の難渋に無尽役したく、伊勢町様には極段心添えもあり、此度宜敷願の処諸向承服宜しからず、御許容願) 源左衛門→御隠居様	12月14日	横切継紙・1通	え1415-23
(書状、矢代今夜5ッ時に飛脚にて状あり、5両掛1口にて聞添えに付何卒御加入願) 増原隠居→八田嘉右衛門様	11月14日夜中認	横切継紙・1通	え1415-24
(来状類綴)	(近代)	綴/(え1463-1~36は一綴)・1綴	え1463
(袋) * (袋上書)「明治八乙亥年三月中より之来状入義井堂子静」 義井堂子静(八田慎蔵)	(近代)	袋・1点	え1463-1
(傳兵衛分白米、酒、味噌値段他5人分白糸等値段書上) * (端裏書)「明治六酉年二月十四日三井芳[ ]殿より御尋ニ付書出し候扣」	(明治6年)	横切継紙・1通	え1463-2
(書状、尊命を蒙り候料金100疋御恵投慥に握掌請書) * (端裏書)「御請 [ ]本」	(近代)旧19日	横切継紙・1通	え1463-3
(書状、彦治郎御遣わし、御念入候品々銘々御恵投に付礼状)	(近代)7月29日	横切継紙・1通	え1463-4
(書状、おくめ当月下旬に引越し、その挨拶松木学校試験多忙にて代り源兵衛を頼むに付) 松山→伊勢町様	(近代)4月2日	横切継紙・1通	え1463-5
(書状、命を蒙り候品々出来差上げに付、御落掌願) 久米	(近代)4月24日	横切紙・1通	え1463-6

(書状、荒神町17人にて16銭5厘、肴町7人にては6銭2厘5毛よりの趣に付) 謙兵衛→伊勢街八田様	(近代)9月29日	横切継紙・1通	え1463-7
(書状、新年度の代価御取替分1円37銭5厘御廻し落手に付) 久米→(八田)知道様	(近代)4月6日	横切紙・1通	え1463-8
(書状、慎蔵様へ御頼み3円ほど時借願) 元賢→お鴻さま 灰色宿紙	(近代)6月23日	横切継紙・1通	え1463-9
(書状、御印証御返し願ひ等に付) 柴丁水野拜→いせ町八田様	(近代)7月19日	横切継紙・1通	え1463-10
(書状、御賞典御禄之内下渡しの旨名代小川半三郎差立て時候御尋向申上たきに付) 廣田正陽(花押)→八田知道様	(近代)2月16日	横切継紙・1通	え1463-11
(書状、25銭1毛、15銭1毛にて慥かに御預りに付) 謙兵衛	(近代)10月1日	横切継紙・1通	え1463-12
(佐久間恪様東京住所留書)	(近代)	横切継紙・1通	え1463-13
(書状、公債証書済み方に付) 周徳→(八田)知道様御請	(近代)8月3日	横切継紙・1通	え1463-14
(書状、15日頃其地へ参るゆえ御兄様此方へ御出下されたきに付) 坂本秀→八田御兄上様人々御本人	(近代)	横切継紙・1通	え1463-15
(此真綿へ足して代料200疋位にて外へ遣したきに付)	(近代)	横切紙・1通	え1463-16
(相談したき事あるに付御出で下されたく) 松山町→伊勢町様	(近代)8月26日	横切紙・1通	え1463-17
(私用にて14日15日御免下されたきに付) 喜助→上	(近代)3月13日	横切継紙・1通	え1463-18
記(御香資50銭、御状1封請取) 堀内執事→八田様御使御中	(明治)8年8月31日	横切紙・1通	え1463-19
(兎も角只今より村山へ御出かけ報知) 松山丁→いせ町様	(近代)27日	横切継紙・1通	え1463-20
(御代参御差立なされたら、宇治浦田町刀祢館象雄方に寓居しているので、御尋ね下され度)	(近代)	横切紙・1通	え1463-21
貴酬(書状、海国平談返却にて落手) (八田)嘉右衛門	(近代)6月25日	横切継紙・1通	え1463-22
(書状、御携候御品兩種御恵投に付礼状) (八田)嘉右衛門→(廣田)筑後様	(近代)12月7日	横切紙・1通	え1463-23
(書状断簡、貴簡相達し拜見) * 後欠	(近代)	横切紙・1通	え1463-24
(書状、御珍品御投恵に付礼状) (八田)嘉右衛門→(廣田)筑後様申上	(近代)正月5日	横切継紙・1通	え1463-25
(書状、吉村名跡相続、馴染み宜しきにより仰付成下されたきに付) 八田嘉右衛門→廣田筑後様参人々御中	(近代)3月15日	横切継紙・1通	え1463-26
(書状、芳茗1袋拜収に付礼状) 八田嘉右衛門→廣田筑後様尊几下	(近代)3月20日	横切継紙・1通	え1463-27
(書状、新年祝詞、吉村家相続仰付られ承知、御名産拝受に付礼状) 八田嘉右衛門→廣(廣田)筑後様尊下 灰色・榛色宿紙	(近代)正月5日	横切継紙・1通	え1463-28
(書状、旧冬尊帖成下され其御尊酬すべき処、其義能わず御高免下され、其節珍しき品送られ拜受礼状) (八田)嘉右衛門→(廣田)筑後様尊下 桃色宿紙	(近代)正月6日	横切継紙・1通	え1463-29

内方 / 儀礼 / 書状

(書状、御新製名菓恵投下され御賞翫申上、懸橋氏此表滞無く相済み帰国致し委細承知に付) 八田嘉右衛門→廣田筑後様参人々御中 棗色宿紙	(近代)2月6日	横切継紙・1通	え1463-30
(書状、無音詫び、上田表御下げの由彼是心配の程察しに付) 八田嘉右衛門→廣(廣田)筑後様尊下 葉模様紙	(近代)正月5日	横切継紙・1通	え1463-31
(書状、旧冬御懇書拝読、名産御恵贈賞翫に付礼状) (八田)嘉右衛門→(廣田)筑後様几下	(近代)睦月6日	横切継紙・1通	え1463-32
(書状、吉村病症気力も衰える様子、名跡の義当人願通り御憐愍の程願書) 八田嘉右衛門→廣田筑後様参人々御中	(近代)閏8月4日	横切継紙・1通	え1463-33
(書状、種々御土産下され拝戴御礼、道中御保護専要と存じ菲薄の至りだが、綿一詰呈上) 八田嘉右衛門→廣(廣田)筑後様尊下 棗色宿紙	(近代)6月19日	横切継紙・1通	え1463-34
(書状、菲薄品相献じ度処、此度は荷物持参能わずに付) 八田嘉右衛門→廣田筑後様尊下	(近代)正月18日	横切継紙・1通	え1463-35
(書状、御老体終焉御悔、中野表御勸物滞無く取納の処、気分宜しからず遅着、世話人心付けにて知行所より慥かなる者飛脚差立に付) 八田嘉右衛門→廣田筑後様尊下 棗色宿紙	(近代)8月16日	横切継紙・1通	え1463-36
(金銭受取書・書状等関係書類綴)		綴/(え1483-1~28は一綴)・1綴	え1483
(袋)		袋・1点	え1483-1
(書状、年内余日もなく少々金子遣わしたくとも、外へ借置くため間合ず旨) 源八→栄太郎殿	12月22日	横切継紙・1通	え1483-2
(書状、護国隊採用近況報告、頂戴御目録25両の内5両慎蔵・叔母弥右衛門らへ配分の旨) 源八→栄太郎殿	11月16日	横切継紙・1通	え1483-3
(当国の僧徒神職と沼津・小田原脱藩ら、大菩薩を越え甲府へ攻入る企て露見、召捕等護国隊近況報知) 源八→栄太郎殿	9月16日	横切継紙・1通	え1483-4
(書状、明日出便で夏もの菓子差送る旨、此方にてねづの紬綿流行ゆへ角店にあらば遣し下され度、主上は御東下にて兵隊召連れ御警衛の旨等近況報知) 源八→栄太郎殿	9月28日	横切継紙・1通	え1483-5
覚(大小鞆箱入塗下地脇差代23匁他メ金2両2分2朱余受取書)* (端裏書)「伊勢町分」 紀伊国屋嘉右衛門(印)→八田競様御取次衆中様	8月	横切継紙・1通	え1483-6
覚(生[ ]品代金8両3分13匁6分4厘受取書) 永井村佐次右衛門(印)・矢代村伊惣左衛門(印)→片岡十郎右衛門様御内	文化5辰年12月	横切紙・1通	え1483-7
覚(新床20枚代114匁・越中表4枚7匁6厘勘定書)* 裏書に受取の文言あり 錫屋太左衛門(印)→嶺村吉兵衛様	5月	横切継紙・1通	え1483-8
(書状、才覚金心当方出来兼ね頼母子講企ての旨、御求めの火鉢・燭台等浅草にて取揃えの旨等近況報知) 源八→(八田)嘉右衛門様	11月9日	横切継紙・1通	え1483-9
覚(銀四上根笹透鏢他差上げに付)* (端裏書)「右之品々慥[ ]」 (八田)嘉右衛門→源八様	10月28日	横切継紙・1通	え1483-10
(ぎやまん徳利・唐筆等代金、釣灯笼・玉すだれ素描)	12月14日	横切継紙・1通	え1483-11

神明前三能屋又七			
覚(文箱代銀7匁5分受取) 小外屋彦兵衛[印「信州松代上中町小外屋」]→八田嘉右衛門様御内	未6月	横切継紙・1通	え1483-12
覚(猩々緋無紋陣羽織ほか代金3兩受取) 柏屋惣八(印「松代伊勢町柏屋」)→嶺村吉兵衛様	4月11日	横切継紙・1通	え1483-13
覚(八寸鏡代39匁他ノ120匁余受取) 藤屋弥右衛門(印「信州松代木町藤屋」)→八田嘉右衛門様御内峯村吉兵衛様	午4月8日	横切継紙・1通	え1483-14
覚(海国兵談1部22匁5分にて差上の旨) 源蔵→泰雄大人玉下	2月3日	横切継紙・1通	え1483-15
覚(刪代5匁他ノ24匁7分勘定書) 刪師喜十郎(印)→長谷川善兵衛様御内	辰10月	横切紙・1通	え1483-16
覚(釣菅籠1兩2分位より15兩位迄等品物代金見込書上) 美野屋平六→上	辰12月4日	横切継紙・1通	え1483-17
覚(面頬1面代金1兩2朱受取) 小外屋彦兵衛(印「信州松代上中町小外屋」)→嶺村吉兵衛様	文化7午年5月28日	横切継紙・1通	え1483-18
覚(古織部香合・伊賀茶碗等代金ノ金4兩勘定書) * 下札あり 越中富山上田喜平(印)→八田様御取次	丑9月28日	横切継紙・1通/ (下札あり)	え1483-19
覚(金らん鯨金3分5匁受取)	午5月2日	横切紙・1通	え1483-20
(書状、無尽相催し昨14日善兵衛殿より金子受取、右の内金20兩預りに付) * (端裏書)「十一月廿二日返書済」 松木→八田様	11月15日	横切継紙・1通	え1483-21
覚(かめ5本代金2兩2朱受取) 東寺尾村嘉平治(印)→八田様御内	6月	横切紙・1通	え1483-22
覚(民之助殿方持参具足直段付)		横切継紙・1通	え1483-23
(御在所表不容易形勢にて此表人数残らず引上げとの事、私1小隊并に綿貫殿は甲府に暫く滞留の旨等近況報知) 源八→栄太郎殿	4月24日	横切紙・1通	え1483-24
(新潟着以来変わり無く、近日異船も5、6艘も入津し異館も追々出来、鉄砲も買上げたき旨等近況報知) 源八→栄太郎殿	5月15日	横切継紙・1通	え1483-25
(鼈甲仕立唐物建屏代金1兩2分2朱他ノ2兩2歩より内金差引き、金1兩1分沢勇記殿へ支払勘定書)		折紙・1通	え1483-26
(書状、無尽の事并に財宝取形付の一条来月中旬迄に成すべき旨承知、木綿上下一具御遣願等に付) 源八→栄太郎殿	2月7日	横切継紙・1通	え1483-27
(書状、立帰りの儀侍従殿承知の様子ながら、当節護国隊残らず呼出し等の様子に付来月中旬迄に委細申遣わす旨等に付) 源八→栄太郎殿	2月26日	横切継紙・1通	え1483-28
(書状関係書類綴)	(明治)	綴/(え1484-1~17は一綴)・1綴	え1484
(袋) * (袋上書)「明治三庚午年九月中より書状入義井堂子静」	(明治)	袋・1点	え1484-1
(書状、野口彦十郎伴莊一郎儀、手代惣四郎取込み城下町へ止宿致したく、内用は善光寺へ差向かいに付、今日3日酒株500石引請たく代金の旨御尋ねの処、900兩迄差遣わす由にて、莊一郎は善光寺町に	(明治)閏10月3日	横切継紙・1通	え1484-2

内方 / 儀礼 / 書状

留置き手代惣四郎貴家へ遣わし前金にて官札900両請取御廻しの旨) 清右衛門→(八田)慎蔵様			
(131人真田大他人数書上)	(明治)	横切継紙・1通	え1484-3
(書状、蚕種の件、平左衛門より遣わす分は春袍20枚ほか表書の旨、米代上納の件等に付) 良右衛門→(八田)慎蔵様	(明治)10月2日	横切継紙・1通	え1484-4
(丸山公より別紙の通りに付、御廻し下され御一覽、且つ返書認め宜敷御届けの旨) 良右衛門→(八田)慎蔵様	(明治)10月3日	横切継紙・1通	え1484-5
(書状、当7月中100両拝借、9月中返上にて利息3ヶ月分10両差上げ、落手願) 良右衛門→(八田)慎蔵様金子添	(明治)閏月27日	横切紙・1通	え1484-6
(勘定帳仕上げの処名印願、且つ官札3円拝借の旨) 良右衛門→(八田)慎蔵様	(明治)10月15日	横切継紙・1通	え1484-7
(書状、単山書御詔之分漸出来御廻し、216両2朱小風呂敷包封の俣まま明日富岡様御遣しに付) 莊右衛門→(八田)慎蔵様封札并書紙添	(明治)閏月2日	横切継紙・1通	え1484-8
(書状、先頃柴町一条御厄介にて仰せを蒙り有難き他御面倒ながら書抜下さる様伺) 承之助→(八田)慎蔵様内用守事	(明治)10月20日	横切継紙・1通	え1484-9
(書状、生糸代金落着無く拝借願、薩州行蚕種の件等に付) 良右衛門→(八田)慎蔵様	(明治)	横切継紙・1通	え1484-10
(書状、今日差向く商社50金歎願、今日引替願の処休みに付、私預りにて引替御届けにて繰合せ願) 莊右衛門→(八田)慎蔵様内願	(明治)	横切継紙・1通	え1484-11
(着米今日御蔵入りの処、舟頭太郎と申す者運賃請取不案内にて、賃金渡すべく別紙御覧の上、下金下されたき旨) 莊右衛門→(八田)慎蔵様別紙入	(明治)30日	横切継紙・1通	え1484-12
(別紙御印書の通り儘かに受取、印書返上の旨) 灰色宿紙	(明治)10月12日	横切紙・1通	え1484-13
覚(金200両生糸買上金の内差支えに付拝借受取) * (墨消) 八田慎蔵(印墨消)→水野清右衛門殿	明治3庚午年10月5日	横切継紙・1通	え1484-14
(書状、当7月中御払に付御届けなく、内々伺い) 良右衛門→(八田)慎蔵様	(明治)閏月12日	横切紙・1通	え1484-15
(書状、商社札引替の儀大事件になれども今日安心に至り御出勤の旨) 庄助→(八田)慎蔵様	(明治)閏10月23日	横切継紙・1通	え1484-16
(酒株500石株代金800両の内100両請取、内談にて貸株50両にて引合わせ等に付) 清右衛門→(八田)慎蔵様	(明治)閏月5日	横切継紙・1通	え1484-17
(慎蔵宛来簡関係書類綴)		綴/(え1489-1~59は一綴)・1綴	え1489
(袋) * (袋上書)「慶応紀元旗蒙者奮若臘月中来簡入澹庵子静」		袋・1点	え1489-1
(書状、歳末祝儀進呈) 市治→(八田)慎蔵様申上	11月日	横切継紙・1通	え1489-2
(書状、御様子伺い旁年始御祝詞、他大雪近山まで参拝の旨) 莊助→(八田)慎蔵様申上	正月21日	横切継紙・1通	え1489-3



(書状、今日是不快にて快次第光来、且大形の品頂戴願) * (端裏書)「御受申上」 源八	2月初8	横切継紙・1通	え1489-4
(釣台1釣、借入たき旨) □忠治→尾崎恒五郎様 灰色宿紙	2月6日	横切紙・1通	え1489-5
(書状、御祝儀品々下され御礼) * (端裏書)「奉復」喜兵衛	29日	横切紙・1通	え1489-6
(書状、寒中見舞) 半蔵→(八田)慎蔵様	11月29日	横切紙・1通	え1489-7
(書状、今日は御遁れがたき儀出来、会所へ出勤すべき旨) * (端裏書)「御請」 菊兵衛	18日	横切継紙・1通	え1489-8
口上覚(母様病気にて養生叶わず死去の旨八田慎蔵を以て申上げ、忌服日報知) 小林田鶴助→成沢勘左衛門様	正月晦日	横切紙・1通	え1489-9
(書状、中山新田村政吉、冥加金持参の旨) 潤蔵→(八田)慎蔵様	2月27日	横切継紙・1通	え1489-10
(書状、困窮になり失礼ながら御助け願) 佐久間恪郎→八田慎蔵様	12月18日	横切継紙・1通	え1489-11
(売渡さず其向問屋に買払い入札に年々致すべき旨)		横切紙・1通	え1489-12
(過刻申上候儀、いづれ申遣わすべき旨) * (端裏書)「貴答」 喜兵衛	25日	横切紙・1通	え1489-13
覚(当20日例の通り御出席案内) 甚五左衛門→八田様	丑12月2日	横切継紙・1通	え1489-14
(書状、御手重の御儀にて心痛致し、返却すべき処、いづれ近日罷出御厚礼申上げに付) 一郎→(八田)慎蔵様御尊下	正月13日	横切継紙・1通	え1489-15
(書状、此程失敬至極御宥免願、御勤書を御廻し下され落手) 惣兵衛→(八田)慎蔵様	16日	横切紙・1通	え1489-16
(書状、私より差出引当帳面、御賢慮願) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	25日	横切紙・1通	え1489-17
(六ヶ領鑑札渡御元メより申来たるに付) 潤蔵→(八田)慎蔵様	28日	横切継紙・1通	え1489-18
(京都送付荷物取計い伺、来春上坂するまで御品御預り願) 莊助→(八田)慎蔵様	12月7日	横切継紙・1通	え1489-19
覚(御神酒1升ほか2品神納) 御師廣田→八田慎蔵様御使	丑12月28日	横切紙・1通	え1489-20
(書状、会所松崎の仰せを蒙ったが江府にても15日朝迄そのまま御届け、13日産物会所の方伺いにて、15日朝迄はそのまの思召の旨源左衛門へ指図の旨) 斎助	正月七種	横切継紙・1通	え1489-21
(明後8日朝御用にて御手許様御駕籠拝借願) 清右衛門→(八田)慎蔵様	正月6日	横切継紙・1通	え1489-22
(別紙彦之丞勤書尊所様へ例の通り下されたく、相違の儀もあれば小生まで内々伝達書願) 金左衛門→(八田)慎蔵様	正月10日	横切継紙・1通	え1489-23
(書状、小生も旧冬より不快にて引籠もりに付) * (端裏書)「拝酬」 →真契		横切継紙・1通	え1489-24
(書状、唯之進様御勤書私調べにては別紙の如くなる故、別段御引合せ願) (八田)慎蔵様→竹内様申上 勘返状	正月10日	横切紙・1通	え1489-25

内方 / 儀礼 / 書状

(書状、数日前御咄した品物未着に付) [ ]→(八田) 慎蔵様	正月9日	横切継紙・1通	え1489-26
(書状、来春立帰り、越後へも前もって申上げる儀も含置願) 栄八→八田慎蔵様御取次中様	12月24日	横切紙・1通	え1489-27
(横浜当節諸国相帰り、佐原屋傳之助手代品々承りにて、多分仏蘭西国へ売込みになる由、牡丹皮は先頃大下落、買入分損金に来春にもなる旨) 莊助→(八田) 慎蔵様申上	12月20日	横切継紙・1通	え1489-28
(到来の品御吟味願) 忠治→伊勢町様	正月28日	横切継紙・1通	え1489-29
覚(産物冥加金13両2分3朱8分5厘上納) (八田) 慎蔵	12月25日	横切紙・1通	え1489-30
(出金の分、金2両3分2朱書付)		短冊/(え1489-30に巻込)・1枚	え1489-31
(書状、年頭挨拶他甚右衛門様金5両御取替に付) 伊藤盛太郎→八田慎蔵様	正月15日	折紙・1通	え1489-32
(書状、俸の儀に付御礼等もしたく、来月3日頃御様子承り差上たき旨) 坂原啓十郎→八田慎蔵様	2月13日	横切継紙・1通	え1489-33
(書状、道中滞りなく着き、出立の節も御丁寧に頂戴物いたし御礼) 半兵衛→(八田) 慎蔵様 鹿絵入紙	2月望	横切継紙・1通	え1489-34
(書状、先達不幸の節、万端御厚情の上、頂戴物迄下さり御礼) 源兵衛→伊勢町様	2月18日	横切継紙・1通	え1489-35
(後來問違申さず様、角店より払済の受取切手貰いたきに付) 草水→亀作様	12月29日	横切継紙・1通	え1489-36
覚(銀14分着料として受納) 渋谷玄岱内岩田正清(印)→八田様御使中	極月29日	横切継紙・1通	え1489-37
(揃いの品頂戴御礼) 丈左衛門→(八田) 慎蔵様	12月29日	横切紙・1通	え1489-38
(書状、今年は長々御厄介謝辞) 龍助→伊勢町様申上	12月27日	横切継紙・1通	え1489-39
(書状、先達では長々受書いただき御礼) (佐竹) 周蔵→(八田) 慎蔵様	12月22日	横切継紙・1通	え1489-40
(越州姫河原より飛脚差遣し、別紙の趣、熊八と申者不当の事申し譲証文1通御渡しの義、時分柄迷惑にて早々申上げるべき旨) (八田) 喜兵衛→(八田) 慎蔵様	24日	横切継紙・1通	え1489-41
(書状、夫々談判の件取扱等に付) * 下書	25日	横切継紙・1通	え1489-42
覚(青銅20受取) 練光寺→八田慎蔵様御使中	12月24日	横切紙・1通	え1489-43
覚(年越米・御初穂神前へ御備) 諏訪宮神主→八田慎蔵様御使中	3月28日	横切紙・1通	え1489-44
(書状、去月24日着府、此表にて坂本の事御繰合せ願) 弥五衛門→(八田) 慎蔵様	12月11日	横切継紙・1通	え1489-45
(1両御奉行・3分坂本他金銭書上)		横切紙・1通	え1489-46
(御産物方取締役・世話役網掛村上平村名面書)		横切紙・1通	え1489-47
(1両2分壺つ他目方間違により拵えた分金銭書上)		横切紙・1通	え1489-48
(書状、勤書別紙差上、印形願) 一郎→(八田) 慎蔵様玉机下	正月12日	横切継紙・1通	え1489-49

(2月26日貞松院様御発輿不参、他不参日付書上)		横切紙/(え1489-49と50の間に挟込)・1通	え1489-50
(昨晚越州姫河原より和平差遣し、示談に及び、譲渡の義、大入の失費にて少々相談したく、内々申上)	正月9日	横切継紙・1通	え1489-51
(是迄捨置き場所を譲渡に付、彼岸頃迄には繁八も遣し、御迷惑の儀もあり早々済ましたき旨) 寺町→伊勢町様要用	9日	横切継紙・1通	え1489-52
(難しき儀申聞き、断り、繁八も罷越し相談願) * (端裏書)「貴答」 寺町	9日	横切紙・1通	え1489-53
(書状、申上的一条、内談の上和平へも申渡し、誠之介へも委細申遣し、且つ又、昨夜赤倉書面書抜きの旨) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様 内用答	正月10日	横切継紙・1通	え1489-54
(書状、昨今より和平を遣し内談の義、此度又和平遣し委細申上げるに付、御相談願) 玉虫誠之介富有(花押)→八田喜兵衛様机下	寅正月5日	横切継紙・1通	え1489-55
(別紙御加判願) 寺町→いせ町様別紙入	26日	横切紙・1通	え1489-56
(書状、赤倉内持屋敷の分姫河原塚田誠之介殿方へ譲渡す内談にて、和平と申す人当方へ出向き、役代勤めに付一応御尋に付き) * 下書 八田慎蔵様御内何之誰→赤倉村繁八様	12月26日	折紙・1通	え1489-57
(繁八方へ御尋の御手紙成るまじく、手内より掛合、両人屋敷御尋の状下さる事差支え、御役人一通り立入り、書状御渡しの旨) 寺町口上→いせ町様	12月26日	横切紙・1通	え1489-58
(書状、嘉例御祈祷御祓大麻并に御祝儀土産相添進上) 廣田筑後正陽(花押)→八田慎蔵様	9月吉日	横切紙・1通	え1489-59
(到来要用書状関係書類綴)		綴/(え1491-1~63は一綴)・1綴	え1491
(袋) * (袋上書)「嘉永六癸丑年正月中より到来要用書状 八田知衛」	嘉永6癸丑年正月	袋・1点	え1491-1
(書状、増田氏金子入用の件、5尺5寸大桶5本代金10両受合の処、大桶延引出入に及び取計い方内密相談に付) 兩宮億右衛門→八田孫左衛門様	(近世)2月9日	横切継紙・1通	え1491-2
(書状、増田儀は不埒至極驚入りにて、宗右衛門勝手不束者申上) * 下書 八田孫左衛門→兩宮億右衛門様	(近世)	横切継紙・1通	え1491-3
(今日罷出べく処、破戒の僧及び婆1人参居り、御訴訟申上たきに付) (岡野)陽之助→(八田)慎蔵様	(近世)30日	横切継紙・1通	え1491-4
(竹山町の義御話したく御縁合光来願) (岡野)陽之助→(八田)慎蔵様	(近世)15日	横切継紙・1通	え1491-5
(徳田の十八史略未だ御宅にあれば暫く拝借願)	(近世)	横切紙・1通	え1491-6
(先月上納分10金上納願上、御礼金の分は両3日取延願) * 勘返状 (八田)慎蔵様→(水井)忠蔵様	(近世)3月2日	横切紙・1通	え1491-7
(書状、帰着後疎遠詫び、金7両2分御下落手) 太一郎→(八田)慎蔵様	(近世)4月20日	横切紙・1通	え1491-8
(書状、去年中滞利分の儀、春会無尽懸戻等差支にて日延願う処催促あり、御下金成下されたきに付) 与三左衛門→(八田)慎蔵様	(近世)6月25日	横切継紙・1通	え1491-9

内方 / 儀礼 / 書状

覚(甲田秀碩連印にて1000両借入、その後御亡父様より金20両秀碩時借済延ばし20両掠取の旨、布施高田村恒三郎申条書取に付)	(近世)	横切継紙・1通	え1491-10
(高井の儀も商向き不案内、内評の上別紙草稿を御覧の上御賢考願等に付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様書面添	(近世)3月29日	横切継紙・1通	え1491-11
(小布施にては只今より引取りたき旨だが、今晚この一条を堅め引取りたきに付)	(近世)3月29日	横切紙・1通	え1491-12
(書状、御勘定帳年遅れの訴訟片付出来兼、いせ町より寺町へ相談下されたきに付) ゆき→(岡野)陽之助さままいらせ候	(近世)	横切継紙・1通	え1491-13
(昨夜申上の甘草一条は今朝太之八・栄八が紺屋町山田屋方へ罷出、高井と品々評議に付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様差懸申上	(近世)3月8日	横切継紙・1通	え1491-14
(書状、藤助より金兵衛へ段々懸合にて栄八証文を内評の処、先ずは栄八へ見込存念を尋ねるべきに付) 佐野拝→伊勢町様御内々申上	(近世)5月3日	横切継紙・1通	え1491-15
(書状、御切米代金2両2朱319鈞落手下願) * (端裏書)「金式両式朱鳥目三百拾九鈞添」(水井)忠蔵→(八田)慎蔵様	(近世)7月11日	横切継紙・1通	え1491-16
(連名書状到来御廻下されたきに付き)	(近世)	横切紙・1通	え1491-17
別段御取替之口(子10月7日分金50両利1両1分、及び同11月13日分金50両利3分5匁、利金メ2両5匁一先御返金)	(近世)7月11日	横切継紙・1通	え1491-18
(書状、正源寺へ御先代様より御納物及び時候御尋として御苞下され謝辞) 唯蔵→(八田)慎蔵様御請	(近世)文月初六	横切継紙・1通	え1491-19
(金子5円拝借御礼) (岡野)陽之助→(八田)慎蔵様	11日	横切継紙・1通	え1491-20
(金子拝借御礼) * (端裏書)「拝答」(岡野)陽之助	2日	横切紙・1通	え1491-21
(書状、湯田中村六右衛門儀、越後糸魚川在早川谷の奥山より硫黄堀切一件、甲田秀碩不届き一件等に付) 松本嘉十郎→八田慎蔵様封物添	(近世)8月	横切継紙・1通	え1491-22
(陶器代4両落手、先年御求めの刀は、実家貧々にて手元御救下さる仕合にて勘弁願いたく、此度は6円金にて御承知願) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	3月[ ]日	横切継紙・1通	え1491-23
(別紙拝見承知に付) * (端裏書)「奉復」(岡野)陽之助	(近世)12月5日	横切継紙・1通	え1491-24
(書状、毎度酪酊恐入り、竹山丁へ失言等あったか内々伺) * (端裏書)「御受」惣三郎 白群色宿紙	(近世)12月朔日	横切紙・1通	え1491-25
(鯉節相場は小舟町道へ罷越し、調べ差上げに付) 廣三郎→(八田)慎蔵様	(近世)	横切継紙・1通	え1491-26
(鯉節相場、蛤剥身会所へ差出し落手順等に付) 廣三郎→(八田)慎蔵様	(近世)12月8日	横切継紙・1通	え1491-27
(27日は祖父忌日だが祥月でなく不苦、28日・29日見合せ度、晦日は日柄宜敷差支なきに付)		横切継紙・1通	え1491-28
(書状、大坂・江戸・越後3ヶ所易相立、宜しき卦御知らせに付)	(近世)5月23日	横切継紙・1通	え1491-29

(書状、呈状開封披見の処埒もなきことに付) * (端裏書)「拝答」 (岡野)陽之助 桃色宿紙	(近世)6月26日	横切継紙・1通	え 1491-30
(書状、中町相之助後妻の儀、内々様子伺)	(近世)2月26日	横切継紙・1通	え 1491-31
(書状、昨年中傳兵衛・三之丞より御手元の方へ冥加上納の処、何程上納か書入願) * 勘返状 (八田)慎蔵→義三郎様内用	(近世)11月27日	横切継紙・1通	え 1491-32
(書状、田中宿従弟助作の儀、御内々様子伺) 落合本之進→八田新蔵様	(近世)7月6日	横切継紙・1通	え 1491-33
(上田祭礼の節水井忠治殿に逢い色々頼遣わしたが、甚だ不本意の仁にて、此儀御含置き返事下されたきに付) (落合)本之進	(近世)5日	横切紙・1通	え 1491-34
(書状、尊書成下さる処、相之助外出にて御答申さざるに付) (八田)慎蔵→密秀様	(近世)4月17日	横切継紙・1通	え 1491-35
(書状拝見何れ水井へも相談に付) * (端裏書)「拝答」 (岡野)陽之助	(近世)19日	横切紙・1通	え 1491-36
(50金上納慥かに落手、別紙印書差上に付) (水井)忠蔵→(八田)慎蔵様	(近世)7月15日	横切継紙・1通	え 1491-37
(書状、御元金30両御上納慥かに受取、御預り印書差出落手願) 忠蔵→(八田)慎蔵様印書入	(近世)7月21日	横切継紙・1通	え 1491-38
(御舎兄様御計い通りに暮らし向き儉約、内職をも出精され御遣帳に明細留暮らす様に付)	(近世)己酉年7月9日	横切継紙・1通	え 1491-39
(書状、明後日悟達院百ヶ日にて尊来相願、一飯も差上げたき処、暮らし方改革取調中にて及ばざるに付)	(近世)	横切継紙・1通	え 1491-40
(昨日御話の御歎願仕法に付) (岡野)陽之助→(八田)慎蔵様	(近世)10月13日	横切紙・1通	え 1491-41
(甲秀差上り出府の儀は、いずれ同人を遣わす旨内談他に付) (松本)嘉十郎→伊勢町様御受申上	(近世)5月24日	横切紙・1通	え 1491-42
(甲田早々参り懸合向取極めたき処、又々書状遣わす旨) (松本)嘉十郎→(八田)嘉助様御受申上	(近世)6月7日	横切継紙・1通	え 1491-43
(昨夜は又酔恐入、願の儀先ずは御流下されたきに付) (岡野)陽之助→(八田)慎蔵様	(近世)28日	横切継紙・1通	え 1491-44
(御頼みの金子1円御貸下され謝礼、昨日安三郎より金子催促を受けた件は甚だ不行届に付) * (端裏書)「御返事」 (岡野)陽之助	9月2日	横切継紙・1通	え 1491-45
(無抛方より時借金1両2分致す処、是非返済するように申すので、何分繰合せ願) (松本)東→市兵衛殿内用御直披	(近世)7月13日	横切継紙・1通	え 1491-46
(書状、上人様来る10日江戸御出駕の由にて浅間追分宿迄御見送りの処、竹屋喜六は孫七と馴合の様子にて、唐沢孝左衛門よりの書状御覧覧に入れる旨等に付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様御内密申上	(近世)2月22日	横切継紙・1通	え 1491-47
(書状、大坂炭彦より懸合の傳兵衛代栄八より甘草荷物差入の儀、金子借受の処銀方濟方差支に付) (水井)忠蔵・(松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様 灰色宿紙	(近世)[ ]月4日	横切継紙・1通	え 1491-48
(書状、鉄治郎一条は存外の日数相掛り、今日馬喰町の仁へ書状差出したので、御主人様始め市兵衛様へも右の始末申上げられたきに付) * (端裏書)	(近世)8月16日	横切継紙・1通	え 1491-49

内方 / 儀礼 / 書状

「十八屋直右衛門熊谷宿坂木屋本店 松代角幾久屋傳兵衛様佐助様庄助様急用入」 十八屋直右衛門→幾久屋佐助様・庄助様			
(産物冥加金上納72両の内当時何程御上納致す哉に付)	(近世)	横切紙・1通	え1491-50
(書状、旧冬相頼まれ取計いの石灯笼・水鉢の儀、34円の内20円は去暮江戸表にて落手の金子を為替とし、あと17円御賢慮願) 秀碩→伊勢町様内々申上	5月2日	横切継紙・1通	え1491-51
(善左衛門への草稿に付) (岡野)陽之助→(八田)慎蔵様	(近世)2日	横切紙・1通	え1491-52
(書状、今日御来駕願) *勘返状 (八田)慎蔵→(岡野)陽之助様	(近世)4月15日	横切継紙・1通	え1491-53
(長持、箆筒他8件道具書上)	(近世)	横切紙・1通	え1491-54
(15金槌かに落手、受取印書差上げに付) (水井)忠蔵→(八田)慎蔵様奉復印書入	(近世)7月16日	横切紙・1通	え1491-55
(書状、借財調帳少々見度く一寸拝借願) 重之助→(八田)慎蔵様	(近世)9月3日	横切紙・1通	え1491-56
(水井公と私より甘草一条、松兵衛孫七連名書状印書拝見したきに付) (松本)嘉十郎→いせ町様御受申上	(近世)3月5日	横切継紙・1通	え1491-57
(此度大坂表への懸合一大事の儀にて、松兵衛連名にて孫七等より懸合書状又は印書等も遣わし置く哉に付) (松本)嘉十郎→伊勢町様申上置	(近世)3月6日	横切継紙・1通	え1491-58
(今朝内話した栄八小西方へ孫七申談にて入置証文は、文言次第では公訴も出来申べきに付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様回状御順達申上候	(近世)4月朔日	横切継紙・1通	え1491-59
(下案書にて又色々と申答えもあるなら、栄八と一戦に及ぶ他なき哉に付) 佐野拜→伊勢町様御内々申上	(近世)4月13日	横切継紙・1通	え1491-60
(書状、書類拝見したく槌かに落手拝借に付) * (端裏書)「奉答」 (岡野)陽之助	(近世)13日	横切継紙・1通	え1491-61
(書状、文にての答書の儀、書面へ一寸つけ紙致すに付) * (端裏書)「拝答」 (岡野)陽之助	(近世)13日	横切継紙・1通	え1491-62
(先日三九郎認の書付を以て内評取極め印書差出しに付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様差懸申上	(近世)4月13日	横切継紙・1通	え1491-63
(来状関係書類綴)		綴/(え1522-1~23は一綴)・1綴	え1522
(袋) * (袋上書)「明治四辛未年九月中よりの来状入澹庵子静」		袋・1点	え1522-1
(羽織漸く出来、落手願) 飯島與[ ]→八田慎蔵様	11月10日	横切紙・1通	え1522-2
(廃藩に付藩知事職免ぜられ、在職中取扱事務取纏め、追々庶務取調、権大参事へ引渡、近日帰京の旨) 従四位	(明治4年)辛未9月	横切継紙・1通	え1522-3
覚(金3両落手) 八田本之進(印)	未12月29日	横切紙・1通	え1522-4
(青池村嶋田八郎右衛門、表柴町より金100両利滞り、10年賦割にて返済の内談あり、取計い蒙りたき旨) * (端裏書)「青池村八郎右衛門年賦内願之義御評議」 承之助→市治様・義夫様・(八田)慎蔵様	12月22日	横切紙・1通	え1522-5

(青池村八郎右衛門年賦内願に付評議願いの処、元利返済との仰せ、いずれその内申遣わず旨) 承之助→(八田)慎蔵様	12月28日	横切紙・1通	え1522-6
(当時急用にて封のまま80金御預置きの旨) 良右衛門→金八拾両御店分 (八田)慎蔵様	6日	横切継紙・1通	え1522-7
(書状、同人病氣徐々に快方、野生も10日朝より持病にて休み、同人少々宜しければ駕籠にて帰宅させたき旨) 坂本九拜→八田様尊下	9月18日	横切継紙・1通	え1522-8
(書状、去巳7月佐助より時借の分本証文に付、水野氏より既に昨夜申談じ、早速取調にて伺いの旨) 市治→(八田)慎蔵様奉復	12月6日	横切紙・1通	え1522-9
①(702番107匁他金銭書上)、②(110匁他金銭書上) ①②大丸屋渡九郎(印「東京大伝馬町三丁目 現金 札付か けねなし (○に大)下むら 大丸屋」)→①、②矢野殿	未11月5日	横切継紙・1通	え1522-10
(先年水井公の方内借にて、当節半田亀治殿取扱、同氏へ仮証文を本証文に認直し下さるよう明朝にも取計らう旨) (水野)清右衛門→(八田)慎蔵様	12月5日	横切継紙・1通	え1522-11
(去巳年7月中より借入の20両、本証文に御直下さりたく、切手は酒井両名に内々願いの義) (水野)清右衛門→(八田)慎蔵様	5日	横切継紙・1通	え1522-12
(佐助才覚金本証文の義、朔日取調の所未だ印形済ず、会計方より本証文受取るべき等に付、本証文写) 市治→(八田)慎蔵様貴酬	12月7日	横切継紙・1通	え1522-13
(書状、柴町一条段々御心配下され、別紙にて御承知下されたく、此段御答に付) 承之助→(八田)慎蔵様御報別紙入 灰色宿紙	12月5日	横切紙・1通	え1522-14
覚(安政7申2月8日名目久蔵金50両他返済成り難く、才覚金にて返済の旨木町嘉吉・師岡へも内証の次第) 承之助	12月5日	折紙・1通	え1522-15
(昨夜面談の処、本年の儀は子細あるまじき義に付一工夫願いたく、今日伺いの処用向き出来に付いずれ伺うべき旨) 良右衛門→(八田)慎蔵様	1月25日	横切紙・1通	え1522-16
(書状、御手許預り金利息の内年に6両宛御廻の処、昨年分御廻成られず、両年分当節下されたく書中にて御願いの旨) 佐十郎→(八田)慎蔵様	12月10日	横切継紙・1通	え1522-17
(書状、預りの内15金当7月上金の砌水井君に差上、残りわずか3両差間り御用立次第差上げたく旨) 遊亀尾→(八田)慎蔵様金子添	12月23日	横切継紙・1通	え1522-18
(書状、金子御継申上げたく、御救願) 水野清右衛門→八田慎蔵様	12月19日	横切継紙・1通	え1522-19
(書状、金策の事、川中島の者250両有ると申し、併しながら利高く月1両に1匁3分の利銀、質に取物なくば貸申さず、相談したきに付) 松山→伊勢町様	12月13日	横切継紙・1通	え1522-20
(書状、御懸戻し水井公の分1両他2朱御廻に付御礼) 寺町隠宅→伊勢町様	30日	横切紙・1通	え1522-21
(書状、昨日内々取急申上の一条御沙汰なく、後刻参上したき旨) (八田)慎蔵様→小野様御内披	25日	横切継紙・1通	え1522-22
(入用金子諸方へ申談置く処、揃いかね30金時借願いたく、何卒10金は今日願いたき旨) 松山→伊勢町様	25日	横切継紙・1通	え1522-23

内方 / 儀礼 / 書状

(天保8年到来書状関係書類)		綴/(え1523-1 ~92は一綴)・1 綴	え1523
(袋) * (袋上書)「西八月中九月中諸方到来状 元方」	(天保8年)酉8月~9月	袋・1点	え1523-1
(書状、昨日仰せの青木殿への御願に付書状認め差上げる旨) 源左衛門→(八田)嘉助様	8月29日	横切継紙・1通	え1523-2
(書状、会席付の儀今度承知にて取寄の処、その後沙汰なきに付) 三志田→(八田)嘉助様	8月30日	横切紙・1通	え1523-3
(今度内話の越州の水、何分1樽御廻下されたきに付) 喜兵衛→(八田)嘉助様	8月8日	横切継紙・1通	え1523-4
(書状、河原へ参り御訴訟、少々訳合あり、御手紙御面倒乍ら河原へ遣わされたくに付) (岡野)陽之助→(八田)嘉助様内用書	27日	横切継紙・1通	え1523-5
(屋根普請見分は15両程の見積りの処、13両程にて済むか御願等に付)	9月6日	横切継紙・1通	え1523-6
(補理普請は住居の者手入は勿論だが、住居し兼ねれば余儀無く早速申断るべきに付)		横切継紙・1通	え1523-7
(書状、腰痛にて何日も伺い申さず御高免願) * (端裏書)「奉願上候書入御届本願」/勘返状 (八田)嘉助→松山丁様御[ ]奉願候書入[ ]奉願候	葉月11日	横切継紙・1通	え1523-8
(今夕召寄せ下さる処、他へ参り御断りに付) (徳田)五百人→(八田)嘉助様上置 灰色宿紙	27日	横切継紙・1通	え1523-9
(書状、松山丁よりの拝借物、御陰をもって美酒拝味仕り、御礼并に拝借物返上に付) 熊三郎→(八田)嘉助様 桃色宿紙	5日	横切継紙・1通	え1523-10
(嘉助より柏屋藤吉への送金13両2分余為替取計いに差支え、今夕なりとも重之助宅へ手紙仰せ下されたきに付) 友作・重之助→(八田)喜兵衛様・(八田)嘉助様 灰色宿紙	7月21日	横切継紙・1通	え1523-11
(私不快御尋ねを蒙り、漬物沢山拝領に付御礼) (岡野)陽之助→(八田)嘉助様	22日	横切継紙・1通	え1523-12
(書状、孫坊は数日気遣わしく、懐虫等ではなきやとの愚考に付) * 端裏書「不及御書答」 (岡野)陽之助→(八田)嘉助様	22日	横切継紙・1通	え1523-13
菊月十三日客五人前仕入(吸い物等献立)	菊月13日	横切紙・1通	え1523-14
口上(上州行の方々只今罷帰るに付) 田中鑑平→伊勢町様	7日	横切紙・1通	え1523-15
(白斜子等到着、白斜子は出来次第早速御差出下さるべきに付) 江府懸り→御在所御懸り様 灰色宿紙	8月21日	横切継紙・1通	え1523-16
覚(大硯1面他馬場町より預り品書上)		横切紙・1通	え1523-17
(書状、今日五百人様御出にて蠅払をたてたが、穴はどのくらいか分からぬ旨) はなより→お梅さま願上		折紙・1通	え1523-18
覚(京都万屋甚兵衛より送り金36両を荒物屋友吉へ御渡下されたきに付) 江府懸り→御在所御懸り様 灰色宿紙	9月朔日	横切継紙・1通	え1523-19
(御不快伺肉送付に付) (岡野)陽之助→(八田)嘉助様	13日	横切継紙・1通	え1523-20



即興(「秋しらぬ松の茂りや…」俳句) 素弓		横切継紙・1通	え1523-21
(書状、大延引の公辺御大礼着写取り、御覧に入れる旨) 友作→(八田)嘉助様申上 灰色宿紙	9月11日	横切継紙・1通	え1523-22
口上(差懸り入用あり金1両1分御渡下さるよう依頼)	4日	横切紙・1通	え1523-23
(書状、私儀、嘉内と改名に付) 富永嘉内諫事→八田嘉右衛門様・八田嘉助様・八田辰三郎様人々御中	7月晦日	横切継紙・1通	え1523-24
(書状、何よりの御品頂戴御礼) 梅庵→山長具大君几下 灰色宿紙	8月28日	横切紙・1通	え1523-25
(書状、神戸氏差支の趣にて少しばかり差送る処、今少し御惠願) 三右衛門→(八田)嘉助様内々 灰色宿紙	27日	横切継紙・1通	え1523-26
(書状、昨日御願の儀は如何の様子か伺いに付) 忠兵衛→三右衛門様内用 灰色宿紙	8月27日	横切紙・1通	え1523-27
(後町にて書鳩様へ御約束の箆細工・煙草盆呈上) (関田)守之丞→(八田)嘉助様 芥子色宿紙	6月5日	横切継紙・1通	え1523-28
口上(金200疋御渡下さるよう依頼)	21日	横切継紙・1通	え1523-29
(書状、私儀、左門と改名に付) 玉川刑部事左門正邦(花押)→八田嘉右衛門様人々御中	8月20日	横切紙・1通	え1523-30
(書状、松本町より持参の大小目利きは、刀は6両2分・脇差は15両の値に付) *勘返状 (八田)嘉助様→(関田)盛之丞様	菊月10日	横切継紙・1通	え1523-31
(昨日認込御請申通りの作柄とはあきれ果ての仕合に付) *(端裏書)「御受」 小盛拜上	9月11日	横切継紙・1通	え1523-32
(書状、松井久右衛門繁哉宗判等近々ある処、長左衛門は当所に居宅もなく不便にて、委細問合せに付) 赤倉村役人中→八田様御内御役人中様	9月7日	折紙・1通	え1523-33
(木町様方一寸御伺御座候処、岩下公御出に付御訴訟出来兼候旨、右に付明夕は如何か御伺) (八田)嘉助→松山丁様申上	8月27日	横切継紙・1通	え1523-34
(書状、昨夜御預りの品御遣し下された御礼等に付) *(端裏書)「奉復 御心[ ]返上」 (岡野)陽之助	9月朔日	横切継紙・1通	え1523-35
(夜具の事・屋根替の事・繁八引請の事に付返答書)		横切継紙・1通	え1523-36
舌代(御半紙有難く、残紙返上に付)		横切継紙・1通	え1523-37
覚(硯蓋等7人前分献立)		横切継紙・1通	え1523-38
(書状、一昨年金3両拝借の引当に1人扶持差出置く処、先頃より飯米差支にて、何分貴家様への御扶持は勘弁、馬場丁より成下されたきに付) (岡野)陽之助→(八田)嘉助様内用	27日	横切継紙・1通	え1523-39
(書状、昨日御同姓様より名菓御贈下されに付御礼) 田中坊→いせ丁八田嘉助様貴答	8月24日	横切紙・1通	え1523-40
(書状、銀1片拝借願) 灰色宿紙	8月8日	横切継紙・1通	え1523-41
(書状、妻科去年分せめ取に付差上げる旨) 尽之進→嘉右衛門様 金文[ ](綴穴)入	8月8日	横切継紙・1通	え1523-42
(書状、10日頃迄50金拝借願) 貞蔵→勝之助様御内談申上候	9月28日	横切継紙・1通	え1523-43

内方 / 儀礼 / 書状

覚(天保6年8月通船1艘に付船板代金4両3分2朱余他 メ金11両2分2朱余入用書上) 灰色宿紙	(天保8年)酉8月	横切紙・1通	え1523-44
(書状、春中沙汰のさせる2本にて100匹頂戴したきに 付) 梅庵→山長具大君玉几下御内披可被成下候	9月22日	横切継紙・1通	え1523-45
覚(村木買入等にて借入金の内、小松原村孫右衛門へ 御渡金3両余預りに付) 八田嘉助(印墨消)→浄福寺方 丈	天保8酉年7月	横切紙・1通	え1523-46
(書状、夜前御願の通り100疋御恵投下願) 梅庵申上→ 山長君	9月23日	横切継紙・1通	え1523-47
(50金拝借に付受取印書差上の旨) 貞蔵→勝之助様	9月28日	横切継紙・1通	え1523-48
(将軍宣下の祝儀に付、日程并に献上品書上) 灰色宿 紙	(天保8年)	横切継紙・1通	え1523-49
口上(白味噌少々頂戴願) 立田拜→八田様	9月13日	横切紙・1通	え1523-50
八月廿一日同廿二日御祭礼ニ付左之通(献立書上)		横切継紙・1通	え1523-51
(中買より買入分を土蔵へ収める処、如何取計らうか 出張し開扉下されたきに付) 会所→(八田)嘉助様 灰色宿紙	8月26日	横切継紙・1通	え1523-52
(御取替辻メ68両3分3朱余金銭書上)		横切紙・1通	え1523-53
(書状、愚生もこの節癬疥再発し平臥等近況報知) 梅 兆	葉月20日	横切継紙・1通	え1523-54
(書状、長らく不沙汰にて当年は田畑共出来宜敷様子 等近況報知) 近藤六左衛門→八田嘉右衛門様	葉月4日	横切継紙・1通	え1523-55
(書鳩・素弓連歌)		横切継紙・1通	え1523-56
(俳句「朝霧や・・・」) 榎		横切継紙・1通	え1523-57
(荷出のため出張願) 会所→(八田)嘉助様 灰色宿紙	8月24日	横切継紙・1通	え1523-58
(倅謙太夫奉公筋見習させたく海野蔵主殿御組へ御 番人仰付けらるに付) 宮下但美→八田嘉右衛門様・八 田嘉助様	9月5日	小切紙・1通	え1523-59
(書状、年頭祝詞) 水野大右衛門→八田嘉右衛門様・八田嘉 助様参人々御中	正月2日	横切紙・1通	え1523-60
(酒店小供教示行届き兼ねる趣沙汰あれども誤りに て、御放念御流し下されたきに付) *(端裏書)「申 上」 買物方	5月	横切継紙・1通	え1523-61
口演(不肖昨夕方婦寮致し繁用にて御礼挨拶今明に 参りかねる旨) 密秀	9月6日	横切紙・1通	え1523-62
(書状、過日差上げた大小、御不用なら御返却下され たきに付) (関田)盛之丞→(八田)嘉助様	9月6日	横切紙・1通	え1523-63
(書状、さる御方が内々に大小3両にて御払いなされ たく、御覧入れる旨) (関田)盛之丞→(八田)嘉助様包 添	9月3日	横切継紙・1通	え1523-64
(川田が今に持参せず、到来次第返上するので一升御 時借願) (岡野)陽之助→(八田)嘉助様内用	10日	横切継紙・1通	え1523-65
(和歌「奥深き・・・」)		横切継紙・1通	え1523-66

(書鳩・素弓連歌「此松や・・」)		横切紙・1通	え1523-67
(金子受取りに参るよう知らせにて、私が罷出るのか伺い) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	6日	横切紙・1通	え1523-68
(書状、御鞍拝借御礼) 熊三郎→(八田)嘉助様	9月朔日	横切継紙・1通	え1523-69
(年越御救い頂戴したき歎願にて、門内へ数人罷越したので、急場取計らいの旨に付) 八田嘉右衛門	7月	横切継紙・1通	え1523-70
(私儀日光御門主様御家来宮須美喜次郎姉と縁組したき旨報知) 岩下革→八田嘉右衛門様・八田嘉助様 灰色宿紙	6月22日	横切紙・1通	え1523-71
覚(初霞164文・浅間たけ150文他ノ1貫176文勘定書) みの屋与兵衛→上	(天保8年)西7月	横切継紙・1通	え1523-72
(硯蓋等献立書上)		横切継紙・1通	え1523-73
(書状、10両御廻下されるか、今日も文左衛門罷出で御貸下げの義申立てたき旨) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様 灰色宿紙	6月27日	横切継紙・1通	え1523-74
(書状、田中御引替は明朝迄に御片付下されたきに付) (関田)守之丞→(八田)嘉助様 灰色宿紙	7月12日	横切継紙・1通	え1523-75
(ちりめん・たばこ入させるさし1ツ他書上)		横切継紙・1通	え1523-76
(書状、幸便受取り御安否尋ねに付) 梅兆→書鳩伯玉机下	葉月10日	横切継紙・1通	え1523-77
(書状、珍しき鮮魚御製仰付けられ御礼等) * (端裏書)「奉復」 桜丘	14日	横切継紙・1通	え1523-78
(書状、御下物仰付けられれば本懐の至り等に付) 忠兵衛→(八田)嘉助様 灰色宿紙	南呂(8月)末三	横切紙・1通	え1523-79
(おこふは食事も食べるが痛みを迷惑がる等病状に付) はな→おむめ様		横切継紙・1通	え1523-80
(書状、明日法事献備の儀にて、3分献備でよいか伺いに付) 一字→(八田)嘉助様 灰色宿紙	(天保8年)8月2日	横切紙・1通	え1523-81
(夕刻下屋敷涼の儀、徳田も参りたき趣にて7つ刻頃御供願等に付) (岡野)陽之助→(八田)嘉助様内用	15日	横切継紙・1通	え1523-82
(書状、善光寺辺よりの願ひにて、扨どころ無く大小差上げ4両拝借したきに付) 市治→(八田)嘉助様 当内用	7月16日	横切紙・1通	え1523-83
(賄所へ種々懸合の処分り兼ね、昨今不罷出の水野に手紙差遣わした旨) (関田)守之丞→(八田)嘉助様 灰色宿紙	8月20日	横切継紙・1通	え1523-84
(書状、伊勢町御扶持の儀、吉野・相原氏等へ相談の処、差支は酒井氏へ手紙遣し宜敷願いたきに付) 友作→(関田)守之丞様 灰色宿紙	8月20日	横切継紙・1通	え1523-85
(中之条詰屋より祭礼見物に付、肴の他に瀧水3升も添遣したく徳利拝借願等に付) * 朱書あり (岡野)陽之助→(八田)嘉助様	20日	横切継紙・1通	え1523-86
覚(金45両余他、申11月～酉2月藤吉・友吉手よりの払代金上納済に付) 灰色宿紙	(天保8年)酉8月	横切継紙・1通	え1523-87
(書状、京都松居荘右衛門より友吉への袖代金35両は為替証文にて受取、懸合状一同は便にて差上げる	8月5日	横切継紙・1通	え1523-88

内方 / 儀礼 / 書状

旨) 江府懸り→御在所御掛り様 灰色宿紙			
(書状、京都松井より荒物屋友吉への35兩為替証文は、明2日取計いたきに付) 友作・重之助→(八田)喜兵衛様・(八田)嘉助様 灰色宿紙	9月1日	横切紙・1通	え1523-89
(江府より御用状為替証文差上げの旨) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様 灰色宿紙	8月19日	横切紙・1通	え1523-90
(書状、御品拝受の礼状) →書鳩君□拜	20日	横切継紙・1通	え1523-91
酉菊月七日献立(客笹井休太殿・小宮数太殿食事献立書上)	(天保8年酉菊月7日)	横切継紙・1通	え1523-92
(八田慎蔵宛手章関係書類綴)		綴/(え1552-1~27は一綴)・1綴	え1552
(袋)* (袋上書)「安政六己未年正月中よりの要用朱(マ)章入 澹拳」		袋・1点	え1552-1
(返書については健治并に七之助召寄せ、御元メにて仰聞かされ当人承服、此節一声御懸け下さる哉には罷成る間敷哉、私は健治の事今度初めて懸合い仕り七之助へは早々申遣し等に付)* (端裏書)「御請奉申上候」(松本)嘉十郎	正月12日	横切継紙・1通	え1552-2
(書状、轟文輔公へ七郎より申す共10兩の金子は渡しくれ申さず哉、今朝水田森之助へ御手紙廻置きいづれ御懸合の節は又書状下申すべくに付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様先申上	正月30日	横切継紙・1通	え1552-3
(書状、謹書の儀仰下され有難く右に付御認め下され印形差上、宜敷御手数段恐入るに付)* (端裏書)「申上」本之進	正月16日	横切紙・1通	え1552-4
(書状、昨朝七之助罷出で如何にも不埒不束の次第涙を出し彼是誤り入る義に付先々子細能々相分かる哉申取るべく御尋ね等に付) 竹山丁下より→伊勢町様御受申上	正月5日	横切継紙・1通	え1552-5
(書状、年尾御祝儀鮭2尺呈上御笑留め下されたくに付) 三郎左衛門→(八田)慎蔵様参人々御中	12月22日	横切継紙・1通	え1552-6
(一同様御見舞下さり殊に芳三郎様尊来下され有難きに付) 金井→八田様	臘月22日	横切紙・1通	え1552-7
(書状、今朝人より申上げの通り1兩2分御廻し下され慥かに御預り申置き何れ新代官町様より差上申し後日江府より切手御廻し成らば早々差上げ申すべく、左様御承知下されたきに付) 大蔵→(八田)慎蔵様御請	2月28日	横切継紙・1通	え1552-8
(書状、私只今迄書状認め、最早御昼其様も大抵御目覚めの頃にて御迎申上御光来内談仰下さるべきに付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様又申上	3日	横切継紙・1通	え1552-9
(書状、昨冬水沢村にて轟文輔殿方へ御渡しの段別紙の通りに付) (松本)嘉十郎→八(八田)慎蔵様御受申上	正月9日	横切継紙・1通	え1552-10
(札)「慎蔵様先達而之[ ]も返上」(松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様		札・1枚	え1552-11
(願上げたき義出来、尊来下されたきに付) (松本)嘉十郎→八(八田)慎蔵様御用ニ而進上	3月13日	横切紙・1通	え1552-12
(書状、伊勢町様歎願一条願の通り今日御手元より書	12月25日	横切紙・1通	え1552-13

類頼母殿へ御下げになり御袋様へ仰され先ずは安堵に付) 旗之助→十郎右衛門様			
(書状、八三郎儀昨12月29日朝より不快にて翌大晦日夜5ッ過ぎ終に死去に付5日葬送の儀に付) (金井鉄次郎→御兄上様・御母上様・御兄上様	正月2日	横切継紙・1通	え 1552-14
(書状、孫七炭彦の支配人中炭孫七懸りにて取扱の甘草の事、炭彦の方より3500両内借の儀に付) 松本嘉十郎→八(八田)慎蔵様差懸申上	3月12日夕	横切継紙・1通	え 1552-15
(書状、書物代金難渋に付荒神町より申遣し、金7両早速荒神町へ御渡し旨に付) (水井)忠蔵→(八田)慎蔵様内用 灰色宿紙	2月28日	横切継紙・1通	え 1552-16
(書状、過日は尊来ならず鮮魚恵贈下され有難く、返上仕りたくも屢の失敬不安ながら拝載厚誼の至り恐入り、早速御礼に付) 束之小路拜→伊勢町様御内祈(ママ)	上巳	横切継紙・1通	え 1552-17
(書状、諸大名の家来之内人撰にてアメリカ・ロシア等へ参る由の他近況伺に付) 金井鉄次郎→八田御兄上様	2月18日	横切継紙・1通	え 1552-18
(書状、妙薬大いに宜しき様子にて私も用い、その段申遣す旨等に付) 松本嘉十郎→八(八田)慎蔵様御内々申上	2月17日	横切継紙・1通	え 1552-19
(大戸安左衛門、水野筑後守役所へ召出され、神奈川駅にて500坪拝領外国交易方元メ仰付けられると申す事私不見にて慥に取留めの儀にはこれなく等に付) *下書/後欠		横切紙・1通	え 1552-20
(書状、私重病に付諸事取計らい等に付) 竹山丁下より→威勢街様御受申上	正月21日	横切継紙・1通	え 1552-21
(書状、私昨年中より病氣にて御助け下さり、又御祝儀の品有難き旨に付)		横切継紙・1通	え 1552-22
口占(鄭重の御贈恵痛み入りに付) 龍重行→八田君御前	初春	横切継紙・1通	え 1552-23
(書状、栄八儀も兼ねて申す通り中村屋九兵衛後見同様にて日々暮らせども新八は相変わらず暮らし兼ね、此度は是非申越す様等に付) (金井)鉄治郎→御兄上様	2月11日	横切継紙・1通	え 1552-24
(書状、弥兵衛罷出で云々申上げに付勸弁申す様仰せを蒙る処、鑑札受居り候はば手作の品売捌くには弁利に罷成る、しかしながら兼ねての御趣意に反し一応水井元メへ御相談の処、奉行所へ何うべき等に付) 荘助→(八田)慎蔵様御答 灰色宿紙	正月21日	横切継紙・1通	え 1552-25
(書状、度々申上御気の毒ながら例の金子少々にてても御廻し下さりたきに付) 柴町→伊勢町様内用	2月22日	横切紙・1通	え 1552-26
覚(195貫148文に付38貫100文掛出不足、并に八三郎方へ美事産着1重下され有難く家内宜敷申上、早速礼状差上げるべき処甚だ取込みに付遅引、又祖母儀病氣に付、暫時話合う様にて千万失敬御用捨に付)		横切継紙・1通	え 1552-27
(当用書入関係書類綴)		綴/(え1553-1~17は一綴)・1綴	え 1553
(袋) * (袋上書)「当用書入」		袋・1点	え 1553-1

内方 / 儀礼 / 書状

(書状、拝借物返上に付御改願) 梅兆→書鳩大君	4月21日	横切継紙・1通	え1553-2
(書状、何れ遠からず拝眉を得、他筆申上げの失礼御用捨願に付) 樹一郎→御兩人様	5月2日	横切継紙・1通	え1553-3
(書状、昨日罷出でと本日御使いの御礼に付) 文道→(八田)嘉右衛門様	端午4日	横切継紙・1通	え1553-4
(書状、過日御恩借の掛物大形にて6尺物を拝借願に付) 梅兆拜→書鳩大兄	正月18日	横切継紙・1通	え1553-5
(書状、小児眼病・私病気にて療養のため上京に付) 善光寺止宿より藤田伝左衛門→松代八(八田)嘉右衛門様人々御中	4月30日	横切継紙・1通	え1553-6
(書状、旧冬河原舎人殿より文通の一条、御面倒ながら御内覧下され、然るべく御指図舎人殿へ差出候様仕たく候間、此段御頼みに付) 廣田筑後→八田嘉右衛門様	3月28日	横切継紙・1通	え1553-7
(書状、御産婦様御肥立にて御祝儀呈進受納願等に付) 梅兆→書鳩大君玉床下	初夏3日	横切継紙・1通	え1553-8
(書状、御守袋として品々祝呈、小林善蔵殿に頼み差上げに付) 中島→書鳩様申上	3月27日	横切継紙・1通	え1553-9
(書状、拙家への光駕が19日となったことに付) 梅兆拜上→書鳩大君閣下	孟夏7日	横切継紙・1通	え1553-10
(書状、隣村詞太山出産のいまだ珍しき品を御目懸け御笑留下されたきに付) 宗準→(八田)嘉右衛門様	3月16日	横切継紙・1通	え1553-11
(御新造様の御男子様出生の御悦びに付) [ ]→(八田)嘉右衛門様	3月9日	横切紙・1通	え1553-12
(書状、奉公人切替えの御にて賑々しく色々困り入等に付) 中島→書鳩大君	3月12日	横切継紙・1通	え1553-13
(書状、当11日頃に御入りの節は入料なき哉に付) 馬場丁→伊勢町様用事	2日	横切紙・1通	え1553-14
(城下町近年衰微の為、繁盛する工夫を裏屋・借家までも役所へ申通すべきに付)	正月15日	横切継紙・1通	え1553-15
(五月十四日柄沢孝左衛門内談に付)		折紙・1通	え1553-16
(書状、初節句の祝儀鋳鑓・御肴1折進上に付) 堀内樹一郎→八田嘉右衛門様・八田鉄之助様参人々御中	5月2日	折紙・1通	え1553-17
(不用古書類関係綴)	(近世)	綴/(え1563-1~82は一綴)・1綴	え1563
(袋)* (袋上書)「不用之古書類 天保十四卯年七月調」	天保14卯年7月	袋・1点	え1563-1
(書状、年頭挨拶) 山岸三四郎→八(八田)嘉右衛門様御家来中様	(近世)正月10日	折紙・1通	え1563-2
(書状、御太守様東都御屋敷旧臘消失の様子分かり兼ね、籠忽の義御見舞差控に付)* 下書 (八田)嘉右衛門→(山岸)三四郎様	(近世)正月11日	横切紙・1通	え1563-3
(書状、年頭挨拶并に御肴3種献上、御笑納願) (山岸)三四郎→旦那様	(近世)正月10日	折紙・1通	え1563-4
口上覚(考経 諸侯章・卿大夫章素読に付) 八田鏡之助	(近世)6月	横切紙・1通	え1563-5

柳宮之御会 初歌(和歌書付)	(近世)	横切紙・1通	え1563-6
(書状、金3兩御送付慥かに落手) 源右衛門→(八田)鏡之助様 灰色宿紙	(近世)9月6日	横切紙・1通	え1563-7
(御物頭小川多次他戦士隊列1手から3手書上) 灰色宿紙	(近世)	横切継紙・1通	え1563-8
(書状、無尽掛戻金割返) * (端裏書)「奉復」 柴町 灰色宿紙	(近世)12月21日	横切継紙・1通	え1563-9
(別紙の通り大手前より申來たるに付差上) 片葉→いせ丁様	(近世)14日	横切継紙・1通	え1563-10
(書状、寒中薬物伊勢町へ差越し度取計願) 大手前→三右衛門様 桃色宿紙	(近世)12月14日	横切紙・1通	え1563-11
(書状、矢代村証蓮寺鑑司柿崎家・林家先年寄附田畑は作徳薄く売払う処、代金34兩3分は私方預りに付) * (端裏書)「未正月十一日[ ]へ遣候下案」	(近世)正月11日	横切継紙・1通	え1563-12
(書状、嚴寒見舞) * (端裏書)「嘉右衛門様」 (徳田) 五百人→(八田)嘉右衛門様	(近世)11月29日	横切継紙・1通	え1563-13
(書状、嚴寒見舞及び鏡之助様御前髪御剃髪に付) * (端裏書)「嘉右衛門様」 (徳田) 五百人→(八田)嘉右衛門様	(近世)11月29日	横切継紙・1通	え1563-14
(林肥後守様・田沼玄蕃頭様他役職認書) 喜代司→弥友様 灰色宿紙	(近世)4月25日	横切継紙・1通	え1563-15
(打揚腰納代乗物用分松平薩摩守他20名等向後相極め相達しの旨)	(近世)	横切継紙・1通	え1563-16
(「らいねんよりは町家中むかしにまさりよきやうに…」等和歌書上)	(近世)	横切紙・1通	え1563-17
塩野氏返歌(「いらさるミなの御ひやうばん…」等和歌書上)	(近世)	横切紙・1通	え1563-18
(1月9日夜5つ半時より杭瀬下村より差起りの騒動、非常の儀に付書上) * 下書 灰色宿紙	(近世)	横切継紙・1通	え1563-19
(1月9日夜5つ半時より杭瀬下村より差起りの騒動に付書上) * 下書 灰色宿紙	(近世)	横切継紙・1通	え1563-20
(書状、暑中伺の印までに籠菓1箱進呈に付) (関田)守之丞→(八田)鏡之助様	(近世)6月21日	横切継紙・1通	え1563-21
覚(米180石1斗5升代金256兩1分2朱銭360文菊屋巳之作差引上納)	(近世)酉12月15日	横切紙・1通	え1563-22
(書状、脇取盆及び表具・細工物如何、思召仰せを蒙りたきに付) (関田)守之丞→(八田)鏡之助様 灰色宿紙	(近世)9月29日	横切継紙・1通	え1563-23
覚(金50兩差引書上) * (端裏書)「西十二月廿一日和田九郎右衛門殿より請取切手印置」	(近世)酉12月21日	横切紙・1通	え1563-24
(書状、寒中御見舞) 左一郎→(八田)嘉右衛門様・(八田)辰三郎様	(近世)12月13日	横切紙・1通	え1563-25
(12日金300兩探索に付)	(近世)	横切紙・1通	え1563-26
覚(小糠代銭6貫300文他2件ノ金3兩2朱銭122文上納) * (端裏書)「酒店上納」 酒店→上	(近世)酉10月11日	横切紙・1通	え1563-27
覚(兩替金6口惣ノ為金4兩1分2朱銭250文上納) 酒店	(近世)酉10月朔日	横切継紙・1通	え1563-28

内方 / 儀礼 / 書状

→上			
(書状、昨日内談の儀に付) [ ]神拝→い勢丁様	(近世)望日	横切継紙・1通	え 1563-29
(返上御入手願)	(近世)	横切紙・1通	え 1563-30
(書状、金子1両此者へ御渡し願) * (端裏書)「朧」越村音高寺[印]→八田嘉右衛門様玉几下	(近世)申6月25日	横切継紙・1通	え 1563-31
(書状、龜酒江戸より持参、御笑留願) * (端裏書)「以上 主水」 主水	(近世)7月朔日	横切継紙・1通	え 1563-32
(書状、当作違にて一統困入り状況に付) (落合)彈藏→(八田)嘉右衛門様	(近世)12月15日	横切継紙・1通	え 1563-33
(昨9日夜5つ半頃杭瀬下村より発起他村々集まり下戸倉村勇右衛門方へ多勢罷越しの騒動にて、8人生捕りの処早速引取りに付) * 下書	(近世)	横切継紙・1通	え 1563-34
(「蛤にけして手軽き一かこは雀のなりに似せし懸物」和歌書上)	(近世)	横切紙・1通	え 1563-35
(書状、御書物出来、御入手されたきに付) 莊内郡平御はやし組(御囃子役割書上)	(近世)4月12日	横切継紙・1通	え 1563-36
(書状、軽少の品寒中見舞) 竹山町→伊勢町様不及書答 灰色宿紙	(近世)12月12日	横切紙・1通	え 1563-38
(諏訪表より貰った品を少々ながら貴覧に呈上) 梧庵拜→書鳩様 灰色宿紙	(近世)臘月望	横切紙・1通	え 1563-39
(嘉右衛門へ腰当小ふとん紬単物他品物書上)	(近世)	折紙・1通	え 1563-40
(書状、八田鉄之助へ岡野弥右衛門娘縁組願通り珍重に付) 伊東友作・小野壘・小幡官太夫・徳田五百人→八田嘉右衛門様人々御中 灰色宿紙	(近世)閏6月28日	横切継紙・1通	え 1563-41
(「拂衣五湖裏」他2件印譜) 馬善長篆刀(印)	(近世)壬辰仲春	横切紙・1通	え 1563-42
御用所御薫物御香具品々(香具薬類広告) * 木版 赤坂田町荅丁目横丁御用御薫物所高敷金右衛門	(近世)	横切紙・1通	え 1563-43
水滴茶入燗の事(茶入作法書上)	(近世)	横切継紙・1通	え 1563-44
献立(初重から4重まで献立) 梅林	(近世)午年12月	横切継紙・1通	え 1563-45
片岡主計殿(御懸戻半口分金12両他、金21両金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え 1563-46
(衣服は木綿に限る旨他取極書上)	(近世)	折紙・1通	え 1563-47
覚(日光御社参のため諸国分限者改めに付)	(近世)	横切継紙・1通	え 1563-48
(林肥後守様御用取次御免、若年寄1万石高補任他覚書留、并に正月11日柳営之御会初歌和歌書上)	(近世)	横切継紙・1通	え 1563-49
覚(金15両1分2朱銭270文大工吉右衛門他1件、金18両2分銀7匁1分2厘銭270文、木町・柴町御普請払込に付) * (端裏書)「西七月十三日木町普請に付払方」	(近世)7月13日	横切紙・1通	え 1563-50
(書状、先達路駝の絵は届いたか挨拶無く、此度挨拶下されたきに付) 弥友→(八田)鉄之助様 灰色宿紙	(近世)11月19日	横切継紙・1通	え 1563-51
(書状、「千曲川に舟を浮めて…」等和歌書上)	(近世)	横切紙・1通	え 1563-52



覚(亥2月20日金7両1分2朱銭235文他1件メ金20両2分 銭618文中町店残納に付)	(近世)亥2月20日	横切継紙・1通	え1563-53
(「した原にけのなきほとに…」等和歌書上)	(近世)	横切紙・1通	え1563-54
(書状、出立の節御預りの御刀を本阿弥に見せた処、 宜敷道具との下見札差上げ等に付) 源八→(八田) 嘉右衛門様	(近世)8月17日	横切継紙・1通	え1563-55
武田流伝書拔書(一騎八人連のうち、一騎の者に心懸 置くべき品々書上) 善兵衛→(八田)嘉右衛門様	(近世)巳年正月20日	折紙・1通	え1563-56
三歌仙(地方少将忠岑和歌他書上)	(近世)	横切紙・1通	え1563-57
(酒気の節は過言・取計い向き不束の儀にて聞流し 願)	(近世)	横切紙・1通	え1563-58
(「昇以自居」他2件印譜) 阿正久篆刻	明和第2乙酉臘	横切紙・1通	え1563-59
(艸稿・詠什・詠艸此三之内) * 下書	明和6己丑正月朔	横切紙・1通	え1563-60
(鼓図面)	(近世)	26.0×23.0・1枚	え1563-61
(書状、歳暮御菓子1折貴意を掛けられ御礼) 落合弾藏 朝貴(花押)→八田嘉右衛門様参人々御中	(近世)12月15日	折紙・1通	え1563-62
(「このそのをあくまでも…」和歌書上)	(近世)	横切紙・1通	え1563-63
(書状、内談の趣は御見廻御出なされたきに付) 左司 →孫左衛門様内用	(近世)3月9日	横切継紙・1通	え1563-64
(書状、寒中御見舞)	(近世)12月	折紙・1通	え1563-65
(書状、尼か崎鱧御笑味願)	(近世)15日	横切紙・1通	え1563-66
覚(金50両請取) 八田喜兵衛→大嶋武右衛門殿・同安兵衛 殿	文政8酉年正月	横切紙・1通	え1563-67
(書状、初夏小篇貴覧に入れ御笑吟願)	(近世)4月15日	横切紙・1通	え1563-68
(書状、あじの干物土用中御見舞い呈上、御笑納願) * (端裏書)「嘉右衛門様」(小山田)重太夫→(八田)嘉右 衛門様・(八田)鉄之助様 灰色宿紙	(近世)6月晦日	横切継紙・1通	え1563-69
(書状、代料は出立の節1両預り色々調物の処、御下屋 敷よりの詠物右金子にては少々不足、今少々御金 子御送付願) (小山田)重太夫→(八田)鉄之助様	(近世)6月25日	横切継紙・1通	え1563-70
(書状、此度金2両御送り下され預り置き、詠物委細仰 下され承知に付) * (端裏書)「鉄之助様」(小山田) 重太夫→(八田)鉄之助様	(近世)6月27日	横切継紙・1通	え1563-71
(書状、祖母死去御悔の御礼) 小山田重太夫→八田嘉右 衛門様・八田鉄之助様	(近世)6月27日	横切継紙・1通	え1563-72
(書状、時候挨拶) (小山田)重太夫→(八田)嘉右衛門様	(近世)6月27日	横切継紙・1通	え1563-73
(御詠の墨、大学堂には菱湖鑒賞は無く、先ずは菱湖 秋色を調べ差上に付) (小山田)重太夫→(八田)鉄之助 様	(近世)閏6月8日	横切紙・1通	え1563-74
(書状、紅花墨1丁朱肉差上げ御落手願、并に菱湖鑒賞 は文魁堂には無き旨に付) (小山田)重太夫→(八田) 鉄之助様	(近世)閏6月7日	横切継紙・1通	え1563-75
(書状、今便金子1両送られ慥かに落手、并に先便差上 げた筆墨が届いた由、安心に付) (小山田)重太夫→	(近世)閏6月3日	横切継紙・1通	え1563-76

内方 / 儀礼 / 書状

(八田)鉄之助様			
(書状、先便誂の彫物小刀都合4丁他今便差上げ、并に朱肉・紅花墨・菱湖鑿賞は近便の内に差上げる旨他に付)* (端裏書)「鉄之助様」(小山田)重太夫→(八田)鉄之助様 灰色宿紙	(近世)6月晦日	横切継紙・1通	え 1563-77
覚(菱湖秋色1挺代銀5匁銭550文糙かに受取) 大学堂次郎左衛門(印「神田鍛冶町老丁目大学堂」)→上	(近世)閏月8日	横切紙・1通	え 1563-78
覚(紅花墨1丁代銀15匁他2件ノ銀33匁7分糙かに受取) 文魁堂弥兵衛(印「日本橋通四丁目文魁堂」)→小山田重太夫様	(近世)閏6月7日	横切紙・1通	え 1563-79
覚(1寸太刀鉈代銀3匁6分他6件ノ銀7匁3分銭304文糙かに受取) 名古屋久二郎(印「本店芝神明前名古屋」) 灰色宿紙	(近世)1月29日	横切継紙・1通	え 1563-80
(書状、酒造減石にて今更酒造も不行届の儀等に付)* (端裏書)「和七徒飯山遣候紙面」 笠井和七→小出六右衛門様貴答	(近世)12月10日	横切継紙・1通	え 1563-81
(刀図面)	(近世)	16.5×25.0・1枚	え 1563-82
(八田慎蔵宛書状関係書類綴)		綴/(え 1564-1~31は一綴)・1綴	え 1564
(書状、支那人が大勢天主堂等へ押寄せた天津騒動報知)	明治3年庚午6月	横切継紙・1通	え 1564-1
口上御ねかへ申上(飯米願上に付)		横切紙・1通	え 1564-2
(書状、来る25日は仁岳尊寛十三回忌、御家内様御焼香御案内) 久米→(八田)慎蔵様	3月24日	横切紙・1通	え 1564-3
(書状、昨年(の)義は何廉会所の手もちぢむ哉一昨日取調べは35.6駄に至らず余り少々(の)事にて力石へ触書差出、御出頭願う旨に付) (富岡)良右衛門→八田様	4月6日	横切継紙・1通	え 1564-4
(書状、兼ねて今夕と申上げた儀、是非御光来願) 寺尾[ ]→伊勢町様	4月7日	横切継紙・1通	え 1564-5
(書状、矢代村安兵衛始め其他へ貸下の冥加金明細取調申上べく様仰され、私手元にはなき旨、昨日吉原一庵へ診察を乞う処疝氣強蔓にて日々ブシザイ服用等に付) (八田)五十司→(八田)慎蔵様	4月29日	横切継紙・1通	え 1564-6
(書状、此度遠方わざわざ御使い下され品々御丁寧なる御備物下さり謝礼) 波→御姉上様	卯月10日	横切継紙・1通	え 1564-7
(書状、来月2日の夜より3日昼中迄釈教智信士三回忌法会執行にて焼香願等に付) 坂本(幸右衛門)拜→八田様机下	3月25日	横切継紙・1通	え 1564-8
(書状、椎茸2斤・安息香2箱頂戴御礼) 近藤奥之助→八田慎蔵様	4月朔日	横切継紙・1通	え 1564-9
(書状、種々馳走御礼、酪酏御詫) 重蔵頓首→八田君几下	3月25日	横切継紙美・1通	え 1564-10
(書状、別紙に京阪の状情を荒々認内覧願) 恭蔵→威勢町様申上	3月20日	横切継紙・1通	え 1564-11
(書状、御土産頂戴御礼) 柴丁→い勢町様	6日	横切継紙・1通	え 1564-12
口上(此程の献上肴珍しく、御料理仰付けられることになった旨)	9日	横切継紙・1通	え 1564-13

(書状、先達差支の官札1両取替の段、此度損金1両返上、入掌願) 一郎→(八田)慎蔵様	4月8日	横切継紙・1通	え1564-14
(書状、近日参館御受は少々の間御猶予願、下よりの持参品御覧願) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	5月20日	横切継紙・1通	え1564-15
(書状、八田慎蔵より私迄差出の品貰受、取纏取計い願) * 勘返状 源兵衛→弥右衛門様	4月6日	横切継紙・1通	え1564-16
(昨日順達回状は組合へ私より差出に付) * 勘返状 伊勢町→寺町様[ ]	9日	横切紙・1通	え1564-17
(書状、野生方法会に使札等頂戴御礼、并に御尋の野生持病宜敷にて御安事無用に付) 坂本(幸右衛門)拝→八田様	4月8日	横切継紙・1通	え1564-18
(書状、先般拝借10金返却、日延承知願等に付) 千里→(八田)慎蔵様御直覧希	卯月20日	横切継紙・1通	え1564-19
(官札入用の趣、官札は勿論藩札も払底に付) * 下書		横切継紙・1通	え1564-20
(書状、産物方諸冥加金明細取調べの処、余りは使込んだ様子にて間合わず延引に付猶予願他に付) (八田)五十司→(八田)慎蔵様内用	23日	横切継紙・1通	え1564-21
(書状、福島村要左衛門御手札200両程借用したき趣、薩州一条もあるので才覚貸遣したき処、繰合せ願) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	4月24日	横切継紙・1通	え1564-22
(書状、藩札繰合せを何程なりとも願うに付) 福嶋村平野要左衛門→松代御藩富岡良右衛門様御願状	4月24日	横切継紙・1通	え1564-23
(書状、慶雲院23回忌相当にて種々配慮御御礼に参上したき処、昨朝の大降にて曲川増水し参館し兼ねるに付) (八田)五十司申上→伊勢町様	26日	横切継紙・1通	え1564-24
(書状、近日上山田村御出役改印願う処、上山田村喜右衛門他2名・力石金右衛門他2名評議願立の件他に付) 斎助→(八田)慎蔵様	4月27日	横切継紙・1通	え1564-25
(松本より六左衛門死去の旨知らせ参り、御宿より松本へ御人遣したか、遣わしたならいつ頃か等伺) 松山丁→伊勢町様	3月26日	横切継紙・1通	え1564-26
(松本への使い遣しの件、明朝早くに立たせ明後日は早く到着するように思召願) 松山丁→いせ町様	3月27日	横切継紙・1通	え1564-27
(書状、去年中生糸調の儀、東京より申来りあり、取立帳御廻願) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	4月4日	横切紙・1通	え1564-28
(書状、過日大里氏より御手元へ金子返納したか伺いの処弁じ兼ね、金高早速指示願) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	3月25日	横切紙・1通	え1564-29
(書状、穢多を御用捕亡方同様の取扱いとする旨等中野県下種々嚴重の触れが日々変化の世上にて上下心痛他近況報知) 坂本幸右衛門→八田慎蔵様尊下	4月念日	横切継紙・1通	え1564-30
戯作徒然草(「ぬかに釘万民訴書類ヲ以テ果ル・・」他俳句・発句等書上)		横切継紙・1通	え1564-31
(明治3年以降八田慎蔵宛書状関係書類綴)		綴/(え1566-1~41は一綴)・1綴	え1566
(袋) * (袋上書)「明治三庚午年閏十月中より之来状入 澹庵子静」		袋・1点	え1566-1

内方 / 儀礼 / 書状

(願申上の御次子窺) 斎助→(八田)慎蔵様	12月28日	横切紙・1通	え1566-2
(産物方税金額何程有る哉、且如何に相成る哉、是迄の貸出金等出納懸より問合せに付御調願) 仮局詰合→八田慎蔵様当用	11月29日	横切紙・1通	え1566-3
(書状、富岡氏御用向きにて不在、同氏内話あり繰合わせ下されたく等に付) 惣一郎→(八田)慎蔵様	12月29日	横切継紙・1通	え1566-4
(メ42両3分金銭人名書付)		横切紙・1通	え1566-5
(書状、別紙松山丁様へ何う処、表向伺つては埒明申間敷に付) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	12月28日	横切継紙・1通	え1566-6
(書状、拝借金返上) 馬場丁拜→い勢丁様 桃色宿紙	20日	横切継紙・1通	え1566-7
口上(昨夜相願った箱この者へ下付願) 青柳	11月16日	横切継紙・1通	え1566-8
(書状、市兵衛御休みの様子に付御店の方へ願の箱只今御下渡し下され有難く、然らば一六休暇も無く左様御承知願) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	11月16日	横切継紙・1通	え1566-9
(税金上納御預金札154両に付、いずれ御目通り御詫申上、且上納一紙共委細申上たきに付) 増太郎・荘右衛門→(八田)慎蔵様 金子箱入添	11月14日	横切継紙・1通	え1566-10
江戸屋金作富山より帰国に相成同人より聞書(林多マ)仲富山藩大変革顛末)		横切継紙・1通	え1566-11
(書状、過日火急にて尊君へ申上ず洪へ入湯の儀、出立後に差出等不行届の段御宥免願) (八田)五十司→(八田)慎蔵様	11月9日	横切継紙・1通	え1566-12
(知事様へ少々遠来酒を差上たく2升5合なら3升位の徳利人物拝借願) 敬一郎→おこふ殿	8日	横切継紙・1通	え1566-13
(書状、懇書にて殊に頂戴物仰付けられ有難く、今年季候宜敷の処東国筋は両度の風災、先月18日夜は御地暴風雨の由、五畿内は屋敷被害や淀川洪水の状況、京阪市中治安や諸国浮浪人の危惧高まっており、一刻も早く帰藩仕りたき等に付) 恭蔵→(八田)慎蔵様御答	10月29日	横切継紙・1通	え1566-14
(書状、別紙一封仮局より到来、則御回し申上、今晚御出張や、そうならば僕は過刻より頭痛難儀に付御一統様へ何分宜敷伝声願) 岩之助→(八田)慎蔵様申上	19日	横切継紙・1通	え1566-15
(書状、数日苦勞大儀の由、今晚当局にて酒肴下さるに付御用済次第当局出頭願) 斎助→(八田)慎蔵様・岩之助様	11月19日	横切継紙・1通	え1566-16
口占(年来御厚情を担う処、今般願の通り退休有難くに付) 常山[ ]→伊勢町君御前	霜月5日	横切継紙・1通	え1566-17
(東京よりの送金御預り願) 大里忠一郎→八田慎蔵様	11月21日	横切紙・1通	え1566-18
(俊寿院33回忌・寒光番映27回忌・清番院3回忌相当、此品麓末ながら進呈に付) 嘉膳→(八田)慎蔵様	12月7日	横切紙・1通	え1566-19
(書状、昨月一切不在に付鑑札并に改税金等上納仕らず御勘弁願) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	11月23日	横切継紙・1通	え1566-20
(書状、是非とも明日は御出勤願) 斎助→(八田)慎蔵様	神無月29日	横切継紙・1通	え1566-21
(書状、私無尽水井様懸金の儀申上の処、御取番まで御出座成兼の由、当取番酒井市治へ挨拶仕る処、同	11月14日	横切継紙・1通	え1566-22

人帰国仕らず、私より別紙愚案を差上御覧の上腹蔵無く御加筆下されたきに付) 慶左衛門→(八田)慎蔵様			
借入金証文之事(去9ヶ年前戌年に関田慶左衛門様御勝手向不如意に付開催1口20両無尽、私祖父在命中金5両加入、其後御用にて上坂の処死去、私儀幼年にて前条無尽掛金出金仕り兼、金3両2朱、鬮当取番相成る迄借用願) *写 水井取之助・親類八田慎蔵・同水井市治→酒井市治殿	明治3午年12月16日	横切継紙・1通	え1566-23
(1兩日前より申上べく処、御不快少々も承ればと御出勤方、今明日と存ずるに付) いせ町様→松山	13日	横切紙・1通	え1566-24
(官札歎願の処早速御聞濟下され有難く、御欠申す穴は150金程遊金有る趣春山今朝参り何とか暮れまで拝借御繰合わせ貸付願、并に坂本公にも増田利足引当にて30金程当座拝借致したき趣内談の儀等に付) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	午11月8日	横切継紙・1通	え1566-25
(過刻伺置く304両内青柳の分35両町預け取計に付) * (端裏書)「拝復」 惣一郎	11月22日	横切継紙・1通	え1566-26
(昨日差上の浪花からの書状御戻下され慥に入掌、当惑の事に付) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	11月6日	横切継紙・1通	え1566-27
(書状、大坂よりの飛脚開封の処大いに仕損じ遂に為替振向けられ恐縮、迎も太政官にて為替は下り申すまじく此上如何取計う哉、則書類一通り御覧に入れるに付) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	11月朔	横切紙・1通	え1566-28
(書状、御入用出来、手段方差支当惑、何とか御手寄にて官札50両御時拝借仕り、明日にも返済、自然相後れる共明後日には急度上納に付) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	午11月[ ]	横切継紙・1通	え1566-29
(一昨日は急場御救下され有難く、則官札50金返上、御落掌願) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様金子添	11月5日	横切紙・1通	え1566-30
(書状、近年格外諸色高値にて御願申上げ兼、金5両借用願) * (端裏書)「歎願申上」 本之進	12月23日	横切継紙・1通	え1566-31
(書状、寺町勘蔵等三人糸荷差向け3荷差出したき旨申立てに付) 斎助→(八田)慎蔵様貴答	12月26日	横切継紙・1通	え1566-32
(書状、寒中見舞并に野生儀段々御案事成下され有難く、此程は余程宜敷方へ向い来春は大丈夫に付) 幸右衛門→八田慎造様尊下	霜月19日	横切継紙・1通	え1566-33
(書状、帰湯并に病氣御届の儀御面倒様ながら願上に付) (八田)五十司→(八田)慎蔵様	11月18日	横切継紙・1通	え1566-34
(書状、昨25日夜より御地騒動の様子承り御案事申上、急速御様子柄御尋問に付) 近藤奥之助→八田慎蔵様	霜月28日	横切継紙・1通	え1566-35
(例の一條御認めなされ、尚御心付希うに付)	14日	横切紙・1通	え1566-36
(書状、悴心願の2折屏風片々此者へ御渡下されたきに付) 清右衛門→(八田)慎蔵様	12月4日	横切継紙・1通	え1566-37
(書状、昨夜より須坂表の一段恐縮、綿内村鍋や源次郎・松や惣四郎・松浦や新八右3人焼捨てられ、それより福嶋通りにて高梨村へ出、外村村騒立て夜八半八幡宮にて揃い新十郎他打壊し、今4ツ頃に殿様御屋敷に乱入今以て鎮火にならざる次第、野生	12月18日	横切継紙・1通	え1566-38

内方 / 儀礼 / 書状

方は無難にて安心致されたき旨) 坂本拜→八田様尊答			
(書状、須坂辺り昨日より騒々しき体、此上何事もなく静まる事を祈る他なきに付) 坂本ひて→八田御母上様人々御返事		横切継紙・1通	え1566-39
(書状、副啓、須坂様御直談、已来は天朝并に他けが人の内早死の者永々2人扶持、けが計りの者一代限り1人扶持下さる事に付大砲・小砲御放ちの一件取極に付) 坂本→八田様	12月18日	横切継紙・1通	え1566-40
(書状、当辺御支配所并に須坂領村々昨7日御手入にて両3人宛御召捕り、当村名主始め3役人御呼出等に付) 坂本拜→八田様	正月8日	横切継紙・1通	え1566-41
(明治7・8年八田慎蔵宛書状関係書類綴)	(明治)	綴/(え1570-1~47は一綴)・1綴	え1570
(袋) * (袋上書)「明治七甲戌年四月中より之来簡入同八乙亥年二月中まで之分 義井堂子静」 義井堂子静	(明治)	袋・1点	え1570-1
(書状、御病気の由にて御世話気の毒様等に付) いく→お鴻様申上	(明治)12月11日	横切継紙・1通	え1570-2
(書状、御都合宜しければ近日内に此方へ御出願等に付)	(明治)	横切継紙・1通	え1570-3
(書状、竹山丁手紙拝見、書面中辞表は早く差出す方が都合宜敷に付) * (端裏書)「拜復」 松山 灰色宿紙	(明治)26日	横切継紙・1通	え1570-4
(書状、当地移転後一度も紙面差上げざるが、家内中様へ宜敷風声下され願) 恪→(八田)慎蔵様	(明治)8月14日	横切継紙・1通	え1570-5
(書状、頂戴の御手重の御目六は御用立たず、いずれ御請参上拝顔に付) 義利→(八田)知道様御請申上	(明治)9月6日	横切継紙・1通	え1570-6
(書状、1円金樋かに落手、明便にて第248号より56号まで送付等に付) 久兵衛→(八田)知道様	(明治)6月9日	横切継紙・1通	え1570-7
(書状、御所蔵御書物いずれ拝借仕りたきに付) (富岡)良右衛門→八田様	(明治)7月20日	横切継紙・1通	え1570-8
(金200両の印書樋かに落手、金500両の御証文返上に付) 斎助→(八田)慎蔵様	(明治)4月18日	横切継紙・1通	え1570-9
記(金22円・御肴代10円等取揃上納に付) 宮原良逸→八田知道様	(明治)戊12月30日	横切紙・1通	え1570-10
(書状、伝右衛門・新助厄介の段にて、浄徳寺より斯様の手紙あり、御覧願) 秀→御母上様・御兄上様	(明治)	横切継紙・1通	え1570-11
(書状、鉄次郎様の事、御様子伺い他に付) ひて→御母上様・御兄上様申上[ ]	(明治)5月21日	横切継紙・1通	え1570-12
(栄七死去に先達妾と申者参り金子願うとの由、何分御母上様と御相談願) ひて→御兄上様人々申上	(明治)	横切継紙・1通	え1570-13
(書状、亀之助御馳走になり、迎えを遣わしたので御帰し願) ひて→御兄上様	(明治)5月23日	横切紙・1通	え1570-14
(書状、願置の頼山陽御幅の儀、御譲りにならぬ旨御尤に付返書) 中山實之助→坂本亀之助様玉床下	(明治)5月23日	横切継紙・1通	え1570-15

(書状、妻病気にて死去、葬式明後3日の旨) 上田伊藤源太郎→松城八田信蔵様	(明治)8月1日	横切継紙・1通	え1570-16
(八町よりの御人御帰りにて挨拶別紙御答願) 喜左衛門→八田様	(明治)3月24日	横切紙・1通	え1570-17
(書状、両3日の内に引取伺いたき旨) 片利拝→野中様貴酬	(明治)3月24日	横切紙・1通	え1570-18
(書状、御地で厚き御配慮、饒別頂戴仕り御礼状) * (端裏書)「八田様」 松園拝→(八田)慎蔵様貴下	(明治)5月5日	横切継紙・1通	え1570-19
(書状、御取替金所々催促の上、預りの方より長野県の方へ出訴の様子、当人へ御下げ金願) 水野清右衛門→八田慎蔵様 青色罝紙	(明治)12月大晦日	横切紙・1通	え1570-20
(頼山陽漢詩写) 山陽外史	(明治)	横切紙・1通	え1570-21
(書状、竹山町へ御願いの儀、竹山町より御話あれば御聞済願等に付) 伊藤甲造→八田慎蔵様 朱色罝紙	(明治)4月24日	横切紙・1通	え1570-22
(慎蔵殿今横田村へ御出立、長野より帰られる旨等に付) 灰色宿紙	(明治)	横切継紙・1通	え1570-23
(書状、払物料が滞れば破談、旧暦7月末迄には願う旨に付) 中田町拝上→伊勢町様御内披可被成下候	(明治)7月30日	横切継紙・1通	え1570-24
(過日拝命の免職等御書付写、いずれ御廻下されたき旨) 矢野唯見→八田知道様	(明治)8月30日	横切紙・1通	え1570-25
(書状、近年老衰に至り隠居願等に付) 色部義田夫→八田慎蔵様尊下	(明治)10月1日	横切継紙・1通	え1570-26
(御祭料物の勘定并に御神物値段、追って伺いに付御報知の旨) 内山静彦→八田知道様	(明治)10月27日	横切継紙・1通	え1570-27
(書状、法事の節、御迷惑ながら御兄上様に重々御出願他に付) ひて→御母上様・御兄上様	(明治)9月20日	横切継紙・1通	え1570-28
(書状、残金55両は当7月迄には差送下さる約定の処、早速送金下されたき旨)	(明治)8月22日	横切継紙・1通	え1570-29
(今般御賞典御頂戴に付遠路御宅へ差越の旨) * 下書	(明治)	横切継紙・1通	え1570-30
(書状、御賞典頂戴罷出る様高野御氏より御伝言下され感謝の旨) 廣田正陽→八田慎蔵様	(明治)3月18日	横切紙・1通	え1570-31
代舌(叙庵子蔵の事御言に付感謝の旨等に付) 董正→(八田)知道様 赤色罝入	(明治)8月21日	横切紙・1通	え1570-32
(書状、先般御賞典禄拝受の旨、并に両宮へ初穂料献備し御祓等献上したく、不束の儀は御教示願) 廣田正陽→八田知道様	(明治)5月3日	横切継紙・1通	え1570-33
(書状、鉄様御不快、佐久間御書付、飯山表御感状の件等に付) [ ]→子静様(八田慎蔵)	(明治)9月16日	横切紙・1通	え1570-34
(書状、何よりの1種頂戴御礼、希有の御蔵画御蔵納有難く調書差上に付) 浅之進→八田様	(明治)4月30日	横切継紙・1通	え1570-35
(書状、佐助殿金子5両入用の由、只今は手になきに付)	(明治)	横切継紙・1通	え1570-36
おほひ(一重物他3品差上)	(明治)	横切紙・1通	え1570-37
(書状、水井様御委任状等には長野表にて御調印、印形返上落手順) 市治→(八田)慎蔵様貴酬	(明治)6月16日	横切紙・1通	え1570-38

内方 / 儀礼 / 書状

(書状、工料金札1両2分20錢慥かに握掌、未だ皆出来兼に付過分は御預置かれたき旨) * (端裏書)「奉復」 浅之進	(明治)5月1日	横切紙・1通	え1570-39
(書状、今度水井君藩公債850円譲渡願書印形預、調印済み返上の処、金高書損にて消印の上両通御下願) 市治拝→(八田)慎蔵様印書入	(明治)6月18日	横切継紙・1通	え1570-40
(書状、昨日御父上様御出下さり謝辞等に付)	(明治)31日	横切紙・1通	え1570-41
(御本有難きに付) こと→おくめ様	(明治)	横切紙・1通	え1570-42
(書状、30円程借用願) さか本内→角店ニ而清七殿	(明治)4月25日	横切継紙・1通	え1570-43
(書状、金子50円程貸してくれたき仰せ、只今は無きに付) ひて→御兄上様人々御申上	(明治)	横切継紙・1通	え1570-44
(書状、松本大火の詳細伺他近況報知等に付) ひて→御母上様・御兄上様・御姉上様人々御本人	(明治)4月24日	横切継紙・1通	え1570-45
(書状、兎角色々用事がありいずれその内に上がるべき等近況報知) 秀→御母上様人々御本人	(明治)5月11日	横切継紙・1通	え1570-46
(書状、今程東京より新助兄上納済帰る処、まき新より千両口500両返上申入の旨他近況報知)	(明治)	横切継紙・1通	え1570-47
(万延元年12月～万延2年3月八田慎蔵宛書状関係書類綴)		綴/(え1571-1～25は一綴)・1綴	え1571
(袋) * (袋上書)「万延元申歳十二月中より来状入同二辛酉年三月まで」		袋・1点	え1571-1
(孫兵衛申含め一条に付、今度竹山丁においても立入改めに付、寺町・伊勢町も等閑の事なきよう取計うに付) 弥右衛門→竹山丁様 灰色宿紙	14日	横切継紙・1通	え1571-2
(新村八重次と申才領主に願い、かの金子の書状差上げ届く哉、書中申上げの通り何卒願ひ下され是非とも25日迄多過は格別借用下さるよう付) 金井三郎左衛門→八田慎蔵様	12月17日	横切継紙・1通	え1571-3
(書状、来23日迄300疋都合下されたきに付) 松山陳→伊勢町様		横切紙・1通	え1571-4
(九歳の義仰せ下され畏み尤も私義も今日は8ツ過ぎ頃より外出に付) 松山長→い勢町様		横切継紙・1通	え1571-5
(書状、金子貸借顛末に付) * 下書		横切継紙・1通	え1571-6
(書状、秀三郎藤蔵を以て孫兵衛方へ手入致すは当月朔日にて、私義も昨日は如何申上ぐ哉、問合す処右の次第にて関田公へも御序に宜敷願上に付) 尚二郎→(八田)慎蔵様申上置	6日	横切継紙・1通	え1571-7
(書状、高野氏より杏仁方にて去る末年御中借等は無き哉、関新等への御貸出は無き哉、杏仁方書類は御用筆筒内にある処只今承れば御手元へ参る由等に付) 喜兵衛→(八田)慎蔵様	3月13日	横切継紙・1通	え1571-8
(去去年産物会所路用8月中45両、9月中13日200両8分利にて貸出の処返済方如何に成る哉に付) (高野)覚之進→(八田)慎蔵様	3月13日	横切継紙・1通	え1571-9
(先月本郷金助町にて大喧嘩顛末報知) * (端裏書)「万延二酉年正月」	(万延2年西正月)	横切継紙・1通	え1571-10



(書状、昨日松山丁参られ委細承知、徳左衛門心得違の次第申含めたく御面倒ながら拙宅へ罷出ない様御伝言願) (松木) 束→(八田) 慎蔵様	3月3日	横切継紙・1通	え1571-11
(本文の通り拙宅にて申含の処貴所様にも御承知無くては如何と存じ、朝飯迄尊家へ罷出、徳左衛門召呼下されたきに付)		横切紙・1通	え1571-12
(書状、天保10年380両拝借の件に付) * (端裏書)「三月十日高野氏へ遣候手紙」/下書		横切継紙・1通	え1571-13
(書状、例の一条昨夜話談、談孫兵衛へ申含承服の次第、聊か承服仕らず次第に付) 弥右衛門 灰色宿紙	13日	横切継紙・1通	え1571-14
(書状、杏仁御中借等の儀、御存知の通り外の方へ追われ当惑仕り、尚其内御相談願いたきに付) 下田町拜→伊勢町様	3月15日	横切継紙・1通	え1571-15
(別紙の通り昨日慎蔵様へ同町より申す処、是は御不用成し下されたきに付)		横切紙・1通	え1571-16
(過日尊来下され尚又御内命を蒙る一条、片羽へ早々内談仕る処御歎願の儀に付)		横切継紙・1通	え1571-17
(御縁女の事極密委細申越し承知、さて困り入る事に付) * 下書		横切紙・1通	え1571-18
書状(相願の品3固早速御回し下さるに付御礼) 源八→伊勢町様御[ ]申上	20日	横切紙・1通	え1571-19
書状(忠治様より裏柴丁へ委細申談じ置く処、今朝仰せを蒙り如何相成る哉にて今日罷出申談じ、種々頂戴物如何の儀哉、誠に以て痛入り御品残らず返上と申すも甚だ恐入るに付、菓子は頂戴仕り、外品々は先御訴訟申上の義に付) * (端裏書)「御請」(高野) 覚之進	3月朔日	横切紙・1通	え1571-20
(驢俣十五六・横田地良右衛門外親類4名名面)		横切紙・1通	え1571-21
(書状、新春挨拶并に信州松代小幡内膳様より到来の御書面に付) 藤井仲右衛門→金井鉄治郎様	2月11日	横切紙・1通	え1571-22
(書状、信州表への御返書添書遣し右御状受取書延引に付御用捨願) 藤井仲右衛門→金井鉄治郎様	2月22日	横切紙・1通	え1571-23
(書状、先日うしや吉蔵様内々御話御頼有り、下本陣御縁談おまい様方へ向、手紙遣わす様御頼に付内々御知せ申上げ、婦人の器量十人並少々不足、年頃は30計り、尤も筆・針宜敷等に付) 倉屋吉兵衛→山本屋御内室様	西2月18日	横切継紙・1通	え1571-24
(書状、先月下旬より歯痛烈しく御疎音御詫、水井様への返金遅れ、正月中元利返済の積りに付) (金井) 鉄次郎→御兄上様(八田) 慎蔵	3月7日	横切継紙・1通	え1571-25

## 内方 / 寺社奉加

(菩提寺浄福寺関係書類綴)		綴/(え1432-1~29は一綴)・1綴	え1432
(八田嘉右衛門、同辰五郎先年潰候節菩提所浄福寺より金子600両借用返済せず、勸金引込勝手の普請等、向來心躰持直した上菩提所麓略致さぬよう心懸けべく旨) →八田嘉右衛門・八田辰三郎	3月25日	横切紙・1通	え1432-1

内方 / 寺社奉加

乍恐以口上書奉願上候御事(菩提所田中村浄福寺一件善右衛門へ和談内済取扱よう同寺隠居知門より頼紙面受取取扱仕度処、新命和尚入院取扱致さず付関三刹様御継り願書)*下書 此方ニ居合候惣代名面→職御奉行所 貼紙あり	何月何日	横切継紙・1通	え1432-2
(本日会所へ出で兼、明日引取罷出に付) 庄助		横切紙・1通	え1432-3
(信州松代長国寺支配下同州埴科郡田中村浄福寺一件、関三刹御目鑑を以て後住に加州金沢龍昌寺金猊長老入院にて寺諸挾割その他品々帳面相改め取計らうよう、并に御朱印金猊長老へ渡すべく副啓、先住の弟子共引退すべくよう副達)*写 雙林寺印→信州松代長国寺	未年2月24日	横切継紙・1通	え1432-4
(浄福寺一件、御三刹江表向總願の節俗人ばかりにては相済み間敷く伺書) 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1432-5
覚(浄福寺和尚金子差引改書上)* (端裏貼紙)「式式」	文化7午年11月	横切継紙・1通	え1432-6
乍恐以書取御内々奉申上候(浄福寺一件、瑞峯和尚遷化の時和尚肉弟江戸数寄屋河岸丹波屋新助瑞峯和尚持参の品徴細取調封印致置、これを新命和尚入院開封、葬式延引にて出入に及候始末書)* (端裏書)「第二 十一月廿一日 菩提所ニ而寄合之上下案」/下書 貼紙・下札あり	12月	横切継紙・1通	え1432-7
(今井掛り元金の内50両他4件ノ138両2分金銭勘定書)		横切継紙・1通	え1432-8
覚(柄沢藤右衛門内済金35両慥かに入掌) 浄福寺(印)→八田嘉右衛門殿	文化9申年12月27日	横切紙・1通	え1432-9
口上覚(掛金指支当惑にて差出候通り時借願書) 浄福寺→八田嘉右衛門様	12月12日	横切紙・1通	え1432-10
(書状、抱無き要用にて出府したく金子3匁程借用に付) 知門→(八田)嘉右衛門様	5月朔日	横切継紙・1通	え1432-11
覚(銭10貫文時借りに付) 浄福寺知庫[印]→八田嘉右衛門様御内嶺村吉兵衛殿	未年3月19日	横切紙・1通	え1432-12
(書状、引替証文漸印形相添持参明早朝帰るにて御引替下さりたきに付) 田中→(八田)嘉右衛門様	16日	横切継紙・1通	え1432-13
(頼母敷寄金3両2口預り覚) 八田嘉右衛門(印)→浄福寺御丈室	文化8年未4月	横切継紙・1通	え1432-14
覚(発起頼母敷御繰廻金20両受取に付) 八田嘉右衛門(印)→浄福寺方丈江	文化9申年5月	横切紙・1通	え1432-15
覚(金30両慥かに受取御預置に付) 八田嘉右衛門(印)→浄福寺御役寮	文化8未年3月20日	横切紙・1通	え1432-16
覚(金10両他6件金銭書上)	丑年7月12日～午7月21日	横切紙・1通	え1432-17
(金3両辰12月23日受取他5件ノ金21両残金9両金銭勘定書)		横切紙・1通	え1432-18
(古帳面元高18石9升5合6夕、丑御除地差引勘定)* 雛形		横切紙・1通	え1432-19
(書状、地所名所附帳元帳より相減の御尋にて相改候由、野帳表には明細分からず、小作方取立帳引合わせ仰付けられたきに付) 田中→伊勢町様	皐月7日	横切継紙・1通	え1432-20

覚(元金72両末年利足金7両12匁他6件メ金87両1分5匁差引勘定書上) 下札あり	申12月	横切継紙・1通	え 1432-21
(書状、元旦御祈念御籤差上に付) * (端裏貼紙)「浄福寺知門和尚書帖」 知門→(八田)嘉右衛門様	猪月	横切紙・1通	え 1432-22
覚(去寅年御年貢金の内金5両相納めに付) 浄福寺役代→八田嘉右衛門様御内	文政2卯年正月	横切継紙・1通	え 1432-23
内証取調(300両借財他年中暮方出入及び雑入出入勘定書)		横切継紙・1通	え 1432-24
(瑞峯和尚入院相談の節100両田中村惣代申立、私書取違い、何れに認め方宜しき哉に付) 庄助	8月2日	横切継紙・1通	え 1432-25
覚(浄福寺知門和尚金子才覚御無心に付) 八田嘉右衛門印	文化2丑年閏8月	横切紙・1通	え 1432-26
(書状、八田氏方延金添証文差上にて先様へ御執成下されたきに付) 柄沢藤左衛門→浄福寺方丈方	3月27日	横切継紙・1通	え 1432-27
(書状、3ヶ月御礼金1両1分3匁7分5厘封の俣差上げに付) 寺より→(八田)嘉右衛門様金包添	臘月28日	横切継紙・1通	え 1432-28
(拙寺分72両利足、晦日まで延引願)		横切紙・1通	え 1432-29
(善光寺関係書状綴)		綴/(え1528-1~19は一綴)・1綴	え 1528
(袋) * (袋上書)「善光寺大勸進正覚院僧正様御代良性院慈嚴法印御取持ニ付赤沢多仲様御同道ニ而登山御精郷舎被成下候、右ニ付献物且御請帖等入置候、右之筋家内も同伴御座敷等拝見并夜談候」		袋・1点	え 1528-1
(書状、近日の内に当山御隠居が上京有るべき旨、承知に付) * (端裏書)「七月廿四日善光寺へ遣候書状急ニ閑暇と罷成弘請右書状を以被致故、ケ様先方よりも野菜[ ]葉被下即刻御受罷出候、夫より[ ]廿五日存候」 * 後欠		横切紙・1通	え 1528-2
(書状、旦那帰国に付、去用向等有り心外にて宜敷よう取成し下さるべく、菲落の玉有れども蒸菓子1匡手製にて、御席にて御披露下さるべき旨) * 前欠 八田嘉右衛門→良性院様玉床下	7月24日	横切継紙/(え1528-2とえ1528-4に挟み込み)・1通	え 1528-3
(書状、兼て問合わせの儀18、19日頃罷出る処遅延致し、私儀訳入り取繕い下さるべく、心懸の品1匡差上、御披露下さるべき旨) * (端裏書)「善光寺良性院江差遣候書状下案一通」 八田嘉右衛門→良性院様玉床下	4月18日	横切継紙・1通	え 1528-4
(書状、今般御珍蔵の御一軸拝領有難き次第にて御礼) 八田嘉右衛門→上田丹下様		折紙・1通	え 1528-5
(書状、僧正方へ何よりの柚餅1箱に付、先日の御土産の御挨拶も宜敷申上る旨) (上田)丹下→(八田)嘉右衛門様	5月22日	横切継紙・1通	え 1528-6
(書状、先日は御出御話下され大慶、御丁寧の御挨拶痛み入るとの僧正申付けに付) 上田丹下恭忠(花押)→八田嘉右衛門様	5月22日	折紙・1通	え 1528-7
覚(押絵12枚他御主人様・御茶1箱御袋様他品物書上)		折紙・1通	え 1528-8
(書状、流儀取立の儀伝法等滞無く同28日下さるべく早速以来披露、目録の通り致すべき旨) 良性院→八	11月17日	横切継紙・1通	え 1528-9

内方 / 寺社奉加

田嘉右衛門様			
(書状、先達良性院其御地へ罷出の節悴病気の儀御聞に及び、病人至って重く心配にて御礼甚だ延引、此度良性院罷上に付御礼申上げたく、病人全快にて御案じ下さるまじき旨) 上田丹下恭忠→八田嘉右衛門様几下	12月9日	横切継紙・1通	え1528-10
(書状、新年祝詞) 喜福寺天龍(花押)→八田嘉右衛門様人々御中	正月6日	折紙・1通	え1528-11
(書状、拝領物有難く、御請別紙申上る共猶御機嫌の御席を以て宜敷よう御取成し願) (八田)嘉右衛門→(上田)丹下様玉机下	5月22日	横切継紙・1通	え1528-12
(書状、本院様御意に付、料理・御酒等頂戴にて有難く、開眼大黒天尊像念珠等一匡拝領等有難く御挨拶の旨) * (端裏書)「外ニ箱封ニ而袖餅24ニ候」八田嘉右衛門→良性院様玉床下	5月22日	横切継紙・1通	え1528-13
(書状、拝領物仕り有難く、別紙申上げるとも御機嫌の席を以て取持ち願いの旨) (八田)嘉右衛門→(上田)丹下様		横切継紙・1通	え1528-14
(書状、先般参上の節仰を蒙り、拝領物有難く、御請申上げたく宜敷様執成し願) * 墨消 八田嘉右衛門知義(花押)→上田丹下様	5月	折紙・1通	え1528-15
(書状、先般初めて登山の処、御意を蒙り其上御馳走・拝領物下され有難く、御請別紙申上るとも御機嫌の御席を以て宜敷執成し願) (八田)嘉右衛門→(上田)丹下様 玉机下	5月22日	横切継紙・1通	え1528-16
(書状、回国開帳以来数度出府上京等により、借財が増え寺難渋にて、了簡下さる様御願の旨) 上田丹下恭忠(花押)→八田嘉右衛門様	11月晦日	横切継紙・1通	え1528-17
(書状、御中様御安産男子出生御満悦にて御祝い御送り、御母様・辰子様へも宜敷仰せ上げ下さりたき旨) 栗尾拝→書齋様座右	5月14日	横切継紙・1通	え1528-18
(書状、御内室様男子を御安産のこと、早速御知らせ下さり忝なき旨) 良性院→八田嘉右衛門様玉床下	5月14日	横切紙・1通	え1528-19

内方 / 寺社奉加 / 菩提寺浄福寺一件

差上申済口一札之事(田中村浄福寺先住知門住職中、寺付田山并に殿堂再建権化金その他寄附金等を始め什物等に至る迄紛乱出入、大林寺和合院取扱にて12箇条の通り内済和融済口証文) * (端裏貼紙)「田中一件済口証文写 此紙面之通長国寺へ出ス尤職方へも出ス長国寺へ差出候紙面ハ双林寺へ相廻り関御三利へ出候由尤訴答為取替ニ茂相成取扱之方へも一通納 文政六未年八月」 田中村浄福寺檀中惣代願人惣五郎・同喜左衛門・同源五兵衛・同長左衛門・浄福寺隠居当時更級村月宮院相手知門、(奥書)大林寺・和合院、(奥書)田中村浄福寺檀中惣代惣五郎・同喜左衛門・同源五兵衛・同長左衛門→長国寺御役寮、(奥書)職御奉行所	文政6未年8月	縦継紙・1通	え1360
(浄福寺知門和尚出入一件書類一括)		(え1361-1~13は袋一括)	え1361
(袋) * (貼紙上書)「浄福寺知門和尚二付出入一件惣代申立帳扣口上書写」		袋(茶入袋使用カ)・1点	え1361-1
乍恐以口上書奉申上候御事(浄福寺知門和尚住職中		縦継紙・1通	え1361-2

の取入れ金借財簡条書にて申上書) *写 本堂再建 志願檀中世話方惣代			
乍恐以口上書奉願候御事(私共菩提所田中村浄福寺 一件に付、本堂痛み此節に再建致したく関三刹御 糺し方願書) *写 田中村浄福寺且中世話人惣代源五兵 衛・喜左衛門・惣五郎→職御奉行所 下札あり	文政5午年2月	縦継紙・1通	え1361-3
覚(浄福寺一件和合院御坊御取扱にて和談、金100両 請取、田山元の如く引戻す旨) *写 浄福寺且中惣代 一、(奥書)大林寺・上京無印和合院→更科村月宮院知門和尚	文政6未年8月	横切継紙・1通	え1361-4
惣代心得之事存付(御取扱書の趣、関三刹へ伺い取決 めの旨に付答書) *写 一→大林寺様・和合院様		横切継紙・1通	え1361-5
①口上覚(浄福寺隠居願及び先住金猊和尚弟子瑞峯 和尚後住願書)、②口上覚(上州安中桂昌寺末田中 村浄福寺知門和尚病身隠居願及び同寺先住金猊和 尚弟子瑞峯後住願書)、③乍恐以口上書奉願候御事 (当村浄福寺和尚病身に付隠居願及び同寺先住金 猊和尚弟子瑞峯後住願) *写 ①田中村浄福寺、②大 林寺、③田中村名主権左衛門・組頭重兵衛・長百姓榮左衛門 →①竹内藤馬殿・師岡七郎右衛門殿・岡野弥右衛門殿、②三 人殿、③職御奉行所	①②③文政2卯年4月	半・1冊	え1361-6
乍恐以口上書奉願候御事(浄福寺一件に付先々住知 門和尚交代以前答書再度引渡されたく願書) *写 田中村浄福寺且中惣代→長国寺様御役寮 貼紙あり		半・1冊	え1361-7
①口上覚(浄福寺先住代、中村原民老よりの借用金返 済方隠居(知門)より引渡し無きに付返済願書)、② 口上覚(浄福寺借財の他先規振合を以て後住引請 にて拙僧返済手段なく御賢察願書) * (初丁袖地 部)「ほ」/写 ①田中村浄福寺、②浄福寺隠居知門→①岡 野弥右衛門殿、②岡野弥右衛門様	①②文政3辰年3月	半・1冊	え1361-8
上書 信州埴科郡田中村浄福寺住持交代什物引渡無 之二付檀中願一件 * (初丁袖地部)「い」	文政5午年4月	半・1冊	え1361-9
乍恐以書付御答奉申上候(浄福寺一件にて訴訟方か らの借財金、殿堂再建、奉加金他争点簡条返答書) * (初丁袖地部)「ろ」/写 前浄福寺当時高井郡更科村 月宮院知門→長国寺御役寮	文政5午年7月	半・1冊	え1361-10
田中村世話人江相渡候浄福寺一件扱手段書(浄福寺 知門和尚の住職中紛乱一件) * (初丁袖地部)「は」		半・1冊	え1361-11
浄福寺一件扱書取(浄福寺知門和尚の住職中紛乱一 件)		半・1冊	え1361-12
乍恐以書付御答奉申上候(浄福寺一件にて訴訟方か らの借財金、殿堂再建、奉加金他争点簡条書きに付 返答書) *写 前浄福寺当時高井郡更科村月宮院知門→ 長国寺御役寮	文政5午年7月	半(袋共)・1冊	え1361-13
(浄福寺知門隠居引渡一件関係書類)		(え1530-2~4 は袋一括)	え1530
(袋) * (袋上書)「浄福寺知門隠居引渡一件二付、証跡 可相成証書類入」		袋・1点	え1530-1
御借用申金子証文之御事(金3両) * (端裏書)「沓野 」 沓野村御借主源太郎(印)・名主文蔵(印)・組頭平右衛門 (印)・長百姓源太郎(印)→浄福寺様御役僧衆中様 包紙共	文化9申年12月	縦継紙・1通	え1530-2
(包紙) 伊勢町太左衛門→上		包紙・1点	え1530-3

内方 / 寺社奉加 / 菩提寺浄福寺一件

御借入金証文之事(金3両2分) 伊勢町御借主太左衛門(印)・同請人又蔵(印)→浄福寺様御納所	文化10酉年12月	縦紙・1通	え1530-3-1
借用申金子之事(金2両) 湯田中村金借主兵蔵(印)・請人七左衛門(印)→松代常(マ)福寺様	文化10年酉11月	縦切紙・1通	え1530-3-2
口上覚(隠居より拙寺借財のこと明細に致したく願いに付) * 下書 田中村浄福寺(印墨消)→岡野弥右衛門殿	文政3辰年3月	縦切紙/(え1530-4は紙縫一括)・1通	え1530-4-1
口上覚(拙寺借財に付、什物他巨細改の上、先規振合を以て世話人方立合の上引請べく宜敷取計い願) * 下書		縦切紙・1通	え1530-4-2
(拙寺借財に付、什物他巨細改の上、先々住が引請けられた通り、世話人方立合の上引渡すべく宜敷取計い願) * (端裏書)「御焼香」/下書		縦切紙・1通	え1530-4-3
(浄福寺地所関係書類一括)		(え1551-1~3は袋一括)	え1551
(袋) * (袋上書) (印「信州<○に柳>小諸荒町柳田五兵衛御薬種」)/(袋裏書)「浄福寺境内并寺外田地御改絵図面入」 葉袋利用		袋・1点	え1551-1
(浄福寺境内地絵図面) 葉袋利用		74.4×75.8/(え1551-2~3は巻込)・1鋪	え1551-2
(浄福寺境内御朱印地所絵図面) 貼紙あり・葉袋利用		89.2×67.9・1鋪	え1551-3
差上申添口一札之事(田中村浄福寺前住職知門御堂再建勸化金其外寄附金紛乱の一件檀中と対決、内済頼未并に取替一札) * (端裏書)「壺」/写 田中村浄福寺檀中惣代願人惣五郎・同喜左衛門・同源五兵衛・長左衛門・浄福寺隠居当時更級村月宮院相手知門、(奥書)大林寺・和合院→長国寺御役寮	文化6巳年9月	縦紙・1通	え1670

内方 / 蔵書

(交詢社関係書類一括)		(え1533-1~2は封筒一括)	え1533
交詢社社則 活版	明治12年9月30日	四六判・1冊	え1533-1
交詢社社則 附言 交詢社創立事務委員 活版	明治12年9月30日	21.9×31.3・1枚	え1533-2
(埼玉県カ)歳入經常ニ関スル部(第2款營業稅・第3款雜種稅・第4款營業稅付加稅・第6款財産収入) 活版		27.0×19.4・1綴	え1567
(布第1号 各軍管徴兵別表記載人員徴集布達) * 朱書「二月九日」 陸軍卿西郷從道 活版	明治13年1月22日	24.4×32.4・1枚	え1568
(埼玉県)歳出經常ニ関スル部(第15款県監獄修繕費・第16款衆議院議員選挙費・第1款警察庁舎建築費・第5款衛生及病院費・第7款郡庁舎修繕費・第8款郡吏員給料旅費及庁中諸費・第9款教育費・第10款諸達書及揭示諸費・第13款県庁舎修繕費・第14款県監獄費) 活版		27.0×19.4・1綴	え1569
宗族世系列列之図、親族相呼指掌之図(系図呼称、親族書呼称)		縦紙・1通	え1719

内方 / 風説書

(田沼意知殺害風説書他関係書類一括)		/(え1665-2~3は包紙・紙綴一括)	え1665
(包紙) * (包紙上書)「中野御支配所及騒動候付江戸表より申来中野表江御人数被差出追々鎮り候付御人数引取行列書留、佐野善左衛門様若年寄田沼主殿頭様被致殺害候付殿中異事書留一卷」紙綴共	(近世)	包紙・1点	え1665-1
(天明4年3月24日田沼意知殺害事件関係書類綴)	(天明4年)	綴/(え1665-2-1~4は一綴)・1綴	え1665-2
三月廿四日 殿中異事風説一許(田沼意知殺害事件に付)	(天明4年3月24日)	横半半・1冊	え1665-2-1
四月七日被仰付書付之写(田沼意知殺害事件に付)	(天明4年)4月7日	横半半・1冊	え1665-2-2
御留守居より出候書付之写(佐野政言意趣尋に付申上書) 新御番頭蛭川相模守組佐野善左衛門	(天明4年)4月	横半半・1冊	え1665-2-3
因果の子浮目往生死(落書カ)	(天明4年)	横半半・1冊	え1665-2-4
覚(中野御固人数武器共行列帳)	安永6年酉3月	半・1冊	え1665-3

内方 / 諸芸

(花活ほか相伝関係書類綴)		綴/(え1437-1~9は一綴)・1綴	え1437
(袋) * (袋上書)「寛政四歳三月大澤先生服御相傳写留右之外花活切方寸法茶杓御傳達書留入」	寛政4歳3月	袋・1点	え1437-1
花活切方寸法(竹・花等寸法取り他書上)		折紙・1通	え1437-2
(大英寺方丈様他3名御客組の道具飾り書上)	閏8月29日	横切継紙・1通	え1437-3
茶杓製方御傳達		折紙・1通	え1437-4
(茶のふくの相伝覚書写) 井上久斎、(奥書)八田嘉右衛門慎書→大沢晏全左	壬申5月16日(寛政4年3月14日写)	横切半・1冊	え1437-5
(茶のふくの相伝覚書写) 井上久斎→大沢晏全左	壬申5月16日(寛政4年3月13日写)	横長半・1冊	え1437-6
(茶杓製方傳達) * 写		堅切紙・1通	え1437-7
(花活切方寸法) * 写		堅切紙・1通	え1437-8
(花活切方寸法) * 写		堅切紙・1通	え1437-9
(漢文他綴)		美・1綴	え1476
情状(一変革の機会は容易ならず不佞存念の趣等に付) 神溪拝	7月11日	半美・1冊	え1476-1
(「天将降大任於是人也」漢文書付)		堅紙/(え1476-1の紙間文書)・1通	え1476-2

内方 / 諸芸

偶作(「潔静精微教至道・」漢文書付) 神溪稿	文化(5年)戊辰臘月	豎紙/(え1476-1の紙間文書)・1通	え1476-3
(短冊・白紙類一括)		(え1601-2~8は袋一括)	え1601
(袋) * (袋上書)「短冊式拾枚外到来もの」/(袋裏書墨消)「御印鑑可被成下候 証文 三通 松本源八」/短冊7点、白紙3点		袋・1点	え1601-1
(短冊)「春ことに若枝さしそふおいまつのたかきよはひをしめし君かも」*裏に句あり 宗薫		短冊・1点	え1601-2
(短冊)「千代かけてまつのよはひをけふよりはきみそつむへきよろつ豫のかす」		短冊・1点	え1601-3
(短冊)「とかへりの花さくはるに栄えなむ友と…」*裏に推敲の句あり 宗薫		短冊・1点	え1601-4
(短冊)「植て見る園のくれ竹ふしことにこもる千とせハ君そかそへむ」*裏に推敲の句あり 宗薫		短冊・1点	え1601-5
(短冊)「うらうらと春は霞の棚引きて甲斐か根遠きむさし野の原」 宗薫		短冊・1点	え1601-6
(短冊)「うらうらと春の霞の棚引きて甲斐か根遠き武蔵野の原」 宗薫		短冊・1点	え1601-7
(短冊)「この里もはやいそかしや秋かせのきぬたの音を誘ひきぬらむ」*裏に句あり		短冊・1点	え1601-8
(本阿弥刀鑑定関係書類一括)		(え1642-2~35は包紙一括)	え1642
(包紙) * (包紙上書)「本阿弥鑑定下ヶ札」 紙縫共		包紙・1点	え1642-1
(短刀一腰・小手銃一挺他諸品書上)	文化5辰年7月	横切紙・1通	え1642-2
(札「関兼常位ニ相見申候金3枚代付有之申候」)* (包紙上書)「長刀下見札一枚 文化七午年松木へ御頼申候而本阿弥喜三郎ニ而下見札ニいたし」 包紙共		札・1枚	え1642-3
(伝三郎右衛門方重身2尺3寸備前正恒他代金4両にて預り)* (包紙上書)「緑野村正秀作桜月目貫編笠小鳥黒糸大柄揃」 包紙共		豎紙・1通	え1642-4
覚(太刀拵えの内金5両請取書) [ ]屋勘右衛門(印)→松木様御取次衆中様	6月3日	横切継紙・1通	え1642-5
(書状、先年藤岡覚之進殿よりの借用金500両返却成らず無尽にて返却するも差出す家財の内守家刀一腰残り、森本殿御世話にて覚之進実子へ遣わす旨)(八田)知義	文化10癸酉7月朔日	横切継紙・1通	え1642-6
(刀鑑并に代付等書状関係書類)		(1642-7-2~5は包紙一括)	え1642-7
(包紙) * (包紙上書)「明和八辛卯四月十三日本阿弥十郎右衛門極候小札則光脇指下ヶ札并口入早野幸左衛門殿手紙」		包紙・1点	え1642-7-1
(書状、一組下された両腰に付物荒研ぎ等含め2分4~5両払いの旨) 幸左衛門→孫左衛門様	5月29日	横切紙・1通	え1642-7-2
(書状、相応なる一腰御目に掛けたく3分ばかりの積りにて、御望みあれば御調べ下さりたき旨等) 幸左衛門→孫左衛門様	21日	横切紙・1通	え1642-7-3



(札、西5月29日幸左衛門へ金2分1貫164文御渡しの旨)		札・1枚	え1642-7-4
(札、入銘の通見え金7枚代付)		札・1枚	え1642-7-5
寛政十午十月下ヶ札到来覚(刀一腰・脇差一腰他寛政10年7月佐久間一学殿へ頼み、本阿弥十郎より殿へ差遣の通り)		堅紙・1通	え1642-8
(三原正近脇差に付本阿弥下札関係書類)		(え1642-9-2~3は包紙一括)	え1642-9
(包紙) * (包紙上書)「文化五戊辰年競様御頼申上於東都本阿弥下ヶ札三原正近脇差」		包紙・1点	え1642-9-1
(札、正真に相見え研ぎの上別義なければ金5枚代付)		札・1枚	え1642-9-2
(本阿弥より付遣し候札則入御覧候(刀疵図示)		堅紙・1通	え1642-9-3
覚(黒鞘無銘脇差一腰他合5腰、本阿弥十郎右衛門へ見てくれる様御頼に付) (八田)孫左衛門→(八田)競様 下札4点あり	8月26日	横切継紙・1通	え1642-10
(札、粟田口近江紙忠綱2尺5寸下札にて判定) 下札あり		札・1枚	え1642-11
(札、磨上無銘2尺3寸5分下札にて三原正久位と判定金15枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-12
(札、磨上無銘目釘穴一ッ長1尺5寸1分余り装付下札にて大和包清位と判定金15枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-13
(札、磨上無銘目貫穴2つ長1尺7寸8分余り下札にて関兼法位と判定) 下札あり		札・1枚	え1642-14
(札、2尺6寸磨上無銘下札にて青江次吉と判定金50枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-15
(札、2尺4分備前忠光下札にて正真と判定金20枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-16
(札、1尺7寸3分山城国吉田茂兵衛下札にて正真と判定金7枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-17
(札、磨上有銘波平1尺7寸8分下札にて正真と判定金5枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-18
(札、南紀重国造作目釘穴2長1尺6寸7分下札にて2代目正真と判定金3枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-19
(札、備州住長船祐定作永正年中長さ2尺2寸7分装付下札にて正真と見え金10枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-20
(札、銀装刀目貫色絵根笹雀2尺1寸1分下札にて備前祐定と見え金5枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-21
(札、無銘短刀長さ7寸下札にて備前清光と判定) 下札あり		札・1枚	え1642-22
(札、装付刀目貫刀豆2尺3寸4分銘有下札にて備前政光と見え金50枚代付、銘年号朽損の旨) 下札あり		札・1枚	え1642-23
(札、本阿弥喜三二添状の備前国政光2尺3寸4分は下札にて備前基光と見え金35枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-24
(札、磨上無銘表裏樋長2尺6寸下札にて青江貞次と見え金100枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-25

内方 / 諸芸

(札、無銘短刀両樋直焼長さ1尺3寸3分下札にて備後三原と見え金7枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-26
(札、白紙下札にて康光正真と判定の処、刀切あり代付いたさず旨) 下札あり		札・1枚	え1642-27
(札、烏金馬目貫和泉守藤原國定1尺4寸4分余下札にて正真と申しがたく如何の物と判定不能) 下札あり		札・1枚	え1642-28
(札、銀装脇差相州広光目貫山雀胡桃1尺5寸2分下札にて相州綱広と判定金7枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-29
(札、磨上無銘両樋搔乱焼2尺5寸1分下札にて相州綱広と判定金10枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-30
(札、無銘短刀長9寸7分下札にて大和包則と判定金7枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-31
(札、備州三原住正近作長さ1尺8寸8分下札にて正真と判定金15枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-32
(下札、大は延寿門国位と見え金30枚代付判定)		札/(1643-33-1~2は一綴)・1枚	え1642-33-1
(下札、小は大和包利位と見え金30枚代付判定)		札・1枚	え1642-33-2
(札、1尺6寸1分両樋十二支目貫脇差下札にて師景正真と判定金15枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-34
(札、肥前国住藤原忠広長2尺4寸9分余り下札にて正真と見え金3枚代付) 下札あり		札・1枚	え1642-35
(梨花集禽図文晁極書関係書類一括)	(近世)	(1653-2~3は包紙一括)	え1653
(包紙) * (包紙上書)「(谷)文晁極」	(近世)	包紙・1点	え1653-1
(無款の梨花集禽図は土佐家風格古様極書) (谷)文晁審定(印)	文政(6)癸未年6月17日	豎紙・1通	え1653-2
(梨花集禽図一覽の処、古土佐筆に見える由書上) (花押)	(近世)5月2日	豎紙・1通	え1653-3
(刀劍鑑定関係書類一括)		(え1666-2~3は包紙一括)	え1666
(包紙) * (包紙上書)「青江貞次折紙添状 二通」	(近世)	包紙・1点	え1666-1
(青江正真・代付150貫) * (包紙上書)「青江之折紙」本阿(花押) 包紙共	正徳3年巳7月3日	折紙・1通	え1666-2
(包紙) * (包紙上書)「添状壺通 文化五戊辰閏六月三日本阿弥喜三二加州表罷越候処川留ニ付此表滞留ニ付竹村金吾殿御世話を以添状申請候尤為謝礼式百匹遣候」	文化5年戊辰6月3日	包紙/(え1666-3-2~3を一括)・1点	え1666-3-1
(書状、三刀一覽の処一刀は青江貞次にて驚眼の旨等に付) 本阿弥喜三二→竹村金吾様	(文化5年)6月2日	横切紙・1通	え1666-3-2
(磨上無銘の御刀一覽の処、備中国青江貞次にて無双の佩刀、金100枚代付) * (包紙上書)「青江貞次之添状」本阿弥喜三二長根(花押)→八田嘉右衛門様 包紙共	(文化5年)6月2日	折紙・1通	え1666-3-3
(刀劍鑑定関係書類一括)		(え1667-3~5は二重包紙一括)	え1667

(包紙)		包紙・1点	え1667-1
(包紙) * (包紙上書)「備前国政光添状」	(文化5年)	包紙・1点	え1667-2
(備前吉岡一文字助吉并に城州来国真と鑑定) 下札あり		横切紙・1通	え1667-3
(備前長船政光正真、金50枚代付) 本阿弥喜三二長根(花押)→八田嘉右衛門様	(文化5年)6月2日	折紙/(え1667-5を巻込)・1通	え1667-4
(備前国景秀金150枚代付)	(近世)	横切紙/(え1667-4に巻込)・1通	え1667-5
(刀剣鑑定関係書類一括)		/(え1668-3は二重包紙一括)	え1668
(包紙) * (包紙上書)「備前国霊生 明和八辛卯四月十四日本阿弥十郎右衛門此表加州表罷越候処川留二付滞留二付吉野屋宇右衛門世話を以添状申請候」	明和8辛卯4月14日	包紙・1点	え1668-1
(包紙) * (包紙上書)「備前国霊生 副状」	(明和8年)	包紙・1点	え1668-2
(無銘刀備前国霊生と鑑定、金100枚代付) 本阿弥十郎右衛門親俊(花押)→八田孫左衛門殿まいる	(明和8年)4月13日	折紙・1通	え1668-3
(刀剣買受関係書類一括)		(え1669-2~5は包紙一括)	え1669
(包紙) * (包紙上書)「文化十癸酉年七月朔日先年木町より藤岡覚之進殿方江差遣置候守家刀今般森木唱殿御世話を以沢佳三郎殿より代金拾五両二而相調先年添帖入置」	文化10癸酉年7月朔日	包紙・1点	え1669-1
(書状、頼置きの守家一刀佳三郎殿より申受に付早速差上る旨) (森木)唱→(八田)嘉右衛門様一刀添	(文化10年)29日	横切紙・1通	え1669-2
(書状、先達ての守家一刀内談の通り代15両を落手し先方へ遣わす旨) 森木唱→八田嘉右衛門様	(文化10年)7月朔日	横切紙・1通	え1669-3
(書状、守家刀一腰先方より到来に付御世話御礼并に金15両差出す旨) * 扣 八田嘉右衛門→森木唱様	(文化10年)7月朔日	横切紙・1通	え1669-4
(備前国守家銘の刀正真、金150枚代付) * (包紙上書)「備前国守家 添状」 本阿弥十郎右衛門親俊(花押)→八田喜右衛門殿人々 包紙共	(近世)卯月13日	折紙・1通	え1669-5
(刀剣鑑定関係書類一括)		(え1679-1~9は紙縫一括)	え1679
覚(備前景光他5振吉野屋宇右衛門使にて本阿弥十郎右衛門明和8年4月14日鑑定) * (包紙上書)「覚」包紙共	(明和8)卯年4月	横切紙・1通	え1679-1
(太刀拵えの図) * (包紙上書)「太刀之製聞書 八田知蔵」 包紙共		40.0×14.0・1枚	え1679-2
(包紙) * (包紙上書)「御刀袋紐宇袋紐結様并刀人江差遣候体節目録相添候与不添与心得方恙之手紙下案紐結様樋口万作殿より承置候」/反故紙		包紙/(え1679-3-2~6を一括)・1点	え1679-3-1
(書状、認物詮議し御目録添申すべき段申上等に付) 与十郎→(八田)嘉右衛門様		横切継紙・1通	え1679-3-2
(書状、刀鑑定書き方雛形) 与十郎→同(嘉右衛門様)		横切継紙・1通	え1679-3-3

内方 / 諸芸

(守刀・守袋詰め方等覚) 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1679-3-4
(享和元年富岡全治殿より拜受の烏帽子折り方紙見本)		11.1×12.7・1点	え1679-3-5
(守袋結び方紙見本)		15.2×2.0・2点	え1679-3-6
(鎗図并に入念に拵えに付請書) * (包紙上書)「鎗製聞書 八田知義」 金具師多喜治 包紙共	子2月	横切継紙・1通	え1679-4
覚(真丸香台1つ箱代共43匁書上) 塗師青齋→日野屋傳兵衛様	6月	縦切紙・1通	え1679-5
(御刀大和国包利鑑定添状) * (端裏書)「本阿弥喜三二長根 [ ]様御報」/(包紙上書)「刀 大和包利之添状」 長根(花押) 包紙共	正月28日	縦紙・1通	え1679-6
(無銘の脇差美濃国氏貞鑑定副状) * (裏書)「長サ1尺1寸有之(朱印「賞鑑刀家」)/(包紙上書)「美濃国氏貞之副状 不用之副状」 御差掛本阿弥喜三二忠恕(花押)→八田嘉助様人々御中 包紙共	霜月15日	折紙・1通	え1679-7
(無銘の御刀肥後国延寿国吉鑑定添状) * (裏書)「長2尺3寸9分有之(印)」/(包紙上書)「延寿国吉之添状」 本阿弥喜三二長根(花押)→八田嘉助様 包紙共	10月15日	折紙・1通	え1679-8
(鑑定書、御刀兼信一腰)		縦紙・1通	え1679-9
覚(掛物1幅他ノ5品請取) 新町村源之丞(印)→菊屋傳兵衛殿	天保12年丑12月	縦紙・1通	え1684
(麻布裂れ) * (包紙上書)「古茶巾三ツ、古麻之切少々、古水こぼし帳麻少々」 包紙共		布・4点	え1711

内方 / 学校

教科書表(修身科・読書科・諸学科) 朱色罫紙・13行		縦紙・2枚	え1438
(漢文書付「或曰泰西者出多少剛毅之人・・・」 松木董正 青色罫紙・10行・版心「長野県」)		縦紙・1通	え1439
通常物問答(写) 青色罫紙・10行		半・1冊	え1440
下等小学程期試験点則 * (表紙朱書)「海津学校」 長野縣師範学校	明治10年8月	19.7×14.2・1冊	え1441
下等小学校校試験法 * (表紙朱書)「海津学校」 長野縣師範学校	明治10年8月改正	19.7×14.2・1冊	え1442
庶第四百八拾三号(小学教則更正議事に当選にて長野師範学校へ出頭すべき旨達書) 長野縣埴科郡々役所[印]→海津学校教員松木董正殿 朱色罫紙・12行・版心「埴科郡郡役所」・封筒共	明治12年12月2日	縦紙・1通	え1443
下等小学卒業大試験課目 訓導中野保・同衣笠弘→長野縣権令樋崎寛直殿 青色罫紙・10行		半・1綴	え1444
①小学乙第一教則、②小学乙第二教則 活版		27.1×38.2・1枚	え1445
小学教則凡例 加筆修正あり/活版		25.7×45.6・1枚	え1446
①下等小学時間表、②上等小学時間表 加筆修正あり/活版		32.0×17.6・1枚	え1447
上等小学教則 加筆修正あり/活版		25.7×32.0・1枚	え1448

下等小学小学試験法 長野縣 活版	明治8年9月選定	19.8×13.8・1冊	え1449
下等小学試験法 長野縣 活版	明治8年9月選定	19.8×13.8・1冊	え1450
長野縣師範講習所雜記 第壹号 活版	(明治7年8月～8年1月)	17.5×12.8・1綴	え1451
長野縣管内小学條例 活版		18.2×12.5・1綴	え1452
(教則會議關係書類綴)		綴/(え1453-1 ～2は一綴)・1 綴	え1453
(教則會議前に雛形の通り取調べ通達書) 師範学校事務所[印]→議長副御中 朱色罫紙・12行・「長野県師範学校」	(明治)12年12月17日	縦紙・1通	え1453-1
小学教則會議ニ付頭日数調 *雛形 何学校在勤何等訓導姓名印→長野縣学務課御中 朱色罫紙・12行・「長野県師範学校」	明治12年12月何日	縦紙・1通	え1453-2
学第拾二号(小学法改正にて本縣師範学校へ出頭達書) 埴科郡々役所[印]→松代町海津学校教員松木董正殿 朱色罫紙・12行・版心「埴科郡郡役所」封筒共	(明治)12年4月26日	縦紙・1通	え1454
太政官第四十号公布 教育令(写) 太政大臣三條實美 朱色罫紙・12行	明治12年9月29日発行	半・1冊	え1455
文部省改定 下等小学教則(長野縣講習所反刻) 第一大学区東京師範学校 活版	明治6年5月	菊判・1冊	え1456
村落小学教則 長野縣 活版	明治11年10月編定	18.0×12.8・1冊	え1457
①小学甲第一教則、②小学甲第二教則 加筆修正あり/活版		27.9×37.8・1枚	え1458
第六大学区長野県教育會議章程 活版		18.8×13.3・1冊	え1534
長野県県會議事規則 活版	明治12年4月4日	19.6×14.2・1冊	え1535
(公立小学校教則) *鉛筆・赤鉛筆にて訂正書込あり 活版		19.6×14.2・1冊	え1536
教則改正會議 各郡議員姓名簿 小野孝平扣 朱色罫紙・10行	明治12第12月8日開設	半・1冊	え1537
議場心得		半・1冊	え1538
教則改正取調議員心得 *写 朱色罫紙・13行・版心「長野県師範学校」鉛筆書		半・1冊	え1539
小学教則 朱色罫紙・13行		半・1冊	え1540
村落小学教則 朱色罫紙・13行		半・1冊	え1541
(日本地誌略等教本に付申上) 清藤下拜→議長松木大先生格下 朱色罫紙・13行・版心「長野県第十三大区」	11日	半・1冊	え1542

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
<b>店方 / 酒造方 / 酒株・鑑札</b>			
(菊屋傳兵衛酒造鑑札) *写 御勘定所印→真田信濃守 領分信濃国埴科郡松代町菊屋傳兵衛	天保14卯年	縦紙・1通	え1651
酒株譲渡一札之事(株高63石3斗4升酒造米高1136石5 斗2升譲渡代金30両) 八田嘉右衛門抱屋敷役代伊勢町 市兵衛・立合伝兵衛→荒神町惣吉殿	天保11子年7月	縦紙・1通	え1706
<b>店方 / 酒造方 / 仕法</b>			
(書状、近頃酒造風味劣り猶御上様御儉約にて御用向 きも無く利益薄く、その上酒貸蔵等致すについ ては世上への外聞取り沙汰面目なく、腹蔵無く愚意 見込み申立てに付) * (包紙上書)「文政十一子年十 月和七酒造方ニ付内密指出候紙面他見無用」 包紙 共	(文政11子年)10月	横切継紙・1通	え1373
(書状、近來酒造方異変且つ利潤薄くなお儉約専らの 時節、借蔵渡世致す者も多く面目立たず、酒造年内 売子渡方書上他申立てに付) 下札あり		横切継紙・1通	え1374
(酒造方御取縮対応他諸品請払関係書類一括)		(え1379は旧封 筒一括)	え1379
(酒造方御取縮対応関係書類綴)		綴/(え1379- 1-2~11は一 綴)・1綴	え1379-1
(袋) * (袋上書)「文政九丙戌年十二月 御内証向御 取縮ニ付御書取帳冊 御間柄様被仰進候趣其外入 用書類」		袋・1点	え1379-1-1
(酒造方近年諸方酒造家多く売先取崩れで利益薄く 値段高直等にて、取縮方箇条書) (端裏朱書)「い 壺」/下書	辰12月	横切継紙・1通	え1379-1-2
(近年差引向き始め其他損金の段、他へ損金懸けず地 所等預り金弁済し切り詰め致すべき旨) * (端裏朱 書)「は四」/(下札あり)		横切継紙・1通	え1379-1-3
(中町喜介方仕入れ減り差引も立ちかねず商売利益 も無く、取引渡世も眼前の商売引合せも申さず に付) * (端裏書)「巳正月二月朔日何分ニも親類共 江御伺被成下如斯候と茂御許容被成下候へ共難相 成申付如斯下候付申渡候事」	巳正月29日	横切継紙・1通	え1379-1-4
(書状、去卯辰凶歳にて37、8年にもなり、大勢の親族 相応の助成致し、自分家内にて成るだけ粗食に て人々の救済、人身を養うこと成りがたきが隣情 をもって取払うべき旨) * (端裏朱書)「は壺」	巳7月9日記	横切継紙・1通	え1379-1-5
役人心得荒々書取(自分の持ち場をあけないよう心 がけ、用向きに越す仁への挨拶、用向き閑暇の節は 手習書き物読誦、座敷其他掃除等致すべき旨他心 得書) * (端裏朱書)「巳正月 に壺」		横切継紙・1通	え1379-1-6
下働之者江(近年の酒方不勘定に付、取続の商売致し かね、寒冷の折等厳しき商売にて下働きとして心 得、出精致すべき旨) * (端裏朱書)「い四」	巳正月	横切継紙・1通	え1379-1-7
(規定書、酒造方去年中差引表向き嚴重に取計い、小		横切継紙・1通	え1379-1-8

売・酒店手入れにては是迄と替える訳合も無く、酒方売り子渡方金高如何ほどか糺し、熟談の後書面返却の旨) * (端裏書)「酒造之方」			
(規定書、酒造方取締の頭司・懸りの者共、商売取続きがたく、家内の様子も手詰りにて酒造方一式にて金借入れ利潤を以て償い、始末すべき旨) * (端裏朱書)「い五」/(端裏書)「質店酒店門口之方通用有之候方江」	巳正月	横切継紙・1通	え1379-1-9
(口演、酒造方年々不勘定にて、住居も手狭にて引移り万端承落致し入用減ずべき処、其他贈答・普請等儉約の旨) * (端裏朱書)「巳正月 に式」	巳正月	横切継紙・1通	え1379-1-10
(常八差遣し後、中町和三郎方より女房引取り、木町引移り出奔致し、中町和三郎も出奔、木町借家そのままにも致しがたく、来る2月迄に木町借家引払いの旨) * (端裏朱書)「辰十二月」/(端裏書)「常八一件二付書取」	辰12月	横切継紙・1通	え1379-1-11
動向心得方(召使いの者高下差別無くしては取締失うに付、この処勘弁第一他心得書) * (貼紙あり) 貼紙・綴穴あり		折紙・1通	え1379-2
寅年中御取替物覚 質方		横長半・1冊	え1379-3
未歳御取替物覚 質方		横長半・1冊	え1379-4
(表門并に他通用口出入の後昼時限り締切り書付) 綴穴あり		折紙・1通	え1379-6
(酒造仕法・取締心得他書付)	(天保4)巳年正月～9月	半・1冊	え1402

## 店方 / 酒造方 / 使用人

(酒頭司奉公手形関係書類綴)		綴/(え1359-1～9は一綴)・1綴	え1359
酒頭司請状之事(播州谷田部郡奥平野村百姓長兵衛当巳7月より来午7月迄1ヶ年切給金7両3分にて酒頭司奉公) 大坂桜町口入茅野屋与右衛門代万兵衛(印)・大坂北堀江巷丁目はりま屋左右衛門借家請人平野屋喜兵衛(印)・奉公人長兵衛[ ](虫損)→八田孫左衛門殿 破損甚大	(享保10年)巳7月25日	堅紙・1通	え1359-1
酒頭司請状之事(河州神宮寺村百姓利右衛門倅庄兵衛当巳7月より来午7月迄1ヶ年切給金11両にて酒頭司奉公) 西[ ](虫損)内屋平吉借家請人天王寺屋次郎兵衛(印)・内本町上三丁口入伊賀屋次郎三郎(印)・奉公人庄兵衛(印)→信州松代八田孫左衛門殿・信濃屋弥左衛門殿 虫損甚大	元文2年巳7月10日	堅継紙・1通	え1359-2
奉公人請状之事(摂州大坂天満堀川裏門橋丁橋波屋長兵衛倅藤兵衛当申7月より来酉7月迄1ヶ年切給金11両にて酒頭司奉公) * (端裏書)「酒□杜師藤兵衛請状」 内本町上三丁口入伊賀屋次郎三郎(印)・南農人町式丁目泉屋吉左衛門かしやニ而請人八幡屋[ ](虫損) (印)・奉公人藤兵衛(印)→八田孫左衛門殿・信濃屋弥左衛門殿 虫損甚大	元文5歳申7月日	堅継紙・1通	え1359-3
酒頭司請状之事(播州加古郡寺家町二塚屋理助倅理兵衛当子の4月より来丑年4月まで1ヶ年切給金12両にて酒頭司奉公) 大坂阿波座讃岐屋町口入鉄屋平右衛門(印)・同町請人笠屋五兵衛(印)・播州加古郡寺家町親二	明和5年子4月	堅継紙・1通	え1359-4

店方 / 酒造方 / 使用人

塚屋理介(㊦)・奉公人理兵衛(印)→信州松代八田孫左衛門殿・大坂信濃屋弥左衛門殿			
酒頭司請状之事(播州明石郡東嶋村百姓徳兵衛俵半兵衛当戌の閏7月より来亥の7月まで1ヶ年切給金12両にて酒頭司奉公) 大坂讃岐屋町口入鉄屋平右衛門(印)・大坂嶋ノ内高間町川崎屋庄兵衛借家請人熊野屋伊兵衛(印)・奉公人半兵衛判→信州松代八田孫左衛門殿・大坂信濃屋弥左衛門殿	安永7年戊閏7月吉日	縦継紙・1通	え1359-5
酒頭司請状之事(播州高砂農人町かまや久太夫子久兵衛当未の7月より来申の7月まで1ヶ年切給金11両にて酒頭司奉公) 大坂古金町かしまや善兵衛借屋請人平野屋久兵衛(印)・播州高砂農人町証人かまや太郎兵衛(印)・奉公人久兵衛(印)・口入鉄屋平右衛門(印)→八田嘉助殿・信濃屋弥左衛門殿	寛延4年辛未5月26日	縦継紙・1通	え1359-6
酒頭司請状之事(摂州丹生山田東下村右衛門弟茂兵衛当丑の7月より来寅の7月まで1ヶ年切給金11両にて酒頭司奉公) 内久宝寺町三木屋もと借家請人池田屋平右衛門(印)・帯屋町こざや長兵衛借家証人山田屋伊右衛門(印)・奉公人武兵衛(印)→八田孫左衛門殿・信濃屋弥左衛門殿	延享2年丑5月11日	縦継紙・1通	え1359-7
往来証文之事(摂州大坂阿波町銭屋源助借家中井屋伊助弟久兵衛、代々浄土宗法音寺旦那に紛れなく、この度信州へ用事に付) 京都知恩院末寺大坂生玉寺町法音寺(印)→所々御役人衆中	寛延4辛未年6月	縦紙・1通	え1359-8
御請状之事(中野御支配所柏原村半兵衛、酒杜氏として当丑8月より来寅7月まで給金7両2分) 森村元治(印)・南宮村栄治(印)→伊勢町伝兵衛殿	嘉永6丑年8月	縦紙・1通	え1359-9
御絶書一札之事(伊勢町傳兵衛殿奉公人定吉酒店支配の節、引負金80両余出来金子調達弁金仰付けられ、1ヶ年金5両ずつ返金致させたく御絶願) 奉公人定吉(爪印)・置主新治郎(印)・請人喜惣治・代判徳兵衛(印)、(奥書)片岡源左衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿・片岡源左衛門様 下札あり	文政11子年8月	縦継紙・1通	え1372
(酒造元方多七退役関係書類綴)		綴/(え1398-1~6は一綴)・1綴	え1398
(包紙) *(表書)「上 酒店支配人多七退役之願書 御聞濟ニ相成八月十七日願之通被仰付候出席和七掛り右ニ付御定紋付浅黄御帷子一ツ被下置候」		包紙・1点	え1398-1
奉大願候(年来御奉公の処、不運にも小兒2人死去心痛のため病身に罷成り、当年迄4ヶ年和作へ酒店元方渡し後見のみ、願の通り御取成し願) (多七)	10月	縦継紙・1通	え1398-2
覚(酒店・酒蔵御取替物金高合金26両3分2朱826文、願の通り御聴濟下されば両所より上納仕りたきに付) 酒蔵	(天保8)酉年5月3日	横切継紙・1通	え1398-3
御尋ニ付奉申上候(当春中上納金日延の儀御尋ねに付返答書) 酒店、(奥書)酒蔵	(天保8)酉年5月	縦継紙・1通	え1398-4
(別紙多七願の趣御聞濟下さる様、多七替り和作に仰付けられたく以来規定この度相定めたく、染帷子1つ多七へ下されたきに付伺書)	(天保8年)7月29日	横切紙・1通	え1398-5
乍恐以書付奉願候(近年病身にて御奉公も仕り難く退役、跡役和作へ仰付けられたきに付) 多七(印)	天保8酉年7月	縦継紙・1通	え1398-6



## 店方 / 酒造方 / 手充

(酒造始に付御手充筋願書関係書類一括)		(え1713-1~2 は折畳み一括)	え1713
以書付奉申上候(近年暮方差支え当惑至極の処、酒造御手造仰付られ、一廉利益上がる様粉骨砕身専心に付) 佐助(印)→増田徳左衛門様	慶応3卯年8月	縦紙・1通	え1713-1
御尋二付御内々以書付奉申上候(酒造造込にて家賃等上納金は5年の内当年修復普請のため50金、来年で降70両・85両上納したく、酒造仕入金腹算として1000両、旦那御手元にて500金御手充下さり残り500金は私手段等に付) 佐助(印)→増田徳左衛門様	慶応3卯年8月	縦紙・1冊	え1713-2

## 店方 / 酒造方 / 諸品請払

(諸品請払帳面綴)		綴/(え1379-5-1・2は一綴)・1綴	え1379-5
未年御歳配取調帳 八田茶之間		横長半・1冊	え1379-5-1
諸々より御薬御貫覚帳		横長半・1冊	え1379-5-2

## 店方 / 酒造方 / 借入金

(八田孫左衛門見世名代条助造酒仕入金拝借関係書類綴)		貼合せ/(え1385-1~3は一括)・1括	え1385
指上申一札之事(八田孫左衛門見世名代条助造酒のため仕入金拝借、引当として八田孫左衛門家屋敷土蔵并に持分山田地差出に付) *下書/(端裏書)「伊勢町条助」/裏面に切支丹宗門御穿鑿条文写あり 伊勢町八田孫左衛門見世名代条助・御請合八田孫左衛門・同断宇佐美清十郎→水井久大夫様・徳嵩甚蔵様	安永6酉年10月	縦継紙・1通	え1385-1
(借入金100両、3期上納金覚) 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1385-2
(借入金200両、5期上納金覚) 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1385-3
(八田孫左衛門見世名代条助造酒仕入金拝借関係書類綴)		綴/(え1386-1~3は一綴)・1綴	え1386
指上申一札之事(八田孫左衛門見世名代条助造酒仕入金200両借用5期に上納、引当として八田孫左衛門家屋敷土蔵并に持分山田地差出に付) 伊勢町八田孫左衛門見世名代条助(印墨消)・御請合八田孫左衛門(印墨消)・同断宇佐美清十郎(印墨消)、(奥書)小野喜太右衛門(印墨消)・山城六郎右衛門(印墨消)→水井久大夫様・徳嵩甚蔵様 貼紙あり	安永6酉年11月	縦継紙・1通	え1386-1
(借入金100両、3期上納金覚)		横切継紙・1通	え1386-2
(借入金100両、3期上納金覚) 小豆色宿紙		横切紙・1通	え1386-3
差上申一札之事(八田孫左衛門見世名代条助造酒仕入金100両借用3期に上納、引当として八田孫左衛門家屋敷土蔵并に持分山田地差出に付) *(端裏書)「亥七月返り証文消印済皆済」 伊勢町八田孫左衛門見世名代条助(印墨消)・御請合八田孫左衛門(印墨消)・	安永7戌年11月	縦継紙・1通	え1387

店方 / 酒造方 / 借入金

右同断字佐美清十郎(印墨消)、(奥書)小野喜太右衛門(印墨消)・山越六郎右衛門(印墨消)→水井久大夫様・徳嵩甚蔵様			
差上申一札之事(八田孫左衛門見世名代条助造酒仕入金100両借用3期に上納、引当として八田孫左衛門家屋敷土蔵并に持分山田地差出に付) * (端裏書)「亥ノ三月済切帰り証文消印済」 伊勢町八田孫左衛門見世名代条助(印墨消)・御請合八田孫左衛門(印墨消)・同断字佐美清十郎(印墨消)、(奥書)小野喜太右衛門(印墨消)・山越六郎右衛門(印墨消)→水井久大夫様・徳嵩甚蔵様	安永7戌年9月	縦継紙・1通	え1388
指上申一札之事(八田孫左衛門見世名代条助造酒仕入金100両借用3期に上納、引当として八田孫左衛門家屋敷土蔵并に持分山田地差出に付) * (端裏書)「戌三月済切証文」 伊勢町八田孫左衛門見世名代条助(印墨消)・御請合八田孫左衛門(印墨消)・同断字佐美清十郎(印墨消)、(奥書)小野喜太右衛門(印墨消)・山越六郎右衛門(印墨消)→水井久大夫様・徳嵩甚蔵様	安永6酉年10月	縦継紙・1通	え1389

店方 / 酒造方 / 一件

(森村和七・八郎左衛門兩名酒造渡世株免許不正関係書類綴)		綴/(え1399-1-2は各一綴)・2綴	え1399
(証文関係書類綴)		綴/(え1399-1-1~5は一綴)・1綴	え1399-1
(封筒) * (表書)「御証文 五通 森村八郎左衛門」		袋・1点	え1399-1-1
(森村八郎左衛門儀、勝手向き不如意のため酒造渡世致し兼ね、去寅年同村和七へ酒造道具一式・株免許迄譲渡致し、翌卯年八郎左衛門免許書替えなく江戸表へ引越致し不埒至極、和七も宛名違いの免許で酒造渡世致し不埒至極の儀に付、和七に3貫文、三役人に6貫文の過料申付) →森村和七・寅卯兩年三役人	12月25日	縦継紙・1通	え1399-1-2
御内借申金子証文之事(抛なく要用のため金100両、金1両あたり1ヶ月銀6分の利息) * 雛形 借主たれ印・受人口入たれ印・村役人連印→松代御城下町傳兵衛殿		縦紙・1通	え1399-1-3
乍恐以書付奉願候御事(地所代金100両并に酒造・土蔵・酒造道具一式他添物代金116両2分、当寅年より小作10ヶ年季中に金子調達上納の節は、この代金をもって差戻し下さる様仕りたきに付) 森村願人八郎左衛門印、(裏書)八田嘉右衛門印→八田嘉右衛門様御内何の誰宛所	文政元寅年8月	縦紙・1通	え1399-1-4
覚(本証文并に裏書の分引当預置き、嘉右衛門帰り次第早速引当申すべき旨) 八田嘉右衛門附目代大木伊左衛門(印)、(奥書)岡川左十郎(印墨消)→森村久米吉殿・民左衛門殿	文政元寅年11月	縦継紙・1通	え1399-1-5
(御内借金関係書類綴)		綴/(え1399-2-1~3は一綴)・1綴	え1399-2
(金214両2分他金銭書上)		横切紙・1通	え1399-2-1
(今度金250両御内借金返済方御尋ねに付返答書)		横切継紙・1通	え1399-2-2
覚(金25両発起他2口ノ265両他金銭書上)		横長半・1冊	え1399-2-3

(酒御用菊屋金治掟違反関係書類綴)		綴/(え1477-1 ~9は一綴)・1 綴	え1477
(酒直段5升以上は格別とする定に背き、1升売同様の代物にて御用酒差出すにより、組預申付書) →伊勢町金治	(安永10年)2月9日	横切継紙・1通	え1477-1
乍恐以口上書奉願候御事(御酒御用菊屋金治不調法の処、過料銭引上げ私御用を金治方へ仰付けられたきに付) *下書 美濃屋与兵衛→宮本浅之進様・橋本孫太郎様・岡田作左衛門様・野中友右衛門様	(安永10年)	縦紙・1通	え1477-2
①乍恐以口上書奉願候御事(御酒御用菊屋金治御定の通5升以上間銭引直仕らず差上げの段不調法至極、私御用を金治方へ仰付けられたきに付)、②乍恐以口上書奉願候御事(御酒御用に不調法あり、間銭倍銭にて上納したきに付) * (端裏書)「御台所江差出候」* 下書 ①ミのや与兵衛判、②菊屋金治→①宮本浅之進様・橋本孫太郎様・岡田作左衛門様・野中友右衛門様、②当名右四人	①安永10辛丑年2月 ② (安永10年)丑2月	縦継紙・1通	え1477-3
乍恐以口上書奉願上候御事(御酒御用に不調法あり、引銭の処倍銭にて上納したきに付) * 下書 菊屋金治→宮本浅之進様・橋本孫太郎様・岡田作左衛門様・野中友右衛門様	(安永10年)丑2月	縦紙・1通	え1477-4
以口上書奉願候御事(御台所へ上納の諸白酒払の掟に背き五人組預り慎みの処、貴寺様御訴訟願) * 下書 伊勢町金治、(奥書)五人組与兵衛・傳兵衛・喜三郎・糸助→浄福寺様	(安永10年)丑2月	縦継紙・1通	え1477-5
口上覚(拙寺且中伊勢町金治五人組預り慎みの処、御赦免御訴訟書) * 下書 田中村浄福寺→御町御奉行所	安永10辛丑2月11日	縦紙・1通	え1477-6
以口上書奉願候御事(御台所へ上納の諸白酒払の掟に背き五人組預り慎みの処、貴寺様御訴訟願) * 下書 伊勢町金治、(奥書)五人組誰・誰→浄福寺様	(安永10年)丑2月	縦紙・1通	え1477-7
以口上書奉願候御事(御台所へ上納の諸白酒払の掟に背き五人組預り慎みの処、貴寺様御訴訟願) * 下書 伊勢町金治、(奥書)五人組糸助・喜三郎・傳兵衛・与兵衛→浄福寺様	(安永10年)丑2月	縦継紙・1通	え1477-8
口上覚(拙寺且中伊勢町金治五人組預り慎みの処、御赦免御訴訟書) * 下書 田中村浄福寺印→御町御奉行所	安永10辛丑2月11日	縦紙・1通	え1477-9

## 店方 / 酒造方 / 道具調

覚(湯せん7合入1ツ他メ6品与兵衛持道具書上)		横切紙・1通	え1694
酒みせ道具扣(手桶2ツ他メ24品借用) 与兵衛(印)→増田宗右衛門様	天明4年辰8月24日	折紙・1通	え1695
覚(弥勒村祖助所持居宅・酒蔵・車屋等書上) 北原多蔵・矢部通鉄→八田嘉右衛門殿 地部破損	午3月	横切継紙・1通	え1721

## 店方 / 酒造方 / 書状

(酒造関係来簡綴)		綴/(え1488-1 ~23は一綴)・1 綴	え1488
-----------	--	------------------------------	-------

店方 / 酒造方 / 書状

(袋)* (袋上書)「明治三午年七月中より之来簡入 義井堂子静」 義井堂子静(八田慎蔵)	明治3午年7月	袋・1点	え1488-1
(片貝の酒斗入1樽生田叟三郎殿へ下され、出来の宜 敷急速御廻取計い願) 竹航→(八田)慎蔵様差掛 灰色 宿紙	(明治)7月12日	横切継紙・1通	え1488-2
(株鑑札一条東京より申来に付) (富岡)良右衛門→(八 田)慎蔵様	(明治)10日	横切継紙・1通	え1488-3
(書状、御約談の酒造株高譲渡残金内証差支あり、御 支配様委細申上取計い願) 傳兵衛→武重源右衛門様 奉復	(明治)9月15日	横切継紙・1通	え1488-4
(松代御城下伊勢町傳兵衛より小諸領茂田井村徳右 衛門へ引譲り酒造株高500石代金700両にて買受相 談書)	(明治)	横切紙・1通	え1488-5
(八幡村一条は御用人足働の給分渡さず、役人より早 速書面差出すよう申渡されたきに付) 栄作→(八 田)慎蔵様 灰色宿紙	(明治)7月3日	横切紙・1通	え1488-6
(片貝酒1樽慥かに落手) 三郎治→(八田)慎蔵様	(明治)7月12日	横切紙・1通	え1488-7
(片貝酒斗樽面倒ながら1樽5升ずつに分け、岩崎へ1 樽持参致されたきに付) 松山丁→いせ町様	(明治)7月13日	横切継紙・1通	え1488-8
使之者故乍恐口上書二而奉申上候(焼酎御不用の趣 畏奉り、次に何よりの品頂戴仰付らるに付) 五郎 治拜→伊勢町様申上	(明治)7月11日	横切継紙・1通	え1488-9
(書状、御馳走御礼、御市様御世話の奉書紙如何御用 達候哉に付) 加州河北郡二俣柏木庄右衛門→松代八田 新蔵様	(明治)午7月21日	横切継紙・1通	え1488-10
(官札御引替願難有く御賞典に付) 松山→伊勢町様	(明治)9月6日	横切継紙・1通	え1488-11
(運賃慥かに落手いずれ勘定相渡すに付) (青柳)増太 郎・五十司→(八田)慎蔵様	(明治)8月19日	横切紙・1通	え1488-12
(500金程御願度) 両人→(八田)慎蔵様再願	(明治)9月8日	横切紙・1通	え1488-13
(再建願上一条は寺町様へも願置、尊館様へ御内話の 上幾重にも御奉加御承知成下されたきに付) 清右 衛門→(八田)慎蔵様内願申上候	(明治)23日	横切継紙・1通	え1488-14
(代金8両3分慥かに落手、新潟よりの相場差上げ落手 願) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	(明治)8月18日	横切継紙・1通	え1488-15
(書状、種々御饗応致され大酩酊罷成、沈酔失敬に付) 北沢→八田様	(明治)	横切継紙・1通	え1488-16
(書状、あぶら10本・ぎんたし300文程、子供袖口にし たく、紅めりんす願上げ、兄上様遣わしの品はいく 両くらいか伺等に付) ひて→御母上様・御姉上様人々 御本人	(明治)水無月24日	横切継紙・1通	え1488-17
(富岡氏御預け御用札千金は久兵衛へ渡されたきに 付)	(明治)8月3日	横切継紙・1通	え1488-18
覚(御用札1000両富岡氏より御預けの内御預りに付) 大里惣一郎(印)	(明治3年)庚午5月3日	横切継紙・1通	え1488-19
(書状、材木藍瓶鑑札冥加金1両2分2朱落手) (青柳)増 太郎→(八田)慎蔵様御答	(明治)7月25日	横切紙・1通	え1488-20

(松屋金之助へ御泊の御入料31両銭470文書上)	(明治)9月8日	横切継紙・1通	え1488-21
(鑑札削直し代今日慥かに落手) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様金札入	(明治)9月15日	横切紙・1通	え1488-22
(水井様昨巳年懸金3両3分2匁5分慥かに落手) 慶左衛門→(八田)慎蔵様	(明治)12月	横切継紙・1通	え1488-23

店方 / 油店

(油店水道井戸普請関係書類袋一括)		(え1408-2~3は袋一括)	え1408
(袋) * (袋上書)「天明四甲辰季三月 油店井戸水道覚」		袋・1点	え1408-1
水道方角并間数覚(元井戸より辰22分4間他方角間数書上)		横切紙・1通	え1408-2
油店井戸以来伏替之節水道諸色心得之覚(井戸・樋等の造作に付)		横長半・1冊	え1408-3

店方 / 醤油店 (松井店)

(松井店諸道具調関係書類綴)		綴/(え1676-1~8は一綴)・1綴	え1676
(包紙) * (包紙上書)「一本木赤倉松井本諸道具調帳并田切村市五郎より指出候証文壺通 天保8年酉6月3日」	天保8年酉6月3日	包紙・1点	え1676-1
(見へ兼候品ふとん3他26品書上)		折紙・1通	え1676-2
(紛失物染風図6つ他22品書上)		横切継紙・1通	え1676-3
覚(五軒前御冥加金2両1朱銭40文書上)		横切紙・1通	え1676-4
(書状、松井店諸道具も見えず本店にも下女1人位にて御改めなさる様内意申上に付)		横切紙・1通	え1676-5
覚(白米2升5合代銭554文他1口ノ830文等預り) 赤倉吾妻屋万蔵→信州松代松井和七様	酉3月晦日	横切紙・1通	え1676-6
一札之事(私儀一本木温泉松井本店留主守給金3両にて請負い3月にて暇の処、預りの諸道具帳面調引渡の内紛乱の品あり、調達しかね代金にて10月迄に支払い猶予願) * (端裏貼紙)「越州田切村市五郎より差出候日延書付并見兼候品々書き抜共 西五月」 高田領越後国田切村松井留主守市五郎(印)・同伴市蔵(印)、(奥書)請人万蔵(印)・立入人重五郎(印)→松代八田嘉右衛門様御内良右衛門殿	天保8酉年5月晦日	縦継紙・1通	え1676-7
(書状、先達和七殿へ飛脚遣わすも御登山無く此度冥加御上納取立に松井店へ申触れの処、下女一人のみにて、御一人御越下され埒明下さる様願いに付) 清吉・惣吉・市郎右衛門→八田嘉右衛門様	閏11月17日	縦紙・1通	え1676-8
指上申一札之事(私儀赤倉長屋数年來住居の処、木柱朽腐にて古材木等貰いたくその上自普請致す旨先達て御願の処、心得違ひ、差図受けず普請し御尋ねに及び御託) 越後赤倉三郎兵衛(爪印)→和七殿・源吾殿	天保12年丑3月20日	縦継紙・1通	え1683

店方 / 質店

(三輪村清七質商売取計方関係書類一括)		(え1397-2~3は袋一括)	え1397
(袋) * (袋上書)「文政十三寅年五月 三輪村清七質商売取計方一条二付対談書類一卷入」 封筒共		袋・1点	え1397-1
質出商売為取替規定之事(去子年4月中類焼にて勝手不如意のため質商売仕り難き処、貴殿より私宅へ御出張質商売方御取計らい下さる趣、当寅年6月より子年5月まで10ヶ年約定) 三輪村清七(印)・親類甚兵衛(印)・組合久兵衛(印)・善光寺新町長次郎(印)・後丁村深美甚十郎(印)→松代伊勢町傳兵衛殿	文政13寅年6月	堅継紙/(え1397-2-1~2は一綴)・1通	え1397-2-1
覚(三輪村質屋清七、請人なき質物一切取申すまじき事、質物日切は5ヶ月を限り貸し申すべき事など質屋商売議定7箇条書上) 岡野弥右衛門・石倉源五左衛門→三輪村質屋清七	文政13寅年5月	堅紙・1通	え1397-2-2
質出商売為取替規定之事(貴殿儀去子年4月中類焼にて勝手向き不都合のため、相談の上貴殿宅へ私方より出張致し質商売取計らう旨、当寅年6月より子年5月迄10ヶ年の約定) * 下案 伊勢町傳兵衛→三輪村清七殿	(文政13年)5月	堅紙・1通	え1397-3
(質店棚卸関係書類綴)		綴/え1486-1~16(は一綴)・1綴	え1486
(袋) * (袋上書)「文政二卯二月八日質方店卸二付和七より受取候書類入」(「御菓子」袋利用)		袋・1点	え1486-1
覚(質店にて御取替内金34兩3分2朱476文他9口ノ金245兩2朱4貫216文勘定書) 質店	卯年2月8日	横切継紙・1通	え1486-2
(黄菊3升3合他諸品名書上)		横切紙・1通	え1486-3
覚(2月8日丑年分残り247文他卯正月4日まで23口ノ金2兩2分2朱683文諸代金勘定書) 直七分	卯年2月	横切継紙・1通	え1486-4
①覚(中町店焼物代金9兩3分756文他2口ノ金15兩錢843文勘定書)、②木町店質覚(酒店上納金4兩1分銀5匁差引、金2分2朱355文上納不足に付) ①中町店、②木町店	①・②2月、①21日	横切継紙・1通	え1486-5
覚(2月15日香典200文他22口ノ3分2朱9貫24文為替金2兩2朱24文差引勘定書) 質店	辰年2月	横切継紙・1通	え1486-6
覚(3月17日花色裕1疋36匁7分他7口ノ253匁4分為金4兩2朱5匁9分勘定書) 糸方→御内方	2月10日	横切継紙・1通	え1486-7
覚(2月6日白上下1疋59匁5分他1口ノ77匁5分為金1兩1分288文受取) 糸方→御内方	巳年2月	横切継紙・1通	え1486-8
覚(正金44兩他1口ノ金46兩2朱1貫821文糸方上納に付) 糸方	巳年2月25日	横切継紙・1通	え1486-9
覚(此度拝借金41兩3分600文他2口ノ金74兩3分2朱3貫904文御下金願) 中町醬油店	巳年2月	横切紙・1通	え1486-10
覚(坊方返金30兩3分2朱他1口ノ金65兩程大積書上)		横切紙・1通	え1486-11
覚(御取替の内金31兩2分2朱821文他5口ノ金458兩3分1貫56文為金459兩1分1貫56文上納に付) 質店	巳年2月	横切継紙・1通	え1486-12

店方 / 質店

覚(1月18日拝借金30両他2口ノ金91両3分600文上納 差引に付)	横切紙・1通	え1486-13
角本店差引調卯二月改(午年分272匁1貫324文他支払 金銭勘定書)	折紙・1通	え1486-14
覚(午年7月5日菊菱5石内金10両相渡、他新酒代金等 勘定書)	横切紙・1通	え1486-15
覚(金札227両2分他1口上納に付) 質方	横切紙・1通	え1486-16

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
<b>町年寄 / 町政</b>			
書取を以申上候(去申年格外の違作にて御城下町一統夫食差間り、減金4分の割にて御勘弁下されたきに付)*控 傳兵衛	天保8酉年10月	縦継紙・1通	え1555
(違作に付飯米関係書類綴)		綴/(え1556-1~7は一綴)・1綴	え1556
(去年中違作により傳兵衛名目にて金500両御取替の処、残金66両余片付き方差支え、企ての無尽金にて万端滞り無く片付に付) 関田守之丞→八田嘉右衛門様	(天保8年)酉12月	横切継紙・1通	え1556-1
覚(発起無尽の儀1口5両に極め7口伊勢町様へ御加入願ひ等に付) 御町穀屋惣代弥左衛門・御町名主惣代名主伴之助→関田守之丞様	(天保8年)酉12月	横切継紙・1通	え1556-2
(飯山一件の義仲間精を尽くし出金・無尽等手段仕り少しも変更仕間敷に付) 御町穀屋惣代弥左衛門(印)・御町名主惣代名主伴之助(印)→関田守之丞様 下札あり	天保8年酉12月	横切継紙・1通	え1556-3
覚(金98両余の内八町役人手元金3両1分3朱他メ金18両銀6匁5分6厘にて願上に付)		横切継紙・1通	え1556-4
(本文の趣は差引不足金弁金致さず規定も無く難渋多く迷惑、差引不足金闕減仕るに付御賢慮願)		横切継紙・1通	え1556-5
(去年中違作にて飯山表より買上穀通り船積み登りの処、万端実意取計らい奇特に付、酒代40疋下賜状)* (端裏書)「森村和七」 八田嘉右衛門手代森村和七	12月24日	横切継紙・1通	え1556-6
飯山買入式千五百表 七月大勘定之節規定通り之仕立帳 下札あり		横長半・1冊	え1556-7
乍恐以口上書奉願候御事(私伴忠右衛門金2両借用の処返上仕兼ね、金1分2朱当金差上、残金は1ヶ年金1分宛遅滞上納したき旨)* (端裏書)「四 八月十八日上ル 惣八」 紙屋町惣八・同平蔵・紺屋町嘉右衛門→御町年寄衆中検断伴三郎右衛門殿	天明7未年8月	縦継紙・1通	え1629
乍恐以口上書御内々奉願候(天王御祭礼の節踊舞台借用に付) 伊勢町名主太左衛門(印)→与良弥門様御内	文政7申年7月	縦継紙・1通	え1634
覚(御棧敷料金1両受取) 名主太左衛門(印)→御内傳兵衛殿	(近世)申8月	横切紙・1通	え1635
(町内御祭礼御棧敷窺等に付)		横切紙・1通	え1636
壳渡シ申酒桶証文之事(5尺5寸上桶5本代金10両) 松代壳主惣右衛門(印)・請人重蔵(印)・立合受人吉左衛門(印)→桜沢村名主弥野助殿・桶屋桶改清八との・雨宮億右衛門殿	明和元申年12月	縦紙・1通	え1643
(飯山領村々絵図)	(近世)	80.0×30.0・1鋪	え1657
口上覚(当町佐五兵衛借用金多く欠落仕り、五人組役人跡片付難渋にて小幡長右衛門様御金の内2両2分私共方へ御取立御赦免下されたき旨) 紺屋町親類玄育(印)・紙屋町五人組[ ](印)・同友左衛門(印)・同喜惣治(印)・長町人[ ](印)・名主久作(印)→名主忠兵衛殿 破損甚大	天明7未年12月	縦継紙・1通	え1658



(酒造株譲渡関係書類綴)		綴/(え1678-1 ~2は一綴)・1 綴	え1678
(酒造米高1724石3斗2升8合鑑札写) 御勘定所焼印→真 田信濃守殿領分信濃国埴科郡松代町柏屋徳右衛門	天保14卯年	縦紙・1通	え1678-1
一札之事(酒造米高1724石3斗2升87合但元米掛米糶 共、貴殿所持酒造高鑑札拙者へ譲請に付請取) 松 平伊賀守様御領分更級郡中水鉤村源治郎(印)、(奥書)庄屋 代清左衛門(印)→真田信濃守様御城下埴科郡松代伊勢町徳 右衛門殿 貼紙あり	天保15辰年2月	縦紙・1通	え1678-2
一札之事(町内繰廻金無尽発記仕り金130両町内へ取 入れその俣御預申上御祭礼繰廻金と致し度に付)		縦継紙・1通	え1680
一札之事(町内繰廻金無尽発記仕り金130両町内へ取 入れその俣御預申上御祭礼繰廻金と致し度に付) *(端裏書)「寅三月廿六日写」		縦継紙・1通	え1681
村定(御公儀御条目堅く相守る等外11ヶ条村中相談 の上定め心懸大切に仕るべきに付) 清右衛門印・兼 蔵院印・喜代太郎印・半右衛門印・平次郎印・市助印・勝右衛 門印・仲右衛門印・喜七印・あき印・亥之松印・長蔵印・新助印 →坂原兵助殿	天明7末年10月	縦継紙・1通	え1687
為取替証文一札之事(酒造米高1136石5斗2升但元米 掛米糶共、貴殿所持酒造稼高鑑札譲渡) *(包紙上 書)「酒造稼に付御鑑札引渡為取替証文一通 荒神 町惣吉」 荒神町惣吉(印)、(奥書)名主文左衛門(印)→伊 勢町勝之助殿 包紙共	天保15辰年2月	縦紙・1通	え1688
口上覚(私甥喜三郎儀、親新右衛門前度馬喰町浦庄七 後家よりの借用金2両返済滞り、勝手向難渋及び親 大病にて、親婦国次第早速参るに付延引願) 紺屋 町専六(印)→名主吉郎右衛門殿	未12月28日	縦紙・1通	え1689
差出申一札之事(松波軍治兵衛と名乗宿々徘徊致す 無宿善治郎一件吟味の上12ヶ条仰出され一同承知 に付) *写 甲州道中下布田宿問屋幾四郎・年寄傳四郎・ 帳付半七・今井平三郎御代官所信州伊奈郡松嶋村名主善右 衛門・代久左衛門・組頭彦右衛門・代宇八・諏訪安芸守領分信 州諏訪郡下諏訪宿問屋孫次右衛門・年寄勘右衛門・池田善八 郎御代官所信州小県郡和田宿問屋喜左衛門・年寄惣助・代七 右衛門・善光寺領信州水内郡善光寺町問屋宇右衛門・年寄平 右衛門・伊奈備前守御支配所上州甘楽郡山中領神奈村名主 覚大夫・代五左衛門・大久保佐渡守領分相州愛甲郡厚木村名 主佐次右衛門・組頭八右衛門・江川太郎左衛門御代官所豆州 加茂郡熱海村名主彦左衛門・組頭吉兵衛・代傳次郎・大久保 徳蔵知行駿州富士郡依田原村名主佐右衛門・組頭十兵衛・東 海道浜松宿問屋喜傳治・年寄孫八・代喜太郎・内藤丹波守領 分三州加茂郡拳母村庄屋彦兵衛・同勘助・組頭甚助→道中御 奉行所	明和3戌年9月2日	縦継紙・1通	え1690
覚(やねや磯八当町廣田大夫借家へ引越御届) 伊 [ ]兵衛(印)→御町年寄衆中検断伴三郎右衛門殿 破損甚 大	未3月	縦継紙・1通	え1692
名所馬場形御請書写(河原新田の内馬場形跡新田高4 石9斗4升所持の処、去6月中満水にて閔屋川切込荒 地にて、年貢差引願) 八田嘉右衛門役代傳兵衛→御代 官所	文化5辰年5月	縦継紙・1通	え1727
乍恐以口上書奉願候御事(河原新田の内馬場形跡新 田、開発したき旨) *(端裏書)「御馬場形河原新田 開発書下書」 八田嘉右衛門役代傳兵衛印→御代官所	文化5辰年5月	縦継紙・1通	え1728

町年寄 / 町政

(昨年御尋下され御遣残金穀を御払方へ配当御切払方の件に付答申書) * (端裏書)「御勝手向之儀ニ付申上 監察」 監察	(明治)2月	横切継紙・1通	え1734
(町内大家・借家書上関係書類一括)		貼継/(え1736-1~8は貼継一括)・1括	え1736
覚(馬喰町大屋43人・借屋6人他ノ51人書上) * (端裏書)「八町中竈数 御尋ニ付書上扣 天明八申七月」馬喰町名主忠兵衛(印)→御町年寄衆中 破損あり	(天明8年)申7月	横切紙・1通	え1736-1
覚(紙屋町大屋38軒・借屋18軒他ノ74軒竈数書上) 紙屋町名主久作(印)→八田孫左衛門殿	(天明8年)申7月	横切紙・1通	え1736-2
覚(紺屋町大屋48軒・借屋32軒竈数書上) 紺屋町名主吉郎右衛門(印)→八田孫左衛門殿	(天明8年)申7月	横切紙・1通	え1736-3
覚(伊勢町大屋61軒・借屋17軒竈数書上) 伊勢町名主徳兵衛→御町年寄衆中・検断伴三郎右衛門殿	(天明8年)申7月	横切継紙・1通	え1736-4
覚(中町大屋63人・借屋45人ノ108人類焼人数書上) 中町名主六之丞(印)	(天明8年)申7月	横切紙・1通	え1736-5
覚(大屋55軒・借屋5軒ノ60軒類焼竈数書上) 名主新兵衛(印)→御町年寄衆中・検断伴三郎右衛門殿	(天明8年)申7月	横切紙・1通	え1736-6
覚(肴町大屋30人・役代借屋11人・軒数41軒書上) 肴町名主市郎兵衛(印)→御町年寄衆中・検断伴三郎右衛門殿	(天明8年)申7月	横切紙・1通	え1736-7
覚(鍛冶町大屋47人・借屋6人ノ53人数書上) 鍛冶町名主小三郎(印)→御町年寄衆中・検断伴三郎右衛門殿	(天明8年)申7月	横切継紙・1通	え1736-8
覚(此度利分下げによる証文改めるに付)		横切紙・1通	え1744

町年寄 / 御取締

(博奕御取締御出張諸入用関係書類綴)		綴/(え1573-1~7は一綴)・1綴	え1573
(袋) * (袋上書)「博奕為御取締御出張之節入用書類入 (裏)三月廿二日より廿三日朝迄 忝忝共ニ」	安政7申年3月	袋・1点	え1573-1
覚(さめ代金550文他ノ金1分4貫760文代金書上)		折紙・1通	え1573-2
覚(杉はし代金42文他受取) [ ]屋宇八→上	3月22日	横切紙・1通	え1573-3
覚(薄手上物代金200文書上) 内池(印)		横切紙・1通	え1573-4
覚(ひらめ代金272文受取) 小のや万吉(印「奥州白川中町小野屋」)→上	3月23日	横切紙・1通	え1573-5
覚(青柳代銭200文受取) 扇屋佐平太(印「奥州白川中町扇屋」)→上	申3月22日	横切継紙・1通	え1573-6
覚(くるみ代金272文他ノ1貫150文受取) さかなや栄蔵(印)→上	3月23日	横切継紙・1通	え1573-7
一札之事(御鉄炮1挺拝借、当月25日には相違無く返上に付) 佐藤喜代之助組忠左衛門(印)→八田嘉右衛門様御役人中	天保5年3月	縦紙・1通	え1585
差上申一札之事(検断中川三郎左衛門御尋ねにて五人組御預り一札) * 控 五人組銀右衛門・甚右衛門・孫右衛門・新三郎、(奥書)名主六之丞→御評定所	宝暦11巳年3月19日	縦紙・1通	え1589

往來一札之事(当寺弟子諦定僧、諸国行脚に付) 美濃加茂郡夕田村禪宗長安寺(印)→国々所々御閑所御役人中諸国宿々村々御問屋御役人中	寛政12年申3月日	豎紙・1通	え1591
差上申一札之御事(拙者共博奕致す風聞に付御尋の処、右身躰一切仕らず常々仰付けらる通り家業第一出精の処相違無きに付) 金兵衛(印)・五郎助(印)、(奥書)甚助(印)→八田孫左衛門殿御役代傳兵衛殿	安永4年未11月	豎紙・1通	え1594
指上申一札之事(御公義より盜賊御穿鑿他明暦3年御条目御請) 八田嘉助下屋敷役代小兵衛→職御奉行所綴穴あり	寛延4年未4月	豎紙・1通	え1608
差上申一札之事(牢人出家ごと他御公儀条目御請) 八田嘉助下屋敷役代小兵衛→職御奉行所 綴穴あり	寛延4年未4月	豎紙・1通	え1609
(町絵図包紙一括)			え1617
(包紙) * (包紙上書)「五町小路絵図面」		包紙/(え1617-1~5は包紙一括)・1点	え1617-1
(上伊勢町・下伊勢町略絵図) 貼紙あり		56.0×37.7・1鋪	え1617-2
(肴町略絵図)		37.5×28.5・1鋪	え1617-3
(中町略絵図)		38.5×83.0・1鋪	え1617-4
(鍛冶町略絵図)		41.5×84.0・1鋪	え1617-5

## 町年寄 / 殿様御用

(恣水園へ殿様立寄関係書類綴)		綴/(え1364-1~12は一綴)・1綴	え1364
(袋) * (袋上書)「安政四丁巳歳閏月四日姿(マ)水園吟々亭江御入首尾取調一卷入 八田知道」 八田知道	安政4丁巳歳閏月4日	袋・1点	え1364-1
安政4丁巳年閏5月14日八ツ時之御供揃ニ而東條辺へ御野掛ケ恣水園へ御立寄ニ付一件扣帳	安政4丁巳年閏5月14日	横半半・1冊	え1364-2
(御相手3人、御側向20人他人数書上) * (端裏書)「安政四巳」 灰色宿紙	安政4巳	横切紙・1通	え1364-3
(八寸3枚、ごとく等品名書上)	(安政4年)	横切継紙・1通	え1364-4
(居間・奥・お次に置く品、掛物・料紙・硯箱等書上)	(安政4年)	横切継紙・1通	え1364-5
(料理献立) * (端裏書)「安政四巳」 灰色宿紙	安政4巳	横切紙・1通	え1364-6
(奥10人・側20人など人数、献立書上)	安政4巳	横切継紙・1通	え1364-7
(順操院殿・奥女中5人など、16人他人数書上) * (端裏書)「安政四巳」 灰色宿紙	安政4巳	横切継紙・1通	え1364-8
(奥向10人へ重詰・献立書上)	安政4巳	横切継紙・1通	え1364-9
(酒礼3枚、金銀下賜名面書)	(安政4年)巳閏5月	横切継紙・1通	え1364-10
(屏風等品名書上)	(安政4年)	横切紙・1通	え1364-11
覚(おすし御重詰代金書上) とみや弥兵衛(印)→八田様御内御役人中様	安政4巳5月15日	横切紙・1通	え1364-12

## 町年寄 / 殿様御用

(殿様湧泉亭御入之節諸色留書関係書類綴)		綴/(え1403-1 ~17は一綴)・1 綴	え1403
(袋) * (袋上書)「文政元寅七月晦日 殿様湧泉亭御入之節諸色留書 八田知義」	文政元寅7月晦日	袋・1点	え1403-1
(御頭向18人吸物あら柚子他御侍2人・御徒士2人各献立書)		横切継紙・1通	え1403-2
(書状、昨日頂戴の御短冊等献上物の儀、御厚情頂戴に付) (松木カ) 東→(八田) 嘉右衛門様	9月16日	横切継紙・1通	え1403-3
人別(諏訪宮御入の節下賜金振合書)	7月晦日	横切継紙・1通	え1403-4
御重詰(焼肴、御菓子など詰物書上)		横切紙・1通	え1403-5
(御出は明日に相成り、御同姓も御見廻申す様子にて委細は後程瀧村氏より申し遣しに付) 大澤八右衛門→八田嘉右衛門様急用	7月29日	横切紙・1通	え1403-6
(明日天王山辺へ御野掛、それより貴様御下屋敷に御立寄り御休所に罷成り烏渡御知らせに付) 瀧村右源太→八田嘉右衛門様当[ ](綴紐)	7月29日	横切紙・1通	え1403-7
(今日九ツ時過近所に御野掛、嘉右衛門殿下屋敷に御立寄り、昨日御内談の通り取計らい願) 鹿御役人→松本源八様	4月5日	横切継紙・1通	え1403-8
(書状、今日九ツ半時の御供触にて御近所に御野掛、それより貴様内町屋敷に御立寄り遊ばされる旨の仰せ御意を得るに付) 小幡宗四郎→八田嘉右衛門様	9月15日	横切紙・1通	え1403-9
(杉形染付茶碗、土瓶など諸品数量書上)		横長半・1冊	え1403-10
覚(450文あら1本他諸品代金メ金1分3貫554文書上) いと屋金作 灰色宿紙	7月晦日	横切継紙・1通	え1403-11
覚(あら2本872文他諸品代金メ2分106文書上) ふく屋清兵衛→八田嘉右衛門様御内	8月24日	横切紙・1通	え1403-12
覚(八丁物他メ2貫408文諸品代金書上) 灰色宿紙	7月晦日	横切継紙・1通	え1403-13
覚(小奉紙1状4匁5分他諸品代金書上) 菊屋孫兵衛→伊勢町御茶之間	寅8月	横切継紙・1通	え1403-14
覚(山把子8文他琉球表、折釘等諸品代金メ209文書上) 美濃屋太兵衛→八田嘉右衛門御内	8月24日	横切紙・1通	え1403-15
覚(御膳酒3升代1貫148文他諸品代金メ銀2朱7貫160文受取) 酒店→(八田)	7月晦日	横切継紙・1通	え1403-16
覚(袖、玉子、しその実、茄子、寒天など諸品代金メ4貫192文受取) ミなと屋吉左衛門→八田嘉右衛門様御内 灰色宿紙	7月晦日	横切継紙・1通	え1403-17
(殿様御野掛并に恣水園御入関係書類綴)		綴/(え1428-1 ~17は一綴)・1 綴	え1428
(袋) * (袋上書)「嘉永七甲寅年十月十日殿様御野掛大日辺より清瀧江被為入御婦ニ姿(ママ)水園御入諸事取調一卷入 知道」	嘉永7甲寅年10月10日	袋・1点	え1428-1
①覚(鰯節代銭200文他代金銭書上)、②覚(味噌1升代銀3匁)、③(三口メ金3分2朱銀2匁8分3厘) ①御漬物師仁兵衛、②菊屋惣兵衛、③大谷津又兵衛 薄萌葱色宿紙		横切継紙・1通	え1428-2

覚(生鯛1枚代金2朱748文他ノ金2朱銀8匁5厘銭3貫372文金銭書上) 薄萌葱色宿紙		横切継紙・1通	え1428-3
(書状、見事の鮮鱗御投恵謝辞など) 山寺→八田君	10月12日	横切継紙・1通	え1428-4
(御床・御敷もの・御褥など諸品書上) 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1428-5
(金3分2朱銭307文預り書) 大谷津栄治→御使中	10月25日	横切紙・1通	え1428-6
(御上分烟草盆1面他諸道具書上) 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1428-7
(御のし飴付他諸道具書上) 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1428-8
(御上分御菓子他諸品書上) 灰色宿紙		横切紙・1通	え1428-9
(神戸代金200疋他諸品金銭書上)		横切紙・1通	え1428-10
(鉢3つ2か所書上)		横切紙・1通	え1428-11
(酒札2枚玉子25山寺源大夫殿他諸品名面)		横切紙・1通	え1428-12
(御便所用三尺簾1枚他諸御品書上)		横切紙・1通	え1428-13
(御熨斗・御吸物・御口取・大平献立表)		横切継紙・1通	え1428-14
(御輿他諸品書上)		横切継紙・1通	え1428-15
(明日4日8つ時供揃詰合にて東条村辺りへ野懸より 恣水園へ御立寄延引に付) 藤井弥左衛門→八田慎蔵 様 灰色宿紙	閏5月3日	横切紙・1通	え1428-16
殿様恣水園江御入一件(献上物、御料理献立、飾付等 書上)	嘉永7寅年10月10日	横長美・1冊	え1428-17
(湧泉亭殿様被遊御成前後入用関係書類一括)		(え1464袋一 括)	え1464
(献立関係書類綴)		綴/(え1464-1 は一綴)・1綴	え1464-1
(袋) * (袋上書)「二月六日湧泉亭殿様被遊御成候付 前後入用書類入 八田知義」		袋・1点	え1464-1-1
(重・吸物献立書)		折紙・1通	え1464-1-2
未2月6日湧泉亭御入二付献立(重膳・吸物ほか)		横切継紙・1通	え1464-1-3
覚(かつぶし代等ノ銀14匁余入料書上)		横切継紙・1通	え1464-1-4
覚(湧泉亭献立書) * (端裏書)「未二月六日湧泉亭御 入被仰出候処、折柄雨天二付御延引被仰出候二付 献立之内重膳御城へ被仰出候」		横切継紙・1通	え1464-1-5
覚(出仕人名下賜金品書上)		横切継紙・1通	え1464-1-6
覚(25貫余冬漬半斤代受取) ミのや喜兵衛	未2月6日	横切継紙・1通	え1464-1-7
覚(献立書)		横切継紙・1通	え1464-1-8
(献立関係書類綴)		綴/(え1464-2 は一綴)・1綴	え1464-2
(殿様田町抱屋敷湧泉亭御成、雨天御延引、用意品差 上度、献立書共)		横長半・1冊	え1464-2-1
(2月2日献立書)	2月2日	折紙・1冊	え1464-2-2

## 町年寄 / 殿様御用

六日御献立(御菓子・御吸物他)		横長半・1冊	え1464-2-3
覚(真鱈代332文等ノ1貫580文書上) 御肴屋伊左衛門 (印)→橋詰勘左衛門様	未2月	縦継紙・1通	え1464-3
覚(大ひらめ代1貫450文等ノ4貫572文書上) 御肴屋伊 左衛門(印)→橋詰勘左衛門様	未2月	縦継紙・1通	え1464-4
覚(広ゆば代60文等ノ錢3貫余書上) 湊屋吉左衛門(印) →橋詰勘左衛門様	2月	縦継紙・1通	え1464-5
(殿様湧泉亭御入関係書類綴)		綴/(え1474-1 ~3は一綴)・1 綴	え1474
十六日御献立		横長美・1冊	え1474-1
覚(堀井彦右衛門目録30疋他出仕人下賜錢書上)		横切紙・1通	え1474-2
未三月十六日湧泉亭御入献立書	未3月16日	横切継紙・1通	え1474-3
(食品等購入代金請求書等関係書類綴)		綴/(え1475-1 ~4は一綴)・1 綴	え1475
覚(御肴屋代3貫380文他ノ1兩2朱余金錢書上)		横切継紙・1通	え1475-1
覚(平め4枚代3貫200文他ノ3貫380文請求書) 御肴屋 伊左衛門(印)→橋詰勘左衛門様	未3月	縦紙・1通	え1475-2
覚(大根3把代150文他ノ3貫16文請求書) 湊屋吉左衛 門(印「湊屋」)→橋詰勘左衛門様	3月	縦継紙・1通	え1475-3
(国宝「大清乾隆年造」銘入り素描) * (貼紙)「文化 十四丑四月從東都本郷喜福寺天龍和尚遷化付遺送 從薩摩様拝領墨明石岳篆書大堅物一軸到来」		縦紙・1通	え1475-4
(殿様湧泉亭御入関係書類綴)		綴/(え1724-1 ~14は一綴)・1 綴	え1724
(袋) * (袋上書)「文政五壬午年九月廿七日殿様東條 村東光寺江可被為入候処及零落御訴訟申出候付御 帰田町湧泉亭御借被成度旨御言御座候旨被仰聞候 間難有御請申上被為入候節諸色扣」	文政5壬午9月	袋・1点	え1724-1
覚(焼まんちう代387匁他ノ1貫159匁金錢書上) 河内 屋藤兵衛→八田嘉右衛門様御内	10月	横切継紙・1通	え1724-2
(御吸物・御梅盃・三ッ置合献立表)		横切紙・1通	え1724-3
覚(さけ代1貫390匁他ノ2朱ト1貫529匁金錢書上) 江 戸屋金作→浦野長七様	9月27日	横切継紙・1通	え1724-4
(湧泉亭御立寄の節火急にて掃除等致し万端の処、時 雨降り御延引にて、小幡宗四郎殿用意の品献上し 近々御入願等に付)		縦紙・1通	え1724-5
(三ッ置合献立書上)		折紙・1通	え1724-6
(置合献立書上)		折紙・1通	え1724-7
覚(生たい代587文他ノ1貫212文金錢書上) ふじや清 兵衛(印)→小山鉄蔵様	9月27日	横切継紙・1通	え1724-8
覚(味醂酒代314文他ノ錢421文請取) 菊屋伝兵衛(印 「加伊菊屋」)→御料理所御役所	午9月27日	横切継紙・1通	え1724-9

覚(玉子代277文他ノ2匁5分686文金銭書上) みなと屋吉左衛門(印)→小山鉄蔵様	9月27日	縦継紙・1通	え1724-10
覚(味醂酒代金267文他ノ錢385文請取書) 菊屋伝兵衛(印「加伊菊屋」)→御料理所御役所	午9月26日	横切紙・1通	え1724-11
覚(大海老代600匁他ノ銀1匁5分600文金銭書上) ふじや清兵衛(印)→堀井彦右衛門様	9月	横切継紙・1通	え1724-12
覚(玉子代300文金銭書上) みなと屋吉左衛門(印)→堀井彦右衛門様	9月26日	縦紙・1通	え1724-13
覚(土佐饜節代72文他ノ950文金銭書上) 湊屋吉左衛門(印「湊屋」)→堀井彦右衛門様	9月26日	縦継紙・1通	え1724-14

## 町年寄 / 御巡見様御用

(三月四日・五日の本陣献立書上)		縦継紙・1通	え1525
(同一印影綴)			え1526
(同一印影綴)		綴・1綴	え1526-1
(印影綴)		綴・1綴	え1526-2
(巡見使関係書類綴)		綴/(え1527-1~15は一綴)・1綴	え1527
(袋) * (袋上書)「御巡見様御聞合書付」	巳2月	袋・1点	え1527-1
覚(巡見使出迎の者・場所など書上)		横切継紙・1通	え1527-2
覚(巡見使賄人数書上)	5月20日	横切継紙・1通	え1527-3
(小左衛門様分米4斗7升2合5勺など給米書上)		折紙・1通	え1527-4
覚(白米4斗7升2合5勺受取) 小池小左衛門(印)→八田嘉助殿	5月19日	横切継紙・1通	え1527-5
覚(中白3升7合5勺中町御用地分などノ米6升7合5勺受取) 中沢弥五右衛門(印)・小池小左衛門(印)→八田嘉助殿	5月22日	横切継紙・1通	え1527-6
(白米5斗1升7合5勺伊勢町御宿にて遣い、残り8升2合5勺御返に付) 徳左衛門→(八田)嘉助様		横切紙・1通	え1527-7
覚(1人に付2合5勺宛、計192人米勘定) 中沢弥五右衛門(印)→八田嘉助殿	5月19日	横切継紙・1通	え1527-8
(久保庄左衛門など6人名面)		横切紙・1通	え1527-9
(夕飯札46枚御渡に付) 本ノ→(八田)嘉介様	5月20日	横切継紙・1通	え1527-10
(御料理献立の儀に付) 富田権左衛門→[ ]野宿[ ]田兵左衛門様	3月7日	横切継紙・1通	え1527-11
巳三月四日御巡見様神戸御泊り出迎(巡見使出迎の者・場所など書上)		横切継紙・1通	え1527-12
覚(同心などノ69人食事回数書上)		折紙・1通	え1527-13
覚(玄米3石の代金3兩2分328文他諸品代金ノ4兩530文勘定)		折紙・1通	え1527-14

## 町年寄 / 御巡見様御用

覚(玄米3石の分配内訳)		折紙・1通	え1527-15
--------------	--	-------	----------

## 町年寄 / 貸借

(松木東より借用金関係書類綴)		綴/(え1597-1 ~3は一綴)・1 綴	え1597
(松木東様役代和吉殿地所譲渡に付讓受人久兵衛より預りの已収納金1両2分2朱書上)	巳年10月23日	横切紙・1通	え1597-1
覚(金5両要用に付借用) 馬場弥三郎(印)、(奥書)樋口与兵衛(印)→松木東殿	天保3年壬辰12月	横切紙・1通	え1597-2
覚(金25両御無尽御預金樋かに受取) 八田嘉助(印)→松木東殿	天保12丑年12月23日	横切紙・1通	え1597-3
(松木東より借用金関係書類綴)		綴/(え1598-1 ~12は一綴)・1 綴	え1598
御借用金年賦証文之御事(伴商売躰損失仕り金6両3分借用残金6両1分25か年賦返済) 重兵衛親御借主ふゆ(爪印)・関屋村請入銀左衛門(印)、(奥書)東荒町惣左衛門(印)・中町友治郎(印)→松木東様御内	文政11子年正月	縦継紙・1通	え1598-1
口上覚(余儀無く要用に付金5両借用) 小泉保右衛門(印)・加判矢嶋造酒助(印)→松木東殿	天保4年巳12月	縦紙・1通	え1598-2
乍恐以書付返答書奉申上候(当御屋敷様御知行所御蔵本勤め市右衛門去申御年貢滞り一言の申訳無きに付返答書) 妻科村御蔵本市右衛門(印)→松木源八様御内市河友左衛門様	天保8酉年10月	縦継紙・1通	え1598-3
借用証文之事(要用に付御無心金4両借用) 小泉保右衛門(印)→松木東殿	天保8酉年4月	縦紙・1通	え1598-4
御内借金証文之事(御上納金差支に付金5両4匁借用) 専納村御借主栄五郎(印)・合地受人定吉(印)・組合受人伴右衛門(印)・名主佐平治(印)・組頭民右衛門(印)・同断嘉十郎(印)・長百姓政右衛門(印)→松木東様御内市川友左衛門様	天保11子年12月	縦継紙・1通	え1598-5
以書付御請申上候(私儀御屋敷様へ御出入の処、先月心得違ひ致し御出入差留め次第、親類文三郎頼み就徳寺へ継り御詫願上げの御聞済になり従来勝手向き不都合の御借金として金2両14匁4分下され、返済年賦御請) 御借主太兵衛(印)・受人音吉(印)・親類文三郎(印)、(奥書)就徳寺(印)→松木源八様御内市川友左衛門様	天保12丑年9月	縦継紙・1通	え1598-6
御借用金証文之事(金5両借用) 網懸村御借主九郎兵衛(印)・親類彦兵衛(印)・組頭卯右衛門(印)・名主五郎右衛門(印)・組頭市左衛門(印)・同半右衛門(印)・長百姓五郎兵衛(印)→松木東様御内市川友左衛門殿	安政4巳年12月	縦継紙・1通	え1598-7
覚(金32両2分7匁2分拝借金の内積金上納に付請取) 堀内莊治(印)・田中増治(印)、(奥書)高田幾太(印)→山越嘉膳殿	安政4巳年正月	縦継紙・1通	え1598-8
差上申御内借金証文之事(御上納滞り金11両3分借用) 梅木村上組御借主勝左衛門(印)・親類組合六郎右衛門(印)・同断米左衛門(印)、(奥書)右村名主佐十郎(印)・組頭善左衛門(印)・長百姓又治郎(印)・頭立惣代栄右衛門(印)→松木東様御内御役人中様	安政2卯年4月	縦継紙・1通	え1598-9
御借用金年賦証文事(上納金差詰り金1両2朱ト7匁1分2厘年賦返済借用) 専納村御借主房吉(印)・合地受	文久3亥年12月	縦継紙・1通	え1598-10



人弥兵衛(印)・名主嘉兵衛(印)・組頭米蔵(印)・同断七之助(印)・長百姓常右衛門(印)→松木東様御内市川友左衛門様			
覚(武器修理入用差支え、軍用金の内金7両拝借儘かに請取) 松木東(印墨消)・加判松木源八(印墨消)、(奥書)長岡藤吉(印)・岡島莊蔵(印墨消)・興津権右衛門(印墨消)・在府無印金児丈助→小林三左衛門殿・吉澤十助殿・池田良右衛門殿・竹田友助殿	天保2卯年7月	縦継紙・1通	え1598-11
譲渡申田地証文之事(田2筆高3石4斗1升7合小作入20表、但し52坪程代金130両儘かに受取) 海沼源之進役代議主慎兵衛印・請人立人藤吉印・西寺尾村御蔵本治左衛門印、(奥書)名主治左衛門印・組頭藤助印・長百姓市左衛門印→下小須田村藤左衛門殿	慶応2丙寅年12月	縦継紙・1通	え1598-12

## 町年寄 / 社倉

(八田嘉右衛門宛社倉関係書類綴)		綴/(え1505-1~20は一綴)・1綴	え1506
(触、社倉の法并に粉子積入れ方の手段は御救い方并に調役へ問い合わせるべき触、私方へ挨拶の旨に付) 藍鼠色宿紙	11月	横切継紙・1通	え1506-1
(書状、国産入料の内私共より御渡申す100両遣払いの義、塗師方より申し立ての旨猶又御手元にて御詮議下されたきに付) 大嶋武左衛門・菊池藤助→八田嘉右衛門様 灰色宿紙	3月9日	横切継紙・1通	え1506-2
(書状、かねて内談の義延引の段何分許容なされ私義も大切の義にて先ず御挨拶の旨に付) 田町→(八田)嘉右衛門様内々御用 灰色宿紙	17日	横切継紙・1通	え1506-3
覚(金100両国産御用に付請取書) * (端裏貼紙)「椀方より頼付御下金証文指出申候右金相渡可申候間申遣候所暫之内手元ニ差置呉候義野中氏被申聞候間其旨致承知手元ニ指置候」 八田嘉右衛門→大嶋武左衛門殿・斎藤善九郎殿 灰色宿紙	文政2卯年5月27日	横切継紙・1通	え1506-4
(書状、去々年中古金銀引替にて囲金1万両は引替えず、当節も江戸表古金銀通用致さず段申来る間少し不安にて一応内談に及ぶ旨に付) 左源太→(八田)嘉右衛門様内用	正月14日	横切継紙・1通	え1506-5
(書状、向方見込み少々認め入れ御勘弁下されたきに付) * (端裏書)「御返事」 灰色宿紙	正月18日	横切紙・1通	え1506-6
(書状、御囲差出しても通用ならず、手段ならば兎も角も一万と相成りては差配り出来る哉、其節に至り差配り相成り兼ね無き同然にて跡へも先へも参る間敷と代官丁にて存込居りに付此所何とか少々認め方御勘弁下されたきに付)		横切紙・1通	え1506-7
(書状、先達て古金銀引替仰付けられ引替済めども残金1万両御囲金に付不安にて、当家様1万両御囲み、跡々の義追々繰合せるとも、何とも申しがたきに付) * (端裏書)「下案」 (八田)嘉右衛門→左源太様	正月19日	横切継紙・1通	え1506-8
(書状、当節引替せずばつぶれ同様に融通出来ず、江戸へ差遣し方の義印鑑は一枚切の由近日御状差越され、此上両3度も引替相含呉れる様致したく、3度にも差出し他御領分町方引替の義45度も追々出したく含みに致したく間、御勘弁下されたきに付) 左源太→(八田)嘉右衛門様内用	正月19日	横切継紙・1通	え1506-9

## 町年寄 / 町内無尽

(町内名主給発起無尽関係書類綴)	(近世)	綴/(え1559-1 ~12は一綴)・1 綴	え1559
(包紙)「文化十一戌八月春日夜燈高田御城下倉石藤吾殿より貰候付入用挨拶一卷入」	(近世)	包紙・1点	え1559-1
(書状、同苗甚五郎方へも珍しき一箱預り置くに付) 倉石藤吾→八田嘉右衛門様	(近世)25日	横切紙・1通	え1559-2
(書状、御所望に任せ龜末の品差上げ今般御謝儀として御目録の品御恵投受納に付) 倉石藤吾古秀(花押) →八田嘉右衛門様人々御中	(近世)8月25日	折紙・1通	え1559-3
(文化11年8月庭師本庄住此七と申者罷越に付申付候処、夜燈宜敷品無く高田道具屋九郎右衛門と申者参り懸け穿鑿申談じ候処、倉石両家其外にも相見え等及び更紗・羽二重・縞縮緬他松茸・煎茶具・松井縞等新蔵に持進らせる等に付)	(近世)	折紙・1通	え1559-4
覚(私発起頼母敷当午5番会御懸出し金43兩銀20匁受取) 藤田伝左衛門(印)→八田嘉右衛門様	文化7午年11月13日	横切紙・1通	え1559-5
覚(枝炭1箱代5匁5分受取) 越後や忠兵衛(印「御茶師江芝神明前戸越前屋」)→上	(近世)6月3日	横切紙・1通	え1559-6
覚(銀17兩2分調いに付) (印「日本第一本家京烏丸三條上ル町鹽瀬九郎右衛門・九良三郎」)→日野傳様	(近世)10月22日	横切紙・1通	え1559-7
覚(12文たばこ代他ノ金4兩3分4匁167文差引上納に付)	(近世)	横切紙・1通	え1559-8
(縞縮緬5反・羽二重紅白2疋・沙羅沙1枚煎茶具書上)		横切紙・1通	え1559-9
覚(金7兩2分縞縮緬5反・羽二重2疋他5品ノ金8兩1分2朱980文書上)	(近世)8月	横切紙・1通	え1559-10
(書状、差懸りの儀御意申入れの処御承知下され忝なく御礼に付) *下書 →倉石藤吾様	(近世)	横切紙・1通	え1559-11
(書状、差懸りの儀思召も御意願みず貴意を得、早速御承諾下され忝なき次第に付) *(端裏書)「下案」 八田嘉右衛門→倉石藤吾様几下	(近世)8月20日	横切紙・1通	え1559-12
(町内名主給無尽及び中町役元入用頼母敷講関係書類綴)		綴/(え1565-2 ~11は一綴)・1 綴	え1565
(袋) *(袋上書)「町内名主給発起 無尽之方入用紙面入」		袋・1点	え1565-1
①一札之事(御祭礼当町入用并に名主役給元金先年厚御示談を以て頼母敷講相企右両様の企金預り年々利分御渡元金御預り置き、御預り金利分等返金繰廻差支に付) *下書、②(御預り証文・勘定帳・無尽帳いずれもなく代わりに役本帳面の趣記をもって新証文御渡し下さるに付) *下書 →①・② 八田嘉右衛門様御役代傳兵衛殿		折紙・1通	え1565-2
覚(町内名主給無尽一条、文化14年11月6日寄金52兩の内50兩傳兵衛預りに付無尽趣意書) *(袖書)「町内名主給無尽一条二付此書付之通り役本帳面二扣有之候、噺人孫兵衛殿より為見候間写置、乍然此方扣与相違致居候事」		横切紙・1通	え1565-3

覚(文化14年12月6日寄金52両の内50両傳兵衛預りに付無尽趣意書)		横切継紙・1通	え1565-4
(右一条、是迄承知致され、伴八右衛門・忠三郎奥印の処その役本等にも始末方気分叶わず是迄の処破談に及び、則ち書面返却致す旨断りに及ぶ義東作へ申遣すに付)	4月12日	横切紙・1通	え1565-5
覚(金6両2分7匁5分御受取切手今日持参致さず追って御返却に付) 仁礼佐野右衛門(印)・清蔵(印)→菊屋傳兵衛殿	午4月12日	横切紙・1通	え1565-6
(兼ての御約定卯年より利足滞り元利金返済方始末破談に付、御印書の返却をもって御証印下さるべしと御意に付)		横切紙・1通	え1565-7
覚(仁礼村より送金50両受取) 伊勢町傳兵衛(印墨消)→中町名主多三郎殿	午4月12日	横切紙・1通	え1565-8
差上申一札之御事(中町御祭礼勤方備向相立兼ね仰せに付、中町役元入用の頼母敷無尽初会役代傳兵衛方圖当の分讓金50両受取) * (端裏貼紙)「文化十四丑年十二月当町内ニ而役本給手段ニ而無尽取立候処会圖金手前当付中町御祭礼勤方為手段懸金此方より出金五拾兩正金相渡候付取極証文并右金子借附有所証文此方へ預置申候」 中町十二組組惣代小兵衛・忠左衛門・市右衛門・惣九郎・喜兵衛・佐兵衛・藤太郎・皆吉・惣助・市左衛門・市五郎・安兵衛、(奥書)名主忠三郎・介添五兵衛・伴三郎右衛門→八田嘉右衛門様		豎継紙・1通	え1565-9
差上申一札之御事(仁礼村佐野右衛門御内借金元利返済、来月下向迄日延願) 仁礼村名主平蔵(印)・組頭小兵衛(印)・同断治兵衛(印)・長百姓多七(印)・同断清蔵(印)→八田嘉右衛門様御内御役人中様	文政3辰年2月	豎紙・1通	え1565-10
差上申一札之御事(中町御祭礼勤方備向相立兼ね仰せに付、御讓金50両、来寅年より1ヶ年兩度の内に相違なく掛戻に付) * (端裏貼紙)「文化十四丑年十二月当町内ニ而役本給手段ニ而無尽取立候処取会圖金手前当ニ付中町御祭礼勤方為手段懸金此方より出金五拾兩正金相渡候付取極証文并右金子借附有所証文此方江預置申候」 中町十二組組惣代小兵衛・忠左衛門・市右衛門・惣九郎・喜兵衛・佐兵衛・藤太郎・皆吉・惣助・市左衛門・市五郎・安兵衛、(奥書)名主忠三郎・介添五兵衛・伴三郎右衛門→八田嘉右衛門様		豎継紙・1通	え1565-11

## 町年寄 / 一件

乍恐以添書奉申上候口上(金子口入の処返済滞り、去未年大庄屋三谷吉左衛門添状を以て木町・伊勢町役人衆中へ願ひ出の処、逗留日数40日余りになり取次も下さらず難渋、御裁許願) 願主安兵衛・庄屋代甚五兵衛→真田伊豆守様御役所様	亥9月12日	半・1冊	え1424
(拝借金勘定帳綴) * (表紙「安永亥七月十六日当(マ)着 紀州領勢州田丸仁田村安兵衛訴状并勘定書 加藤甚五口良殿より添状写共帳面八帳 い 壹印証文并勘定書 ろ 式印証文并勘定書 は 書状取遣ニ而拝借金覚書 に 安兵衛勢州より松代并京都罷出候節之路用并諸入用書付 ほ 書状写書壹帳 へ 三印京都拝借金安兵衛方より奉申上候京都より之請取写 と 訴状写 本 加藤甚五良殿添状写 小以八帳」)		半・1綴	え1425
(金銭取調関係書類一括)			え1426

## 町年寄 / 一件

(遣込金銭吟味関係綴)		綴/(え1426-1-1~2は一綴)・1綴	え1426-1
口25 乍恐奉申上候口上(奉行所日記方役人調べ下さり遣込金子相違なく、吟味対決にて分かるべきに付) 紀州仁[ ]→検断御役人衆様 地部欠損	亥9月	堅折紙・1通	え1426-1-1
ハ26 口上(安兵衛願に付内済に片付けの儀、借人中心得違ひにて八田孫左衛門等へ御尋ね、相違なく内済に致したき儀に付) →伴三郎右衛門様 地部欠損	9月26日	半・1冊	え1426-1-2
八 亥 奉願上候御事(先達願の内金8両3分証文の儀、元来卯年金67両請取の処40両請取、残り金27両御渡し有るべく、借人中役人様方へ差出承知にて、金8両3分と27両の利息相渡取扱下さるよう願) 紀州御領仁田村百姓安兵衛印→検断御役人衆中様	亥9月26日	半・1冊	え1426-2
九 亥(去冬中長々その地へ逗留の節、私身分相立御礼尽し難く、私罷帰り岩出氏同道にて松代御上より褒美下され、この儀貴公様御願ひにて有難く御礼等に付) 佐藤伊兵衛→鈴木安兵衛様人々御中 貼紙あり	5月2日	半・1冊	え1426-3
(論所地改手附御用筋関係綴)		綴/(え1508-1~11は一綴)・1綴	え1508
(袋) * (袋上書)「論所地改御手附御越之節一巻入 天保三辰九月」		袋・1点	え1508-1
乍恐以書付奉願候(近年五街道宿助郷難渋にて、冥加出精手段請けたく、元来当町は不便利にて返済滞り、今般の趣格別にて何卒願の旨) 信州埴科郡松代伊勢町菊屋傳兵衛、(奥書)伊勢町傳兵衛→今井太郎九郎様、(奥書)御役所	天保3辰年9月15日	横切継紙・1通	え1508-2
(9月14日やうかん9本代金500文善光寺より買入れに付)		札・1枚	え1508-3
(飯山一件の義案外の事にて傳兵衛へ申合せの処、兼ての仕合中々御受出来がたく御訴訟申上べくと、然る処自然宿方助郷領内村方差障り等の義無き哉、不案内に付内々伺) * 下案 (八田)嘉右衛門→(関田)守之丞様		横切継紙・1通	え1508-4
(書面御借用御面倒、御返に付)	朔日	横切紙・1通	え1508-5
(曾我豊後様仰せにて論所地改御手附普請役格今井太郎九郎様御用筋にて御越し、五街道筋助郷村々難渋にて助成金身元相応の出金致す由に付) 後欠		折紙・1通	え1508-6
口上覚(論所地御改御手附にて、今井太郎九郎様中之条御用先より別紙御書到来にて、私方差支えの筋にて御本陣へ願ひ、止宿の用意仕る旨) 伊勢町傳兵衛→屋主惣八郎殿	天保3辰9月14日	横切紙・1通	え1508-7
①覚(馬1疋・人足3人御用にて別紙証文写の通り差出、定の賃銭受取、差支え無く取計い休泊は別紙帳面に記すべき旨)、②(触、この先触一同早々継送り、自分相越し節返す旨)、③(御用筋の儀申談ずる事有るに付、明日14日其元宅へ泊まる積りの旨)、④(9月14日中之条出立、御昼下戸倉宿・泊松代伊勢町菊屋傳兵衛宅にて用意別段申付けの旨) ①豊後印、②御普請役代り今井太郎九郎、③從中条御用先今井太郎九郎、④今井太郎九郎→①②先々宿々村々役人中、③松代伊勢町菊屋傳兵衛殿	①辰8月、②辰8月15日 出ス、③9月13日、④辰8月	横長半・1通	え1508-8

(近年商向不景気、其上預り金等差支え、内証向甚だ不練合にて、御訴訟申上げ幾重にも御願いに付) * (端裏書)「御答心得書取」		横切継紙・1通	え1508-9
(論所御改役御手付御普請役格小石川傳通院前同心町今井太郎九郎様関八州并に信州越後廻町に付増田止宿にて献立書上)		横長半・1通	え1508-10
(近年五街道宿助郷困窮難渋にて、骨折り励む者それぞれ身元相応出金の儀にて、また私方止宿は私方勝手向き不練合の旨に付) * 下書 信濃国松代町傳兵衛	年号月	横切継紙・1通	え1508-11
(論所地改手附御用筋関係綴)		綴/(え1509-1~3は一綴)・1綴	え1509
御用書付(御用筋の為其元宅へ泊りに付) 従中之条御用先今井太郎九郎→松代伊勢町菊屋傳兵衛殿	9月13日	横切紙・1通	え1509-1
乍恐以書付奉願候(五海道宿の助郷困窮にて冥加出精御請けの処、口入れ返済滞り、今般御趣意格別差加え願いたきに付、また論所御改今井様への差上金は調達しかねるに付) 信州埴科郡松代伊勢町菊屋傳兵衛、(奥書)伊勢町傳兵衛→今井太郎九郎様	天保3辰年9月5日	縦継紙・1通	え1509-2
論所地改御手附今井太郎九郎様御越之節一堂書類写始終扣(論所地改に付)	天保3辰年9月14日	半・1冊	え1509-3
(善光寺大門町彦八屋敷地質地一件関係書類綴)		綴/(え1532-1~5は一綴)・1綴	え1532
(包紙) * (包紙上書貼紙)「善光寺大門町彦八屋敷地質入金百拾五兩貸付二付深美甚十郎同桂作請合添証文 但文化十四丑年十月質入之所年限明二付文政八酉年十二月証文切替新証文受取古証文又返す式通」		包紙・1点	え1532-1
(文政8酉年12月元金115兩年来利分差滞りに付善光寺御役場へ和合院役人大沢源五兵衛より願ひにて当節同所長冶郎・庄右衛門立入一先ず元金5分利付け15ヶ年賦願ひ、然る処利分滞りは封金にて賈請けたき段開済に付金銭差引書上)	天保元庚寅年12月	横長半・1冊	え1532-2
一札之事(善光寺領大門町彦八儀要用に付金115兩屋敷地質入にて借用、先年御上様より再建寄附金繰廻しの内を以て拝借下され、右地面引当且返上方御受合仰下され相糺す処彦八紙文の通り相違無くに付) 深美桂作・深美甚十郎→松代皆神山和合院様御役者中	文政8乙酉年12月	縦継紙・1通	え1532-3
質渡申屋鋪地証文之事(大門町西側屋敷1ヶ所要用に付質代金115兩にて来る丑年迄5年季にて質入) 善光寺大門町質渡人彦八・同町親類平左衛門・大門町彦八組合惣代儀兵衛・同所組頭久八、(奥書)庄屋仁左衛門→松代皆神山和合院様御役者中	文政8乙酉年12月	縦継紙・1通	え1532-4
乍恐以書付済口申上候(和合院内大澤源吾兵衛より当寺領大門町彦八他3人を相手取質地代金滞り出入、去る4年前以前亥年2月松代御役所添簡頂戴出訴一件、今般横町庄右衛門・新町長次郎兩人立入和談内済に付) 訴訟方皆神山和合院役人大沢源五兵衛・相手方当所大門町彦八・親類平左衛門・組合儀兵衛・組頭久八・庄屋仁左衛門・立入人横町庄右衛門・同断新町長次郎、(奥書)皆神山和合院内大沢源五兵衛→善光寺御役所、(奥書)職御奉行所	天保元庚寅年12月	縦継紙美・1通	え1532-5

## 町年寄 / 一件

乍恐以口上書御訴申上候御事(当15日夜私宅にて木綿布29反他紛失に付) 鍛冶町願主惣大夫(印)、(奥書)五人組平右衛門(印)・藤蔵(印)・友吉(印)・常右衛門(印)・名主小三郎(印)・長町人勘右衛門(印)→御町年寄衆中・検断三郎右衛門殿	天明8申2月	豎継紙・1通	え1583
乍恐以口上書申上候御事([ ]幡長右衛門様御屋敷より借入金返済片付仰付られ、私難洪にて宮嶋通賦を以て年賦割合に成されたく願の処、御屋敷様よりの通賦へ、有無の挨拶にて日延願) *破損大紙屋町佐大夫(印)、(奥書)五人組角左衛門・友左衛門(印)・喜惣治(印)・名主久作(印)・長町人吉左衛門(印)→御町年寄衆中・検断伴三郎右衛門殿	天明7末年8月	豎紙・1通	え1618

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
<b>松代藩御用 / 御用金・御用米</b>			
(才覚金・御用金関係書類綴)		綴/(え1357-1 ~17は一綴)・1 綴	え1357
(札)「御用金古來取調書類」		札・1枚	え1357-1
覚(金1560両2分証文9通他メ金4600両程・粉7679俵程 にて証文所持に付)		横切継紙・1通	え1357-2
(書状、手前御収納御不足に付勝手向当年においては 万端引当難渋にて外聞に障り儉約の旨に付)	3月	横切継紙・1通	え1357-3
覚(粉280俵才覚金差上げ、金1000両の内70両分粉御 蔵付、請取) 八田孫左衛門→御三人様	元文3年午12月26日	横切紙・1通	え1357-4
乍懼口上覚(御用金700両才覚差上の処、調達仕らず、 今以て商売不持にて宜敷様取計いの旨) 八田嘉助 →奥村弥一左衛門様	正月	横切継紙・1通	え1357-5
口上覚(御金才覚、出精申したきに付、心当たりの手 寄の方申し遣わせども調達覚束なくに付)		横切継紙・1通	え1357-6
覚(金1560両2分証文9通他メ金7742両2分銀5匁1貫 程・粉10544俵程にて証文所持に付) *(端裏書) 「下書」	寛保3年亥10月	横切継紙・1通	え1357-7
口上覚(御金才覚、出精申したきに付、心当たりの手 寄の方申し遣わせども調達覚束なくに付) *え 1357-7と同内容		横切継紙・1通	え1357-8
覚(金1560両2分証文9通他メ金4500両、メ粉7679俵書 上)		横切継紙・1通	え1357-9
乍懼口上覚(御用金700両才覚、調達仕らず難儀の旨 御尋に付返答) 八田嘉助	正月	折紙・1通	え1357-10
(金5兩元金他合金650両先達差上の才覚金今般御返 済下され、元利請取り重ねて本証文指上げの節、此 の手形御返し下さるべき旨に付) *写 八田孫左衛 門→杉田九左衛門様・山岸文大夫様・金井藤助様	月日	横切継紙・1通	え1357-11
口上覚(御用金才覚集まれば今日にも上納の旨仰付 けられ畏奉り、町奉行様へも申上げの通り、近所等 才覚一向に埒明かず迷惑にて、遠方へも差遣す者 も相調わず、帰り次第出来る様願書) 八田嘉助	8月	横切継紙・1通	え1357-12
口上之覚(仰付けの御金才覚仕り、2度差上げ、残り差 上げたく出精すれども調い申さず、御赦免願)		横切紙・1通	え1357-13
覚(才覚金1000両の内金70両分粉返済)	午12月26日	横切継紙・1通	え1357-14
覚(宝永4年亥3月御用金上納として金5000両他金銭 書上)	宝暦14年申3月	折紙・1通	え1357-15
覚(才覚元金として金1000両利金135両他金銭書上)	午12月26日	横切継紙・1通	え1357-16
(八田嘉助、去暮御用金もってのほか不調にて江戸表 一同間合い申さず、依って御用金700両調達致すべ く仰付) →八田嘉助	正月7日	横切紙・1通	え1357-17

松代藩御用 / 御用金・御用米

(御用金一件関係書類綴)		綴/(え1395-1 ~27は一綴)・1 綴	え1395
(御用金返済の儀、当年春中より金子差支えに付催促御内分御取成し依頼) *控 兩人	8月	横切継紙・1通	え1395-1
口上覚(御用金返済の儀、近年世柄悪敷諸事不手廻り、殊に度々類焼等家業勤め兼ねに付返済願) *下案	月日	横切継紙・1通	え1395-2
(今度御用金才覚上納仕るべき旨畏奉れども当年春中より金子差支え、商売方も相捌き兼ね上納不出来の旨御取成し依頼) *下案 兩人	8月	横切継紙・1通	え1395-3
(今度の御用金、今以て1ヶ所も出来仕らず、近年不勝手、当年春中より金子差支に付き不出来の旨) *下案 八田惣三郎・八田孫左衛門 貼紙あり	8月	横切継紙・1通	え1395-4
口上覚(去年中御用金差上の処、去暮御返済下されず、先々より催促難儀至極に付返済御取成し依頼) *下案/(端裏書)「これを御覧可被下候」 八田孫左衛門→杉(杉田)九左衛門様・山(山岸)文大夫様・金(金井)藤助様	正月24日	横切継紙・1通	え1395-5
(其元にて惣三郎と御相談認め見申すべくに付) (八田)孫左衛門→嘉右衛門(八田嘉右衛門)殿	22日	横切紙・1通	え1395-6
口上(今度の御用金相調い申さず、此上は年寄方へ依頼すべく旨) 八田惣三郎・同孫左衛門	月日	横切継紙・1通	え1395-7
口上(今度の御用金相調い申さず旨) 八田惣三郎・同孫左衛門	月日	横切継紙・1通	え1395-8
口上覚(御用金返済の儀、近年世柄悪敷諸事不手廻り、殊に度々類焼等家業勤め兼ねに付返済願) *下案/貼紙あり/え1595-2と同文	月日	横切継紙・1通	え1395-9
乍恐口上書を以申上候御事(今度御用金2000両、相調い申さず旨) *下案	月日	横切継紙・1通	え1395-10
①(金1000両文字金、今度御帰城御用意金として預り当申暮より年中1割の利添え本金10年返進一札)、②預申金子之事(文金500両他メ3口1170両御用借用) *下案 ①郡奉行三人→①八田惣三郎殿	①元文5庚寅(ママ)年6月、②7月21日	横切継紙・1通	え1395-11
(書状、愚詞愚案相認め指進に付此案詞に書加え御同姓様へ宜敷願上に付)	7月24日	横切継紙・1通	え1395-12
(今度の御用金、今以て1ヶ所も出来仕らず、近年不勝手、当年春中より金子差支に付き不出来の旨) *え1595-4と同文 八田惣三郎・八田孫左衛門	8月	横切継紙・1通	え1395-13
口上覚(御用金返済の儀、近年世柄悪敷諸事不手廻り、殊に度々類焼等家業勤め兼ねに付返済願) *下案/え1595-2と同文	月日	横切継紙・1通	え1395-14
口上覚(当春新証文の御調達金并に当秋指出の御調達金兼ねて元利返済の筈、先月中より御代官上納金指支え、猶当月上納差滞り御用金筆紙に尽くし難く返金の義詮議を懸けるも一切返済の手筋見えず返金願) *下案 金井藤助・山岸文大夫・杉田九左衛門→八田惣三郎様・八田孫左衛門様	12月28日	横切継紙・1通	え1395-15
口上覚(去年中御用金御返済方もなく段々約束相違、去暮御逼迫最も至極、万一訴訟にも罷成る節は私不調法にも思召す哉難儀至極等に付返済願)	正月25日	横切継紙・1通	え1395-16



口上覚(御用金返済の儀、近年世柄悪敷諸事不手廻り、殊に度々類焼等家業勤め兼ねに付返済願) * 下案/え1595-2と同文	月日	横切継紙・1通	え1395-17
(御用金才覚仕れども時節悪敷迷惑至極、手前売渡し金近所時借り相加え漸く相調いに付) * 下案 → 山越嘉膳様	月日	横切継紙・1通	え1395-18
(御用金高・才覚人名書上)		横切紙・1通	え1395-19
覚(御用金才覚向諸費書上) * (端裏書)「子五月四日此通り帳面相認受取指上申候」 八田嘉右衛門	子5月	横長半・1冊	え1395-20
駄賃覚	10月8日・10日	折紙・1通	え1395-21
覚(御用金才覚人別勘定書) * (端裏書)「子五月四日に此通書付受取指上申し候」 八田嘉右衛門	子5月	折紙・1通	え1395-22
覚(御用金元利御年府金共御滞分書上)		横切紙・1通	え1395-23
覚(享保10巳年より同13年申4月迄御用金・初上納大概書上) * (端裏書)「下書」	寛保3年亥10月	横切継紙・1通	え1395-24
覚(御用金・初才覚人別書上)		横切継紙・1通	え1395-25
覚(享保14年御用金・初利息勘定書上)		横切継紙・1通	え1395-26
覚(享保10年より13年まで御用金・初利息勘定書上)		横切継紙・1通	え1395-27
覚(去る午年御用金残金210両上納取極) 徳嵩甚藏(印)・大島多吉(印)→八田嘉右衛門殿	享和3亥年2月	縦継紙・1通	え1644
(御手伝御用付分量御用達金25両請取) 矢野倉惣之進(印)・菊池孝助(印)/(奥印)興権右衛門(印)・岡庄蔵(印)・金丈助(印)→伊勢町傳兵衛	天保5午年正月	縦紙・1通	え1646
(御手伝御用付分量用達金2分請取) 矢野倉惣之進(印)・菊池孝助(印)/(奥印)興権右衛門(印)・岡庄蔵(印)・金丈助(印)→八田嘉右衛門役代傳兵衛	天保5午年3月	縦紙・1通	え1647
覚(越後御用米295俵着船に付預り) 西寺尾村通船会所守藤右衛門(印)→御産物御役所	明治3午年8月19日	縦紙・1通	え1648

## 松代藩御用 / 江戸運送

(道中荷物往來関係書類綴)		綴/(え1343-2~8は一綴)・1綴	え1343
(袋) * (袋上書)「西九月 道中荷物往來書上帳 八田以親」		袋・1点	え1343-1
(松本出行御城下松物や誰御用達・上田海野町白木や善右衛門道中御内書会府にて往來仕る由承知、江戸中橋松川町河村傳左衛門・松平大和守様御用達に付、御国往來の節杯は御内書御会府にて往來等御尋に付申上書)	7月	横切継紙・1通	え1343-2
(書状、勢州廣田筑後方より相談の儀があり、直談仕度に付) * 下書 八田孫左衛門	7月20日	横切紙・1通	え1343-3
(宝暦9年2月中御名内書御会府御免願、7月21日御免、明和2年7月25日会府の儀時々申上げ御渡成下され荷物差出申す処、此末は私方にて拵える旨)		横切紙・1通	え1343-4

松代藩御用 / 江戸運送

口上覚(松本城下本町唐木屋勘兵衛御用達に付御内書御会府にて道中仕る由承り等に付) * 後欠		横切紙・1通	え1343-5
口上覚(江戸表へ荷物差出しの節何方へ着く哉御尋に付申上書) 八田孫左衛門	7月2日	横切継紙・1通	え1343-6
口上覚(江戸表へ荷物差出す節道中先触がなくは折々差支えもあり迷惑、御名内先触頂戴願) * 下書 * (端裏書)「右之通相認巳ノ六月三日小野様へ上ル」 八田孫左衛門→御奉行所		縦紙・1通	え1343-7
(江戸表へ荷物1ヶ月荷数5駄程差出す節は御名内書先触頂戴仕りたき旨、冥加1駄に付鳥目5疋宛上納願承知申渡書) 町御奉行中→八田孫左衛門	6月15日	横切継紙・1通	え1343-8
御請申上候一札之御事(江戸表へ荷物差出す節御名内書先触頂戴願) * (端裏書)「右之通相認小野様へ差上候」 八田孫左衛門→町御奉行所	6月15日	縦紙・1通	え1343-9

松代藩御用 / 人足

(人足相勤に付金1両受取) 中町受人辰三郎(印)・同町つとめ人愛吉(印)	天保13寅年2月3日	縦継紙・1通	え1632
差上申一札之事(御伝馬人足御用に付金2両受取) 勤人中町辰三郎(印)・受人祭三郎(印)	天保12丑正月	横切紙・1通	え1633

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

## 産物会所 / 拝借金

質入申証文之事(産物仕入金入用に付屋敷地質地証文)*雛形 中町誰印・親類誰・組合誰、(奥書)名主誰→川組御会所	年号月	縦紙・1通	え1671
---	-----	-------	-------

## 産物会所 / 京都交易

(京都よりの書状関係書類綴)		綴/(え1561-1~31は一綴)・1綴	え1561
(袋)*(袋上書)「巳穂 京都書状入」/「御茶」屋袋再利用		袋・1点	え1561-1
(書状、旧冬30日払い間合う様態々飛脚にても御立の処着き申さず迷惑等他北天満宮御札の件并に上京されたきに付) いせや茂兵衛・安兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田佐助様人々御中	正月5日	横切継紙・1通	え1561-2
相場(くり綿等相場書上)*え1561-10と同木版 信のや弥左衛門	正月4日	横切紙・1通	え1561-3
(書状、年始挨拶) いせや茂兵衛・安兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田佐助様参人々御中	正月5日	横切紙・1通	え1561-4
口上(此状儘かに御届け下されたきに付) 信のや弥左衛門→八田孫左衛門様貴下	正月5日	横切紙・1通	え1561-5
(書状、年始挨拶) 伊勢屋傳兵衛→八田佐助様貴下	正月2日	横切紙・1通	え1561-6
(書状、年始挨拶) 伊勢や茂兵衛・安兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→増田宗右衛門様参人々御中	正月5日	横切紙・1通	え1561-7
(書状、年始挨拶) 近江屋新十郎(印)→八田孫左衛門様人々御中	正月2日	横切紙・1通	え1561-8
(書状、年始挨拶) 信濃屋弥左衛門(印「大坂□証文不用信濃屋」)→竹内三大夫様人々御中	正月5日	横切紙・1通	え1561-9
相場(くり綿等相場書上)*え1561-3と同木版 信のや弥左衛門	正月4日	横切紙・1通	え1561-10
(書状、年始挨拶)*え1561-8と同文 近江屋新十郎(印)→八田嘉助様人々御中	正月2日	横切紙・1通	え1561-11
(書状、算用状相認め并にくり綿相場申上にて発注文下されたきに付) 信濃屋弥左衛門・与兵衛・甚五郎(印「大坂□証文不用信濃屋」)→八田兵助様	正月4日	横切継紙・1通	え1561-12
(書状、年始挨拶) 葛木茂兵衛安(花押)→和田善助様参人々御中	正月5日	横切紙・1通	え1561-13
(書状、年始挨拶) 伊勢屋源七→八田孫左衛門様貴下	正月5日	横切紙・1通	え1561-14
(書状、年始挨拶) 越後屋喜右衛門(印)→八田孫左衛門様	正月5日	横切紙・1通	え1561-15
(書状、源堀行荷物1固駄賃京より松代迄は此方にて請取、松代より飯山迄は取計い下されたき等に付) いせや安兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田佐助様	12月5日	横切継紙・1通	え1561-16
(書状、染めもの代他都合金1両45匁4分先方へ仕切書	12月5日	横切継紙・1通	え1561-17

## 産物会所 / 京都交易

遣わずに付勘右衛門へ仰聞かされ金子請取り下さるよう他に付) いせや安兵衛→八田佐助様人々御中			
覚(上々杉桶1本代117匁5分他4件ノ276匁9分先達への注文と引合わされたきに付) 鉄屋平右衛門→八田佐助様参人々御中	7月26日	横切継紙・1通	え1561-18
(書状、9月3日出立松本飛脚伴七殿便樽荷1固差送りにて入手下されたく他諸荷物送付入手下さるべきに付) いせや茂兵衛・安兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田佐助様	11月3日	横切継紙・1通	え1561-19
(書状、恩田茂吉様一力265横麻上下1包無代長大夫殿相頼み遣し入手されたく尚追々出来次第差遣わずに付) いせや茂兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田佐助様	11月5日	横切継紙・1通	え1561-20
(書状、一力221絹1疋いよ染紅入27匁他ノ3品差下すに付御入手下されたきに付) いせや茂兵衛ぞめ方(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田佐助様	2月5日	折紙・1通	え1561-21
(書状、端午御召仰付けられ注文書委細承知随分念を入れ出来、仰付けられ候通り江戸御屋敷へ向い節句に間合うよう差下すに付安堵されたく、御召代金22両慥かに請取、及び馬具の類御注文に付代金書上等に付) いせや茂兵衛・安兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田佐助様人々御中	3月12日	横切継紙・1通	え1561-22
(書状、御さし銀にて御登成下される 処代金返済の儀長きにわたり延引に付報下されたき旨) いせや八郎兵衛(印「京室町六角下伊勢屋」)→八田佐助様人々御中	12月朔日	横切継紙・1通	え1561-23
(書状、長々逗留御礼并に道中大雨大嵐河留め難渋を凌ぎ帰京の旨并に松本又右衛門駄賃金の件又鎌原様より御頼みの荷物等に付) いせや久五郎→八田佐助様	6月28日	横切継紙・1通	え1561-24
(書状、松本伴七飛脚便善三郎下り候に御染物出来紙包に本印荷物へ詰合せ差下候にて引合せ御請取承知下さるべき旨并に注文の品御入手されたき等に付) いせや茂兵衛・安兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田佐助様貴下	9月3日	横切継紙・1通	え1561-25
(書状、平岡傳兵衛殿便も中20袋内10袋差下候も荷都合悪敷延引仕り重便に差下す旨并に遠路の義道中はむせ入り此義は致し方なき旨、一力148染物恩田茂吉様分御詠横麻上下違いに成り御用立申さず段気の毒に存ず旨) いせや茂兵衛・安兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田佐助様貴下	8月□日	横切継紙・1通	え1561-26
(書状、中元挨拶) 葛木茂兵衛・同久五郎→八田佐助様人々御中	7月15日	横切紙・1通	え1561-27
紙包入日記(上広麻絹上下2具ほかノ14品御入手されたきに付) いせや茂兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田佐助様	12月7日	折紙・1通	え1561-28
(書状、御荷物詰上げ候後出来候故紙包み差下すに付御入手されたき旨) いせや茂兵衛染め方(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田佐助様	12月7日	横切継紙・1通	え1561-29
(書状、6月29日出立飯山便友次郎殿下り候に付両御店様御注文物出来取揃へ差下すに当たり別紙入日記の通り御入手されたき旨并に別紙御詠物御注文の品差下に付御入手されたき等に付) いせや茂兵衛・安兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田佐助様人々御中	7月29日	横切継紙・1通	え1561-30

(書状、此度久五郎初めて罷下り御世話馳走になり忝なく、道中恙なく京着の旨并に染物出来別紙入日記の通り引合せ御入手されたき旨等に付) いせや茂兵衛・安兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田佐助様人々御中	6月29日	横切継紙・1通	え1561-31
(書状、宮尾殿出立に付両御店荷物并に北一印と都合1駄差送るに付御入手されたき旨、勘七殿出候貴札相達し忝なく拝見両店荷物都合1駄差出し別紙入日記の通り相違無く請取、其節仰下されの趣逐一承知に付返答) いせや茂兵衛・安兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田孫左衛門様・佐助様人々御中	12月5日	横切継紙・1通	え1562
(産物会所京都交易関係書類綴)		綴/(え1572-1~14は一綴)・1綴	え1572
(袋) * (袋上書)「京都より之辰年書状入日記入」		袋・1点	え1572-1
(書状、今度松本幸吉代庄助と申者出立にて一筆啓上、先達仰せの増田氏黒縮緬羽織出来に付12日亀山飛脚差下す故御安意下され、右代貴家様仕切帳へ入れ等に付) いせや茂兵衛・安兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田兵助様人々	5月6日	横切継紙・1通	え1572-2
(書状、今度勘七殿出立にて一筆啓上、勘七殿御登の節両御店分染地壺駄相違無く請取、別紙注文書通り早速念入仕立て、并に誂物品々御染地御急ぎ物故出来次第両御店都合1駄に仕り差下す故着の節別紙入日記の通り御改請取願) 伊勢や茂兵衛・安兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田佐助様・大八様人々	4月23日	横切継紙・1通	え1572-3
(書状、今度松本清右衛門と申者出立にて一筆啓上、兵助様御発足并に両御店様の染物并に御注文都合筵包3固差送り、着の御別紙入日記の通り御引合せ御請取願等に付) いせや茂兵衛・安兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田孫左衛門様・左助様	5月11日	横切継紙・1通	え1572-4
覚(平岡金左衛門殿掛金40兩受取) 八田兵助→八田傳兵衛様・御見せ中様	卯4月24日	横切継紙・1通	え1572-5
(書状、追啓、勘七殿へ色々御注文通り取合せ123匁渡し并に旧冬掛金3兩メに付) いせや安兵衛→(八田)佐助様・大八様	4月25日	横切継紙・1通	え1572-6
(書状、松本又右衛門殿出立にて一筆啓上、今度荷物左の通り御送付に付) いせや茂兵衛・安兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田兵助様・左助様人々	6月2日	横切継紙・1通	え1572-7
(書状、追啓、御内方様行素麺箱1つ差上に付) いせや安兵衛→八田兵助様	6月2日	横切継紙・1通	え1572-8
(書状、仙助様当18日出立及び上京成され御目通願) 岐阜屋音治郎→八田兵助様	5月21日	横切継紙・1通	え1572-9
(書状、御出立の節東辺の御払に付不心え野子入用まで御払下され忝なくに付) いせ茂源八→八田兵助様人々貴下	6月朔日	横切継紙・1通	え1572-10
(書状、旧冬飛脚久四郎便、御染物其外出来、并に染物仕切差下す等に付) いせや茂兵衛・安兵衛(印「京都富小路通六角上町伊勢屋」)→八田兵助様人々	正月7日	横切継紙・1通	え1572-11
(書状、今度松本飛脚幸吉代庄助出立にて一筆啓上、当11日出立松本飛脚清右衛門便両御店様荷物都合3個御送り別紙入日記の通り御請取下されたき等に付) いせや茂兵衛・安兵衛(印「京都富小路通六角上町	5月6日	横切継紙・1通	え1572-12

## 産物会所 / 京都交易

伊勢屋]→八田佐助様・大八様			
(書状、先達小折緒仰下され細書差上御落手下されたく、時分悪敷この辺桑の様子大違いにて直段高値、細書遣御一覽願并に差引書) 布袋や用助→八田兵助様参人々御中	5月1日	横切継紙・1通	え1572-13
①(書状、善治様逗留中は何の風情も無く、御注文の品取揃え等に付)、②覚(金銭差引書上) ①布袋や善右衛門・用介、②布袋や用介→①八田傳兵衛様・兵助様参人御中、②八田兵助様	①②3月22日	横切継紙・1通	え1572-14

## 産物会所 / 大坂交易

(大坂一条関係書類綴)		綴/(え1543-1~62は一綴)・1綴	え1543
(袋) * (袋上書)「総而大坂一条江拘る書類来簡とも入 嘉永六年四月 八田知道」		袋・1点	え1543-1
(書状、金策預り主菊伝、受人市兵衛他用立て人無く、金兵衛に済切迄20両ずつ遣し、工夫方申入れ度も六ヶ敷こと等に付) 松嘉(松本嘉十郎)拜→八慎(八田慎蔵)様	8月6日	横切継紙・1通	え1543-2
(書状、年始祝詞) 鍵屋彦右衛門→菊屋傳兵衛様参人御中	正月2日	横切紙・1通	え1543-3
(金策甘草にて第一第二第三の手段書上)		横切継紙・1通	え1543-4
①覚(大坂炭屋孫七殿より荷物代銀差引銀5貫883匁1分5厘御渡下されたきに付)、②覚(大坂炭屋孫七殿より荷物代銀差引金211両1分2朱と銀1貫252匁3歩7厘御渡下されたきに付) ①・②菊屋傳兵衛→①塩屋太三郎殿、②藤屋戸佐久殿 丁子茶色宿紙	①②嘉永6年丑6月2日	横切紙・1通	え1543-5
(菊傳・藤戸・塩太3人連名大坂進物、白斜子1疋炭屋五郎へ他細書上) 松代八田嘉助・松本嘉十郎→大坂宇田川清輔様	[ ]月16日	折紙・1通	え1543-6
(書状、達書并に請書2通調印されたきに付) * 下書 紫染色宿紙		横切紙・1通	え1543-7
(書状、高井は罷出でたか如何の様子か一日も早く返報願) (松本)東→(八田)慎蔵様	7月18日	横切継紙・1通	え1543-8
(炭屋孫七一条の義、心添厄介の筋千万有難く并に金兵衛の義に付) * 下書 丁子茶色宿紙		横切紙・1通	え1543-9
(弁別下さるべきに付願書控)		横切紙・1通	え1543-10
(一件の義世話敷く恐入り并に小布施蠟注文に付) (炭屋)孫七→金兵衛様さし上置	13日	横切紙・1通	え1543-11
(書状、松彦殿出立に付頼入れの通り高井氏上坂にて傳兵衛・太三郎、炭彦方へ甘草無心申入れ、内談の上高井氏承知の義に付) * 下書		横切紙・1通	え1543-12
(上方の者のしんぼう強さにはあきれ果て私赤面仕り格別の御心配下され有難きに付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様御申上	10日	横切継紙・1通	え1543-13
(書状、御取替銀子の義、其後何の御答も無く甚だ迷惑に付) * (端裏書)「菊屋様」 小西彦七→菊屋傳兵衛様・御衆中様参人々御中	3月9日	横切継紙・1通	え1543-14

(書状、先年榮八上坂の節御取替銀子の義多用にて逗留永く罷成りに付当人より御聞取り下さるべきに付) 菊屋金兵衛・佐介→小西彦七様・御店衆中様	4月17日	横切継紙・1通	え1543-15
(書状、去戌年手代榮八在坂中御取替銀子の義、同人帰国後病氣引籠り等又御見込の通り値段引立ち申さず次第に下落、捌き方差支え跡荷出等も出来兼に付今暫く御勘弁願)	4月17日	横切継紙・1通	え1543-16
(書状、宿払い他急に50金ばかり入用にて今日明日中に御用弁願) すみ孫(炭屋孫七)→菊(菊屋)金兵衛様御内披	6月13日	横切継紙・1通	え1543-17
(書状、指引方御決算の義御頼申し、小布施御主人様取計い願) 炭孫(炭屋孫七)→菊(菊屋)金兵衛	5月11日	横切継紙・1通	え1543-18
(書状、一件の義取極め相成らず困入り今夕は是非御決め下されたきに付) (炭屋)孫七→(菊屋)金兵衛様御内用入	6月9日	横切継紙・1通	え1543-19
(書状、一件の義今日是非頼み通り御決成下されたく、其内10金ばかり今日にも払遣わたしたきに付) (炭屋)孫七→(菊屋)金兵衛様御内披上置	7月12日	横切紙・1通	え1543-20
(書状、大坂表甘草一条、炭彦より甘草取片付の義厳しく催促の件、上坂いたし取方付に及ぶべく示談時義に罷成り水井・松本御両所も御心配にて3人連名請書差出に付) 高井三九郎→八田慎蔵様足下	正月11日	横切継紙・1通	え1543-21
御請一札之事(大坂表へ甘草の義炭屋へ和談仕る御とは違い次第に値段下値にて売捌き炭屋へ勘定差引相立出来兼ねにて容易成らざる損毛の件、早々相片付けに付) *下書 →水井(忠蔵)様・松本(嘉十郎)様	正月	横切継紙・1通	え1543-22
(書状、主人御表へ罷出に付面倒ながら此1通御届け願) 炭屋孫七店→菊(菊屋)傳兵衛様・御店衆中様	4月12日	横切継紙・1通	え1543-23
(大坂町奉行所へ御届け伺書は此場にては伺兼細々取調評議も致すべく并に松代産物の品引受と申す義孫七より相届け相済むよう致したく調書へ懸紙致すべきに付) (水井)忠蔵→(松本)嘉十郎様・(八田)嘉助様 灰色宿紙	11月12日	横切継紙・1通	え1543-24
(書状、伊勢町大坂小西の一件、水井・松本にも相談致す所、いずれにしても取計いに参るには榮八を出し掛合せするのが宜しかるべきと、その相談に伊勢町まで御足労願) (岡野)陽之助→竹山町様	4月11日	横切継紙・1通	え1543-25
(書状、孫八郎一条貸方勘定明白に成るとも金子の出し方無く皆貫に無心申したく、上方のもの極く辛抱強く容易に折れ申さずに付) 後欠	7月20日	折紙・1通	え1543-26
(書状、榮八一件、孫七方へ挨拶・三九郎方へ挨拶、榮八より孫七へ懸合い仰付けられ等に付) (松本)嘉十郎→イセ町様御差上	5月3日	横切継紙・1通	え1543-27
(書状、御内話の一条始末書并に請取2通認め調印にて面倒ながら早速御廻し落字書損じあらば認め直し下され、水井君・松本君へ宜敷、この一条一刻も早く評議片付くよう致したきに付) 高井三九郎→八田慎蔵様貴下	5月15日	横切継紙・1通	え1543-28
(書状、江戸表山物屋忠蔵よりの書状開封の処、孝左衛門へ遣わす返書到来に付并に湯田中村六右衛門越後糸魚川近辺早川谷続きの焼山と申す所より硫黄沢山出候故佐久間公へ内々申立て御工夫ありた	8月17日	横切継紙・1通	え1543-29

## 産物会所 / 大坂交易

きに付) 松嘉(松本嘉十郎)拜→伊勢町様			
(書状、竹村より差図の趣にては甘草一条片付方にて高三(高井三九郎)上坂の事は仲間申合にての事、炭彦への懸合い、炭彦御上へ御用意御融通等申出は御上の事にて私共には存ずべく義にあらず等に付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様御受申上	7月8日	横切継紙・1通	え1543-30
(書状、岩村田村一仕事済みの処、嘉助様存命中私に仰聞かざるには正実済切りには成らず何とか工夫ありたきに付) 嘉(松本嘉十郎)→八慎(八田慎蔵)様几下	2月朔日	折紙・1通	え1543-31
(書状、大坂片付内尋答書竹山町にて存念の趣、猶篤と書類勘考仕りたく拝借致したきに付) (岡野)陽之助→(八田)慎蔵様	4月12日	横切継紙・1通	え1543-32
(書状、改年祝詞、甘草一件御安意下され且つ当春御出役替えあり及び小産一件皆堅い事ばかり申居り容易に御請出来兼ねここ両3年は御捨て置き成され度) 林孫七克(花押)→八(八田)慎蔵様参人々御中	正月2日	折紙・1通	え1543-33
(書状、栄八御尋の義に付大坂より別紙の通り返報到来等に付) 松嘉(松本嘉十郎)→八慎(八田慎蔵)様貴下	5月4日	折紙・1通	え1543-34
(甘草取片付方高井態々出坂致しくれの義にて栄八差遣わずに付) *下書		横切継紙・1通	え1543-35
(書状、上坂にて馬替もなさらず御安道か、松本氏も同道にて明日24日出立に付) *下書 継目剥離		横切継紙・1通	え1543-36
(書状、大坂喜六より手紙到来、今朝松嘉へも相達しの処、後刻罷越す筈にて御繰合せ御出下さるべきに付) (松本)東→(八田)慎蔵様	5月20日	横切継紙・1通	え1543-37
(書状、孫七よりの書状御達下され有難く別紙の通り申遣しに付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様	1月16日	横切継紙・1通	え1543-38
(書状、甘草片付方の儀高井氏実に事よき姿にて一通り申聞きに付) 松本嘉十郎→(八田)慎蔵様御書翰	5月29日	横切継紙・1通	え1543-39
(書状、結構の御餞別頂戴冥加至極有難きに付) 松本嘉十郎→八田慎蔵様御差上	10月23日	横切継紙・1通	え1543-40
(書状、小布施高井よりの書面の儀、孫七申聞き、大坂へ登る手段あるか小布施へ書面にて申上げに付) 松嘉(松本嘉十郎)→八慎(八田慎蔵)様貴下	5月11日	折紙・1通	え1543-41
(書状、大坂飛脚罷帰、孫七申遣わずに付早々御覽に入れ、栄八へ仰渡され早速同人より小布施太三郎へ申越しくれる様致したきに付) (水井)忠蔵→(八田)嘉助様	4月12日	横切継紙・1通	え1543-42
(書状、書面調印し6日御送り下され落手并に孫七の件高井にて免じ上坂に付) 松本嘉十郎→八(八田)慎蔵様	5月9日	横切継紙・1通	え1543-43
(書状、炭彦の方甘草一条片づかず年延べ相成居り心配至極に付) *(端裏書)「嘉永六丑年八月十六日竹屋喜六へ遣し候返報」		横切継紙・1通	え1543-44
(一件に付高井三九郎上坂評決に及ばず極り兼ね依って御光来御評議に付) 松嘉(松本嘉十郎)拜→八慎(八田慎蔵)様御書状 破損甚大	5月27日夜	横切継紙・1通	え1543-45
(書状、差上げた竹花書状御覽相濟めば御戻し下されたく并に貴所様へ差上げの書状も拝借仕りたきに	正月4日	横切紙・1通	え1543-46



付) (松木)東→(八田)慎蔵様			
(書状、高三(高井三九郎)罷越調書取集め直ちに出立したきに付) (水井)忠蔵→(八田)慎蔵様	8月26日	横切紙・1通	え 1543-47
(宮下兵馬・松本氏出立、炭彦方相談に付) *下書		横切紙・1通	え 1543-48
(書状、御決算御憐弁の御取計らい願上げに付) (炭屋)孫七→金兵衛御内披	林鐘17日	横切継紙・1通	え 1543-49
(書状、甘草一件取極めに付内金借りの分会所へ引受損金相成らざるよう私一判の書付炭彦へ遣し等に付) (松本)嘉十郎→イセ町様	8月5日夜	横切継紙・1通	え 1543-50
(書状、大坂甘草惣調書明細分かり栄八上坂せずに済む様同調書金兵衛へ御渡し下され、高三(高井三九郎)10日には此表へ出張、直ちに上坂にて甘草差引は勿論懸合書状等も持参させたきに付) *(端裏書)「御内覧可被成下候」 灰色宿紙	8月8日	横切継紙・1通	え 1543-51
(書状、甘草一件にて栄八此度上坂の義御見合せ松山町様よりも御内命書頂戴有難く畏奉り、同人へは申論し置きに付) きよめ拜→伊勢町様御差上	10月23日	横切継紙・1通	え 1543-52
(書状、岩村田内藤様伏見の様子極々妙々にて借入の儀惣兵衛上手に申込に付) 松本嘉十郎→八(八田)慎蔵様御書状	2月11日	横切継紙・1通	え 1543-53
(書状、孫七も此(甘草)一条片付申さず候ては炭屋へ申訳も相立たずに付) 松本嘉十郎→八(八田)慎蔵様当用	6月朔日	横切継紙・1通	え 1543-54
(書状、書面披見の上返事下されたきに付) 田中陽より→いせ町様 灰色宿紙	4月18日	横切紙・1通	え 1543-55
(栄八一条に付大坂より参居る小西手代藤吉と申す者に是非面会懸合下さるよう付) 松嘉(松本嘉十郎)拜→尼巖山様御内儀様へ	4月18日	横切継紙・1通	え 1543-56
(書状、栄八義此節鍛冶町人別の処鏡屋町の方へ引移り申さざれば公事出入事に拘わり依って鏡屋町明店10年無家賃にて御貸下されたく及び甘草手作り一命懸け相働くに付) 松嘉(松本嘉十郎)拜→尼巖山様御書被	4月13日	横切継紙・1通	え 1543-57
(小西彦七手代藤助との面会の件、不快にて罷出られず手紙にて懸合したく御使へ相頼み伊勢町迄手紙差遣わす義、明朝私方へ越すべくように付) (松本)嘉十郎→松山町様御内意申上	4月16日	横切継紙・1通	え 1543-58
(書状、栄八の一条此程面会の処、松本氏より申来たり早速罷出の処今日は年賦借入金に付世話人打寄せ内話等もあり明日朝飯後に罷出伺いたくに付) 尼巖山菊四郎→八田慎蔵様別書添	4月□日	横切継紙・1通	え 1543-59
(栄八一件大坂表上坂の上書一通申受度及び佐助・金兵衛の見込み、兩人より栄八の存念も守置き其極定の処を元に御評議ありたく且つ小布施高井方へ水井公廻達に付) 清助拜→伊勢町様御直被	4月6日	横切継紙・1通	え 1543-60
(栄八一件藤助より佐助・金兵衛へ懸合いの趣は当6月中までに登坂相片付申すべく返報申す事并に栄八鍛冶町人別にては組合等にて故障に及ばずに付) (松本)嘉十郎→松山町様御内々申上	4月16日夜中認	横切継紙・1通	え 1543-61
(高井参り話致し水井公へも手紙遣し甘草荷物炭彦の蔵入大凡2000兩位当時値段にて売払い等に付)	8月19日	折紙・1通	え 1543-62

## 産物会所 / 大坂交易

(松本)嘉十郎→八慎(八田慎蔵)様貴下			
半焼由井三分通り沖津鎌原丸焼右は名古屋萬屋久兵衛殿より書状写 * 前欠/え1718前欠部分		縦紙・1通	え1717
(当月4日地震并に津波火災大坂表損所潰家あらましに付万屋久兵衛書状写) * 後欠/え1717後欠部分 後欠		縦紙・1通	え1718
嘉永七寅年九月廿七日江府より窪田留助殿へ写出来に付略用写(紀州加多浦沖合へ異国船八九艘来航に付注進書) * 写 大坂船方御用達筈や勘兵衛→御勘定所	嘉永7寅年9月11日	縦紙・1通	え1746

## 産物会所 / 陶器竈

(陶器竈焼代金等請取書関係書類綴)		綴/(え1358-1~20は一綴)・1綴	え1358
(袋) * (袋上書)「安政元年寅十二月 瀬戸一條要用之書類入」	安政元年寅12月	袋・1点	え1358-1
覚(陶器竈式12月中焼立の分金7兩2分他金銭書上)	(卯年)	横切紙・1通	え1358-2
覚(去寅12月出金分金3分他、3兩2分早速持参なさるべくに付) 役本→伊勢町傳兵衛代幸右衛門殿 灰色宿紙	卯12月29日	横切紙・1通	え1358-3
覚(金7兩2分他上納金取次願) 荒神町傳兵衛→御会所	卯12月29日	横切継紙・1通	え1358-4
覚(竈場趣意金4兩、去卯12月分当盆前兩度出金請取名主西沢佐吉(印)→いせ町傳兵衛殿役代当町幸右衛門殿	安政3辰年7月14日	横切紙・1通	え1358-5
覚(金3兩2分、陶器焼竈趣意金受取) 東寺尾村名主世話人兼吉郎左衛門(印)→いせ町傳兵衛殿	安政2卯年12月29日	横切継紙・1通	え1358-6
覚(金2兩、趣意金として受取) 御役代幸右衛門	寅12月晦日	横切継紙・1通	え1358-7
覚(当卯年分盆前兩度焼立竈式の内金12兩2分他金銭書上)	卯7月15日	横切紙・1通	え1358-8
覚(粟12本代6匁他素焼竈普請御入料にて3月10日傳兵衛普請入札) * 写/(端裏書)「安政二年三月十日」 荒神町傳兵衛	安政2年3月10日	横切継紙・1通	え1358-9
覚(金2兩、当卯年盆前兩度釜趣意金受取) 御役代幸右衛門→産物方御役所	7月15日	横切継紙・1通	え1358-10
覚(御祭礼割合代金3貫文他、5貫384文受取) 御抱屋敷御役代幸右衛門→八田慎蔵様御内傳兵衛様	寅12月29日	横切継紙・1通	え1358-11
(荒(荒神町)傳(傳兵衛)より残入持参仕り別紙の通り差引致し御廻しに付) 喜兵衛→(八田)慎蔵様金子入	9日	横切継紙・1通	え1358-12
覚(金4兩、伊勢町傳兵衛所持の陶器竈煙立4竈分、当寅年の分趣意金受取) 東寺尾村世話人吉郎左衛門(印)→御産物方御会所御取次中様	安政元寅年12月	横切継紙・1通	え1358-13
覚(金2分2朱ト2分大工弥三郎払他、金2兩2分2朱ト305文請取) 荒神町傳兵衛→御産物方御会所	辰7月中	横切継紙・1通	え1358-14
覚(正月8日8文池田宮御札代金他、金1兩1分2朱ト390文、抱屋敷割合取替えの分金銭書上) 御役代幸右衛門→御産物方御会所	卯12月29日	横切継紙・1通	え1358-15

覚(荒神堂町内勸化金3分寅年出分他ノ5両2分、去12月までの分早々御持参下さるべき旨) 役本→いせ町傳兵衛殿役代幸右衛門殿	辰7月13日	横切継紙・1通	え1358-16
覚(閏7月9日傳兵衛竈受取金7両2分他差上げるべき旨、寅12月迄に廻すべき旨書類)	12月10日	横切継紙・1通	え1358-17
覚(人足23人代金銀51匁6分5厘他ノ金7両2分上納の旨) 荒神町傳兵衛→御産物方御会所	(嘉永7年)寅閏7月9日	横切継紙・1通	え1358-18
覚(竈場趣意金当年分の内金2両請取) 名主佐吉(印)→役代幸右衛門殿	嘉永7年寅7月23日	横切紙・1通	え1358-19
覚(寅閏7月9日金2両、去丑年の趣意金請取) 御抱屋敷役代幸右衛門→御産物方御会所		横切紙・1通	え1358-20

## 産物会所 / 薬草

(三角琉球植付関係書類綴)		綴/(え1380-1~5は一綴)・1綴	え1380
琉球作方初代金渡御請書 東寺尾村七野右衛門(印)・同村七野右衛門代印磯之丞(印)・中町寅治郎(印)・下田町勇三郎(印)・同町和左衛門(印)・肴町良助(印)・下田町弥兵衛(印)・西寺尾村圓藏後見(印)・加賀井村甚兵衛(印)・か、井村三大夫(印)→御産物方御会所	弘化2巳年12月24日	半・1冊	え1380-1
乍恐以書付御請申上候(三角琉球掛植付により、七野右衛門へ小作入4俵・磯之丞へ小作入2斗5升他に手入料合せ9俵代金下金) 東寺尾村七野右衛門(印)・磯之丞(印)→御産物方御会所	弘化2巳年4月	堅継紙・1通	え1380-2
乍恐以書付御請申上候(三角琉球掛植付により、下田町梅養院様東之田・田中村浄福寺様東之田、小作入8俵他に手入料合せ20俵代金下金) 中町寅治郎(印)→御産物方御会所	弘化2巳年4月	半・1冊	え1380-3
乍恐以書付御請申上候(下田町沖之田へ三角琉球掛植付にて、勇三郎へ小作入3俵2斗5升他に手入料合せ33俵2斗代金下金) 下田町勇三郎(印)・和左衛門(印)・弥兵衛(印)・肴町良助(印)・西寺尾村圓藏後家→御産物方御会所	弘化2巳年4月	半・1冊	え1380-4
乍恐以書付御請申上候(加賀井村沖之田へ三角琉球掛植付にて、甚兵衛へ小作入4俵他に手入料合せ16俵代金下金) 加賀井村甚兵衛(印)・三太夫(印)→御産物方御会所	弘化2巳年5月	半・1冊	え1380-5
(袋) * (袋上書)「弘化二巳年三月 三角琉球植付ニ付品々書類 産物方会所」* 袋のみ 産物方会所	弘化2巳年3月	袋・1点	え1381
差上申一札之事(三角琉球苗数5500坪余植附分83,600本代金55両、内金30両請取書) 力石村五左衛門(印)→春日儀左衛門様・八田嘉助様	弘化2巳年5月26日	堅継紙・1通	え1382
(三角琉球植付関係書類綴)		綴/(え1383-1~10は一綴)・1綴	え1383
覚(中町弥十郎受分10俵地他ノ76俵1斗地分人名分量書上)		横切継紙・1通	え1383-1
(5月7日文蔵・十吉持参分1万本他ノ83,600本、植込本数書上) 高梨升七様→力石村五左衛門	5月25日	折紙・1通	え1383-2

## 産物会所 / 葉草

(勇三郎3俵2斗5升分坪数240坪余り他ノ12俵3斗5升分840坪ほど坪数書上)		折紙・1通	え1383-3
(13,500枚1枚1匁にてノ13貫100匁他金銭書上)		折紙・1通	え1383-4
(4,500坪の植場内訳書)		横切継紙・1通	え1383-5
(書状、紬方滞りの儀、先月中に御片付け下さるべき処、月も代われども沙汰もなく如何の儀か、早速御片付け下さり委細貴報の旨) 彦左衛門・栄作→(八田)喜兵衛様・(八田)嘉助様 灰色宿紙	12月3日	横切継紙・1通	え1383-6
覚(琉球苗持届人足、惣太郎他ノ10人代金20匁、日料賃請取) 力石村五左衛門(印)→八田嘉助様御内高梨升七様	弘化2巳年5月26日	折紙・1通	え1383-7
(廻達、今日12日四ツ時より琉球作方見分案内) 産物会所(印)→中町寅治郎(印)・下田町弥兵衛(印)・東寺尾村七野右衛門(印)・磯之丞(印)・加賀井村三太夫・甚平(印)	9月12日	横切継紙・1通	え1383-8
弘化二巳年四月十九日調 三角琉球植場俵并坪数調	弘化2巳年4月19日	横長半・1冊	え1383-9
(12月26日請取東寺尾村七野右衛門初8俵代金3両2朱銀4匁5分他9名分書上)		横長半・1冊	え1383-10

## 産物会所 / 銅山

(銅山一件関係書類一括)		(え1492-2~9は袋一括)	え1492
(袋) *「銅山一件品々書類入」 産物方会所	天保15辰年11月	袋・1点	え1492-1
口上覚(栃原・志垣・追通三か村鉛等鍾筋見分に付始末報告、鉛なく珀・緑青出生の旨) 八田辰三郎・松本嘉十郎・立合竹花菊之進	11月8日	横長美・1冊	え1492-2
(先達て差出し候試製の鉄・試打の短刀御下げに付差越し候旨) 磯田音門→産物会所中	11月22日	横切紙・1通	え1492-3
(松平伊賀守様御領分浦野宿本陣渡辺助九郎が長崎屋に到着の由、明礬は1年200駄より150駄位ある由廻状) * (端裏書)「早廻状 御順達奉願候」 (松本嘉十郎→(水井)忠蔵様・儀左衛門様・(八田)喜兵衛様・辰三郎様・(八田)嘉助様・与一右衛門様	11月3日	横切継紙・1通	え1492-4
(別紙の趣承知、明朝御両所見分出役立寄りたきに付) 磯田音門→八田嘉助殿	11月3日	横切紙・1通	え1492-5
(書状、珀石一袋等差上げに付) (松本)嘉十郎・(八田)辰三郎→(水井)忠蔵様・儀左衛門様・(八田)喜兵衛様・(八田)嘉助様	11月8日	横切継紙・1通	え1492-6
(吹掛け鍛冶炭・焚墨炭等惣入料代銀に付) * (端書)「此度吹候炭入料申上」 産物会所懸	卯10月	折紙・1通	え1492-7
(竈立より生鉄・刃鉄作製まで始終見届け申上げに付) * (端書)「鉄砂製見届之始終申上」 産物会所懸 下札あり	10月5日	半・1冊	え1492-8
栃原村銅鉛銀鍾筋辰三郎・嘉十郎内見分に付御徒目付立合致されたく伺い * (端書)「栃原村山銅鉛銀鍾筋内見分御徒目付立会之儀申上 産物会所懸」 産物会所懸	11月3日	横切継紙・1通	え1492-9

## 産物会所 / 勘定

(諸品代金受取証綴)		綴/(え1411-1 ~17は一綴)・1 綴	え1411
覚(金2両2分2朱4匁2分5厘伊勢屋清八郎他御引越前 調べ物代金合金19両2朱2匁4分9厘書上) (佐竹)周 蔵→(八田)喜兵衛様	正月	横切継紙・1通	え1411-1
覚(上蔭絵代12匁等ノ161匁7分受取) 南儒(マ)町式丁 目伊世屋清八(印)→樋口様	10月26日	横切継紙・1通	え1411-2
覚(金1分2朱ト380文受取) いせや吉兵衛(印)→上	寅10月7日	横切継紙・1通	え1411-3
覚(手付け水溜代2匁1分等ノ4匁1分132文受取) いせ や吉兵衛(印)→上	寅10月7日	横切継紙・1通	え1411-4
覚(茶吞茶碗代9匁等ノ金20匁7分受取) いせや吉兵衛 (印)→上	寅10月7日	横切継紙・1通	え1411-5
覚(蛇之目代9匁5分等ノ金2分ト202文受取) 伊勢屋平 兵衛(印)→佐竹様 灰色宿紙	9月5日	横切継紙・1通	え1411-6
覚(いと八寸切代金1分等受取) []村彦兵衛(印)→上 灰色宿紙	8月5日	横切紙・1通	え1411-7
覚(印白粉代100文等ノ金634文受取) よしや[ ](印) →上	8月6日	横切紙・1通	え1411-8
覚(紅かは代金25匁他ノ35匁受取) 新喜や松五郎(印) →上		横切紙・1通	え1411-9
覚(本黄楊代542厘等672厘受取) 荒木松五郎(印)	8月1日	横切紙・1通	え1411-10
覚(長刀代金3分2朱受取) 伊賀屋市兵衛(印「上野御成道 小柳町代地伊賀屋」)→上	8月4日	横切紙・1通	え1411-11
覚(小紋紐白代154匁等金5両2分ト139文受取) 越後 屋与五郎(印)・喜三郎→御産物方御役人衆中様・佐竹周蔵様	寅10月12日	横切継紙・1通	え1411-12
覚(本地蠟廻大代19匁5分等ノ金3両1分ト銭258文受 取) 伊勢屋善四郎(印「飯倉町六丁目伊勢善」)→佐竹周蔵 様	寅10月7日	横切継紙・1通	え1411-13
覚(節用代金16匁受取) 和泉屋吉兵衛(印「芝神明前三嶋 町新道和泉屋」)→樋口様	12月5日	横切紙・1通	え1411-14
覚(硯箱代金1分3朱受取) いせや善四郎(印「飯倉町六丁 目伊勢善」)→上 灰色宿紙	12月24日	横切紙・1通	え1411-15
覚(下駄箱代7匁2分受取) 大工善蔵(印)→樋口様 灰色 宿紙	寅12月	横切紙・1通	え1411-16
覚(駕籠代3分受取) 乗物屋新右衛門(印)→上	寅11月	横切継紙・1通	え1411-17

## 産物会所 / 駄送

信州松代ヨリ越後今町迄道法附 下札あり	文化10丑	横半半・1冊	え1623
---------------------	-------	--------	-------

## 産物会所 / 一件

乍恐以書付奉歎願候(当村角弥儀斎藤平大夫様山田	天保9戌年12月	豎継紙・1通	え1714
-------------------------	----------	--------	-------

## 産物会所 / 一件

清重郎様より金子借用、組合親類にて元金返済の  
 処、角弥松本辺にて商売仕り御産物方品物売掛取  
 集にて金主より取立あるも帰宅致さず、本人所持  
 田畑売払い弁金の旨) 上山田村名主勘左衛門(印)・同  
 治左衛門(印)・同瀬左衛門(印)/同3名奥印あり→職御奉行  
 所・御産物方御会所

## 産物会所 / 諸書類綴

(江府よりの来状関係書類綴)		綴/(え1412-1 ~59は一綴)・1 綴	え1412
(袋) *「天保十四卯年中 江府来状入」	天保14年卯	袋・1点	え1412-1
(書状、明礬仕法に付) 破損大		横切継紙・1通	え1412-2
(書状、木綿糸・麻糸御買上送付願) (佐竹)周蔵→(八 田)喜兵衛様・(八田)嘉助様	3月9日	横切紙・1通	え1412-3
(書状、糸を早々御送り願) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛 様	3月11日	横切紙・1通	え1412-4
覚(金100両等メ[ ]匁、十八屋為替冬上納引替御 預置に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様・(八田)嘉助様 破損甚大	7月12日	横切継紙・1通	え1412-5
(書状、当18日猿若町・吉原焼蔵等見物状況報知) (佐 竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	7月26日	横切紙・1通	え1412-6
覚(増田弥兵衛品物引当御内借金50両上納受取証) 江府懸り→御会所御掛中様	10月25日	横切紙・1通	え1412-7
(書状、喜兵衛より御送り下された一朱判2分につい て滞り無く引替、代り金の2朱については落手すべ き旨) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	3月25日	横切継紙・1通	え1412-8
覚(三井店より増田弥兵衛へ送金為替200両上納) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様・(八田)嘉助様	3月25日認	横切継紙・1通	え1412-9
(書状、別紙の趣については御懸方外のため、いづれ 申上げるべき旨) *端裏書「極密々申上」 加藤	7月17日	横切紙・1通	え1412-10
(書状、会所懸り褒美として金100疋頂戴に付) 加藤 九拝→寺町様 極内密迄	10月27日	横切継紙・1通	え1412-11
(増田上納の三井店為替等に付) (佐竹)周蔵→(八田) 喜兵衛様	正月15日	横切継紙・1通	え1412-12
(書状、増田氏罷越内談の件に付)	10月19日	横切継紙・1通	え1412-13
(書状、かれこれ物入りのため金3両拝借願、摂津守様 御役御免等に付) あたちくま→はつた御兄様		横切継紙・1通	え1412-14
(書状、諸入料明細に取調に付) *(前欠) (佐竹)周蔵 →(八田)喜兵衛様	10月22日	横切継紙・1通	え1412-15
(書状、増田共打合せのことを堀口町木屋等と内談等 に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	4月15日	横切継紙・1通	え1412-16
(書状、増田遅着・大丸へ300両上納等に付)		横切継紙・1通	え1412-17
覚(亀清100両為替金上納等に付) (佐竹)周蔵→(八田) 喜兵衛様	10月8日	横切継紙・1通	え1412-18

(書状、御久様御引越の儀、今便一同に相成旨) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	2月7日	横切紙・1通	え1412-19
(書状、増田共内談に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	8月7日	横切継紙・1通	え1412-20
[覚]カ(亀屋清吉、金300両を御納戸へ内預に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	[ ]月23日	横切継紙・1通	え1412-21
(書状、[ ]表会所の義に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様 破損甚大	6月7日	横切継紙・1通	え1412-22
(書状、田町御袋様へ宜しき様等に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	10月8日	横切継紙・1通	え1412-23
(書状、本日に至り急々出立により内談出来兼ね御断り報知) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様 破損甚大	8月24日	横切継紙・1通	え1412-24
(書状、今朝初めて参会の処、御断りした旨甚だ疎(マ)忽に付)	2月14日	横切継紙・1通	え1412-25
(書状、御民方出府の件謝辞) 与兵衛→(八田)喜兵衛様	10月19日	横切継紙・1通	え1412-26
(書状、三井方為替のこと等同) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	3月2日	横切継紙・1通	え1412-27
(書状、御入用遠慮なく仰下されたきに付) →(八田)喜兵衛様 破損甚大	2月24日	横切継紙・1通	え1412-28
覚(去年中御差引残并に当春古小判御送の分共相済に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	2月晦日	横切紙・1通	え1412-29
(追々申上げた一件に付、彼是行違いが生じ当月中出立出来兼ねる旨) 江府→寺町様	8月26日	横切継紙・1通	え1412-30
(書状、大坂伏見屋弥兵衛が一向御沙汰なく、大武鑑買入れ方等に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	2月12日	横切継紙・1通	え1412-31
(別紙申上の通り古小判1両1分1朱、銀4匁預りに付) (佐竹)周蔵	4月	横切紙・1通	え1412-32
(為替金の取扱い方に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様・(八田)嘉助様	10月23日	横切継紙・1通	え1412-33
(書状、先達て御送りの白紬15疋や御久様のこと等に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	4月27日	横切継紙・1通	え1412-34
(書状、明礬の相場や先達て御送りの白紬15疋等に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様 灰色宿紙	4月16日	横切継紙・1通	え1412-35
(書状、新年祝詞) 宮下兵馬→八田喜兵衛様御中 灰色宿紙	2月朔日	横切継紙・1通	え1412-36
(書状、すが糸・紬糸織立願) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	2月17日	横切継紙・1通	え1412-37
(書状、大坂伏見屋与兵衛に送金、お熊様の様子、大丸と三井店為替のこと等に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	2月17日	横切継紙・1通	え1412-38
(書状、御送りの一朱銀1分2朱を引替所に遣わした処、引替相ならざるに付、返金) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様 破損大	2月3日	横切継紙・1通	え1412-39
(書状、来月相月番のため心添願) * (墨消) 遠藤但馬守使者瀬川小十郎	3月晦日	横切継紙・1通	え1412-40
(先便で申上げた幸手屋引請一条に付) (佐竹)周蔵→御会所御懸り中様 破損甚大	10月	横切紙・1通	え1412-41

## 産物会所 / 諸書類綴

(御留守中御締向嚴重、諸家辻番所のこと等に付) * (端裏書)「寺町様 御内披 したかき」 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1412-42
(書状、当地日々雨天では誠に困りに付) (佐竹) 周蔵→(八田)喜兵衛様 灰色宿紙	6月17日	横切継紙・1通	え1412-43
(佐竹様御用取扱仕法に付) 孫兵衛→寺町様	11月2日	横切継紙・1通	え1412-44
覚(金300両を亀屋清吉上納、宜敷御取扱願等に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様・(八田)嘉助様	11月4日	横切継紙・1通	え1412-45
(本丸牧野備後守等公用御役人罷越候事等に付)	4月朔日	横切紙・1通	え1412-46
(書状、新春祝詞) 佐竹周蔵→八田喜兵衛様参人々御中	正月2日	横切継紙・1通	え1412-47
(清十郎より差出候麻荷物到着の処、仕切金相廻らざる旨御尋に付) 江府懸り→御会所御掛り中様	12月朔日	横切継紙・1通	え1412-48
覚(金150兩亀屋清吉より為替金上納に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	11月8日	横切紙・1通	え1412-49
(書状、糸染め込み等注文願) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様 破損甚大	25日	横切紙・1通	え1412-50
(糸拵え・糸染色納期等に付)		横切継紙・1通	え1412-51
(書状、清水・三村・小宮山三氏へ御預りの御品御届けのこと等に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	11月15日	横切紙・1通	え1412-52
(書状数封毎度御面倒ながら何分御願に付)		横切紙・1通	え1412-53
(明替代金90両の内35両要右衛門未払いに付) (八田)喜兵衛→(佐竹)周蔵様 下札あり	10月29日	横切継紙・1通	え1412-54
(書状、金3両受取、小宮山殿等への送り物、松屋氏よりの送り物、9月中一件の御入料取調、出立前御手元へ差上げた小脇差等に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	11月25日	横切継紙・1通	え1412-55
覚(お民道中金1兩2分等ノ金21兩尾2分2朱7匁4分9厘勘定書) * (端裏書)「二月十三日夜届[ ]、品々差引調[ ]買上添分来 返事済」 (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	正月	横切継紙・1通	え1412-56
(書状、明替の義を先達て申上げた処、細々承ったこと等に付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	6月	横切継紙・1通	え1412-57
(南部坂屋敷・抱え屋敷へ年始相廻りに付) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	2月3日	横切紙・1通	え1412-58
覚(松屋から十八屋へ送付した白紬送り代金25両の為替に付) (佐竹)周蔵→御会所御掛り中様	6月21日	横切継紙・1通	え1412-59



表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
<b>商法掌 (松代商法社) / 諸書類綴</b>			
(商法掌関係書状綴)		綴/(え1414-1 ~56は一綴)・1 綴	え1414
(袋) * (袋上書)「明治三年庚午八月 来状入」	明治3年庚午8月	袋・1点	え1414-1
(世話役を返し、僕も共々引取旨御承知宜敷御執成願) (青柳)増太郎→(富岡)良右衛門様	9月19日	横切継紙・1通	え1414-2
(生糸総体7筒差上げに付き此段御含置願) 山城屋仲之助 (印「<○松>信州善光寺大門町山城屋仲之助」)→御会所御掛り様	9月18日	横切継紙・1通	え1414-3
(書状、只今1510両持参、上納致す旨) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様	17日	横切継紙・1通	え1414-4
(書状、残金1000両御断、官札100両は両度に御返しの旨) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様 御報	17日	横切紙・1通	え1414-5
(御繁事に付申述べ明らかならず使者共憤出しの旨) 竹院→良軒君	8月29日	横切継紙・1通	え1414-6
(書状、明後2日4日御渡し分500俵積置き、235俵天気次第明日積入れに付) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様	8月29日	横切継紙・1通	え1414-7
(蚕種製造并に報償規則御支配4ヶ所へ御達に付伺) 庶務掌→商法掌御中 灰色宿紙	9月5日	横切継紙・1通	え1414-8
(書状、逼迫に付明日藤右衛門蔵に有る分御蔵入仕度)	8月29日	横切継紙・1通	え1414-9
(木綿鑑札に付相談の上連名にて御支配の旨) (八田)慎蔵→(八田)五十司様御必入	27日	横切継紙・1通	え1414-10
(書状、眼病再発ながら今日は吉右衛門様書付成し下さるはず、御出張宜敷願上に付) (八田)慎蔵→(青柳)増太郎様・(八田)五十司様・岩之助様	27日	横切継紙・1通	え1414-11
(書状、善光寺行司への御伝えは御延引願) (八田)慎蔵→(八田)五十司様	27日	横切紙・1通	え1414-12
(書状、過日内談の井口屋又々引換願に付手に及び兼ね取計願) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	8月25日	横切継紙・1通	え1414-13
(書状、証文御廻落手願) (佐竹)周蔵→商法掌様 灰色宿紙	8月25日	横切・1通	え1414-14
(170俵船送り賃取納め願いに付3斗2升表を4斗3升入りに直す旨伺) (八田)慎蔵→(青柳)増太郎様	24日	横切継紙・1通	え1414-15
(495俵の船運賃里程伺并に官札120両不足差支え近日御話に及ぶ旨) (八田)慎蔵→(青柳)増太郎様・(八田)五十司様	19日	横切継紙・1通	え1414-16
(書状、漸々快方にて明後日より出勤の旨御伝え願) (富岡)良右衛門→御三方様	8月24日	横切継紙・1通	え1414-17
(布施五明村小作入初金450両に付地代金伺) * 下書 庶務掌→商法掌御中 灰色宿紙	8月24日	横切継紙・1通	え1414-18
(布施五明村役人委細御尋ね書面差出に付披見願) (八田)五十司→(八田)慎蔵様 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1414-19

商法掌（松代商法社）／諸書類綴

(金札箱入り1・風呂敷包1封印のまま預り) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門	27日	横切紙・1通	え1414-20
(過刻仰せの人数宜敷取計い下さるべき旨) 春日千左衛門→産物会所御話合中様 灰色宿紙	8月27日	横切継紙・1通	え1414-21
(藩中飯米に付納米3日取立て申し船着米は5・6日迄に届くよう周旋願) 弥左衛門・佐十郎→(富岡)良右衛門様差懸り 灰色宿紙	8月29日	横切継紙・1通	え1414-22
(書状、御手元買上げ納米良右衛門へ内談、その後御着米来月2日不足に付寺尾揚場着米分早速御納めの旨) 給禄掛→商法掌様 灰色宿紙	8月29日	横切継紙・1通	え1414-23
(今日大札配当方困り候に付御手元5両何程か引替え願) 話合→(八田)慎蔵様 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1414-24
(藩中被下米に付尽力依頼)	8月29日	横切継紙・1通	え1414-25
(犀川筋通船稼ぎの者2人同船申渡にて取調役人1人添え役所へ召出の旨) 産物御役所(印)→丹波島村三役人	9月9日	横切継紙・1通	え1414-26
(書状、渡米昨夕刻着船の旨・惣十郎一件書類庶務掌へ渡し、且つ約束の札1枚差上げる旨) (八田)慎蔵→(青柳)増太郎様	24日	横切継紙・1通	え1414-27
(書状、今日皆神山登山伺并に早々用立て当方にて仕る様子伺い) (青柳)増太郎→力馬様	8月29日	横切継紙・1通	え1414-28
(過日の書類新潟引出し候内へ袋入包みにて宜敷取計らいの旨) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	9月朔日	横切紙・1通	え1414-29
(書状、西寺尾村へ明朔日着の御用米蔵屋敷へ積入れに付1人同所へ立合出役願) (青柳)増太郎・(八田)慎蔵→友之進様	8月29日	横切継紙・1通	え1414-30
(書状、昨夜小島村より用状到来、御用米船今日夕刻着船に付河岸場出張は古川様へ御願の旨) (八田)慎蔵→(青柳)増太郎様		横切継紙・1通	え1414-31
(書状、引換一件願書当方差置き不都合に付御取計い願) 古川拝→青柳様	7日	横切紙・1通	え1414-32
(書状、引替金御納戸預けの通り差支えないか心配にて繰合わせ願) 藤右衛門拜上→青柳様・八田様 別紙添	9月10日	横切継紙・1通	え1414-33
(今日引替の趣報知) 斎助→御話合様 灰色宿紙	9月7日	横切紙・1通	え1414-34
(御用米是迄越後より運送の処差支にて、江戸御役所へ運送・賃銭伺) * (端裏書)「小松原大蔵」産物御役所(印)→小松原村大蔵・政右衛門	9月8日	横切紙・1通	え1414-35
(蚕種製造御布告不都合の次第別紙にて差上げ、規則書の趣当惑の旨) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様	10日	横切紙・1通	え1414-36
(書状、運賃調べ別紙の通り取調、官札10両今日慥かに拝借) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	8月24日	横切継紙・1通	え1414-37
(書状、御用の義御取計い願) 斎助→(青柳)増太郎様・(八田)慎蔵様 灰色宿紙	8月23日	横切継紙・1通	え1414-38
(書状、今日引換の処いづれ都合を見て罷出るべき旨) 斎助→御話合様 灰色宿紙	8月27日	横切継紙・1通	え1414-39
(書状、腐気米9俵志垣村甚兵衛へ御払いに付同人罷り出次第御渡し願) (富岡)良右衛門→御三方様 灰色	7月28日	横切紙・1通	え1414-40

宿紙			
(良右衛門様御用向に付幸蔵伴松次召出しにて急触1通申述候旨) (八田)慎蔵→(青柳)増太郎様・(八田)五十司様	19日	横切継紙・1通	え1414-41
(書状、弱身にて鼻づまり致し今日は出勤し難き旨) (八田)五十司→御四人様	8月29日	横切継紙・1通	え1414-42
(下筋より御用米運送不都合有り、其方持船2船共この触届き次第産物会所へ伺い御用勤めるべき旨) 産物御役所(印)→鼠宿村九重	9月7日	横切紙・1通	え1414-43
(至急の御用に付村継にて滞無く達すべき旨) 産物御役所(印)→清野村・岩野村(下札「御用ニ付無印」)・雨宮村(印)・矢代村(印)・上徳間村・鼠宿村右村々三役人	9月7日未刻発	横切継紙・1通	え1414-44
(過日引換願の残金170両、残らず孝松手代奥之助へ御下げ願) (富岡)良右衛門→(青柳)増太郎様・(八田)慎蔵様	8月24日	横切継紙・1通	え1414-45
(柏崎県御払米引請代金当月下旬取め約定の処、官札破れ引当も無く期日は差迫り、生糸為替納めの義仰渡さるの旨) * (端裏書)「柏崎県御払米御買上代金御下ケ候哉申上 商法掌」* (下書) 灰色宿紙	8月	横切継紙・1通	え1414-46
申上(商法手形引替願に多勢集結の折松本支配大町村の者所持の金子上田町の者盗取り、取返し難渋にて銘々下宿へ引取、委細取調の旨) 商法掌→生坂村出生当時大町村甚左衛門・宿田中新十郎・矢代村出生当時上田原町柏屋源七・宿和泉や五兵衛	9月5日	横切継紙・1通	え1414-47
覚(人足10人上小嶋田村・人足30人下小嶋田村、御用米西寺尾河岸へ着船に付明16日罷出る旨) 産物御役所	已9月15日	横切継紙・1通	え1414-48
口上(昨日富甚氏昼刻参り、日勤帳書入れにて改印願) 半右衛門・惣右衛門→箸夫人	9月14日	横切紙・1通	え1414-49
(書状、御当家様扶持受取切手差上げ落手下されたたく、過日慎蔵様へ差上げの分もこの内にて頂戴したき旨) 弥左衛門→(八田)五十司様 灰色宿紙	9月13日	横切継紙・1通	え1414-50
(御相談の佐久米御注文通り納候か伺) 竹院→(富岡)良右衛門様 灰色宿紙	9月25日	横切継紙・1通	え1414-51
(書状、昨日願の下筋御買上米3000俵の内800俵御払いに成り、残り2200俵の内いかほど不足か取調下さり、来月月割渡しの分御買上米伺いたき旨) 喜平次→(富岡)良右衛門様・(八田)五十司様 灰色宿紙	9月24日	横切継紙・1通	え1414-52
(書状、越後御買上米追々着舟にて持運び人足200人触廻すべき旨) 治水庶務→商法掌様 灰色宿紙	9月18日	横切継紙・1通	え1414-53
(書状、善光寺穀屋引換届けの由今井村の儀願書預り、昨日増太郎様承知の次第にて仮金惣代召出さずとも割合だけは引換の旨) 富岡良右衛門→会所御詰合様	9月24日	横切継紙・1通	え1414-54
(善光寺為替金跡納めの儀、取組の儀は年内切りにて官札東京へ御送りの訳に付延引ならば東京支障の旨) 竹院→(富岡)良右衛門様 灰色宿紙	9月24日	横切継紙・1通	え1414-55
(扶持頂戴の別紙書面、私方当月は宜しき趣にて5俵の内3俵は返上致す旨)	13日	横切継紙・1通	え1414-56

(商法掌雑書類綴)		綴/(え1423-1 ~81は一綴)・1 綴	え1423
(袋)＊(袋上書)「午八月 雑書入」		袋横切継紙・1 点	え1423-1
(書状、何程ばかり入用か、会所取立の分100両程に 付) (八田)慎蔵→御兩人様	8月	横切継紙・1通	え1423-2
(蚕卵紙御規則書并に蚕種褒賞規則布告に付周旋方 申上)＊(端裏書)「蚕種御布告ニ付周旋方之義伺 商法掌」	9月	横切継紙・1通	え1423-3
(書状、御下げ金引上げ御廻すべくに付) 清右衛門→ (青柳)増太郎様・(八田)慎蔵様	9月12日	横切継紙・1通	え1423-4
(書状、鑑札御渡しに付) 斎助→(富岡)良右衛門様・(八 田)慎蔵様 灰色宿紙	9月12日	横切継紙・1通	え1423-5
(御布告書達方は見合せ置く旨) 斎助→(青柳)増太郎 様・(富岡)良右衛門様・(八田)五十司様 灰色宿紙	9月1□日	横切紙・1通	え1423-6
(550金1箱御預りに付) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様	9月10日	横切継紙・1通	え1423-7
(御預り官札の内500両差上落手されたき等に付) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様金札入	13日	横切継紙・1通	え1423-8
(書状、御預りの箱封印のまま落掌、100金は取立の 内、残金は御都合次第に下さるべきに付) (八田)慎 蔵→(富岡)良右衛門様金札入	12日	横切継紙・1通	え1423-9
(書状、手製生が賞味願) (青柳)増太郎→(富岡)良右衛門 様	9月15日	横切継紙・1通	え1423-10
(田野村(ママ)作蔵御問屋取扱之義呼出し不参并に 度々不埒の義あり郷宿預け申渡) 大里忠一郎(印)・ 富岡良右衛門・坪屋町白澤定右衛門(印)	庚午9月14日	横切継紙・1通	え1423-11
(書状、眼症にて御繰合わせ願) (八田)慎蔵→会所御詰 合人様	13日	横切紙・1通	え1423-12
(官札20両差上御落手されたくに付) (八田)慎蔵→(富 岡)良右衛門様金札入	8月8日	横切紙・1通	え1423-13
(書状、新潟肴依頼) 協→(富岡)良右衛門様	8月14日	横切継紙・1通	え1423-14
(書状、御同役様衣類の件并に太田氏よりの紙面当惑 至極に付) (青柳)増太郎→斎助様御答 灰色宿紙	8月7日	横切継紙・1通	え1423-15
(金子書き方及び人名手習い) 灰色宿紙		横切紙・1通	え1423-16
(金子書き方手習い)		横切紙・1通	え1423-17
(通船の義伊那県へ打合せに付取計い承知されたき に付) 庶務掌→商法掌御中	8月3日	横切継紙・1通	え1423-18
(書状、幾重にも御勘弁歎願) 弥左衛門→(八田)五十司 様 灰色宿紙	3月5日	横切継紙・1通	え1423-19
(書状、民部省監督司参り候て副主事出会にて丸山氏 も相話に付衣類等遣しに付) 斎助→商法掌御中 灰 色宿紙	8月7日	横切継紙・1通	え1423-20
(書状、太田氏より申来に付) 斎助→商法掌御中 灰色 宿紙	8月7日	横切継紙・1通	え1423-21
(佐久郡買上米斗立之段承知并に人足1人早朝より出	8月5日	横切継紙・1通	え1423-22

られるように付) 三人→(富岡)良右衛門様 灰色宿紙			
(当村五郎右衛門無鑑札にて材木渡世、角材板類売払いに付申上) 羽尾村本郷名主善左衛門・役人代弥五郎	明治3午年8月	横切紙・1通	え 1423-23
(羽尾村本郷五郎右衛門他役人1人差添罷出にて繰合せ帰局されたきに付) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様	8月8日	横切継紙・1通	え 1423-24
(答書2通并に縄書4通申上にて落手有るべきに付) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様	8月□日	横切継紙・1通	え 1423-25
(羽尾村本郷五郎右衛門、尋ね度義あるに付役人1人差添出頭差紙) 産物御役所(印)→右村(羽尾村本郷)3役人(印)	8月5日	横切継紙・1通	え 1423-26
(商社手形引換之義ニ付御内々申上書) *写	9月	折紙・1通	え 1423-27
(名古屋藩支配所尾州中島郡下津村与兵衛他3人之者共官札引換之義にて申論しも聞入れずに付伺書) *写/(端裏書)「尾州中島郡下津村与兵衛等引換願之伺 引換掛」	9月	横切継紙・1通	え 1423-28
(力石村一郎手代治介召出に付別紙の通り御渡下されたきに付) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	9月12日	横切紙・1通	え 1423-29
(大里氏に面会仕処、糸荷物高岡氏へ廻申すべくと存じ、先御落手都合次第出頭されたきに付) 坂本→丸山様 灰色宿紙	9月20日	横切継紙・1通	え 1423-30
(尊君様の御刀拙宅に仕舞い置く処、御宅まで持参したきに付) 源之丞→(富岡)良右衛門様	9月20日	横切紙・1通	え 1423-31
(書状、眼病にて御役所今少々繰合わせ願いたく、且大幸手代より差出し候500金箱へ入れ差上げ落手されたきに付) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様金札入	20日	横切紙・1通	え 1423-32
(書状、柏崎県御払米代金一条に付) 善四郎→(富岡)良右衛門様内々事	9月5日	横切継紙・1通	え 1423-33
(奉書紙値并に1束差上げ勘弁願) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様		横切継紙・1通	え 1423-34
(書状、飯縄山祭り御供仕るべく御芳情有難く、然しながら前に申上げ候次第残念ながら訴訟申上げ度) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様奉復	21日	横切継紙・1通	え 1423-35
(相願候置時ばかり仰付られ謝し奉り上に付) * (端裏書)「奉復」 伊織	9月20日	横切紙・1通	え 1423-36
(川田村西沢又右衛門病気に付代彦兵衛代人札)		横切紙・1通	え 1423-37
(柏崎県より買上米代金上納延引に付伺書) *写	9月	横切紙・1通	え 1423-38
(柏崎県より買上米代金之義官札不都合に付買上掛1人東京出張仰付られたく伺書) *写 計政庶務掌	9月	横切紙・1通	え 1423-39
覚(生糸代金差引勘定)		横切継紙・1通	え 1423-40
(書状、柏崎県御払米4000表買上代金納め方逼迫にて生糸売捌き調達方に付) 善四郎→(富岡)良右衛門様・(八田)慎蔵様・忠一郎様	9月15日	横切継紙・1通	え 1423-41
(書状、今日引取見合わせ伺) (青柳)増太郎・荘右衛門→斎助様	10月9日	横切継紙・1通	え 1423-42
(糸買上の下げ金手元逼迫に付一統様取立て廻されたき旨) (八田)慎蔵→(八田)五十司様	4日	横切継紙・1通	え 1423-43

商法掌（松代商法社）／諸書類綴

(小即煩経輯要5部摺立てに付) (八田)慎蔵→(青柳)増太郎様	5日	横切継紙・1通	え1423-44
(書状、全国札差出に付) *勘返状(朱書) (富岡)良右衛門→荘作様	8月9日	横切紙・1通	え1423-45
(書状、先月取立之分上納に付落手願) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様金札入	10月5日	横切紙・1通	え1423-46
(書状、商社時預ヶ帳1帳、官札内預ヶ切手1枚他差出しに付) (青柳)増太郎、(八田)慎蔵→斎助様・竹院様 灰色宿紙	8月24日	横切紙・1通	え1423-47
(廻状1通御順達落手願) 慎五・弥介→青柳様・富岡様 灰色宿紙	8月18日	横切紙・1通	え1423-48
(大里氏添状、持参金子下渡したく等閑なく罷出べきに付) 富岡良右衛門(印)→山口久栄太	8月28日	横切継紙・1通	え1423-49
(書状、金800文ほか3件切手廻すに付配分方願) 荘作→(富岡)良右衛門様	8月10日	横切紙・1通	え1423-50
(中町惣十郎助成講掛戻金返済金御尋にて不埒採用成下され難きに付) *(端裏書)「中町惣十郎助成講掛戻金返済方歎願之趣御尋二付申上候 商法掌」	8月	横切紙・1通	え1423-51
(眼病宜しからず、御買上米等伺) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様	27日	横切継紙・1通	え1423-52
(御河岸揚出張之義、佐十郎証書下案及び長沼問屋触書等に付) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様差掛り	8月24日	横切継紙・1通	え1423-53
口上(長沼着岸差支に付寺泊河岸より御下願) 大里忠一郎→富岡良右衛門様・八田慎蔵様急要	8月24日	横切継紙・1通	え1423-54
(御用米藤右衛門蔵預け分明日天気次第積入れに付) (八田)慎蔵→(青柳)増太郎様・(八田)五十司様・岩之助様	29日	横切継紙・1通	え1423-55
(書状、貴局3人勤務の内一郎兵衛不快にて兩人勤めゆえ幸助替りに内助申渡) 計政庶務掌→商法掌御中 灰色宿紙	9月4日	横切継紙・1通	え1423-56
(天神林村より買上米の斗立に付) (八田)慎蔵→(青柳)増太郎様	4日	横切継紙・1通	え1423-57
(書状、天神林村より買上米納残分4斗5升入り48表程斗立の上引渡されたきに付) 商法掌→司蔵方様	9月4日	横切継紙・1通	え1423-58
口上(杏干仁荷札200枚持参に付印鑑下されたき旨) 八幡村和田弥左衛門(印)→御産物御役所 灰色宿紙	9月4日	横切継紙・1通	え1423-59
(書状、別紙の趣印鑑いたし相渡し候もの哉伺) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	9月4日	横切継紙・1通	え1423-60
(書状、柏崎県御東代上納周旋の次第、小野氏より申来るに付) (富岡)良右衛門→斎助様・竹院様	9月20日	横切紙・1通	え1423-61
(御預申候1035兩御受取願) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様金札入	9月23日	横切紙・1通	え1423-62
(書状、御買上米持運人小森会と間違い達直し差上に付) 中澤茂市→青柳増太郎様 灰色宿紙	9月20日	横切紙・1通	え1423-63
(御預り運賃受取書落掌) (八田)慎蔵→(青柳)増太郎様		横切紙・1通	え1423-64
(書状、網懸村小宮山甚兵衛訴訟願写しにて回すに付御承知被下度) 惣衛→(八田)五十司様・(青柳)増太郎様 灰色宿紙	10月5日	横切継紙・1通	え1423-65

乍恐以書付奉願候(網掛村御産物方世話役小宮山甚兵衛持病の為御訴えに付御情願) *写 網掛村御産物方世話役小宮山甚兵衛印、(奥書)「右(網掛)村御産物取締役高井又十郎印」→郡政御役所・計政御役所 灰色宿紙	明治3午年9月	横切継紙・1通	え1423-66
(書状、当月6日御用米着之分并に運賃渡方之御納書抜頂戴したきに付) (八田)慎蔵→(青柳)増太郎様	23日	横切紙・1通	え1423-67
(書状、水野公より願候返書貰い参り候様仰含まれ度) (八田)慎蔵→(青柳)増太郎様・(八田)五十司様	27日	横切継紙・1通	え1423-68
(今井村等引替願に付日雇金2朱ずつ出金難渋至極、その上高望み悪口雑言申居るに付取計い差図伺) *下書	9月27日	横切継紙・1通	え1423-69
(今井村分代幣10分1にても1000両余にても、この割合にて分配、官札にて御預け惣代召出次第渡さるべきに付) (富岡)良右衛門→(青柳)増太郎様・(八田)五十司様	9月24日	横切継紙・1通	え1423-70
(書状、昨日引替の件に付順達願) 斎助→(青柳)増太郎様・(八田)五十司様 灰色宿紙	9月29日	横切継紙・1通	え1423-71
(幸便延引に付) 富岡良右衛門→青柳増太郎様要用急		横切継紙・1通	え1423-72
(皆々様出向下さるよう報知) (富岡)良右衛門→(青柳)増太郎様・(八田)五十司様	9月28日	横切継紙・1通	え1423-73
(書状、御局に桐油有合何程ある哉、且引換えに付) 斎助→産物方御話合様 灰色宿紙	9月27日	横切継紙・1通	え1423-74
(今井村引替にて金322両御内願の分引渡に付) 斎助→(青柳)増太郎様 灰色宿紙	9月27日	横切継紙・1通	え1423-75
(仰付けの義内々承知に付) 平三郎→(八田)五十司様	9月27日	横切継紙・1通	え1423-76
(命を蒙り金子225両使丁へ相渡すに付) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様金札入	3日	横切継紙・1通	え1423-77
(過剰生糸御買上代金御下金願の通り御納に付) (八田)慎蔵→(青柳)増太郎様・(八田)五十司様	10月4日	横切紙・1通	え1423-78
(会所御貸下金250両損失無く不都合無きよう処置下され度) (八田)慎蔵→(青柳)増太郎様・(八田)五十司様	5日	横切継紙・1通	え1423-79
(書状、中之条支配9ヶ村引換願之義、日限今明日哉伺) 斎助→(青柳)増太郎様・(八田)五十司様	10月7日	横切継紙・1通	え1423-80
(書状、御役所繰合せ御出下さるべきに付) 荘右衛門→青柳様、八田様御内願	10月4日	横切継紙・1通	え1423-81

商法掌 (松代商法社) / 書状

(商法掌八田慎蔵宛来状関係書類綴)		綴/(え1507-1~13は一綴)・1綴	え1507
(袋) * (袋上書)「明治二巳年十二月中より之書状入 子静」		袋・1点	え1507-1
(書状、昨年中水井の扶持米鈴木公へ差出す事問合せ、西条村丹右衛門と申者へ玄米1石8斗渡す義、師岡・鈴木両公へも左様御承知なさるべく、不足之分は扶持・切米の内にて送り申すべきに付) (渡辺)承之助→(八田)慎蔵様内御答	初春23日	横切継紙・1通	え1507-2

商法掌（松代商法社） / 書状

口上(金100疋両宮正迂宮に付格別の寄附預り有難く、目出度神納の旨) 吉村清市郎→八田慎蔵様御使中	正月吉日	横切紙・1通	え1507-3
(書状、承之助扶持残りの内2俵井上惣兵衛様へ渡す処、受取人は今夕御蔵の方へ参る義伺いに付) 栄作→(八田)慎蔵様	27日	横切継紙・1通	え1507-4
(表柴町預り金返済の義大口取替金の利息等も心配ある旨、同人光来にて返済方手続き柄御申し申上の処、当今書類等預りの方へ右の趣申越しくれ候様御頼みに付宜敷様御勘弁下さる等に付) (渡辺)承之助→(八田)慎蔵様内用	12月26日	横切継紙・1通	え1507-5
(書状、此程小千谷蠟燭御尋に付会所の方穿鑿の処、近日現金屋手代亀吉新潟にて23駄程も買付け、年中に漸う着荷、この品御遣用下されては如何哉伺、猶又純金を以て全国通用なれども引替は当座出来がたく、大政官札は追々払底、2分金純金にても不通にて当惑致すに付) *(端裏書)「内々申上」 (八田)慎蔵様	11月10日	横切継紙・1通	え1507-6
(書状、佐久間先生義念会日の案内下され、毎度御面倒相成り、伊藤源兵衛当巳年残金如何ほど哉それぞれ書き加える旨に付) *(端裏書)「御請申上」 甚右衛門	(巳年)12日	横切紙・1通	え1507-7
覚(義念御掛金分御取調書1通、右去巳年の内訳書ばかり御預り御封金はその俣返上、請取書差出、尚又手元も取調べ申上げたく早々のみに付) 甚右衛門→御請	19日	横切継紙・1通	え1507-8
(書状、表柴町厚情成され2会目会合に付かねて願の処、掛金5口12両2分落手にて1口分懸戻し16匁5分ずつ合わせて1両1分2朱返上落掌願) *(端裏書)「御受」 茂助	12月10日	横切継紙・1通	え1507-9
(書状、水井取蔵殿宅の無尽加入下さり懸戻金1両1分預り、御繰合せ取計らいの旨に付) 小藤太→(八田)慎蔵様	12月晦日	横切継紙・1通	え1507-10
(書状、真田勘解由殿役人罷越し先年糸会所の節勘解由殿より30両と150両会所へ預け金有り、辰三郎殿私兩人印形出した由、催促あり取調に付伺) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様内用申上	正月13日	横切継紙・1通	え1507-11
(辰年伊藤源兵衛掛金4両にて巳年は少々減じる旨に付) *「用事 御答申上」 いせ町	13日	横切継紙・1通	え1507-12
(辰10会目かけ金8両他掛金に付過日取調にて問合せ、御回答) 甚左衛門	18日辰時	横切紙・1通	え1507-13



表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
<b>副区長 (第 13 大区 4 小区)</b>			
(八田知道戸長任命及び辞任関係書類綴)		綴/(え1431-1 ~35は封筒一 綴)・1綴	え1431
(袋) * (袋上書)「明治七戌年 戸長被仰渡候節之一 件書類入」	明治7戌年	袋・1点	え1431-1
(出庁仕難く暫時猶予願) * 写 松代町士族右代誰	明治	横切紙・1通	え1431-2
(第13大区4小区受持の戸長申付に付、月給金7円支給 辞令) * 写 →竹村子□		横切紙・1通	え1431-3
(副区長申付、自給10円辞令) * 写 長野県→前島吉徳	明治7年7月	横切紙・1通	え1431-4
(区画改正施行順序書上)		縦紙・1通	え1431-5
(御再願書認差上及び区長前島氏へ奥書の義問合わ されたきに付) 義利→(八田)知道様貴答申上	8月1日	横切継紙・1通	え1431-6
(書状、辞表差戻し訴訟及び医師容体書差添えに付) 董正→(八田)知道様 朱色罫	7月29日	横切継紙・1通	え1431-7
(書状、官員尋ねの時病氣にて出庁出来ない旨及び様 子代筆されたきに付) 吉徳→房人様	8月2日	横切継紙・1通	え1431-8
奉差上一札之事(眼病にて出庁出来兼ねに付届書) * 下書 右(埴科郡松伊勢町住士族八田知道)代徳田房人印 青色罫紙・8行	7月20日	縦紙・1通	え1431-9
(書状、出頭御座無く及び松代旧藩形勢に付) [ ]→ 草声様	7月21日	横切紙・1通	え1431-10
(埴科郡松代伊勢町士族埴八田知道届書) 埴科郡松代 伊勢町住士族埴八田知道病氣代徳田房人→郷宿白井様 青 色罫紙・5行	7月20日	縦紙・1通	え1431-11
(御用に付本月21日午前第10時礼服用出頭通知) * 写 長野県庁→埴科郡松代伊勢町住士族八田知道 青色罫 紙・8行	明治7年7月15日	縦紙・1通	え1431-12
(書状、区長人選及び御用呼出し病氣届け済ますよう 等に付) 董正→(八田)慎蔵様 朱色罫	7月24日	横切継紙・1通	え1431-13
(御用に付明10日午前第10時出頭通知) 長野県(印)→ 八田知道殿	8月9日	横切紙・1通	え1431-14
(書状、願書奥書前島様辞職に付出来兼、名代県庁へ 御進達の節御断差出すべきに付) 義利→(八田)知道 様	25日	横切紙・1通	え1431-15
(眼病治療概要書上)		横切紙・1通	え1431-16
(書状、鶴蔵当村人物及び飛脚銭相済むに付) 董正→ (八田)知道様 朱色罫	7月24日	横切紙・1通	え1431-17
(持病医師容体聞かれた時、御心控え然るべきに付) 朱色罫		横切紙・1通	え1431-18
御請書(長野県庁出頭命令請書) 埴科郡松代伊勢町住 士族八田知道→長野県参事橋崎寛直殿	戌年7月17日	縦紙・1通	え1431-19
(御用に付本月21日午前第10時礼服用出頭通知)	明治7年7月15日	縦紙・1通	え1431-20

## 副区長 (第13大区4小区)

長野県庁(印)→埴科郡松代伊勢町住士族八田知道 青色罫紙・10行・版心「長野県」			
辞職願(13大区4小区副戸長眼病煩に付職務赦免願) *下書 青色罫紙・10行・版心「長野県」		縦紙・1通	え1431-21
(郡村人名書上)		横切紙・1綴	え1431-22
(病疾一朝一夕には治りがたく、是を以て聞届け成りがたきに付) 松山→いせ町様 灰色宿紙	7月28日	横切紙・1通	え1431-23
(第13大区4小区受持辞令) 長野県(印)→八田知道	明治7年7月	横切紙・1通	え1431-24
(副区長差免辞令) *写 長野県→八田知道	明治7年8月	横切紙・1通	え1431-25
(副戸長申付辞令) *写 長野県→八田知道	明治7年7月	横切紙・1通	え1431-26
(辞表御下げ再願書草案拝読、意味貫徹別段申上べき事御座無くに付) 董正→(八田)知道様 朱色罫	7月31日	横切紙・1通	え1431-27
(書状、金山容体書御草案2通、医師容体扣とも返還に付) 董正 朱色罫	7月31日	横切紙・1通	え1431-28
辞職願(13大区4小区副戸長眼病煩に付) 埴科郡松代伊勢町住士族八田知道→長野県参事榑崎寛直殿 青色罫紙・8行	明治7年7月25日	縦紙・1通	え1431-29
再辞職願(辞職願御聴届成下されがたく治療加え快復時出勤すべく旨) 青色罫紙・8行	明治7年8月	縦紙・1通	え1431-30
(八田知道眼病、医師診断書) *雛形 高井郡何村何区何番地住医御姓名 黒色罫紙・12行・版心「宮山堂蔵梓」		縦紙・1通	え1431-31
記(八田知道眼病、医師診断書) *下書 三拾九区高井郡村山村百七番屋敷金山道齋印	明治7年8月	縦紙・1通	え1431-32
(眼病直りがたきに付願書) *下書/(朱書・中断)		横切紙・1通	え1431-33
再辞職願(辞職願御聴届成下されがたく治療加え快復時出勤すべく旨)		縦紙・1通	え1431-34
辞職願(13大区4小区副戸長眼病煩に付) 埴科郡松代伊勢町住士族八田知道(印)→長野県参事榑崎寛直殿	明治7年7月25日	縦紙・1冊	え1431-35

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
<b>第六十三国立銀行頭取</b>			
(第六十三国立銀行関係書類)		綴/(え1478-1 ~28は一綴)・1 綴	え1478
(袋)＊(袋上書)「従明治十八年五月 銀行江関係之書付入」	明治18年5月	袋・1点	え1478-1
(未だ県庁へは沙汰なく、後日大蔵省より沙汰次第書翰にて銀行出張所迄申聞す旨報知) 荒木→八田様・大里様	(明治)12月2日	横切継紙・1通	え1478-2
(書状、公債証券の件、大蔵省官員田中組へ出張し本日より検査の事実(に当惑等に付) 山口久米太・荒木佐右衛門→八田様・大里様	(明治)第12月2日	横切継紙・1通	え1478-3
記(利札下附酒井殿より受取金3800円他、公債証券受取次第通送する旨) 荒木(印)→八田様・大里様	(明治)12月3日	横切継紙・1通	え1478-4
(書状、為換切符送付せず差支への由、直に通送するので落手下願) 山口久米太拜・荒木佐右衛門拜→八田様・大里様	(明治)第11月29日	横切紙・1通	え1478-5
(書状、平出平兵衛荷為換金の件、入手次第迅速送付する旨等に付) 山口・荒木拜→八田様・大里様	(明治)11月27日	横切継紙・1通	え1478-6
記(金禄公債証券額12000円を検査の節持参、残額返金をもって持参願) 荒木佐右衛門・山口久米太(印)→御本店御中	(明治)第11月26日	横切継紙・1通	え1478-7
(書状、先方は利実得失実(に)不惑人物にて、彼是御斟酌願) 北邨善一郎→大里君	(明治)7月8日	横切継紙・1通	え1478-8
(公債証券利安金策仕法書) 薄萌葱色宿紙	(明治)	横切継紙・1通	え1478-9
(書状、長野銀行明後17日開店に付諸君午前9時来車に下されたく) 山口久米太・荒木佐右衛門→八田様・岡野様・大田様・増田様・大里様・酒井様・駒野様・田中様	(明治)4月15日	横切継紙・1通	え1478-10
記(金禄公債証代金4000円受取書) 第六十三国立銀行長野出張所荒木佐右衛門(印)・山口久米太(印)→松代六十三国立銀行中江正直殿 1銭印紙貼付	明治12年6月1日	横切紙・1通	え1478-11
証(公債証券7分利附額面1万円売渡代金の内金500円受取) 山口久米太代岡本孝平(印)→八田知道殿	明治12年6月4日	横切紙・1通	え1478-12
仮記(当行より上田出張所へ為換金として金80円受取) 第六十三国立銀行長野出張所荒木佐右衛門・山口久米太(印)→第六十三国立銀行宮下三郎治殿	(明治)12年6月12日	横切紙・1通	え1478-13
(書状、為換差引調書廻しの件、迅速調書持参し程能く済まざるには、田中組と不和になる旨に付) 山口久米太(印)・荒木佐右衛門(印)→八田知道様・中江正直様・大里忠一郎様・大田藤右衛門様・増田徳左衛門様	(明治)第12月10日	横切継紙・1通	え1478-14
記(金禄公債証代金9685円等本日通送、落手願) 長野出張所山口久米太(印)→八田知道様・増田徳左衛門様	(明治)3月5日	横切継紙・1通	え1478-15
(書状、二伸 内談金円は種々御配慮の処、何分本年は十分に為換利益立てたき旨等に付) 大沢進平→田辺恒五郎様	(明治)8月3日	横切継紙・1通	え1478-16
(本日金2200円をコレス内へ送付落手願) 長野銀行	(明治)第2月28日	横切継紙・1通	え1478-17

第六十三国立銀行頭取

山口久米太(印)・荒木佐右衛門→八田知道様・中村義行様			
(コルレス約定の内へ金2000円通送、落掌願) 長野銀行荒木佐右衛門(印)・羽田定八→第六十三国立銀行八田知道様・滝沢久武様貴下	(明治)4月19日	横切紙・1通	え1478-18
(書状、過日荒木より照会の金2000円用意の分は、本日大里君へ御渡願) 長野銀行(印「山口」)→松代第六十三国立銀行御中	(明治)第6月25日	横切継紙・1通	え1478-19
(書状、本日金4000円コルレスの内へ通送、落手願) 長野銀行(印「山口」)→第六十三国立銀行御中	(明治)14年2月4日	横切紙・1通	え1478-20
(彰真社田中組示談の件、田中組北村殿と示談し上申する運びは如何、長野向へ派出の上懇談したき旨等に付) 荒木→八田様・岡野様・中村様	(明治)6月14日	横切継紙・1通	え1478-21
(兼々御約定為換請願の件は、飯田銀行よりの来翰印行に願いの筋目御委任し、落手等に付) 荒木→岡野様・八田様・太田様	(明治)6月7日	横切継紙・1通	え1478-22
記(金8280円余の内金3000円を通送、落手願) 山口久米太(印)→八田知道様・増田徳左衛門様・中村義行様・大里忠一郎様	(明治)第5月15日	横切継紙・1通	え1478-23
約定証(第六十三国立銀行長野出張所事務を長野銀行へ代理及び委任の規程)*下書 貼紙あり	(明治)	横切継紙・1通	え1478-24
(昨夜金1万円拝借、兼ねて第六十三国立銀行松代より2万円長野へ廻す定約の行違いにて、返上落手願) 長野出張所山口久米太(印)・荒木佐右衛門→八田知道様・中江正直様・大里忠一郎様	(明治)第12月9日	横切継紙・1通	え1478-25
(書状、公債証書で差上げては不都合の件、4200円不足なので、御本店にて繰合せ願) 山口久米太・荒木佐右衛門→八田知道様・太田藤右衛門様・大里忠一郎様	(明治)第12月4日	横切継紙・1通	え1478-26
記(公債証書1325円等返却の心得にて、委任状御送付次第通送する旨) 長野出張所山口久米太・荒木佐右衛門→八田知道様・増田徳左衛門様	(明治)第3月1日	横切継紙・1通	え1478-27
(紙幣押印職工払代金24円余他金銭勘定書)	(明治)	横切紙・1通	え1478-28

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
<b>内方・店方・産物会所混在文書</b>			
(借財関係書類綴)		綴/(え1404-1 ~39は一綴)・1 綴	え1404
(袋) * (袋上書)「嘉永七甲寅年三月より十二月迄 要用書付類入 同卯年 八田知道」	嘉永7甲寅年	袋・1点	え1404-1
口上覚(御仕法替の儀に付、利足・不渡り為替等もあるため、産物方へ何程か御下金願) 佐助・庄助・喜助	寅5月	横切継紙・1通	え1404-2
(書状とも左の通り願に付添紙)		横切継紙・1通	え1404-3
店改年役割人別(店役割人別書上)		横切継紙・1通	え1404-4
(大借財片付け方仕法書)	寅2月	横切継紙・1通	え1404-5
(幸右衛門殿、箱紙包1つ御渡しに付) 堺惣(印「荷物取次所商人定宿松本本町通一丁目堺屋惣助」)→八田嘉助殿行	11月14日	横切紙・1通	え1404-6
申上(酒店茂作元服仰付け下さる様) 長助	寅10月	横切継紙・1通	え1404-7
(11月15日酒蔵穀買入相場金1両に上々白米9斗5升他 11月14~19日相場書)		横切紙・1通	え1404-8
覚(人足賃銀ノ金2分10匁及び田方東西堰并水抜堰共 堰浚いの儀、当春人足座方不都合に付荒々普請、来 春も堰普請仕りたく、入用の積り委細申上に付) * (端裏書)「御抱屋鋪田方堰普請等儀申上 慶左衛 門」 慶左衛門 灰色宿紙	丑11月	横切継紙・1通	え1404-9
(硝石等諸品書付)		横切紙・1通	え1404-10
(硝石1両あたり何貫位の相場書) * (端裏朱書)「御請 申上書入御高免可被成候」	9月21日	横切継紙・1通	え1404-11
覚(杉根代金差引勘定書)		横切継紙・1通	え1404-12
(書状、笹平村何寺何々和尚代、祖父嘉右衛門殿内欄 間寄附の件、弘化未春地震の節殿堂破損に付今般 修造を仰付けられ、手許多々散財のため復旧の取 計らい共祖父絶音に及び不本意ながら御賢察願) * 雛型		横切紙・1通	え1404-13
(絹帯喜助へ、元服藤治郎へ他仰付け下されたきに願 書) 佐助・庄助	寅10月	横切紙・1通	え1404-14
(貞次・三所物・毛つな・吉村証文・甘草等書上) 灰色 宿紙		横切紙・1通	え1404-15
(升屋伊兵衛、江戸屋利兵衛品物代金書上)		横切紙・1通	え1404-16
覚(槓、薪干等諸品数量書付)		横切紙・1通	え1404-17
覚(古坪台2本、古5尺桶2本、古5尺桶3本、直し桶各々 代金残額上納仕るべき旨)		横切継紙・1通	え1404-18
覚(反物諸品代金ノ61匁9分6厘勘定書) 菊屋角店(印 「八田 信州松代 菊傳」)→師岡様御内	丑12月	横切継紙・1通	え1404-19
(書状、杏仁代残らず御渡し下さる哉、182両余にて 少々も余り候哉様子伺) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵	(12月)大晦日	横切紙・1通	え1404-20

内方・店方・産物会所混在文書

様			
(初、白米、実綿等川合村吉治より承る諸相場書)	癸丑12月23日	横切紙・1通	え1404-21
(坂木落合吉之丞、落着を以て厄介いたし居に付)		横切紙・1通	え1404-22
覚(御大小鉄下地縁鑑代銀30匁他ノ銀111匁御注文書差上に付) 伊原喜一郎→中村左兵衛様御内	12月	横切紙・1通	え1404-23
口上覚(田中左仲娘儀三郎へ縁談の儀去年より高井世話致しくれ、内談向混雑のみ仕りて決定し兼ねていた処、私挨拶の趣談なく縁談整う様願書) (八田)辰三郎→父上様	何月	横切継紙・1通	え1404-24
(書状、過評一件申上の所、質地に相成る節村方引受到に御役人方御手方は済切り、村方借証文に記載すべき旨等に付) 東部	3月11日	横切継紙・1通	え1404-25
(元へ復し借用証文となり質地に証文書替御取用い相成さざれば、質地中は除物と相成り、元へ復し利足を受取り申す掛合等に付)		横切継紙・1通	え1404-26
(先代嘉助拝借金返上の儀、親類共相寄せ評議仕り、手段として田町抱屋敷等返上仕りたく、御内々願書) *下書		横切継紙・1通	え1404-27
覚(紙入、金具、金入等諸品書付)		横切紙・1通	え1404-28
覚(金3両藤五郎ほかノ金18両2分金銭書上)		横切継紙・1通	え1404-29
覚(1ヶ年に下され金7両2分酒蔵親司他金銭人名書上)		横切継紙・1通	え1404-30
(6名給金書上)		横切紙・1通	え1404-31
(4名給金書上)		横切継紙・1通	え1404-32
覚(金705両、銀420匁受取) 能登屋寅作(印「信州松代木町能登屋」)→八田様御内	11月17日	横切紙・1通	え1404-33
(ノ863枚数量書上)		横切紙・1通	え1404-34
(1匁2分5厘切3尺7寸他寸法書)		横切紙・1通	え1404-35
口上書取(普請入用料等御住居然るべく拵えの旨、御家事御手段仕法替等に付)	戌9月	横切継紙・1通	え1404-36
酒造方手続 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1404-37
覚(23匁9分、5分9寸1筋他ノ代銀46匁3分書上) 角店→上	8月11日	横切継紙・1通	え1404-38
(27匁内山九兵衛他諸品代金ノ358匁4分2厘書上)		折紙・1通	え1404-39
(諸方金子請取関係書類綴)		綴/(え1480-1~72は一綴)・1綴	え1480
(袋) * (袋上書)「諸方渡金請取書入」		袋・1点	え1480-1
覚(金3両12匁発起無尽当寅7会目掛金不調達に付借用証文) 藤田市大夫代判傳兵衛(印)→中村原民様御内	文政元寅年12月	横切継紙・1通	え1480-2
覚(金5両1分5匁3分割取1口分寅年御懸不足差引勘定書)		横切継紙・1通	え1480-3

(無尽割取1口分寅年御懸不足分差引御手握下されたきに付)		横切紙・1通	え1480-4
(書状、歳晩之御祝儀呈上御笑納願) 原民→(八田)嘉右衛門様	12月29日	横切紙・1通	え1480-5
口上(昨年黒楽茶碗指上、此度樽代として金子200疋受取) 越中上田喜平(印)→八田様	5月23日	横切紙・1通	え1480-6
(荒神町千左衛門屋敷会所入用にて此度引替として女田町与兵衛屋敷相渡し右屋敷代金17両、諸差引残金5両貸居返済申たき願に付)		横切紙・1通	え1480-7
(書状、金子御下げ下されたく近日御印書引替に付) (長岡)助右衛門→(八田)嘉右衛門様	3月16日	横切紙・1通	え1480-8
覚(菊桐立灯籠1組金4両受取証) 吉野屋栄左衛門宿釜師定之助(印)→八田嘉右衛門様御内	辰年6月7日	横切紙・1通	え1480-9
(書状、御預金請取残金別紙の通り、庄助差出証文の内上五明村10両の証文内々俵へ渡され取立、別紙預ヶ金245両差引書上に付) (長岡)助右衛門→(八田)嘉右衛門様	卯12月2日	横切継紙・1通	え1480-10
覚(年賦済切金1分ほか3件メ金1両2分差上に付) 坂本彦左衛門	巳3月	横切継紙・1通	え1480-11
(10両之利1両12匁上八丁村又左衛門分外1件メ1両2分3匁6分勘定書)		横切継紙・1通	え1480-12
覚(宿方割増御預金利分の内金7両3分請取) 伴栄作(印)・増田徳左衛門(印)→八田嘉右衛門様	文政6未年12月	横切紙・1通	え1480-13
覚(当巳利足金2両銀2匁4分落手) 長谷川善兵衛(印)→八田嘉右衛門殿	文政4年12月21日	横切紙・1通	え1480-14
覚(八田様入歯御礼金1両請取) 田中翫司(印)→松井喜惣治様	正月13日	横切紙・1通	え1480-15
覚(御助情金40両利足金4両申請) * (端裏貼紙)「巳12月金4両 馬場町利足受取」 八田競(印)→八田嘉右衛門殿	文政4巳年12月	横切継紙・1通	え1480-16
覚(御助情金当年分御割合金3両受取) 八田競(印)→八田嘉右衛門殿	文政5午年7月	横切紙・1通	え1480-17
覚(頼置之利金巳年分金15両落手) 望月頼母内伊東与右衛門(印)→八田嘉右衛門様	文政4巳年12月17日	横切紙・1通	え1480-18
(御印書1通利分3両1分3匁御渡し下さるに付礼状) 木内求喜→八田嘉右衛門様	12月19日	横切紙・1通	え1480-19
覚(当町、鍛冶町出入中入料金3両2分2朱137文請取) 伊勢町名主太左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内衆中	午年11月	横切紙・1通	え1480-20
覚(割増金利分の内金3両1分請取) 伴栄作(印)・渋谷権左衛門(印)→八田嘉右衛門様	文政5午年12月24日	横切紙・1通	え1480-21
覚(御頼置候金子当午年之利分金15両請取) 伊東与右衛門(印)→八田嘉右衛門様	文政5午年12月20日	横切継紙・1通	え1480-22
覚(預置下される元金5両落手) 長谷川善兵衛(印)→八田嘉右衛門様	文政5年午12月25日	横切紙・1通	え1480-23
覚(宿方割増金の内御下金5両請取) 北村左兵衛(印)・伴栄作(印)→八田嘉右衛門様	巳12月	横切継紙・1通	え1480-24

内方・店方・産物会所混在文書

(書状、御無心金子50兩借用慥かに落手、19日には須坂へ相違無く相納める付) 喜曾七→六左衛門様	12月11日	横切継紙・1通	え1480-25
覚(御無心金子2兩1分借用慥かに請取、拙者所持之書画帖1部差出) 高川泰順(印)→中島三右衛門殿	午年12月6日	横切紙・1通	え1480-26
(書状、御利足金土口村松右衛門分金1兩ほか2件ノ金15兩2分2朱と錢477文、昨夕迄相揃い差上げに付) 九郎右衛門→(八田)嘉右衛門様	11月25日	横切継紙・1通	え1480-27
覚(綿内政之助発起無尽私手元より懸戻分不調達にて金11兩2朱借用) 海治八十郎(印)→藤田傳左衛門殿	文化14丑年1月	横切紙・1通	え1480-28
覚(元金10兩利分之内金1兩2分慥かに受取) 八田嘉右衛門内久保榮八(印)→下田町弥吉殿	文化14年丑1月29日	横切紙・1通	え1480-29
覚(寅利金之内金1兩慥かに受取) 八田嘉右衛門内浦野忠七(印)→木村与兵衛殿	文政元寅年12月晦日	横切紙・1通	え1480-30
(書状、当年之利分御貫申上げたき旨) しけ(げ)より→御ちちうへ様申上る		横切紙・1通	え1480-31
覚(無尽御懸戻金去辰年分金49兩慥かに預置) 真田志摩内飯塚文七(印)・小山仲右衛門(印)→八田嘉右衛門様	文政4年巳7月	横切紙・1通	え1480-32
(書状、東福寺村例之通出金、頂戴仕りたきに付) 半平→(八田)嘉右衛門様	12月29日	横切紙・1通	え1480-33
覚(無抛入用にて金15兩時借) *(端裏書)「巳四月十三日借済切二付御印書受取置申候御証印可被下候」 松代和合院(印)→渡辺武左衛門殿	12月10日	横切継紙・1通	え1480-34
(書状、書面持参に付落手願) 丈助→(八田)嘉右衛門様	5月28日	横切継紙・1通	え1480-35
覚(金3兩12匁7分及び金2分締金3兩2分12匁7分御助情金申請慥かに受取) 八田競(印)→八田嘉右衛門殿	文政5午年12月	横切紙・1通	え1480-36
覚(白ちちみ1反金子62匁書上) 増田店→伊勢町御茶之間	午5月	横切継紙・1通	え1480-37
(昨晚は金子7兩御持たせ下され礼状) しけ→御ちちうへ様	12月13日	横切継紙・1通	え1480-38
(書状、切手差出、金子近日中参上拝借仕べきに付) *(端裏書)「文政七年十二月式兩老分取替書画帖預之一卷」 泰順参上→三右衛門様	12月6日	横切継紙・1通	え1480-39
覚(金30兩切手1通見出しかね、見出候節御返し引替え下さるべきに付) 片岡主計(印)→八田嘉右衛門殿	文政2卯年4月29日	横切紙・1通	え1480-40
(書状、委細承知に付御過念無きように付) (八田)嘉右衛門→温山様几下	8月30日	横切継紙・1通	え1480-41
(書状、加州妹姫君様御通行にて鬼伏村御逗留ながら私落馬怪我致し不参、取調方指図内談願等に付) 藤田温山→八田嘉右衛門様	9月19日	横切継紙・1通	え1480-42
(紺屋安右衛門分申2月3日、まゆ六本元礼金上納皆済外1件ノ金93兩3分勘定書) 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1480-43
(書状、上人様発起頼母敷終会之義種々混雜にて当2番会来亥年まで取延べ問合せ仰付られるに付) →吉村富右衛門様		横切継紙・1通	え1480-44
(書状、悟達院様今夕より御法事御執行にて参上御焼香致す様尊命を蒙れども嫁入り仕度引受、虫歯痛み故欠席に付) 知礼→伊勢町様	11月8日	横切継紙・1通	え1480-45



(民衛方無尽滞りなく相済み、御知行所百姓3人詮議いたすも小田原評定にて形付兼ねるに付) 花岡甚左衛門→八田孫左衛門様	12月2日	横切継紙・1通	え1480-46
寅年正月より六月迄半年の間御暮方入料取調御書上(諸入用金銭勘定書)	寅年9月	横切継紙・1通	え1480-47
(書状、永代常灯明金灯笼出来に付、当15日御先祖御回向滞りなく相済み、御登山なく残念に付) 明泉院→八田嘉右衛門様貴下	4月18日	横切継紙・1通	え1480-48
(堀内茂一郎方へ御母公も御出下され家事取計向助言くれる様頼まれに付心意申渡べ遣わす)*下案萌葱色宿紙	7月	横切継紙・1通	え1480-49
覚(巳年品々滞之内金1両1分儘かに受取) 名主甚三郎(印)→忠八殿	午年2月24日	横切継紙・1通	え1480-50
覚(明朔日出立、軽尻馬1疋御定賃銭請取継立に付) 産物方会所→矢代宿、鼠宿右問屋 灰色宿紙	11月29日	横切継紙・1通	え1480-51
(薬罐屋市左衛門手代御産物買入の節代金差支え品物預り貸渡の旨、武田喜一郎書状の趣不容易に付書留)*下書 灰色宿紙		横切継紙・1通	え1480-52
(新白絹200疋程産物引受捌人より注文に付この書状あれば早速御立られ取計い申さるべきに付) 江府懸→御在所御懸様 灰色宿紙	12月7日	横切紙・1通	え1480-53
(今4個差出にて延刻御迷惑ながら差繰下されたき願に付) 産物方→御荷方様 灰色宿紙	29日	横切紙・1通	え1480-54
覚(白絹・横麻上下地・白張絹・紅絹早速御遣し、花色絹・白斜子・斜子縞・男帯博多ほか有合わせ次第御遣わし願) 灰色宿紙	11月13日	横切紙・1通	え1480-55
(書状、中野町清水屋善兵衛中条村清吉兩人へ御払産物の品物2箇御渡下され、水井殿より申し請ける緋、白縮面等のほか花色絹、絹縞、帯地等有合わせ差出すよう、産物品切れにては外入差聞えに付早速取計らい下さるべき等に付) 江府懸り→御在所御懸様 灰色宿紙	10月21日	横切継紙・1通	え1480-56
(本月14日御出の荷物相違無く受取、別紙注文の品々早速取計らうべき旨、花色絹丈、織、染方等に付)* (端裏書)「御懸様」 久兵衛→御在所様 灰色宿紙	11月23日	横切継紙・1通	え1480-57
(本月朔日出の荷物相届き三井両店・岩城へメ3箇御届け、先月3日出の花色絹・中幅縮緬等払切に相成に付早速御出で下さるべきに付) 江府懸→御在所御掛様 灰色宿紙	11月7日	横切継紙・1通	え1480-58
(15日亀屋清吉7日付用状持参、先頃御送り荷物1箇渡し、代金其表へ上納当会所へ差出す旨、代金80両で宜しき哉伺、先達て仰下された善光寺信濃屋佐平荷物小駄賃300文当会所取替仕置に付) 江府懸り→御在所御掛様 灰色宿紙	10月15日	横切継紙・1通	え1480-59
(本月15日出の産物方荷物21日着の筈未だ届かず、花色絹一向に参らず御払切の件、染縮緬は染め出来申さず哉等に付)*虫損あり 久兵衛→御在所御懸様 灰色宿紙	10月21日	横切継紙・1通	え1480-60
覚(鉄乗物彫縁頭1具金1両2分受取) 彫物師代治郎→金児丈助様御内	5月12日	横切紙・1通	え1480-61
覚(矢代村弥兵衛当子入上粉代金13両請取) 名主左兵	子12月28日	横切継紙・1通	え1480-62

内方・店方・産物会所混在文書

衛(印)→八田嘉右衛門様御使			
覚(矢代村弥兵衛当丑入上初代金13両請取) 名主左兵衛(印)→八田嘉右衛門様御使	丑12月29日	横切紙・1通	え1480-63
覚(矢代村弥兵衛当酉入上初代金13両請取) 名主左兵衛(印)→八田嘉右衛門様御使	酉12月27日	横切紙・1通	え1480-64
覚(矢代村弥兵衛入上初代金13両請取) *(端裏貼紙)「文化十一戌年三月 名主佐兵衛 金拾三両 利金受取書」 名主左兵衛(印)→八田嘉右衛門様御内御使中	戌12月28日	横切紙・1通	え1480-65
覚(未年田地入上金13両受取) 名主甚三郎(印)→峯村吉兵衛様	未12月27日	横切紙・1通	え1480-66
覚(金22両1分銀9匁受取) 八田嘉右衛門(印)→片岡主計殿	文政2卯年4月29日	横切継紙・1通	え1480-67
覚(元金70両元利の内金58両1分銀9匁受取) 八田嘉右衛門(印)→片岡主計殿	文化12亥年12月21日	横切継紙・1通	え1480-68
覚(元金100両丑利潤金12両他1口ノ金14両1分9匁受取) 八田嘉右衛門(印)→片岡主計殿	文化14丑年12月27日	横切継紙・1通	え1480-69
覚(当子年利分金2両1分9匁受取) 八田嘉右衛門(印)→片岡主計殿	文化13子年12月	横切継紙・1通	え1480-70
覚(金子12両受取預り置) 八田嘉右衛門(印)→片岡主計殿	子正月20日	横切紙・1通	え1480-71
覚(元金10両亥年利分金1両12匁他2口ノ金14両1分9匁請取) *(端裏書)「片岡主計殿より年来指出置候印書取戻候不用之印書候得共残」 八田嘉右衛門(印)→片岡主計殿	文化14丑年3月21日	横切紙・1通	え1480-72

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
<b>その他</b>			
譲渡申畑地証文之事(上畑高1石7斗4升地代金30両) 松木東殿御役代譲り主和吉・清野村名主民平・組頭喜平太・同断清兵衛・長百姓弥平太→紙屋町久兵衛殿	弘化2巳年10月	縦紙・1通	え 1649
質田地添証文之事(反別10町8反22分此小作640俵、代金943両3分永59文3分にて9年季質入添証文) * 写質主池田清兵衛判・立合池田清三郎判、(奥書)証人高柳貝蔵判・同断大井祖助判→金子請合証人高柳貝蔵殿・大井祖助殿	宝暦5亥年4月6日	縦継紙・1通	え 1659
覚(家作建前入用に差詰金2分借用) * (端裏貼紙)「戌十一月 金貳分 伊勢町半左衛門」 伊勢町借主半左衛門(印)・同心町受人六之丞(印)→木町太右衛門殿	享和2年戌10月	縦紙・1通	え 1661
御日延証文之御事(元利共滞金3両2分12匁、当暮迄支払い延引願) * (端裏貼紙)「金三両貳分拾貳匁 中町喜代松」 中町御借屋喜代松(印)・受人御役代金弥(印)→木町小八殿	文化12亥年8月4日	縦紙・1通	え 1663
覚(類焼にて普請家作代金12両御渡下され受取) 中町借家傳右衛門(印)→木町大屋代善五郎様	天明8申年11月	縦紙・1通	え 1686
江戸中武家町家人数并町数(町数1678丁表通家持10万8000軒余人数53万5710人、武家2億(マ)3658万309人他書上)		横切継紙・1通	え 1709
(東海道筋御手伝御入用金賦課額并に江戸中武家町家人数并に町数書上)	4月21日	折紙・2通	え 1710
(六文銭紋) * (包紙上書)「御紋本」 包紙共		横切紙・1通	え 1716
御内借金証文之御事(金15両、年1割3分にて拝借に付来る子12月中旬迄返済) 南長池村御借主又右衛門(印)・名主又左衛門(印)・組頭善兵衛(印)・長百姓義兵衛(印)・預主五藤治(印)・同吉兵衛(印)・同小左衛門(印)・小前惣代六右衛門・同宇左衛門→松本名右衛門様	文化12亥年12月	縦継紙・1通	え 1726
口上覚(悴久蔵、去冬中木町伊左衛門・嘉兵衛・善五郎巧みに引入れられ大金等損失の由、悴不埒なる儀毛頭無き旨) いせ町円七(印)→甚兵衛殿	天明2寅年7月	縦紙・1通	え 1729
口上覚(私儀去冬中木町伊左衛門に引入れられ過分の金子等損失の由、毛頭無く、伊左衛門より借金の風聞迷惑の旨) 円七悴久蔵(印)→甚兵衛殿	天明2寅年7月	縦紙・1通	え 1730
以書付御日延奉願上候(先年藩御屋鋪様よりの拝借金返済滞に付) 大岡村所團右衛門(印)→元商法方手附安川柔兵衛様・極嶋亀太郎様	(近世)申7月22日	縦紙・1通	え 1731

史料目録 第97集

信濃国埴科郡松代町八田家文書目録 (その6)

印刷発行 平成25年3月31日

発行者 人間文化研究機構 国文学研究資料館

編集 調査収集事業部

〒190-0014

東京都立川市緑町10-3

電話番号 050-5533-2900 (代)

印刷 三鈴印刷株式会社

©人間文化研究機構 禁無断複写

(本目録は国文学研究資料館史料館の『史料館所蔵史料目録』(第78集まで発行)を継続しています。)

(本文用紙は中性紙を使用しています。)